

中央教育審議会初等中等教育分科会（第154回） 配付資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/1416449_00038.htm

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

初等中等教育分科会

> 中央教育審議会初等中等教育分科会（第154回）配付資料

中央教育審議会初等中等教育分科会（第154回）配付資料

1．日時

令和8年9月1日（火曜日）16時00分～18時00分

2．場所

文部科学省（対面・WEB会議の併用）

（東京都千代田区霞が関3-2-2）

3．議題

部会の設置について

第4次学校安全の推進に関する計画の策定について

令和8年度全国学力・学習状況調査の結果等について

その他

4．配付資料

【議事次第】中央教育審議会初等中等教育分科会（第154回）(PDF:70KB)

【資料1】初等中等教育分科会における部会の設置について（案）(PDF:210KB)

【資料2-1】第4次学校安全の推進に関する計画の策定について（諮問）(PDF:280KB)

【資料2-2】第4次学校安全の推進に関する計画の策定について（概要）(PDF:266KB)

【資料2-3】学校安全の取組について (PDF:2.0MB)

【資料2-4】学校安全部会の日程（案）(PDF:201KB)

【資料3】令和8年度全国学力・学習状況調査の結果等について (PDF:3.0MB)

【参考資料1】令和9年度概算要求主要事項 (PDF:7.5MB)

【参考資料2】令和9年度概算要求のポイント (PDF:7.7MB)

【参考資料3】経済財政運営と改革の基本方針2026（主な初等中等教育関係記載の抜粋）
(PDF:406KB)

【参考資料4】日本成長戦略2026（主な初等中等教育関係記載の抜粋）(PDF:295KB)

【参考資料5】外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和7・8年度）報告書
(PDF:788KB)

【参考資料6】外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和7・8年度）報告書（概要）
(PDF:353KB)

【参考資料7】第13期中央教育審議会初等中等教育分科会 委員名簿 (PDF:234KB)

お問合せ先

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

(初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室)

[ページの先頭に戻る](#)

[文部科学省ホームページトップへ](#)

中央教育審議会初等中等教育分科会（第 154 回） 議事次第

1. 日 時 令和 8 年 9 月 1 日（火）16：00～18：00（120 分）

2. 場 所 文部科学省会議室（3F1 特別会議室）
※Zoom Webinar を用いたハイブリッド開催

3. 議 題

- （1）部会の設置について
- （2）第 4 次学校安全の推進に関する計画の策定について
- （3）令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果等について
- （4）その他

4. 配付資料

資料 1	初等中等教育分科会における部会の設置について（案）
資料 2-1	第 4 次学校安全の推進に関する計画の策定について（諮問）
資料 2-2	第 4 次学校安全の推進に関する計画の策定について（概要）
資料 2-3	学校安全の取組について
資料 2-4	学校安全部会の日程（案）
資料 3	令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果等について
参考資料 1	令和 9 年度概算要求主要事項（初等中等教育局）
参考資料 2	令和 9 年度概算要求のポイント
参考資料 3	経済財政運営と改革の基本方針 2026（主な初等中等教育関係記載の抜粋）
参考資料 4	日本成長戦略 2026（主な初等中等教育関係記載の抜粋）
参考資料 5	外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和 7・8 年度）報告書
参考資料 6	外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（令和 7・8 年度）報告書（概要）
参考資料 7	第 13 期中央教育審議会初等中等教育分科会委員名簿

初等中等教育分科会における部会の設置について（案）

平成十三年四月十九日
初等中等教育分科会
平成十五年五月二十六日改正
平成十五年十月十六日改正
平成二十三年九月六日改正
平成二十五年四月三日改正
平成二十六年八月六日改正
平成二十七年二月二十五日改正
平成二十七年十月十九日改正
平成二十九年三月六日改正
平成二十九年六月二十七日改正
平成三十一年二月二十日改正
令和元年五月八日改正
令和三年四月十九日改正
令和四年一月十四日改正
令和五年四月四日改正
令和五年五月二十四日改正
令和七年三月二十六日改正
令和七年七月二日改正
令和八年 月 日改正

中央教育審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十号）第六条、中央教育審議会運営規則（令和七年三月十七日中央教育審議会決定）第四条及び初等中等教育分科会運営規則（令和七年三月二十六日初等中等教育分科会決定）第二条に基づき、初等中等教育分科会に次の部会を設置する。

1 教育課程部会

（所掌事務）

初等中等教育の教育課程に関する重要事項を調査審議すること。

2 教員養成部会

（所掌事務）

- ① 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。
- ② 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき中央教育審

議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3 教師を取り巻く環境整備特別部会

(所掌事務)

教師を取り巻く環境整備に関する総合的な方策に関する重要事項を調査審議すること。

4 学校安全部会

(所掌事務)

学校安全の推進に関する重要事項を調査審議すること。

8 文科教第 8 6 7 号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

第4次学校安全の推進に関する計画の策定について

令和8年8月21日

文 部 科 学 大 臣 松 本 洋 平

(理由)

第4次学校安全の推進に関する計画の策定について

子供が心身ともに健やかに育つことは、全ての人々の願いです。子供の育つ環境が安全なものとして整えられ、また、子供や保護者その他全ての人々が安全な生活を送ることができるような社会を築いていくため、必要な取組を進めていかなければなりません。

学校は、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと学び、自己実現に向かうために、安全で安心な環境であり続けることが必要です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、その生涯にわたり、安全な生活を送るための基礎的な素養を身に付けていくことが求められます。

さらに、学校における家庭や地域、関係機関との連携・協働による安全に係る取組は、持続的な安全文化の構築につながる教育活動であり、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることは、学校教育の重要な目標の一つです。

こうした理念を踏まえ、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校保健安全法において「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画を策定」することが規定されています。

これに基づいて、平成24年4月に「学校安全の推進に関する計画」が、平成29年3月に「第2次学校安全の推進に関する計画」、令和4年3月に「第3次学校安全の推進に関する計画」が、閣議決定されています。

現行の「第3次学校安全の推進に関する計画」は、令和4年度から令和8年度までの5年間にわたり、国と地方公共団体が相互に連携を図り、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするための重要な指針として策定されたものです。

現行計画に基づく取組の結果、先進的な取組が進められた地域や学校がある一方、いまだ十分とは言えない地域や学校も見られます。また、現行計画策定以降、安全に関する新たな課題も生じており、策定から5年が経過するに当たり、これまでの状況を踏まえた計画の見直しが必要です。

以上のことを踏まえつつ、学校安全の推進に関する計画の改訂に向けては、計画に盛り込むべき内容として、主に次の事項を中心に御審議いただきたいと考えております。

第一に、現行計画に基づくこれまでの取組状況を踏まえ、計画策定後の社会の状況の変化等に基づき、今後改善すべき点や新たに追加すべき点について御検討をお願いします。

能登半島地震や同年の豪雨、熊本地震などの大規模災害では、学校施設に被害が生じています。さらに、教職員も被災する中で、学校の早期再開が課題となるなど、大規模災害時における被災地でのすみやかな学びの確保支援に向けた全国的な体制整備が求められています。

また、甚大な被害をもたらした東日本大震災の記憶を語り継ぎ、その経験を生かすとともに、今後発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、近年の激甚化・頻発化している豪雨などの自然災害に対応できるよう、児童生徒等の命を守るための対策や、地域と連携した実践的な防災教育の充実が喫緊の課題です。

さらに、近年は猛暑日が増加する中で、熱中症のリスクの増加が懸念されていることから、児童生徒等の安全を確保した教育活動や、災害時には避難所にもなる学校の体育館等の空調整備などが求められています。

このほか、学校への不審者侵入事件や児童生徒等が登下校中に事件・事故に巻き込まれる事案も引き続き発生しています。また、クマ等の鳥獣による被害の恐れも懸念されています。少子高齢化等の地域社会の実情を踏まえつつ、スクールガード・リーダーの配置推進など通学時をはじめ学校内外における事件・事故防止等の安全確保策の検討や、近年の道路交通法の改正等を踏まえた自転車等に関する交通安全教育の充実などについて、コミュニティ・スクールの仕組みの活用等を通じて、家庭や地域、関係機関と連携した対策を着実に実行することが求められています。

加えて、SNSに起因する犯罪被害や、性被害・性暴力への対策、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案や学校におけるサイバーセキュリティ対策など、現代的な課題への対応も必要とされています。

特に、性犯罪・性暴力対策については、児童生徒等が生命を大切にするとともに性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」が全国の学校で実施されることが求められています。

さらに、校務DXや先端技術の活用が進められており、こうした動きも踏まえ、学校の働き方改革にも配慮した効果的・効率的な安全教育と安全管理の在り方を検討することも必要です。

第二に、安全教育について、教育活動全体を通じた取組の推進と全国的な質の向上に向けた方策について、御検討をお願いします。

安全教育においては、いかなる状況下でも児童生徒等が自らの生命を守り抜くために主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを視点として、災害安全、防犯を含めた生活安全、交通安全の三領域や現代的な課題への対応を含めた安全教育を、教育活動全体を通じて効果的に行うことが求められるとともに、安

全に関する資質・能力の評価や取組の改善方策等が引き続き課題となっています。

また、地域や学校における取組に依然として差が見られることも引き続き課題となっています。安全教育に関する先進的な取組を検証し、指導方法の工夫を普及するための方策とともに、指導時間の確保や全国的な取組の質の向上を図るため、教育活動全体を通じた取組の推進にとって重要となる学校安全計画の位置付けやその内容の在り方についても検討していくことが必要です。加えて、より実践的な教育内容の充実のために必要となる学校と関係機関の連携強化を図っていくことが求められます。

さらに、現在、令和6年12月25日の「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の諮問を受け、次期学習指導要領等に向けた審議が中央教育審議会において進められております。その中では、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや社会に開かれた教育課程を持続可能な形で実現できるよう、コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化することについても検討がなされており、こうした議論を踏まえた安全教育の在り方についての検討が必要となっています。

こうした動きを踏まえながら、国、地方公共団体、学校設置者や地域がそれぞれの立場から取り組むべき施策・連携の在り方について御検討をお願いします。

第三に、安全教育や安全管理を適切に行うために必要となる組織体制の整備や、初任者・中堅・管理職等の各段階における教員研修の在り方を含む教職員の資質能力の向上方策について御検討をお願いします。

学校における安全は学校教育の大前提であり、また事件・事故、火災、自然災害は学校教育のあらゆる場面で発生し得ることを念頭に、過去に発生した痛ましい事件・事故の教訓を踏まえながら、児童生徒等の安全を着実に守るために、校外学習・部活動なども含めた全ての教育活動（移動を含む。）において、現場における学校安全の確保を徹底し、実効的で持続的なものとするのが不可欠です。そのためには、各学校における実効性のある危機管理マニュアルの整備・運用、学校安全の中核を担う教職員の配置など学校における組織体制の整備、コミュニティ・スクールの仕組みの活用やセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の取組の充実などを通じた、学校と家庭・地域、警察・消防等の関係機関等の連携の充実が必要とされています。

また、自然災害や火災、事件・事故が発生した際に、児童生徒等の命を守るためには、全ての教職員が協力し合って的確に対応しなければなりません。加えて、児童生徒等に対する安全教育の充実を図るためには、教職員自身が自然災害等の安全に関する知見等、指導すべき内容を明確に把握しておくことが重要です。

この点、令和元年度から、教職課程において学校安全について必ず修得することとされていますが、特に事故や災害時において必要となるAEDを用いた一次救命処置などに関する実習の充実が課題となっています。

さらに、現在、令和6年12月25日の「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の諮問を受け、教員養成の在り方等に関する審議が中央教育審議会において進められており、その中では、共通的に履修すべき内容等の検討がされています。

こうした議論を踏まえ、教員養成段階のみならず、初任者・中堅・管理職等の各段階における教員研修の在り方を含め、教職員の資質能力の向上方策についての検討が必要となっています。

そのほか、前述の現在審議されている次期学習指導要領等に向けた改訂の議論も踏まえながら、実効的・持続的に学校安全の取組の質を確保するための組織体制の充実及び教職員の資質能力の向上方策について御検討をお願いします。

このほか、今後の学校安全の推進を図る上で必要な取組について御検討をお願いします。

以上の点を中心に、今後の学校安全の推進施策について、基本的方針及び諸方策の御審議をお願いします。

第4次学校安全の推進に関する計画の策定について

【学校保健安全法第3条】

国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

現行計画：令和4年3月25日閣議決定（令和4～令和8年度）

「第4次学校安全の推進に関する計画の策定」について（諮問）
（令和8年8月21日 第144回中央教育審議会総会）

令和8年9月1日
第154回初等中等教育分科会
資料2-2

第4次計画策定に向けての論点（案）

現行計画期間中の取組状況の検証及び近年の災害の激甚化やSNSに起因する犯罪被害、クマ等の鳥獣被害の恐れ、事件・事故、火災等の社会の状況変化を踏まえた対応

- 東日本大震災・能登半島地震・熊本地震、近年の災害の激甚化などを踏まえた地域と連携した実践的な防災教育
- 学校内外における事件・事故防止等の安全確保策、自転車等に関する交通安全教育の一層の充実
- SNSに起因する犯罪被害や生命（いのち）の安全教育など現代的課題への対応
- 学校の働き方改革への対応、校務DXや先端技術の活用等による効果的な安全教育・安全管理の在り方

教育活動全体を通じた安全教育の取組の推進と、全国的な質の向上

- 災害安全、生活安全、交通安全の三領域や現代的課題への対応を含めた安全教育の教育活動全体を通じた効果的な実施
- 指導時間の確保や全国的な取組の質向上のための、学校安全計画の位置付けやその内容の在り方
- 実践的な教育内容充実のための、学校と関係機関の連携強化の方策
- 次期学習指導要領等に向けた議論を踏まえた安全教育推進のための具体的方策

発生した事件・事故、火災等を踏まえ、安全教育や安全管理を適切に行うための組織体制の整備や、教職員の資質・能力の向上

- 校外学習・部活動なども含めた全ての教育活動（移動を含む）における学校安全の確保の徹底
- 学校安全の中核を担う教職員の配置など学校における組織体制の整備
- コミュニティ・スクールの仕組みの活用やセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた取組の充実など、学校と家庭・地域、警察・消防等の関係機関等の連携による持続的な学校安全の確保
- 教職員の資質・能力の向上方策の充実

学校安全の取組について

総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

- 1. 校外活動における安全確保**
- 2. 部活動を含む移動時の安全確保**
- 3. 防火防災**
- 4. クマ被害防止**

1. 校外活動における安全確保

学校における校外活動の安全確保の徹底等について（抜粋）

（令和8年4月7日付け 8文科初第58号 文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長・高等教育局長通知）

- 令和8年3月16日、京都府内の高等学校における校外活動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生。
- **学校における校外活動を実施するに当たっては、事故防止等に万全の措置が必要。**事故については、現在、その詳細な調査等が進められているところだが、今後の各学校における校外活動の実施に当たり、今回の事故を受け、改めて、**安全の確保のために配慮いただきたい点や教育活動として適切に計画・実施していただくに当たって留意いただきたい点等**を以下のとおり通知。
- **学校の設置者**に対し、**本年度の学校における校外活動の実施に当たり、安全性・実施内容についての確認、必要に応じての見直し**を要請。
- **都道府県知事**に対し、**所轄の私立学校・学校法人において適切な運営がなされるよう、必要な指導・助言**を要請。

学校における校外活動時の安全の確保

- ・各学校の「危機管理マニュアル」の記載内容の点検や、必要に応じた改定
- ・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」及び同ガイドラインのチェックリストも活用しながら、**各学校の「危機管理マニュアル」に沿った学校における活動の徹底**
- ・修学旅行等においては、**利用する旅客運送の安全確保について、予め確認すること等が重要。**特に修学旅行等において船舶を利用する場合には、**海上運送法の許認可を取得した事業者を選定すべき**

旅行・集団宿泊的行事（※）における留意点

※学習指導要領上、「特別活動」の中の「学校行事」に位置づけられる修学旅行等のこと

- ・実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、内容や行程等の詳細について、**児童生徒や保護者に対して予め十分な説明の実施。**
- ・事前の実地調査などにより、行程等の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、**安全に実施するために必要十分な情報を予め確認**
- ・引率教職員は、**必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにし、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるよう配慮。**引率責任者は、計画作成の中心となり、予期しない事情の変化に際しては、日程、経路、目的地の変更や、引率教員の体制の見直し等、**臨機応変の措置を実施**
- ・関係業者を利用する場合には、**関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって安全確保を徹底。**関係業者については、**信用度等を十分に調査したうえで利用し、また、これと不明朗な関係を持つことのないよう厳に注意**
- ・実施に当たっては、**児童生徒への事前の安全指導の徹底**
- ・**学校の設置者においては、各学校に対して、旅行・集団宿泊的行事のもつ意義と留意点についての理解の徹底を図るとともに、各学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分検討し、特に、児童生徒の安全と健康の保持上無理なく適切なものとなるよう必要な指導の実施。**万一、事故等緊急の対応が必要な場合、すみやかな対応がとれる体制の整備

→ 各学校・設置者の取組状況に関し、フォローアップ依頼（令和8年6月26日付け事務連絡）

2. 部活動を含む移動時の安全確保

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ①

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生
- 事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況。両者は、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答

2. 今後の対策

- 教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要

（1）ガバナンスの徹底

- 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して適切に管理運営。学校及び交通事業者等は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡

（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にすると、適切に交通事業者等を選定
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付
- 学校、交通事業者等とともに、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ②

（3）レンタカーでの契約の在り方

- 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず^{※1}、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行
- 学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請
- レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない^{※1}

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（4）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- 学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行う
- その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底

（5）運転者の手配の在り方

- 学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等^{※2}に直接依頼し、適切に契約
- 事業者等は、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配しない
- 学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（6）教職員等の同乗について

- 学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置

（7）安全意識の啓発・研修等

- 学校の設置者は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましい
- 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努める

*部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。

学校教育等における移動手段の類型と留意事項

移動手段	学校等で使用が主に想定される場面	手配を行う者	運転者	留意事項	
				車両の手配・管理	運転者の手配・管理
貸切バス、タクシー等 A ※スクールバス(事業者所有車両)を含む	・通学 ・教育課程内の活動(修学旅行等) ・教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	・学校教職員 ・宿泊を伴う活動であれば旅行業者を通じた手配も想定(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	車両を有する事業者の運転者	・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認 ・乗車前のナンバープレートの色(いわゆる緑ナンバー)の確認 ・貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考 <貸切バス> ・運送引受書の受領(契約内容の確認) <タクシー> ・契約内容の確認	
公共ライドシェア(自家用有償旅客運送) B	同上	学校教職員(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等がスクールバス所有者を介して手配 ※自治体が運営する地域クラブが当該自治体のスクールバスを活用する場合等	自治体等の運送主体が確保した運転者	・法令に基づく登録を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認	
スクールバス(学校、設置者所有) C			・指定された教職員 ・学校または設置者が手配した運転者	・道路運送車両法による以下の義務の履行 ➢ 自動車の使用者は、日常点検整備や定期点検整備などを行う必要 ➢ 定員11～29名以下のバスを2台以上、定員30名以上のバスを1台以上所有している場合は、整備管理者の選任が必要	・道路交通法による以下の義務の履行 ➢ 適切な運転免許の保有や過労運転等の禁止等 ➢ 定員11名以上の自動車を所有しているなどの場合、安全運転管理者を選任し、運行計画の作成、点呼による運転者の疲労等の確認、アルコール検知等の実施
自家用車(教職員、同窓会、保護者会等が所有・管理する車両) D	教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	学校教職員(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	・教職員、保護者等の学校関係者 ・学校が手配した運転者 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ、保護者、指導者等	・「安全管理チェックシート」参照 ・運転者は自らの責任で手配	
レンタカー E				・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・学校が自ら借受人となってレンタカー事業者と契約 ・運転の可能性のある者の事前連絡を含む、貸渡約款の遵守 ・貸渡証の受領(契約内容の確認・運転時の携行)	・「安全管理チェックシート」参照 ・車両を貸し出す事業者に依頼して運転者を手配してもらうのは不可

※【A～E】は取りまとめ文書との対応関係

3. 防火防災

学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について（通知）

（令和 8 年 6 月 26 日 付け 8 教参学第 9 号）

- 令和 8 年 6 月 19 日に東京都北区の小学校において校舎から出火し、複数の児童及び教職員が負傷する火災が発生。
- 今般の火災の原因等の詳細については、**現在、警察及び消防による調査等が進められているが、今般の火災を受け、各学校における防火防災に係る安全点検等の実施等**について、下記のとおり求めるもの。

1. 施設・設備の点検の徹底

- 以下の法定点検を遺漏なく確実に実施すること。
 - ① 消防法に基づく消防用設備等の法定点検（6 か月に 1 回の機器点検、1 年に 1 回の総合点検）
 - ② 建築基準法に基づく、国、都道府県、建築主事を置く市町村等が所有・管理する学校の敷地、構造等に係る定期的な法定点検
 - ③ 学校保健安全法等に基づく、毎学期 1 回以上の定期的な安全点検、臨時及び日常の安全点検
- 学校における安全点検の実施に当たっては、文部科学省が示している「学校における安全点検要領」等を参考に、防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性の確認や、避難器具の点検、適正な避難経路の確保等を含めた安全管理の取組等を実施すること。

2. 防火管理の徹底、避難訓練等の実施及び実効性の確保

- 消防法により作成することとされている消防計画に基づく日常的な防火管理、消火、通報及び避難の訓練の定期的実施、消防計画の内容の確認・見直しなどにより、平時からの火災予防を徹底すること。
- 避難訓練の機会を活用し、教職員も含めて以下の点を確認・共有すること。
 - ・ 自動火災報知設備作動時の初動対応方法
 - ・ 消火器や消火栓等の消火設備及び救助袋等の避難設備の設置場所や使用方法

3. 火災事故発生時の対応

- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」で示している、火災発生初期段階における具体的な対応フローに沿って、各学校の危機管理マニュアルの記載内容を点検し、事故発生時の対応手順の明確化などの必要な改訂を行うこと。
- 危機管理マニュアルに即した対応を確実に実施するため、教職員間における十分な共通認識を図ること。

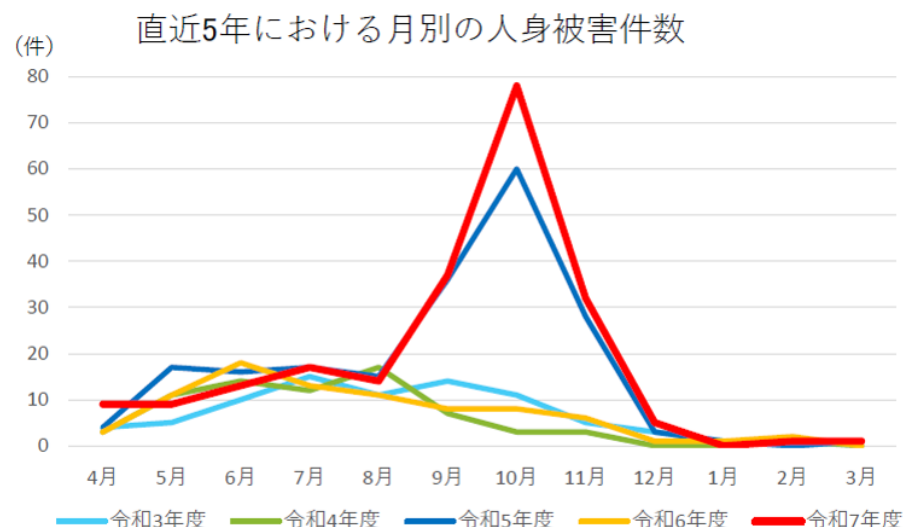
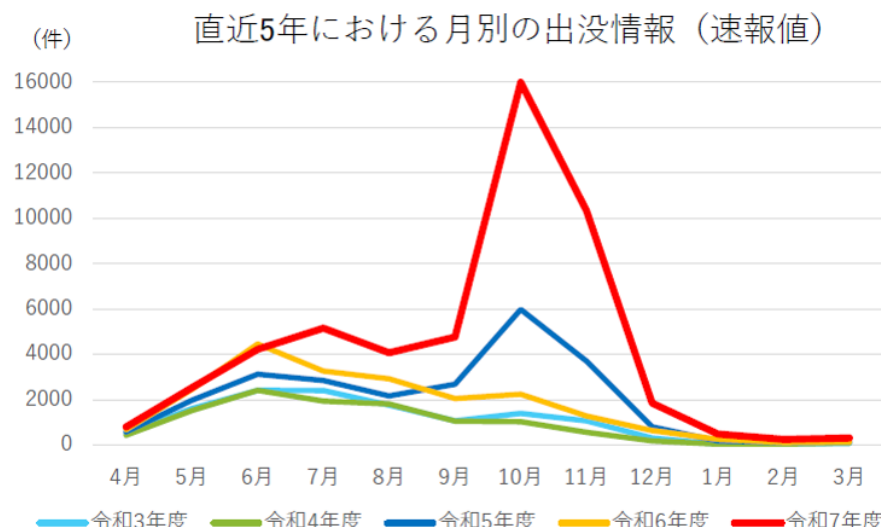
4. クマ被害防止



令和7年度のクマの出没や被害状況について

- 令和7年度は、出没情報件数、人身被害者数、死亡者数が過去最多となった。

	出没情報(速報値) (4月～3月)	人身被害件数 (4月～3月)	人身被害者数 (4月～3月)	死亡者数 (4月～3月)
令和7年度	50,776	216	238	13
令和6年度	20,513	82	85	3
令和5年度	24,348	198	219	6



※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

出典元：令和8年5月19日（火）第4回クマ被害対策等に関する関係閣僚会議より、環境省作成資料「資料1 クマ被害の現状と対策について」から抜粋

児童生徒等のクマ被害防止対策について ※児童生徒向け動画、保護者向けリーフレット

○「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、子供たちの安全確保に必要な携帯品に対する経費の補助

○児童生徒向け動画

「クマにおそわれないための3つの約束（政府広報・文部科学省・環境省）」



内容

- ① クマの生息域の確認
- ② 通学時の注意点
(声や音で人の存在をアピール、音を出して歩く、友達と大きな声を出して歩く)
- ③ 万が一クマを見つけてしまった時の対処法
(ゆっくりと後ずさりをして逃げる、防御姿勢)

○保護者向けリーフレット

「保護者のみなさまへ クマ出没時の対策を家族で確認しましょう（文部科学省・環境省）」



内容

- ① クマの生態について
- ② クマの出没情報の確認
- ③ クマに出会わないために 子供たちと確認したいポイント
- ④ もしも、クマに出会ってしまったら… 落ち着いて行動するために
- ⑤ 学校・保護者・地域の皆さまへのお願い

その他

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）（令和8年5月8日付け8教参学第1号）

校外活動等での船舶による運送利用時の安全確保の徹底について（令和8年6月30日付け事務連絡）

夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発についての協力願い（依頼）（令和8年7月1日付け事務連絡）

⇒学校安全に関する各通知等については、以下のリンク先を参照。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1339094.htm

学校安全部会の日程（案）

	開催予定日時	議題
第 1 回	令和 8 年 9 月 9 日 (水) 15 : 00～18 : 00	部会長等の選任、学校安全部会の運営等について 諮問内容説明、安全管理の現状と課題（総論）等
第 2 回	令和 8 年 9 月 25 日 (金) 13 : 00～15 : 00	官民連携の取組（CSやDXの活用）等
第 3 回	令和 8 年 10 月 19 日 (月) 15 : 00～18 : 00	実践的・体験型の安全教育の推進（防災、交通）等
第 4 回	令和 8 年 10 月 29 日 (木) 15 : 00～18 : 00	校内組織体制の充実、教職員の能力向上、子供の意見 等
第 5 回	令和 8 年 12 月 3 日 (木) 10 : 00～12 : 00	答申素案
第 6 回	令和 9 年 1 月 28 日 (木) 10 : 00～12 : 00	答申案

※ 令和 9 年 3 月までに、パブリックコメントを経たうえで第 4 次計画の閣議決定

※ 今後、予定が変更になる可能性があります。

令和 8 年度全国学力・学習状況調査 の結果等について

文部科学省 総合教育政策局
参事官（調査企画担当）付 学力調査室

令和8年度全国学力・学習状況調査の結果（概要）のポイント

1 令和8年度全国学力・学習状況調査の概要



令和8年8月
文部科学省・国立教育政策研究所

調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

全国的な児童生徒の学力や
学習状況を把握・分析し、
教育施策の成果と課題を検証し、
その改善を図る

学校における児童生徒への
学習指導の充実や
学習状況の改善等に
役立てる



そのような取組を通じて、
教育に関する継続的な
検証改善サイクルを
確立する



調査概要

調査実施日	令和8年4月20日(月)～5月29日(金)
調査対象	小学校6年生、中学校3年生
調査事項	①児童生徒：教科調査〔国語、算数・数学、 英語（中学校のみ） 〕 / 質問調査 ※令和5年度以来の実施 ②学 校：質問調査
調査問題	・学習指導要領で育成を目指す、知識及び技能や思考力、判断力、表現力等を問う問題を出题 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善のメッセージを発信
今年度の調査の特徴	・中学校・英語（4技能「聞くこと」「読むこと」「書くこと」「話すこと」）の全面CBT（Computer Based Testing）化 ※「話すこと」調査のみ令和5年度もCBTで実施 ・小学校・児童質問でのランダム方式の導入

結果公表スケジュール

- 結果公表①【7/16】
（正答率・IRTバンド分布などの全国平均）
- 結果公表②【8/31】
（全国データに基づく分析結果）
- 結果公表③【9/30】
（都道府県・指定都市別データに基づく分析結果）

全国（国公私）の 平均正答数（率）・ 平均IRTスコア

※中学校英語はCBTで実施し、IRT（項目反応理論）に基づき、500を基準に算出したIRTスコアで結果を表示。IRTスコアは、「聞くこと・読むこと・書くこと・話すこと」の英語4技能を統合したもので、「話すこと」の当日実施校500校分のデータに基づいて全国値を算出。各学校には、「聞くこと・読むこと・書くこと」の3技能を統合したIRTスコアを返却。

小学校				中学校						
国語		算数		国語		数学		英語 4 技能		(参考) 英語 3 技能
7.9/13 問 (61.1%)		9.1/16 問 (56.6%)		9.6/15 問 (64.2%)		9.2/16 問 (57.4%)		499		502
男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	—
57.7%	65.2%	58.3%	55.5%	60.7%	68.6%	57.0%	58.9%	490	510	

令和8年度全国学力・学習状況調査におけるCBT調査の実施状況（中学校英語）

（１）学校単位の実施状況

	中学校英語を実施した学校数		中学校英語を実施しなかった学校数（※）			計
	調査実施日に調査を実施し、完了した学校数	後日実施を行い、完了した学校数	ネットワーク・端末の理由	準備面の理由	その他	
英語「聞くこと・読むこと・書くこと」	9,349校 (98.0%)	156校 (1.6%)	0校 (0%)	1校 (0.01%)	29校 (0.3%)	9,535校
英語「話すこと」	9,461校 (99.5%)		0校 (0%)	1校 (0.01%)	42校 (0.4%)	9,504校

※ 実施しなかった理由

◆ 準備面の理由：MEXCBTの登録申請が遅れた

◆ その他：対象生徒の体調不良等

（２）生徒単位の実施状況

	調査実施日に調査を実施し、完了した生徒数	後日実施を行い、完了した生徒数	計 (調査完了生徒総数)
英語「聞くこと・読むこと・書くこと」	861,464人	15,065人	876,529人
英語「話すこと」			863,794人(※)
(参考) 中学校国語	864,717人	15,500人	880,217人
(参考) 中学校数学	865,360人	15,458人	880,818人

※ 英語「話すこと」は、当日実施校(46,645人)と期間内実施校(817,149人)の実施人数の総数。

（３）配慮版プログラムの使用状況

	拡大文字問題プログラム	点字問題冊子	代筆解答プログラム	時間延長プログラム	ルビ振り問題プログラム	スクリプト表示プログラム
英語「聞くこと」	644人	23人		177人	11,651人	
英語「読むこと・書くこと」	725人	23人		119人	12,441人	
英語「話すこと」	294人	21人	16人		9,331人	96人



- 文章を引用して、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することに課題が見られた。
- 文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えを確かなものにすることに課題が見られた。

→自分の考えを伝える際に、考えと根拠を区別して表現することを意識させることが重要。

小学校国語 大問 2 四

引用して、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができるかどうかをみる問題

【花山さんの文章の続き】

4 すずしく過ごせる衣服の色は何色か

「色の効果」という本には、「青は海や水を連想させ、すずしうに見える。」と書かれている。青や水色などひんやりとしたイメージのある色の服を着ることで、長そででもすずしく過ごすことができそうだ。

また、

【集めた情報】

本の題名	本文の一部
色の効果	青は海や水を連想させ、すずしうに見える。白は雪の色であり、冷たい印象がある。赤があたたかく感じられるのは、太陽や火を連想させるからだ。
生活と太陽	白は熱や光を反しやすいため、熱くなりにくい。一方、黒は熱や光をきゅうしゅうし、熱くなりやすい。
夏のくらし方	白やうすい青はさわやかに見え、すずしく感じます。さらに、着ている人だけでなく、周りの人にもすずしさを感じさせます。

【花山さんの文章の続き】の空欄に入る内容を、【集めた情報】から抜き出して考えが伝わるように書く。

条件①【集めた情報】の中から、本の題名と本文の一部の内容を選んで、抜き出して書いている。

条件②抜き出した本の題名と本文の一部の内容はかぎっこ（「」）でくくっている。

条件③抜き出した内容をもとに、すずしく過ごせる衣服の色について考えたことを書いている。

条件④ 140字以内にまとめて書いている。

正答例

（正答率
33.6%）

○「生活と太陽」という本には、「白は熱や光を反しやすいため、熱くなりやすい。」と書かれている。特に強い日差しが照りつけるえん天下では、黒い服より白い服を着る方が、すずしく過ごすことができそうだ。

誤答例

条件③は満たしているが、①②を満たしていないもの …29.1%
●白は雪の色であり、冷たい印象がある。また、白色や青色の衣服は着ている人だけでなく、周りの人にもすずしさを感じさせることができる。



本文の一部を引用して書けたが、引用した部分と自分の考えとの関係を明確にし、区別して書くことができなかった児童がいた。

中学校国語 大問 4 四

文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えを確かなものにすることができるかどうかをみる問題

二つの例文を比べながら、擬態語「きっぱり」が表している具体的な様子と擬態語の効果を書く。

【例文2】（擬態語を使った例文）
生徒はきっぱりと言った。
「いいえ、たくさん練習してきたから大丈夫です。」

【例文1】（擬態語を使っていない例文）
生徒は言った。
「いいえ、たくさん練習してきたから大丈夫です。」



条件①〈例文2〉の擬態語「きっぱり」がどのような様子を表しているかを具体的に書いている。

条件②「きっぱり」について考えたことを踏まえて、擬態語の効果について、本文中の言葉を使って書いている。

正答例

（正答率
39.3%）

○「きっぱり」は、生徒が先生に向かって、自信を持って力強く言い切っている様子を表している。このように、擬態語は話している様子の包括的なイメージを表現することができる。

誤答例

条件①は満たしているが、②を満たしていないもの …35.1%
●「きっぱり」という擬態語をつかうことによって生徒がたくさん練習をしてきて、発表に自信があるように感じさせる効果がある。



擬態語の効果について自分の考えを述べようとしているものの、本文やそこから得た理解に基づく記述が不十分な生徒がいた。

2 教科に関する調査結果（算数・数学）

R8



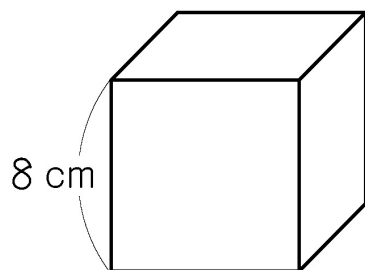
- 立方体の体積の求め方の理解や、基準量、比較量、割合の関係を正しく捉えることに課題が見られた。
- 2直線が平行になる条件の理解に課題が見られた。

→図形の指導において具体的な活用場面を通じて理解を深めることや、量と割合の違いについて図で表現するなどしながら理解を深めることが重要。

小学校算数 大問 1 (1)

立方体の体積の計算による求め方について理解しているかどうかをみる問題

1 辺が 8 cm の立方体の体積を求める式を書く。



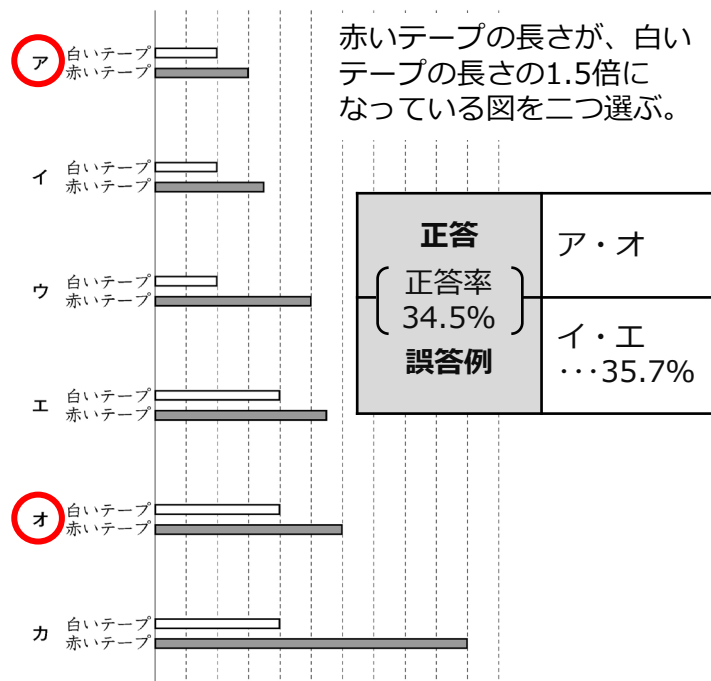
正答 (正答率 72.9%)	$8 \times 8 \times 8$
誤答例	$8 \times 8 \dots 10.2\%$ $8 \times 6, 8 \times 3 \dots 5.5\%$



立方体の全ての辺が等しいことは理解しているが、誤って正方形の面積の公式を用いている児童や、立方体の特徴を体積の求め方に結び付けることができていない児童がいた。

小学校算数 大問 2 (4)

基準量、比較量、割合の関係が正しく表されている図を選ぶことができるかどうかをみる問題



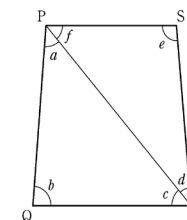
基準量の1.5倍に当たる量を、基準量より1.5目盛り分多い量であると誤って捉えていると考えられる児童がいた。

中学校数学 大問 3

2直線が平行になるための条件を理解しているかどうかをみる問題

四角形PQRSにおいて、 $PS \parallel QR$ を示すための根拠となる二つの角を書く。

③ 下の図は、四角形PQRSに対角線PRをひいたものです。



上の図において、 $\angle a$ から $\angle f$ までの6つの角のうち、ある2つの角の大きさが等しければ、 $PS \parallel QR$ であるといえます。その2つの角を書きなさい。

正答 (正答率 49.6%)	$\angle c$ と $\angle f$ を解答しているもの
誤答例	① $\angle b$ と $\angle e$ を解答しているもの … 24.2% ② $\angle a$ と $\angle d$ 、 $\angle b$ と $\angle e$ などの対応関係にはない二つの角を解答しているもの … 20.3%



2直線が平行になるための条件を理解し、2直線が平行であるかどうかを判断する際に着目すべき二つの角を見いだすことに課題がある生徒がいた。

2 教科に関する調査結果（英語）



R8

- 社会的な話題に関して読んだことについて、自分の考えを書くことはできているが、その理由を書くことに課題が見られた。
- 日常的な話題について、自分がしたいことを話すことはできているが、その理由を話すことに課題が見られた。

→自分の考えを書いたり話したりする際に、読み手や聞き手に伝わるよう、理由を示すことを意識させることが重要。

中学校英語 問10 (2)

社会的な話題に関して読んだことについて、考えとその理由を書く問題

インターネットの使用に関して読んだことについて、考えとその理由を書く。

Today, many junior high school students use the internet to play games. However, I think we should use the internet for learning more often because it is useful. For example, there are many good videos for learning English. They are easy to understand. Also, there are many good dictionaries on the internet. We can find the meaning of an English word quickly.

Do you think my opinion is good?

Do you think my opinion is good?
あなたの考え

なぜそう考えるのか

正答の
条件
・
正答例

正答率
28.4 %

条件①：書き手の意見に対する自分の考えを書いている。
条件②：①の理由を書いている。
I agree with you.
I often use the internet to study English.

誤答例

条件①は満たしているが、②を満たしていないもの …43.6%
I think your opinion is good.
I think students will find is very good. (文構造の誤り)



自分の考えを書くことはできているが、その理由を書くことに課題がある生徒がいた。

中学校英語 問16

日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、まとまりのある内容を話す問題

留学生と仲良くなるために、一緒にしたいことを1つ取り上げ、その理由を話す。



正答の条件
・
正答例

正答率
53.5 %

条件①：留学生と一緒にしたいことを1つ取り上げて話している。
条件②：①の理由を話している。
I want to play tennis with Ming because it is fun for me to play tennis.

誤答例

条件①は満たしているが、②を満たしていないもの …16.8%
I want to play Karuta with Ming because it can learn Japanese culture and it is very enjoy. (主語、文構造の誤り)



留学生と一緒にしたいことを話すことはできているが、その理由を話すことに課題がある生徒がいた。

(参考) 平成31年度の調査問題

次の内容を英語で話す。
〔正答率 45.9%〕



話してほしい内容

(①, ②のどちらも話してください)

- ①あなたの将来の夢、または、将来やってみたいこと
- ②その実現のために頑張っていること、やるべきこと

日常的な話題について、自分の考えや気持ちなどを整理して、英語で話すことに、引き続き課題が見られた。

3 質問調査結果（児童生徒、学校）①



※グラフはその他、無回答を除いているため、合計しても100%に満たない場合がある。

※ 内の数値は相関係数

R8

学習指導要領の趣旨を踏まえた取組

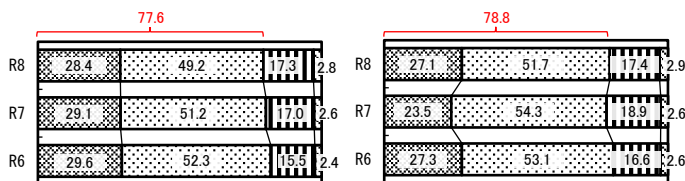
- ◆ 昨年度までと同様、約80%の児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」に取り組んだと考えている。

課題の解決に向けて自分から取り組んだ

■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる
■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない

小学校

中学校

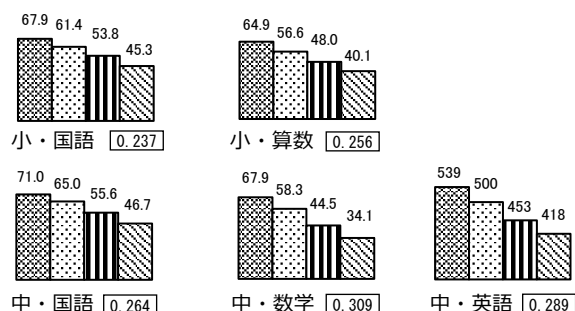


- ◆ 「主体的・対話的で深い学び」に取り組んだと考える児童生徒ほど、各教科の正答率・スコアが高い傾向。

課題の解決に向けて自分から取り組んだ

■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる
■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない

選択肢ごとの平均正答率・スコア



※「課題の解決に向けて自分から取り組んだ」以外の「主体的・対話的で深い学び」に関する回答でも同様の傾向。

ICT機器の活用

- ◆ 約90%の児童生徒が、ICT機器を活用することで「楽しみながら学習を進めることができる」「友達と協力しながら学習を進めることができる」と考えている。

■ そう思う ■ どちらかといえば、そう思う
■ どちらかといえば、そう思わない ■ そう思わない

楽しみながら学習を進めることができる

小学校

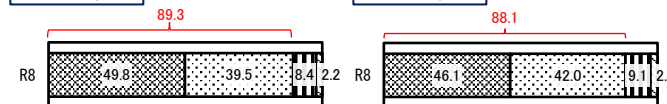
中学校



友達と協力しながら学習を進めることができる

小学校

中学校



- ◆ ICT機器やインターネットについて、ルールやマナーを守って活用できる児童生徒ほど、いじめはどんな理由があってもいけないことだという意識が高い。

「ICTのルールやマナーを守って活用している」×「いじめはどんな理由があってもいけない」

■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる
■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない

小学校

中学校

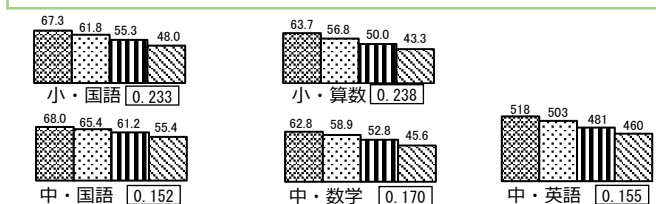


- ◆ ICT機器を活用する自信がある児童生徒ほど、各教科の正答率・スコアが高い傾向が見られる。

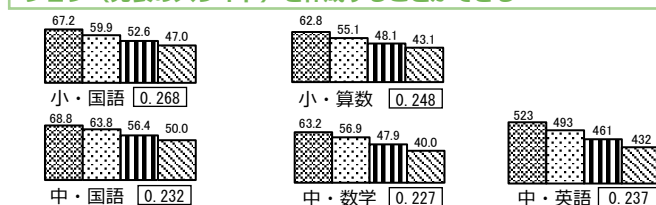
■ そう思う ■ どちらかといえば、そう思う
■ どちらかといえば、そう思わない ■ そう思わない

タブレットなどのICT機器を使って情報を整理する（図、表、グラフ、思考ツールなどを使ってまとめる）ことができる

選択肢ごとの平均正答率・スコア



タブレットなどのICT機器を使って学校での活動でプレゼンテーション（発表のスライド）を作成することができる



※「タブレットなどのICT機器で文章を作成することができる」、「インターネットを使って情報を収集することができる」に関する回答でも同様の傾向。

学校外での過ごし方

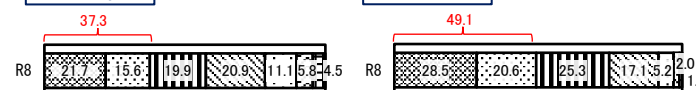
- ◆ SNSや動画視聴等の利用時間が長い児童生徒ほど、各教科の正答率・スコアが低い傾向が見られる。

平日、1日当たりのスマートフォン等でのSNSや動画視聴時間

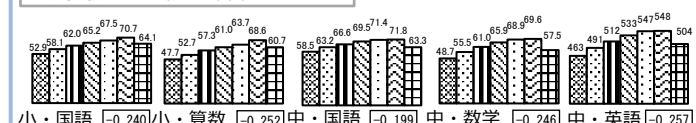
■ 4時間以上 ■ 3時間以上、4時間より少ない ■ 2時間以上、3時間より少ない
■ 1時間以上、2時間より少ない ■ 30分以上、1時間より少ない ■ 30分より少ない
■ スマートフォン等を持っていない ※相関係数は「スマートフォン等を持っていない」回答を除外して算出

小学校

中学校



選択肢ごとの平均正答率・スコア



※中学校英語はCBTで実施し、英語4技能のIRTスコアにより結果を表示している。

3 質問調査結果（児童生徒、学校）②

※グラフはその他、無回答を除いているため、合計しても100%に満たない場合がある。

※ 内の数値は相関係数

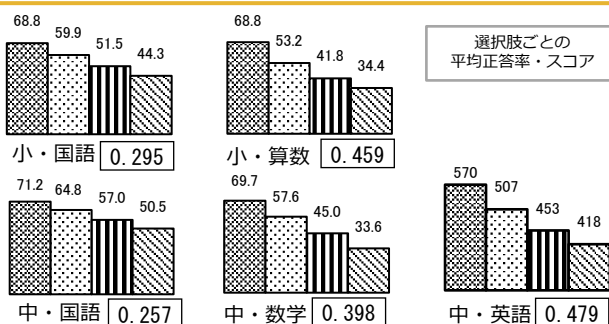
R8

各教科への興味・関心、理解度

- ◆ 「授業の内容がよく分かる」と回答した児童生徒ほど各教科の正答率・スコアが高い傾向。

授業の内容がよく分かる

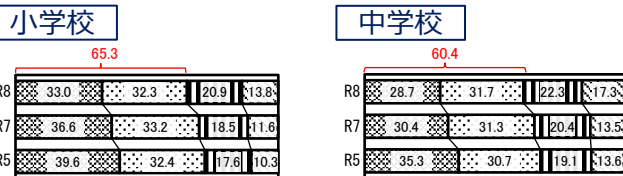
■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる
■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない



- ◆ 「読書は好き」と回答した児童生徒ほど各教科の正答率・スコアが高い傾向。

読書は好き

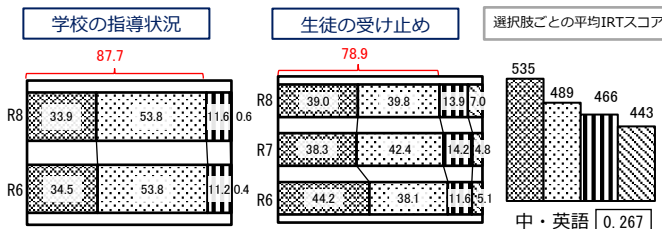
■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる
■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない



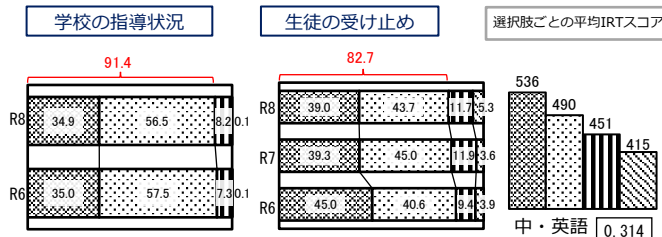
- ◆ 中学校英語の授業において、言語活動に取り組んでいると受け止めている生徒の方がスコアが高い傾向が見られる。

■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる
■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない

スピーチやプレゼンテーションなど、まとまった内容を英語で発表する活動が行われていた



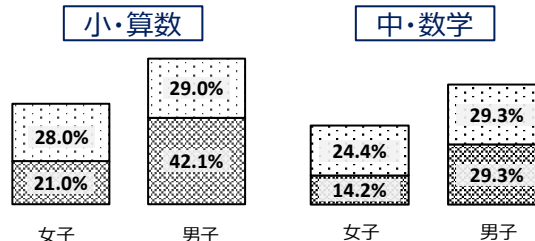
自分の考えや気持ちなどを英語で書く活動が行われていた



- ◆ 算数・数学の平均正答率に大きな男女差は見られない一方、「得意」と考える割合は、男子の方が女子より高い。

算数〔数学〕の勉強は得意だ

■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる



ウェルビーイング

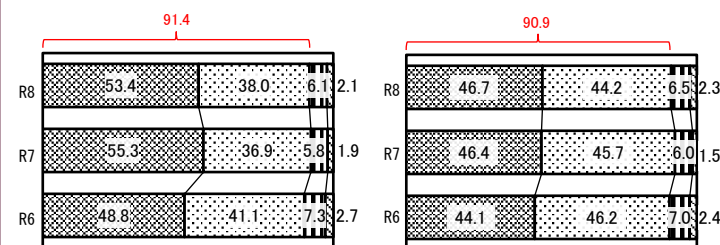
- ◆ 「先生は、あなたのよいところを認めてくれる」と回答した児童生徒ほど、学級で人と違う意見を言っても否定されないと考えている。

先生は、あなたのよいところを認めてくれる

■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる
■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない

小学校

中学校



「先生は、あなたのよいところを認めてくれる」×「学級では人と違う意見を言っても否定されない」

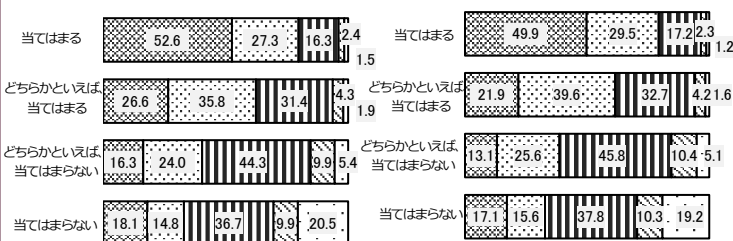
■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる
■ どちらともいえない ■ どちらかといえば、当てはまらない
■ 当てはまらない

小学校

0.316

中学校

0.331



※中学校英語はCBTで実施し、英語4技能のIRTスコアにより結果を表示している。

1

学習指導要領の着実な実施・改訂に向けた検討

- **主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善**
 - ・ 学習指導要領の趣旨・内容の周知・徹底のため、全国の都道府県等教育委員会の指導主事等を対象とした協議会を実施。
 - ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた全国の授業づくりの好事例を収集・分析し、サポートマガジン「みるみる」として公表。引き続き、事例普及に取り組む。
- **指導改善に資する情報提供等（国立教育政策研究所）**
 - ・ 報告書（授業アイデア例を含む）を作成し、国立教育政策研究所のWebサイトに掲載（教育委員会や学校等で学習指導の改善・充実を図る際に活用）。
 - ・ IRTに基づく結果の活用方法について動画資料等で発信。児童生徒の理解の状況に応じた指導について、報告書で解説。
 - ・ 全国説明会（各教育委員会、教員養成大学等対象）を開催し、学習指導の改善・充実のポイントを解説（令和8年8月19日・20日オンライン開催）。
 - ・ オンラインなども活用し、学力調査官等による教育委員会や学校への指導・助言を実施。
- **学習指導の充実**
 - ・ 今回明らかになった課題の解決に資するデジタル技術の活用方法について発信を実施。
 - ・ 英語において、練習量の増加や英語を学ぶ動機付けの強化等の観点から、AIを活用した英語教育の実証事業を実施。
 - ・ 児童等に、学校外での自身の興味・関心に沿って楽しく利用できる学習コンテンツ（「たのしくまなび隊」など）について周知。
- **次期学習指導要領に向けた中央教育審議会における検討**
 - ・ 経済的に困難な背景のある子供たちを含め、子供たち一人一人が必要な資質・能力を育成できるよう、各教科等の改善や柔軟な教育課程編成の在り方について、次期学習指導要領に向けた検討を行う。

2

GIGAスクール構想の更なる取組の推進

- **学校のICT環境整備の推進**
 - ・ 共同調達スキームの下での端末の着実な更新や、学校におけるネットワーク環境の改善等を推進、都道府県域内で共同調達・共同利用を前提とした次世代校務DX環境の整備を加速。
- **学校のICT環境を活用した取組**
 - ・ 次期学習指導要領を見据えた情報活用能力の抜本的な向上のための教材開発。
 - ・ ICT活用のための研修コンテンツの提供やGIGA StuDX推進チームによる研修の実施。
 - ・ 学校DX戦略アドバイザーによる相談体制の構築、支援。
 - ・ 生成AIガイドラインの策定・改定、生成AIパイロット校による好事例の創出・普及。
 - ・ 紙・デジタルそれぞれの良さを取り入れた教科書の推進。

3

児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ・ 道徳教育や特別活動、体験活動、生徒指導など学校教育活動全体を通じて児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組を推進。
- ・ 読書の推進について、発達段階に応じた読書活動の先導的なモデル事業や、学校等における子供の読書活動を推進するための優れた取組の表彰を実施。

4

アンコンシャスバイアスの解消に向けた取組の推進

- ・ 女子中高生と研究者等の交流機会の提供、シンポジウムや出前授業などの取組を、地域や企業等と連携して実施する大学等の支援を実施。

5

児童生徒の学習習慣・生活習慣の確立

- **テレビゲームやスマートフォンの使用**
 - ・ 文部科学省情報モラルポータルサイトにおいて、児童生徒向けの情報モラルに関する動画教材を提供するとともに、教職員等を対象としたオンライン研修会を開催。
 - ・ こども家庭庁をはじめとした関係省庁と連携し、青少年インターネット環境整備基本計画に基づき、利用時間に関する「親子のルールづくり」の推奨など、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動等を推進。
- **学習支援**
 - ・ 教員OBや大学生などの地域住民の協力を得て行う、中学生・高校生等を対象とした放課後等の学習支援活動（地域未来塾）について補助を実施。

6

支援を必要とする児童生徒の支援策の充実

- ・ CBTの特徴をいかし、不登校児童生徒、障害のある児童生徒、外国人児童生徒等がそれぞれの状況に応じて柔軟に調査に参加し、支援の充実につなげる形で活用。
- ・ 1人1台端末を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見・支援を推進するとともに、ICTを活用した学習も含め、不登校児童生徒が行った学習の成果を成績に反映することができることを法令上明確化し、制度の更なる活用促進のため、リーフレットを作成・周知。

7

教師を取り巻く環境整備

- **指導体制の充実**
 - ・ 中学校35人学級化、小学校高学年及び中学年での教科担任制の拡充、中学校生徒指導担当教師の配置拡充、貧困等個々の学校が抱える課題への対応等、学校の指導・運営体制の充実。
 - ・ 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するため、教師人材の質の向上と入職経路の拡幅の観点から、教師の養成・採用・研修における必要な改革について、中央教育審議会の審議の中で検討。
- **子供と向き合う時間の確保**
 - ・ 教師が教師でなければできない仕事に集中することができるよう、学校における働き方改革の更なる加速化や、教員業務支援員などの支援スタッフの配置充実。
 - ・ コミュニティ・スクールを活用した働き方改革に係る取組の充実。
- **児童生徒・教職員のウェルビーイングの向上に資する学校施設の整備**
 - ・ 学校施設整備への支援及び情報共有プラットフォームや事例集の周知を通じた好事例の横展開等による、児童生徒や教職員が居心地の良さ等を感じられる学校施設整備の推進。
- **校務DXの推進**
 - ・ 教職員の事務負担の軽減や効率的で柔軟な働き方の実現、データ活用・データ連携等を通じた教育活動の高度化に向けて、次世代校務DX環境の整備への支援を加速。

8

調査結果の活用、次回以降の調査の検討

- **教育委員会等における分析活用の推進**
 - ・ 教育委員会等が課題意識に応じて調査結果を簡便に分析・活用可能な「分析ツール」の開発・提供。都道府県・指定都市ごとに多面的に分析し結果返却。
- **調査の充実に向けた検討**
 - ・ 令和9年度から全教科においてCBT化を着実に実施。
 - ・ 技術進展等も踏まえつつ、きめ細かな分析・返却や結果返却の更なる早期化を検討。
- **集計結果データの貸与**
 - ・ 大学等の研究者による多様な学術研究の分析等を促進するため、個票データ等の貸与を実施。

CBTやIRTの導入による悉皆調査の改善

(1) 悉皆調査においてCBTを活用する意義

①ビッグデータとしての蓄積

- 現行では記述式問題の解答データはスキャンによりデータ化して処理しているが、CBT化により、初めから機械可読かつ軽量のデータとして収集できる。

②身に付けた力の多面的な測定

- マルチメディア（動画、音声等）や様々なツール（表計算機能等）の利用など、多様な方法での出題・解答が可能となり、英語の「話す」力や、ICTを活用した授業や理科の観察・実験などで児童生徒がICTを活用した授業で身に付けた力を、より多面的に測定できる。
- 学校において何らかの配慮を要する児童生徒や不登校等の状況にある児童生徒への柔軟な対応を拡大できる。

③負担軽減（電子データでの問題・解答の配信回収）

- 印刷、配送、回収に要する経費や環境負荷の削減。
- 調査問題の厳重な保管などの学校の負担の軽減。
- 児童生徒数の増減への柔軟な対応が可能になる。
- 自動採点の導入が可能になり、より効率的な採点を実現。

④多様な学び方に柔軟に対応

- 学校外での実施ができるようになることにより、不登校等の児童生徒についても、それぞれの状況に応じて、寄り添った調査が可能になる。

(2) 悉皆調査において項目反応理論（IRT）を活用する意義

①調査日の複数設定、各児童生徒が異なる問題を解く設計を可能とする。

- 複数の問題セットによる調査とIRTの導入による集計・分析により、調査を異なる日時に実施しても同じ条件での実施とみなすことが可能。

※ネットワーク等のトラブルを回避するために、日程・時間帯の分散が必要。

②各児童生徒が異なる問題を解く設計にできることにより、今まで以上に多くの問題を使用し、幅広い領域・内容等での調査が可能になる。

- IRTを活用することで、異なる調査問題に解答した学校や児童生徒同士の結果を比較できるため、一度の調査で幅広く出題することが可能になり、得られるデータの幅が広がる。
- 教委・学校や児童生徒にもより細やかなフィードバックが可能。

※CBT導入により、複数の問題セットを児童生徒ごとに割り当てることも容易になる。

③学力の経時変化を各教育委員会・学校でも把握できる。

- 問題を一部非公開とし、次年度以降も出題する設計により、各教育委員会・学校でも年度をまたいで児童生徒の学力を比較可能。

CBTやIRTの導入により、悉皆調査の活用可能性が広がる

国における活用の充実

全国的な学力・学習状況をより精緻に把握し、教育施策の検証・改善を一層充実することができる。

教育委員会・学校における活用の充実

自治体の傾向や経年変化がより細やかに分かるようになり、授業改善や教員研修等を充実させることができる。

自治体独自の学力調査との連携

独自の調査を実施する自治体が、国の調査と連携させて学習状況を把握しようとするような場合に、どのような支援を行う二ーズがあると考えられるか検討する。

今後のCBT化の工程表（案）

			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
教科調査 (悉皆)	小学校	国語	PBT	PBT	PBT	PBT	PBT	PBT サンプル問題 による準備	CBT	
		算数	PBT	PBT	PBT	PBT	PBT	PBT		
		理科		PBT			PBT		サンプル問題 による準備	CBT
	中学校	国語	PBT	PBT	PBT	PBT	PBT	PBT サンプル問題 による準備	CBT	
		数学	PBT	PBT	PBT	PBT	PBT	PBT		
		理科		PBT		サンプル 問題に よる準備	CBT			CBT
		英語			「話すこと」 をMEXCBT で実施		サンプル問題 による準備	CBT		
	質問調査 (悉皆)	児童生徒		小規模実施 (約1万人)	中規模実施 (約20万人)	大規模実施 (約80万人)	令和6年度より全面オンライン方式に移行済			
学校		平成28年度よりオンライン方式に移行済								
経年変化分析調査 (抽出)			PBT			PBT CBT			PBT CBT	

※調査設計や出題、結果返却については、全国学力・学習状況調査の目的を今後より確実に達成する観点から、不断の見直しを続けていく。

令和9年度全国学力・学習状況調査について（予定）

1. 調査内容

本体調査（悉皆）	・教科に関する調査（国語、算数・数学） ・質問調査（児童生徒質問調査、学校質問調査）
経年変化分析調査（抽出）	・教科に関する調査（国語、算数・数学、英語）
保護者に対する調査（抽出）	・児童生徒の家庭状況、教育に関する考え方等に関する質問調査

2. 本体調査の調査事項・日程

	調査事項	方式	日程	
			通常実施	後日実施
教科調査	(小) 国語・算数	オンライン (MEXCBT)	4/20 (火) ～23 (金) 予備日： 4/26 (月) ～28 (水)	4/30 (金) ～ 5/10 (月) (学校外でオンライン実施可)
	(中) 国語・数学		4/13 (火) ～16 (金) 予備日： 4/19 (月) ～21 (水)	4/22 (木) ～ 5/10 (月) (学校外でオンライン実施可)
質問調査	(小) 児童質問 (生活習慣、学習環境等)	オンライン (MEXCBT)	4/20 (火) ～ 5/10 (月)	調査実施日翌日～5/10 (月) (学校外でオンライン実施可)
	(中) 生徒質問 (")		4/13 (火) ～ 4/30 (金)	
	学校質問 (指導方法、条件整備状況等)	オンライン	4/ 1 (木) ～ 4/23 (金)	

※ 後日実施の期間は、登校困難、欠席、技術的トラブル等の事情に応じ、**学校外（自宅、病院、教育支援センター等）**でオンライン実施可。

全国学力・学習状況調査のCBT化により、学校外からも参加できます

この資料は、全国学力・学習状況調査へのCBT方式の導入によって拡大する、学校外での調査実施に関するものです。
本資料の内容を、教育支援センター等の関係者に共有いただくと幸いです。

- 全国学力・学習状況調査では、端末・ネットワークを用いるCBT（Computer-based Testing）方式を順次導入しています。
- 令和8年度調査では、中学校英語、小・中学校児童生徒質問調査を、CBTで実施しました。
- **令和9年度調査からは、小学校・中学校の全教科をCBTで実施**します。
- 一人一台端末の活用により、電子データにより問題・解答を配信・回収することが可能となるため、CBTで実施する調査は、学校での実施が困難な児童生徒に対して、**自宅、病院、教育支援センター等、学校外において後日実施することも可能**です。

CBT化の工程表

		令和8年度	令和9年度	令和10年度
小学校	国語	PBT		
	算数	サンプル問題	CBT	
	理科		サンプル問題	CBT
中学校	国語	PBT		
	数学	サンプル問題	CBT	
	理科			CBT
	英語	CBT		

児童生徒がそれぞれの状況に応じて柔軟に調査に参加することができるよう、
教育委員会・学校と保護者・病院・教育支援センター等で連携いただけますよう、お願いします。

令和9年度調査や全国学力・学習状況調査のCBT化の詳細については、下記サイトから御確認いただけます。

- 令和9年度の調査実施について（主な通知・事務連絡を随時掲載）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/zenkoku/1417152_00017.htm
- 今後の全国学力・学習状況調査(悉皆調査)のCBTでの実施について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/1421443_00005.htm

參考資料

2. 令和 8 年度調査結果の活用及び取扱いについて

(1) 調査結果の活用

各教育委員会・学校等においては、令和 8 年度調査実施要領 7. (5) に基づき、調査結果を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。また、学校における学習指導の充実や学習状況の改善に役立てること。

なお、調査結果の分析に当たっては、教科調査の平均正答数、平均正答率、平均IRTスコアのみならず、個々の問題や領域等に着目して学習指導上の課題を把握・分析したり、学習指導要領の趣旨を踏まえた取組、ICT機器の活用、教科に関する意識や学習活動等に係る質問調査の結果と合わせて総合的に分析、評価したりすることを通じて、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることが重要であること。

(2) 調査結果の取扱いに関する留意事項

調査結果の取扱いについては、令和 8 年度調査実施要領 7. と「令和 8 年度全国学力・学習状況調査における結果の提供及び公表日等について」(令和 8 年 6 月 10 日付け事務連絡)に基づき、適切に行うこと。

特に、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること。

3. 調査結果を踏まえた教育委員会における取組の推進について

各教育委員会においては、調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、改善計画等の作成を行うことなどにより、域内の教育や教育施策の改善に向けて総合的かつ計画的な取組を進めること。

具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

- ①調査結果において課題の見られた点を中心に、各学校における教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るための研修等を適切に実施すること。その際、今回、IRTに基づいて示した中学校英語の結果に関する資料（IRTバンドの分布、G-P分析図（Good-Poor Analysis）等）を含め、別添2に示した各種資料等も積極的に活用すること。また、調査結果の分析・検証の結果については、教育委員会全体で共有し、小・中・高等学校全体を通じて資質・能力を育成するため、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。
- ②学校における具体的な改善の計画や取組に対し、学校の状況に応じて、必要な指導、助言や支援等を行うとともに、首長部局等と連携を図り、児童生徒の学習環境の充実・支援に取り組むこと。その際、特に課題が見られる学校における改善の取組を促すとともに、積極的に支援すること。
- ③個に応じた指導をはじめ、指導内容や指導方法等の改善を推進するため、指導資料や教材の作成、教職員研修の実施や授業研究等への支援、教職員や非常勤講師の配置等への配慮など、教育施策の改善に適切に反映させること。
- ④優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法等の周知に努めるなど、域内における学習指導や家庭における学習習慣・生活習慣等の改善に向けた取組を推進すること。

4. 調査結果を踏まえた学校における取組の推進について

(1) 学習指導等の改善に向けた取組の推進

各学校においては、児童生徒一人一人の結果の振り返りを進めるとともに、別添2に示した各種資料等も積極的に活用しながら、調査結果を分析・検証し、指導計画等に適切に反映させるなど学習指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと。また、その際には、**調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等を対象として、学校の教育活動全体を見渡した幅広い観点から取り組むべき課題や、その改善に向けた取組について検討**すること。

具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

①学習指導要領の着実な実施

引き続き「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善や「**個別最適な学び**」と「**協働的な学び**」の一体的な充実、**カリキュラム・マネジメントの充実**を図ること。その際、各教科等の特質に応じて、具体的な学習内容、単元や題材などの構成、学習の場面等に応じた指導方法について研究を重ね、適切な指導方法を選択しながら、工夫して実践すること。また、**児童生徒の各教科への興味・関心、理解度を高める指導改善となるよう留意**すること。さらに、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けさせるために、児童生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることが求められること。また、**児童生徒の状況に応じて既習事項を取り上げて指導するなどして定着を図る**こと。

②ICT機器を活用した学習活動の充実

ICT機器を活用した学習を質・量ともに充実させていくため、調査結果を踏まえ、各学校における課題を改めて把握・分析し、学習指導等の改善に計画的に取り組むこと。

4. 調査結果を踏まえた学校における取組の推進について

③児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組の推進

道徳教育や特別活動、体験活動、読書活動、生徒指導など学校教育全体を通じて児童生徒の豊かな心をはぐくむ取組に努めるとともに、保護者や地域等の理解と協力の下に十分に連携をとりながら、児童生徒の心のケアや基本的な学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組等の推進に引き続き努めること。

④学習習慣・生活習慣の確立

家庭との連携を図りながら、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど家庭学習も視野に入れた指導を行うとともに、これを踏まえた予習・復習など家庭での学習課題を適切に課すこと。

また、ICTを受動的に利用するにとどまらず主体的・能動的に活用することができるよう、授業等を通じた情報活用能力の育成等を図るとともに、SNS等を通じた犯罪被害を含む危険の回避などICTを正しく安全に利用することができるよう、情報モラル教育の充実、インターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動等を推進すること。

(2) 校内研修等の充実

調査結果において課題の見られた点を中心に、教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るため、校内研修等を適切に実施すること。その際、別添2に示した各種資料等も積極的に活用すること。また、調査結果の分析・検証の結果やそれらを通じて得られた具体的な課題などについては、学校全体で共有するとともに、小・中・高等学校全体を通じて資質・能力を育成するため、近隣等の小学校や中学校や高等学校とも共有するなどして、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。



全国学力・学習状況調査の調査結果を最大限に生かし、日々の指導改善・充実につなげられるよう、データの見方や課題・成果の見つけ方などについて、具体例を基に分かりやすく解説しています。

令和8年度全国学力・学習状況調査

学校・教育委員会への提供資料とその見方
(7月に提供される結果データ)

国立教育政策研究所
教育データサイエンスセンター
教育課程研究センター

令和8年7月

NIER 国立教育政策研究所
National Institute for Educational Policy Research

1

令和8年度全国学力・学習状況調査

**学校に提供されたデータから
一人一人の児童生徒の状況を見取る**

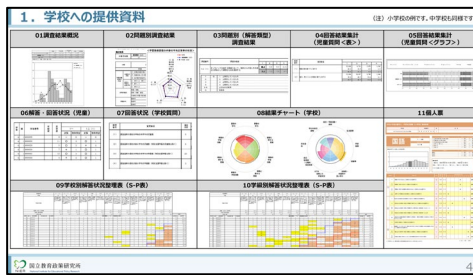
国立教育政策研究所
教育データサイエンスセンター
教育課程研究センター

令和8年8月

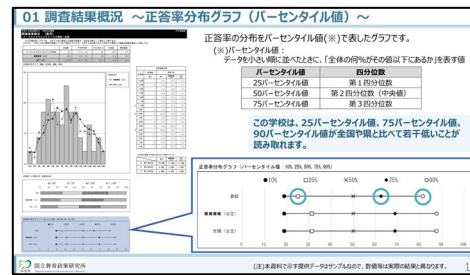
NIER 国立教育政策研究所
National Institute for Educational Policy Research

1

Part1 学校・教育委員会への提供資料



Part2 提供資料の見方



分析例1
質問調査結果から一人一人の状況を見取る
～「授業が分からない」と感じている児童を把握し、支援する～

分析例2
一人一人の教科調査結果をより細やかに読み取る
～体積に関する理解の状況やつまずきを把握し、支援する～

令和9年度 概算要求 主要事項

【初等中等教育局】

【目 次】

1. 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教員免許改革等の一体的な推進	1
2. 教職の魅力向上を通じた人材確保強化	7
3. 高等学校改革等の推進	10
4. GIGAスクール構想の更なる推進と学校DX・AXの推進	16
5. 次期学習指導要領等が目指す学びの環境の整備	24
6. 幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続	27
7. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等の推進	37
8. 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築	45
9. 生涯を通じた障害者の学びの推進	54
10. 子供の体験活動の推進、キャリア教育の充実	63
11. 義務教育教科書の無償給与	66
＜参考＞ 令和9年度東日本大震災復興特別会計概算要求 【初等中等教育局関係】	68

令和9年度概算要求 主要事項（文部科学省初等中等教育局）

1 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教員免許改革等の一体的な推進

●義務教育費国庫負担金 1兆7,251億円（1兆7,118億円）

学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を向上、教師に優れた人材を確保するため、改正義務標準法に基づき公立中学校35人学級の計画的な整備などに係る令和10年度までの定数改善計画を着実に推進するとともに、喫緊の課題への対応をあわせて行う。また、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性和職務や勤務の状況に応じた処遇改善を実施

●教師を補助する支援スタッフの配置 167億円（115億円）

教員業務支援員の全ての小中学校への配置と教師の業務負担が過重な学校への重点配置に加え、教師の負担軽減のための副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの配置充実

●行政による学校問題解決のための支援体制の構築 4億円（2億円）

過剰な苦情等、学校だけでは解決が難しい事案について、教育委員会への学校問題解決支援コーディネーターの配置による支援体制を構築

2 教職の魅力向上を通じた人材確保強化

●教職の魅力化推進事業

30億円＋事項要求（新規）

教師のなり手確保・質の向上両面にわたる喫緊の課題の解決のため、勤務環境の改革等、教職の魅力向上に向けて意欲的な取組を戦略的に推進する自治体を継続的に支援。国においても、奨学金返還等経済的負担の更なる軽減に向けた必要な措置の実施

●教師入職支援事業

1億円（新規）

日本版サプライティーチャーや教育実習の質向上に向けた実証研究、教職の魅力発信を通じ、多様で質の高い人材の教職参入を促進

3 高等学校改革等の推進

※（ ）内は令和8年度予算額

●高等学校改革の推進

事項要求

「高校教育改革に関する基本方針」として示した「N-E.X.T.ハイスクール構想」を踏まえて各都道府県が策定する高等学校教育改革実行計画の実現のため、安定財源を確保した上で、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みを構築

●定時制・通信制高等学校における教育の質確保・多様性への対応やDXハイスクールによるデジタル等成長分野を支える人材育成等

19億円（0.2億円）

多様な背景を有する生徒が在籍する定時制・通信制高校に関する調査や実証研究による教育の質確保や多様性への対応の充実等

4 GIGAスクール構想の更なる推進と学校DX・AXの推進

●GIGAスクール構想の更なる推進と学校DX・AXの推進

931億円（17億円）

安全かつ主体的なAI活用に向けた環境整備や実証研究（次世代校務DX環境の整備、セキュリティ対策強化、データ整備を含む）、情報活用能力の抜本的向上に向けた条件整備、教育データ利活用の推進

5 次期学習指導要領等が目指す学びの環境の整備

●次期学習指導要領の趣旨浸透及び実装に向けた徹底的な伴走支援

41億円（28億円）

デジタル学習指導要領の開発、実装に向けた学校等への伴走支援、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援、道徳教育の質的向上に向けた取組の推進、AIを活用した英語教育の充実、理科教育設備の整備等

●「デジタルな形態を含む教科書」の導入に向けた環境整備

25億円（17億円）

学校現場が紙・デジタルを効果的に組み合わせた学びに習熟できるよう、現行のデジタル教科書の更なる活用促進や実証研究のほか、デジタルな形態を含む教科書の配信基盤の整備を推進

6 幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続

- 幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続を支える自治体への支援
10億円（5億円）
架け橋期のカリキュラム策定やコーディネーターの育成・派遣等を促進
- 幼児教育の質の向上に関する調査研究等
3億円（2億円）
幼児期の学びを深めていくための調査研究、幼稚園教諭等の人材確保、幼児教育の影響を検証する大規模縦断調査等を実施
- 幼児教育の質を支える環境整備
55億円（12億円）
ICT環境整備や施設の耐震化等、教育環境整備の支援を実施

7 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等の推進

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置充実
95億円（88億円）
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基盤となる配置に加えて、課題に応じた重点配置の実施、不登校支援の核となる教育支援センターへの配置充実、スーパーバイザーの指導助言によるSC・SSWの支援の質向上等
- 校内外教育支援センターの機能強化等
25億円（12億円）
校内教育支援センター支援員の配置拡充、保護者等への相談支援体制の強化による教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の設置促進等
- いじめ・自殺予防対策等の推進
2億円（0.1億円）
いじめ・暴力行為の予防に向けた学習用コンテンツ等の開発、ネットいじめなど学校等での対応が困難な事案や自殺対策に取り組む自治体の伴走支援等
- 夜間中学の設置促進・充実
1億円（1億円）
夜間中学の設置促進や教育活動の充実

8 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

- 高校生等への修学支援
6,175億円＋事項要求（6,175億円）
高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金等の着実な推進
- 義務教育段階の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）
補助金における予算単価の引き上げ
5億円（5億円）

9 生涯を通じた障害者の学びの推進

- 特別支援教育の充実
195億円（175億円）
医療的ケア看護職員等の配置促進、就学前から就労を見据えた発達障害児支援、手話理解を含む聴覚障害教育の充実、インクルーシブ教育システムのさらなる推進等

10 子供の体験活動の推進、キャリア教育の充実

- 体験活動の推進
2億円（1億円）
小・中・高等学校等における宿泊体験活動や体験活動導入のための取組、不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の推進
- キャリア教育の充実
1億円（新規）
固定的なキャリア観の刷新に資するコンテンツ等の開発・普及、幅広い産業分野の体験プログラム等の実施により、児童生徒の多様な進路選択を支援

11 義務教育教科書の無償給与

- 義務教育教科書購入費
479億円（470億円）
物価高騰や人件費増等に対応した適正な教科書価格の改定

1. 教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革、
教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、
教員免許改革等の一体的な推進

定数改善計画（～令和10年度）の着実な推進等 （義務教育費国庫負担金）

令和9年度要求・要望額
（前年度予算額）

1兆7,251億円
1兆7,118億円



全ての児童たちへのよりよい教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を向上、教師に優れた人材を確保する。そのため、改正義務標準法に基づき公立中学校35人学級の計画的な整備などに係る令和10年度までの定数改善計画を着実に推進する。その他、喫緊の課題への対応もあわせて行う。

また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇の実現のため、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

定数改善計画の着実な推進 7,539人【24,605人】

（【 】は令和8～令和10年度の改善総数（一部事項には令和7年度の既改善分を含む））

★ 中学校における指導体制の充実（35人学級） 5,524人【16,580人】

令和8年度の中学校1年生に引き続き、中学校2年生での35人学級を実施

★ 養護教諭の配置充実 103人【310人】

複数配置基準を小・中学校いずれも50人引下げ
＜小:851人→801人以上、中:801人→751人以上＞



★ 学校事務体制の機能強化 222人【665人】

複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設



○ 生徒指導に係る体制の充実 650人【2,940人】

小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実
＜小:100人【300人】、中:550人【2,640人】＞



○ 小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、
小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援



○ 学校統合のための支援 50人【150人】

小・中学校の円滑な統合を引き続き支援

※上記のうち、★については改正義務標準法に基づく改善

児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。

※このほか、自然減等として▲6,636人（合理化減等▲2,692人を含む）

喫緊の課題への対応 1,260人【2,520人】

○ 日本語指導が必要な児童生徒の指導体制充実 1,050人【2,100人】

外国人児童生徒等が特に多く在籍する学校に対し、学級内での学習支援を含めた学校全体の指導体制を充実

○ 教師の不足する教科での指導体制確保 210人【420人】

次期学習指導要領の全面実施に向け、臨時免許状所有者及び免許外教科担任による指導を解消するため、特に不足する中学校技術分野担当教員を中心に、免許状所有状況の改善を支援



教師の処遇改善 +127億円

○ 教職調整額の改善 6% ⇒ 7%（令和10年1月～）

令和10年1月から教職調整額の率を6%⇒7%に改善するとともに、
教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
率	5%	6%	7%	8%	9%	10%



※上記のほか、給料の調整額の見直し（1/4縮減。令和10年1月～）を行う。

多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援
教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

教員業務支援員の配置

95億円（89億円）
29,720人（29,720人）

◆ 教員業務支援員

<事業内容>

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援。

全ての小中学校への配置支援に加え、教師の業務負担が過重な学校への重点配置を支援。

<想定人材>

地域の人材（卒業生の保護者など）

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3

副校長・教頭マネジメント支援員、学習指導員の配置

72億円（26億円）
18,900人（9,250人）

◆ 副校長・教頭マネジメント支援員

<事業内容>

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援。

▶業務内容のイメージ

副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、外部の関係者との連絡調整 等

<想定人材>

退職教員、学校事務経験者、自治体勤務経験者、民間企業等での事務経験者 等

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3

◆ 学習指導員

<事業内容>

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

- ・ 児童生徒の学習サポート
- ・ キャリア教育・進路指導
- ・ 学校生活適応の支援
- ・ 教師や教育実習生の指導力向上 等

<想定人材>

退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材

<実施主体>

都道府県・指定都市

<負担割合>

国1/3、都道府県・指定都市2/3

現状・課題

教師の厳しい勤務実態がある中、学校における働き方改革を進めることは喫緊の課題である。学校における働き方改革をさらに進めるためには、全ての教育委員会において、働き方改革に関する計画を立て、それに基づいて具体的な施策を実施し、随時進み具合を確認の上、保護者・地域住民等に公表しながら、その効果を検証し、施策の改善を図ることが重要である。

こうした一連の取組を進めるためには、学校を取り巻く状況などに関する幅広い知識・情報・ノウハウを総動員することが必要であり、多くの教育委員会において課題を感じるものであることから、各教育委員会が円滑にこうした働き方改革の取組を進められるよう、専門知識に基づく助言などによるきめ細かな伴走支援が必要である。

事業内容

● 働き方改革アドバイザー派遣等を通じた教育委員会への伴走支援

学校における働き方改革の知識と情報が豊富であり、実践に携わった実績のある有識者を「働き方改革アドバイザー」として委嘱し、働き方改革に関する計画に基づく施策の実行、その施策の効果検証等、一連の働き方改革の取組を進める中で課題を感じている教育委員会からの相談に対し、助言を行う。

● 今の環境でできる校務DXの推進

「校務DXチェックリスト」に基づく学校・教育委員会における校務DXの取組状況の把握や、校務DXの取組に課題を抱える学校・教育委員会に向けて、校務DXの効果、手法を紹介する動画コンテンツの作成等を通じて、校務DXを推進する。

● 働き方改革の好事例等の普及展開

支援スタッフの活用や、校務DXの取組、保護者等対応に係る行政による支援体制の構築等の働き方改革の取組の事例を収集し、好事例の「見える化」やその成果の普及展開を行う。

件数・単価

1団体×約1.2億円

委託先

民間事業者

● 改正給特法を踏まえた中間検証に向けた調査

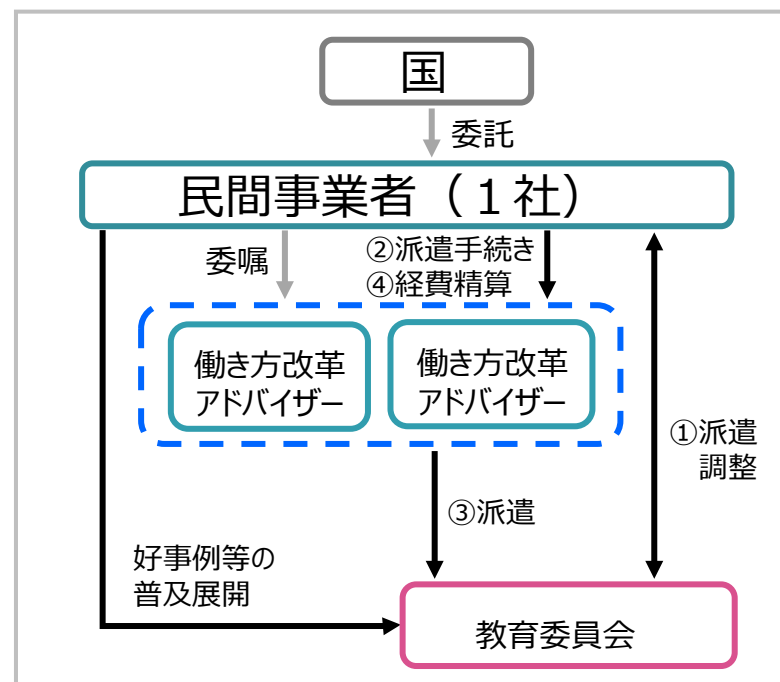
令和11年度までに1箇月の時間外在校等時間の平均を30時間以下にするという目標の達成に向け、勤務環境その他の勤務条件に関する状況等を把握するための調査を実施。

件数・単価

1団体×約0.6億円

委託先

民間事業者



教師の精神疾患による病気休職対策推進のための 専門家活用事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額) 0.5億円
0.5億円



現状・課題

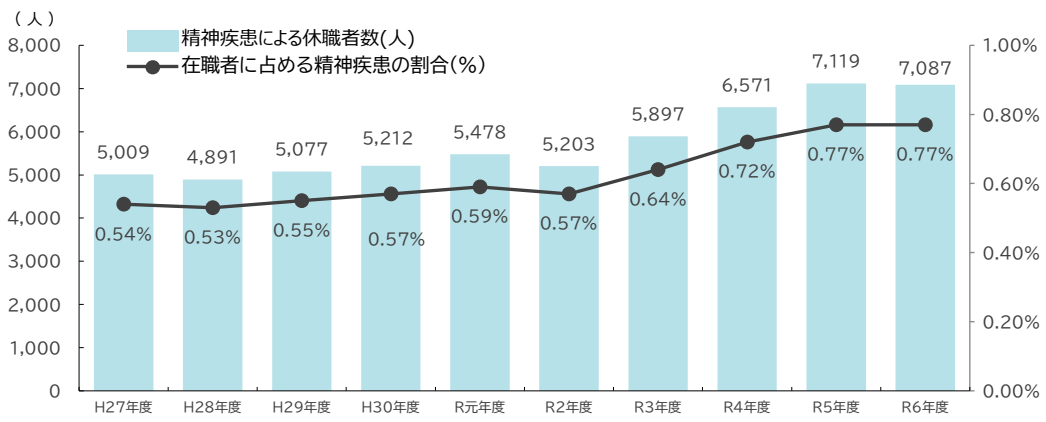
- 昨今、全国的に教師不足の状況にある中、令和6年度の公立学校の教育職員の精神疾患による病気休職者数は7,087人。
→学校現場や児童生徒に影響を及ぼす恐れがあるのみならず、休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う。
- 病気休職者が円滑に復帰するためには、教育委員会等が医療・産業保健面等の専門家の知見を活用しながら、効果的に復職支援等を行うことが重要。
(参考)
1年以内に精神疾患を再発している割合は18.1%、
精神疾患による休職者のうち、休職期間が1年以上の割合は34.8%
(令和6年度 公立学校教職員の人事行政状況調査より)

事業内容

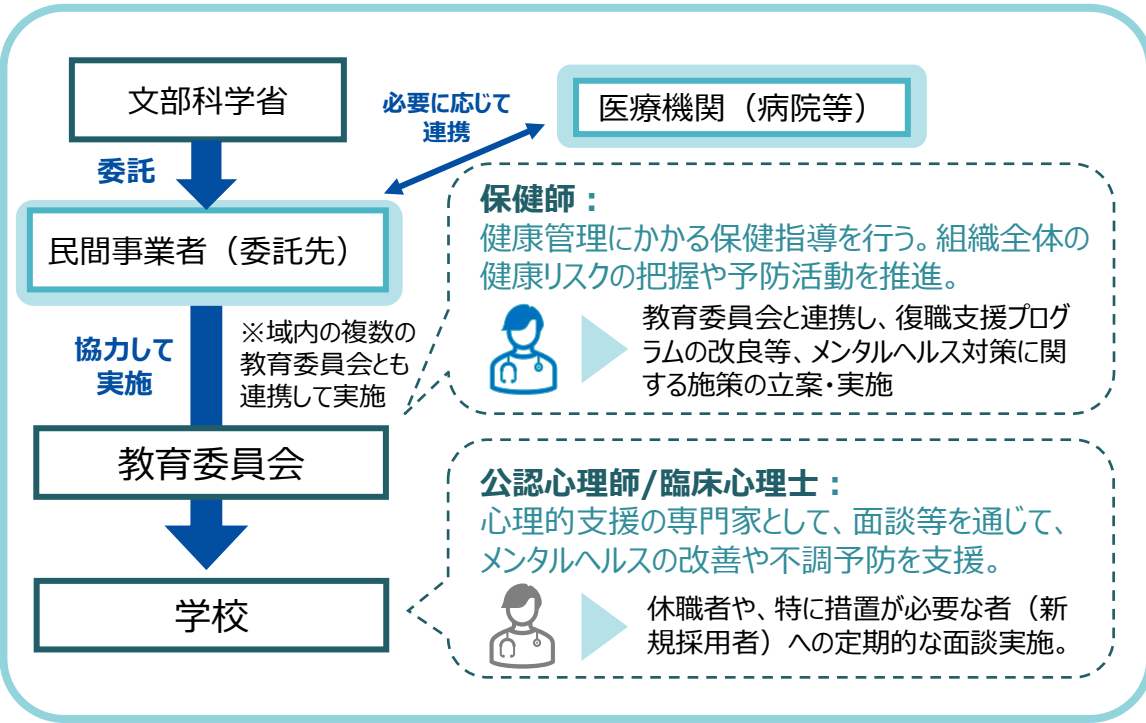
- 教育委員会におけるメンタルヘルス対策において令和8年度の実績を踏まえ、保健師、臨床心理士等の医療・産業保健面等の専門家の活用方策についてより実効的な取組の充実・深化を図り、検証・展開を行う。
- 具体的には保健師は教育委員会と連携し、復職支援プログラムの改良等、対策に関する体系だった施策の構築・実施を行い、臨床心理士等は、学校・教員の面談を行う。
※その他専門家については、採択される民間企業や教育委員会の提案・ニーズに応じて、活用方策を検証・展開する。

件数・単価	1箇所×約50百万円	交付先	民間企業等
-------	------------	-----	-------

■教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移(平成27年度～令和6年度)



※出典：公立学校教職員の人事行政状況調査
※教育職員：公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員



2. 教職の魅力向上を通じた人材確保強化

教職の魅力化推進事業

～ 教師のなり手確保と質の向上の戦略的推進 ～

令和9年度要求・要望額

30億円＋事項要求
(新規)



- 教師のなり手確保・質の向上両面にわたる喫緊の課題の解決のため、国が、都道府県・指定都市を指定し、教職の魅力向上につながる戦略的取組を支援するとともに、経済的負担の更なる軽減等について検討を行うことが必要。
- 自治体の採択に当たっては、取組だけではなく、その具体的な目標（KPI）を重視し、**教師の任命権者として意欲的な目標を掲げる自治体を重点的に採択するとともに、関連する他の事業も組み合わせつつ、目標の達成のために必要な取組を一体的に支援**する。

背景・課題

- 教師のなり手確保に向け、働き方や勤務環境の改革等により学校を魅力的な職場とすることが必要。
- 令和7年給特法改正法の附則第3条第1項では「政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等…の教育職員…について、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とする旨規定されているが、例えば小中高の教諭の時間外在校等時間が、未だ月30時間超である教育委員会は50%以上を占めている。また、直近の公立学校教員の採用選考試験の競争率は2.9倍と過去最低を記録している状況。
- 教師のなり手確保と質の向上は全国共通の喫緊の課題である一方で、その**要因・背景、取組状況は自治体により様々**であることから、**自治体の意欲を喚起し、その優れたアイデアを直ちに実現**するための支援を行うと同時に、国においても**多様で質の高い教師の安定的確保に向けた手立て**を打つことが重要。

事業概要

- 教職の魅力向上に向けた**意欲的な目標（KPI）とそのための3年間のアクションプラン（AP）**を定めた都道府県・指定都市教育委員会を指定。（KPIの例：域内の教師の時間外在校等時間 等）
- APの実行について、既存事業の優先採択とともに、本事業で将来的な自走を前提とした**実証研究のための費用と初期費用を継続的に支援**。
- また、APの実行の障壁となり得る国の各種制度・運用について、見直しの提案を受け付け、**「教育制度改革サンドボックス（仮称）」**を実施。

APに掲げることが想定される取組の例

- ◆ 保護者や地域住民等からの過剰な苦情や不当な要求への対応の高度化・一元化（AI電話対応システム 等）
- ◆ 「学び続ける教師像」の実現に向けた環境の整備（資格取得支援（語学、心理士資格等）、留学・大学院進学支援、学びを評価する仕組み創設 等）
- ◆ 業務効率を高める職員室オフィス改革（フリーアドレス化 等）

※この他、優秀な教師のなり手確保に向けて、**教師になった者に係る奨学金の返還等経済的負担の更なる軽減**等についても検討を行い、必要な措置を講じる。

(担当：初等中等教育局教育職員政策課)

背景・課題

- 先端技術の高度化や社会構造の変化、子供たちの多様化等の学校が直面する様々な課題の状況を踏まえれば、これから教職員組織は、同じ背景、経験、知識・技能を持った均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材を取り入れることで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ集団となることが求められている。
- また、令和6年度に実施された教員採用選考試験の採用倍率は過去最低となるなど、質の高い教師のなり手の確保は喫緊の課題。
- 教師の採用・配置は、各教育委員会において実施するが、質の高い教師のなり手の確保は全国的な課題となっており、義務教育段階を含めた、学校の十分な指導体制を全国で確保するためには、国が主導して教師への入職を支援する新しいモデル開発やベストプラクティスの周知、さらには教職の価値・やりがいなどの社会的啓発に取り組む必要がある。

【教師不足の状況】

- ・令和3年度始業日時点 2,558人（5月1日時点 2,065人）
- ・令和4年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和3年度に比べ、悪化40、同程度22、改善6
- ・令和5年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和4年度に比べ、悪化29、同程度28、改善11
- ・令和6年度当初の各都道府県・指定都市教育委員会の状況：
令和5年度に比べ、悪化22、同程度35、改善11
- ・令和7年度始業日時点 4,317人（5月1日時点 3,827人）
- （「教師不足」に関する実態調査（令和3・7年度）、文部科学省調べ）



事業内容

- 多様な優れた人材を教師入職に繋げる新しいモデルの創出や教育実習の改善を実現するための調査研究を実施する。
また、これらの取組と合わせて教師の魅力発信を強化することで、教師のなり手を確保する。

①教師への入職を支援する新しいモデル開発

地域単位での一時的な新しい教師入職の在り方（日本版「サブライティーチャー」制度）

我が国では、①退職教員のうち再任教員や臨時講師に入職している者は一部にとどまっている、②現在の学校現場の状況の中で、教師が学期中に休暇を取得しづらい（他の同僚教師に負担）といった声が存在。これらの課題を解決するため、退職教員等が非常勤講師等として一時的な教師の不在を、地域内の学校を兼務する形でフォローする「日本版サブライティーチャー」について、地域の実情（自治体の規模、都市部/地方部の違い等）に即した導入モデルの開発・実証を行う。

件数・単価	1箇所×約11,000万円	交付先	民間企業等
-------	---------------	-----	-------

②教育実習の質向上のための実証研究

教育実習のあり方が現状では地域や学校ごとに差があり、質の確保・向上の観点から課題がある。加えて、一部の教育実習生や受け入れ側の学校から教育実習の負担が大きいとの声が挙がっている。そのため、強み専門性を有する質の高い教師のなり手の確保と現場負担の軽減の両立を図る観点から、教育実習の質を向上させるための実証研究を行う。

件数・単価	1箇所×約1,700万円	交付先	独立行政法人・大学等
-------	--------------	-----	------------

③教職の魅力発信のための体制整備

上記の取組と合わせて、教師という職業への理解促進や志望者の拡大を目的として教師の魅力が伝わる様々な取組の情報発信を強化することで、強み専門性を有する質の高い教師のなり手の確保に貢献する。

件数・単価	1箇所×約1,900万円	交付先	民間企業等
-------	--------------	-----	-------

アウトプット（活動目標）

日本版「サブライティーチャー」の実証成果の創出・教育実習の質向上・情報発信の強化

短期アウトカム（成果目標）

実証成果の横展開による短期的な欠員の補充の容易化・教師の働きやすさ向上と実習負担軽減。以上の取組等を踏まえた教師の魅力向上

中期アウトカム（成果目標）

学校における働きやすさの改善
教師のなり手不足の改善

長期アウトカム（成果目標）

学校における働き方改革の更なる加速化、指導・運営体制の充実等により教育の質向上を目指す

3. 高等学校改革等の推進

「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の創設 ～N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール※構想～

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠

事項要求
事項要求
（新規）



現状・課題

※N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクールとは、New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools の略である。

就業構造の変化によるミスマッチ（2040年）

地域社会・経済を支える人材の不足が懸念
AI・DX等を駆使した生産性向上を実現できる人材育成
が急務

理工・デジタル系人材の不足が懸念
新たな価値創造を担う理系人材の育成が急務

生産年齢人口の減少、地方の過疎化

人口減少下においては、誰一人取り残さず、
全ての生徒の可能性を最大限引き出すことが急務

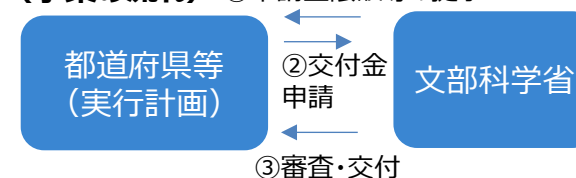
事業内容

- 2040年を見据え、**全国的に、地域社会のニーズや実情に応じた高校教育改革を早期に進める**必要
- 「高等学校教育改革交付金（仮称）」等を創設し、都道府県等に対し財政支援**することにより、都道府県の実行計画に位置付けられた**高校教育改革を強力に推進**
- 国による伴走支援等も行い、人への投資の好循環による**強い経済を実現**

（支援イメージ）

- 高校教育改革促進基金で創出した改革先導校の取組水準を踏まえ、下記3つの柱を基本とした支援メニューを国が複数設定
- 都道府県等は、実行計画に位置付けられた取組のうち、交付金支援メニューを活用する学校、取組内容等を申請
- 国において審査を実施し、交付

（事業の流れ）



① 専門高校の機能強化・高度化

- アドバンスト・エッセンシャルワーカーを育成
- 地域発のイノベーションを興すことのできる人材を育成等

最新の設備を備えた教育環境の下、理論と実践の往還による実践力の習得・向上に資する学びを実現する取組



② 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化

- 文理の双方の素養を有する人材を育成
- 理数の学びを経済・社会の発展につなぐことのできる人材を育成等

文理横断的な学びを支える充実した教育環境の下、実社会につながる生きた学びを実現する取組



③ 地理的アクセス・多様な学びの確保

- 興味・関心等に応じた学びや探究活動により、自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる人材を育成等

全ての生徒のニーズや学びを支える充実した教育環境の下、柔軟で質の高い学びを実現する取組

3つの柱の取組の一環として、グローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについて取り組む。

交付先

都道府県等

主な対象経費

高校教育改革に必要な経費（コーディネーター等に係る人件費、諸謝金、施設整備費、設備・備品費、役務費・委託費、旅費・交通費、消耗品・雑費等）

構想

R8.2 国の高校教育改革に関する
グランドデザイン策定

着手

R7補正 高校教育改革促進基金 改革先導校^(※)の創出
都道府県 実行計画の策定

実装・加速

R9年度

交付金等の創設

（R9年度予算編成過程で検討）

（※）一部、学校以外の教育機関を含む

（担当：初等中等教育局高等学校振興課）

【参考】骨太の方針2026（令和8年7月21日 閣議決定）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（2）公教育の再生、研究活動の活性化

高等学校教育改革促進基金による支援のほか、安定財源を確保した上で、**交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築を通じ、社会の変化に応じた高校教育改革を推進する。**

定時制・通信制高等学校における 教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和9年度要求・要望額

2億円
(新規)



「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」の改正に伴い、不登校経験など、多様な背景を有する生徒が在籍する定時制・通信制高校に関する調査や実証研究により、教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

学校を
支援

① 定時制・通信制高校の多様性に応じた学び 充実支援事業

不登校経験など多様な背景を有する生徒が進学する選択肢となっている定時制・通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるようなカリキュラム開発や、卒業後の進路を見据えた支援に関する調査研究を実施する。

※受託者が7校程度の学校（国公立の定時制・通信制高校等）を支援することを想定。

▼卒業後の進路を見据えた支援

進路未決定率の高い定時制・通信制高校において、他機関との連携等を通じた就労支援を中心とした卒業後の進路を支援する方法など。

▼定時制・通信制高校のカリキュラム開発

不登校経験などのある生徒の社会的自立に向けたカリキュラムの開発や、対面機会の少ない通信制高校における総合的な探究の時間や特別活動の効果的なカリキュラムの開発など。

▼学びの継続に必要な
心理的・福祉的支援

▼報告会の実施

事業報告会を開催し、好事例を共有。
有識者によるアドバイスをもとに調査研究を深化。

件数・ 単価	1箇所・約1億1,700万円	委託先	民間団体等
-----------	----------------	-----	-------

所轄庁を
支援

② 広域通信制高校の適切な指導監督のための 支援

本校の所在県以外に所在するサテライト施設を含めた広域通信制高校への指導監督を行う所轄庁を支援する。

▼点検調査の実施

広域通信制高校を中心に、所轄庁・文科省・有識者が現地調査を実施。

▼アドバイザー派遣 **NEW!**

通信制高校に関する有識者を所轄庁に派遣し、専門的な助言を行う。

▼指導監督のための情報の整備 **NEW!**

点検調査の際の指摘事項や各所轄庁の設置認可基準などの情報を整備し、共有する。

件数・ 単価	2箇所・約6,100万円	委託先	民間団体等
-----------	--------------	-----	-------

生徒・保護
者を支援

③ 通信制高校の情報発信を通じた質保証

通信制高校への進学を検討する生徒や保護者、中学校の進路指導担当者等が適切な情報を得られるような情報発信を行う。



件数・ 単価	1箇所・約800万円	委託先	民間団体等
-----------	------------	-----	-------

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

令和9年度要求・要望額

13億円



文部科学省

令和7年度補正予算額

52億円

現状・課題

- 「人工知能基本計画」（令和8年7月）においては、AIの利活用や開発を担う人材の育成・確保に取り組むこととしており、「**高校から大学・大学院等を通した人材育成システム改革ビジョン**」（令和8年4月）においても、AX時代における産業基盤を支える人材育成に向けた高校教育が求められている。
- そのため、「**高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）**」（令和8年2月）を踏まえた高校改革が着実に実現できるよう支援するとともに、**AX時代における産業基盤を支える人材育成に向けた環境整備を進める必要**がある。

事業内容

生成AIやデータサイエンス等の先端デジタル技術を活用できるデジタル人材を育成するため、**情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施**するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じて**ICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化**する学校等に対して、ICT機器・環境整備に必要な経費を支援する

支援対象等

- 支援対象**
高等学校等
- 事業開始年度**
令和5年度補正

箇所数・補助上限額 ※定額補助

- 【**継続2年目**】 100校程度 × 500万円（重点類型の場合 700万円）
- 【**継続3年目**】 200校程度 × 300万円（重点類型の場合 500万円）

※重点類型：必須要件に加え、グローバルな視点、特色化・魅力化を図る視点、産業界と連携した最先端の職業人材育成など、プロフェッショナルな視点から重点的に取り組む学校（30校程度）

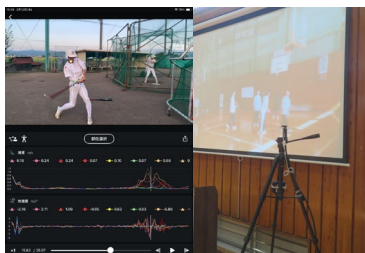
事業スキーム

文部科学省

補助

学校設置者

採択校に求める 具体の取組例



- 情報Ⅱの内容を踏まえた探究・課題研究の充実
- 地域で高い評価を得ている「理数科」を発展させた「新しい理数科」の設置を検討
- 大学、研究機関、地元企業との協働を進められる教育課程を研究・作成 等



- AI・データサイエンス・セキュリティなどの先端技術を活用した学びに挑戦
- 画像解析やシミュレーションを行い、地域に貢献する新たなアイデアの創出 等

アウトプット（活動目標）

DXハイスクール事業において、支援した学校数

短期アウトカム（成果目標）

- DXハイスクールにおいて支援した学校における
- 情報Ⅱ等の開設率
 - 情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置数
 - 情報Ⅱ等における外部と連携したPBLの実施数

長期アウトカム（成果目標）

2040年において、いわゆる文系の生徒と理系の生徒の割合が同程度

※このほか、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の創設に伴う事項要求を含む。

（担当：初等中等教育局高等学校振興課）

現状・課題

●国の目標

「高校教育改革グランドデザイン」に基づき、2040年までに専門高校の生徒数が現在と同水準となることを目指す目標が設定

●課題

専門高校の魅力や新しい教育内容が、小中学生・保護者・中学校教師等に十分に届いておらず、進路選択の候補にあがりにくい現状



●方向性

専門高校に対する「イメージの転換」と「理解促進」を図り、進路として選択する生徒の割合を増加させるため、ターゲット層に応じた強力な情報発信と体験機会の提供を展開

体験型魅力発信の実施 (89百万円)



全国的な規模で、専門高校の魅力を直接体験・発信する機会を創出

対象：国民一般

体験機会の提供：全国産業教育フェア等を通じ、専門高校の学びに直接触れる機会を創出

社会全体への魅力発信：スペシャルサポーター等を活用し、専門高校の魅力を広く発信

専門高校の学びを知る全国共通デジタルコンテンツの作成 (65百万円)



専門高校の主要分野（工業、農業、商業等8分野）の学びと成長を体感できるコンテンツ整備

対象：小中学生、その保護者

3年間の学習の可視化：学科ごとにどのようなスキルが身に付くのかを体感できる仕組みを構築

進路・キャリア紹介：将来の進路や就職後の情報等を伝え、小中学生や保護者のイメージ転換を促進

全国専門高校情報基盤の作成 (85百万円)



生徒の志向や適性に応じて適切にアドバイスできる情報を得られるプラットフォームを整備

対象：中学校教師

学び・進路をつなぐ情報提供：全国の専門高校の情報を共通様式で整理し、都道府県別・学科別に検索可能な情報基盤を整備し、中学校教師が自信を持って進路提案できるようデータを提供

アウトプット

- ・全国産業教育フェアの開催、参加校数
- ・全国共通デジタルコンテンツ（学科別等）の作成
- ・全国専門高校情報基盤の作成、情報サイトへの実装

短期アウトカム（～令和10年度頃）

- ・小中学生・保護者及び中学校教師の「専門高校の教育内容に対する理解度・関心度」の向上（アンケート等での肯定的回答割合の増加、動画視聴回数等のエンゲージメント増）

長期アウトカム（～2040年へ向けて）

- ・進路として専門高校を選択する生徒の割合増加
- ・専門高校の生徒数の現在水準での維持（地域産業・社会の発展を支える人材の持続的育成）

専門高校におけるエキスパートとの共創型授業の実践

令和9年度要求・要望額

2億円
(新規)



現状・課題

- 労働市場の流動化が進む中、前例にとらわれず市場環境や業態変化に柔軟に応えられる人材や、「戦略17分野」をはじめ、各地域の特色ある産業に特化した特定分野における人材の育成が急務。
- こうした中、専門高校がこれまでどおり、我が国の優れた技術を生かしたものづくり産業や、農業・医療・福祉等を担う人材を育成するとともに、地域産業の発展を支える役割を果たし続けるためには、これまで以上に実社会に即した学びや特定分野に特化した専門的な学びが求められ、その指導に当たっては、産業界等との連携・協働のもと、エキスパートの活用を図りながら対応していくことが不可欠。

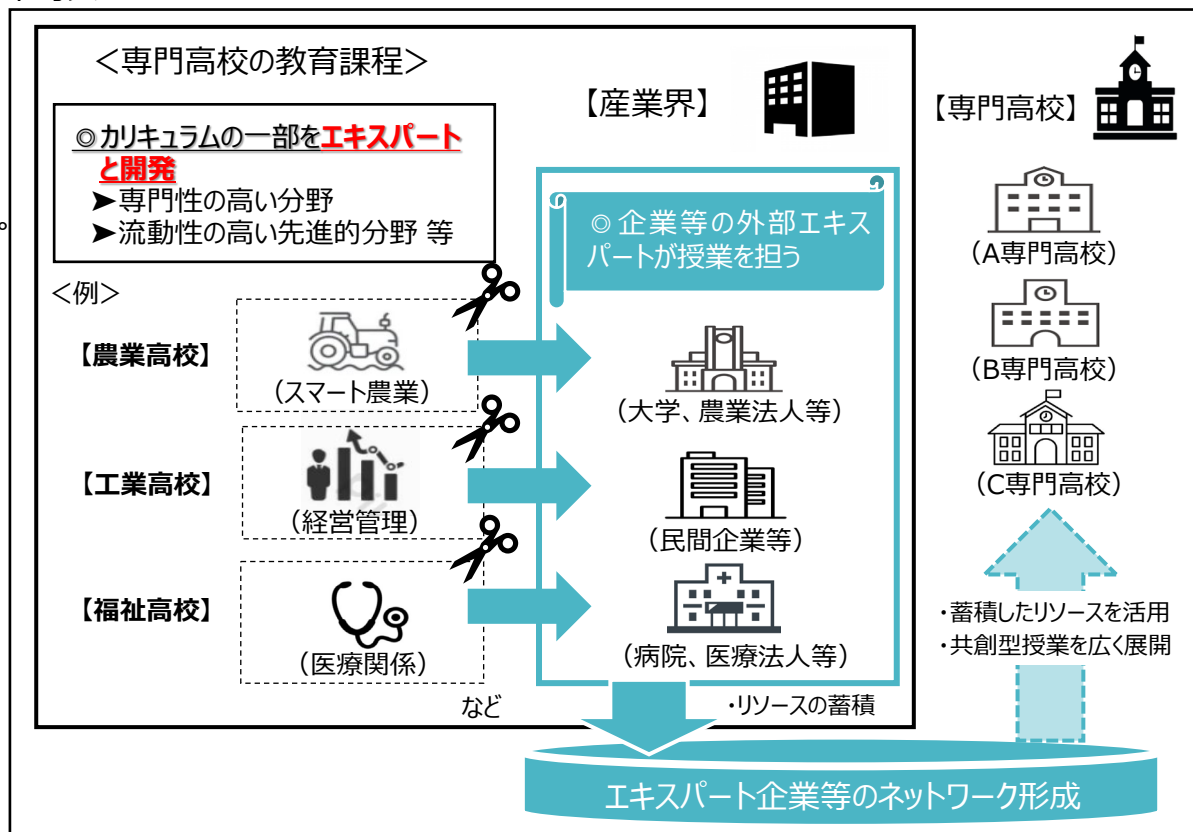
事業内容

専門高校の指導内容のうち、特に専門性の高い分野や、常に新しいものが生み出されていく流動性の高い先進的な分野等について、外部のエキスパートによる指導を前提としたカリキュラムの構築及び体制整備を行う。

事業実施期間 令和9年～令和11年（予定）

- **エキスパートとの共創型授業実証事業** **1.6億円（新規）**
学習指導要領に示す内容のうち、特に専門性の高い分野や、流動性の高い先進的な分野等について、科目の指導内容の一定のまとまりを、エキスパートが担うといったスキームの構築を図る。
また、あわせて、共創型授業の対象となる指導内容に紐づいた企業の人的リソースをはじめ、実社会に即した学びや特定分野に特化した学びを提供できる産業界等のリソースを集約し、広く活用を図る仕組みを構築する。

件数・単価 1箇所×1.6億円 交付先 民間企業



アウトプット（活動目標）

授業の開発件数

令和9年度	令和10年度	令和11年度
16単元	24単元	32単元

短期アウトカム（成果目標）

開発した授業について、当該分野への理解が深まったと回答する生徒の割合

令和9年度 80%
→ **令和11年度 100%**

長期アウトカム（成果目標）

専門高校の機能強化・高度化による生徒数の増

2040年において、令和7年度と同水準

(担当：初等中等教育局高等学校振興課)

4. GIGAスクール構想の更なる推進と学校DX・AXの推進

学校現場における安全かつ主体的なAI活用環境整備

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠
(前年度予算額)

884億円
884億円
4億円)



文部科学省

令和7年度補正予算額

41億円

課題及び方向性

- 次期学習指導要領は、深い学びの実装や多様性の包摂を目指しており、AIはその実現可能性を一層高める技術である。一方、教職員のAI利活用は国際的にも55か国中54位と低位（※）な状況。また、利活用に当たっては、プライバシーやセキュリティ等の一般的なリスクに加えて、過度に学習過程をショートカットすること、主体性を失うことなど教育特有のリスクも存在しており、これらのリスクを踏まえたいわゆる「ガードレール付き」のAI等の実装・利活用を加速させることが重要。
- また、リスクへの対応として早期に「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」の改定を行い、今後も機動的に見直しを行うとともに、ガイドラインに沿った教育分野におけるAIの実装事例を創出する。これらの事例が適切に実装・横展開されるよう、学習指導要領や教科書等の公共性の高いデータの整備を行うとともに、学校現場におけるセキュリティが確保されたインフラ整備を一層進めることが必要。

【骨太方針2026（令和8年7月17日閣議決定）】
A I の社会実装が目前に迫る中、児童生徒の発達段階に応じた A I 活用の指導を後押しし、不確実で変化の速い社会を生き抜ける人材を育てる。学校向け A I 指針を速やかに改定する。国策として G I G A スクール構想を推進し、安全かつ主体的な A I 活用に向けた環境整備や実証研究等を進め、先進事例の創出・横展開を図る。

※出典：OECD国際教員指導環境調査（TALIS）2024より

事業①：全国的な教職員向け研修及びAI利活用のリスクに関する調査

5億円

- 令和8年度中に改定予定のガイドラインを周知するとともに、学校現場におけるAIの基本的な仕組みや活用に当たってのリスク、それらを踏まえた利活用の具体例等について、全国の教職員に研修等の機会を提供する。
- また、日々進化するAIについて、AISI等の関係機関とも連携しつつ、技術の進展を情報収集するとともに学校現場におけるリスクに関する知見等を収集・発信するための調査研究を実施。

事業②：教育分野に特化したアプリケーションの実証研究事業

9億円

- 過年度の実証事業や諸外国の動向においても、学習分野におけるリスクを低減するための「ガードレール」付のAIをはじめとする、教育分野に特化したAIの有用性が示唆されている。
- 教育分野へのバーティカルAIの実証研究を、①深い学びの実装、②多様性の包摂、③教職員の負担軽減・学校現場における働き方改革、④先端技術・新たな技術の活用、の4領域で構成し、実証研究を大規模に実施。

事業③：教育分野に必要な基盤的なデータ整備

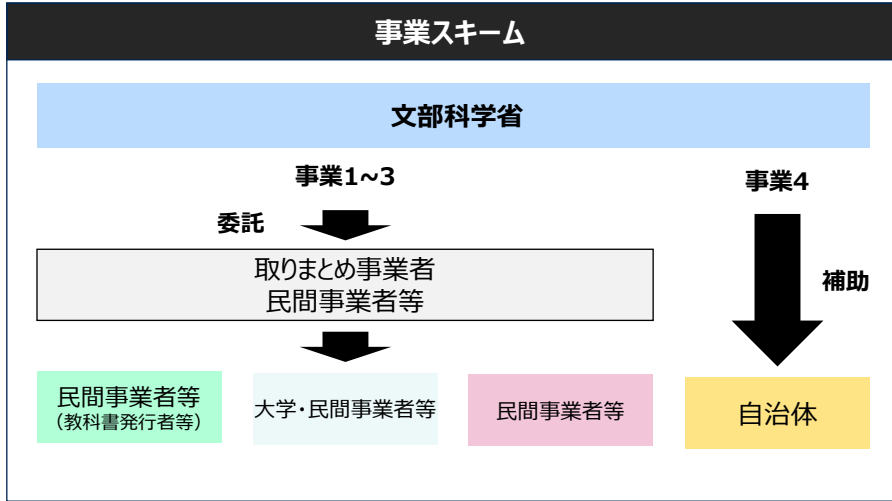
92億円

- 教育分野におけるデータは、AIを適切に利活用する際に不可欠な一方で、現状、紙での管理やPDF形式等での保存も多く、AI活用の前提として必要な構造化や機械可読化がされていない。
- そのため、国等が作成をしている学習指導要領や解説、参考資料等についてのデータを機械可読化・構造化する。また、著作権者等の権利に十分配慮しつつ、自治体等有している指導案のデータや教科書発行者が有する教科書等のデータを整備し、その利活用に関する実証・実装を推進する。

事業④：AI利活用に向けたクラウド環境整備

778億円

- 学校において、教職員や児童生徒がAIを安全かつ主体的に活用できる環境を整備するためには、インターネットを活用したクラウド環境を前提に、情報セキュリティが適切に確保されたインフラが不可欠である。
- 過年度の実証研究の成果も踏まえ、適切なアクセス制御やデータ保護等のセキュリティ対策を講じることにより、特に、教師の働き方改革にも資するよう、教職員が安心してAIを校務に活用できる環境を整備する。



（担当：初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付）

GIGAスクール構想支援体制整備事業

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠
(前年度予算額)

781億円
778億円
3億円)



文部科学省

現状・課題

◎校務DXによる教師の業務効率化等に向け、2026年度から4年間かけてパブリッククラウドを前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進めることとしているが、現状ではその整備率は14.4%にとどまっている。また、生成AIを校務で利活用することが有用とされる一方で、インターネットに接続された校務環境が整っておらず、生成AIを校務で利活用できる学校は限定的。

◎デジタル教科書やAIの活用も含むクラウド環境が求められる学校現場において安心して利活用するためのセキュリティ対策が必要である一方で、教育情報セキュリティポリシーを定めている割合は5割程度にとどまり、セキュリティ対策が不十分。また、総務省令の改正に伴い、教育現場を含め地方自治体において実施すべきサイバーセキュリティ対策が具体化（2027年7月施行）されたことも踏まえ、対策の抜本的強化が必要。

◎加えて、各種教育DXビジョンの策定、端末利活用等の専門家による支援など、GIGAスクール構想第2期を強力に推進するための基盤整備が急務。

目指す姿

パブリッククラウドを前提とした次世代型校務支援システムと強固なセキュリティ基盤により、学校現場での安全かつ主体的にAIを活用できる教育環境を実現



データの安全性



校務の効率化



働き方改革



主体的な学び

事業内容

(1) AI利活用に向けたクラウド環境整備（次世代校務DX環境の全国的な整備）

○ 都道府県域での共同調達・共同利用等を前提とした次世代校務DX環境の整備支援

都道府県域での共同調達・共同利用及び帳票統一を前提に、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用（校務系・学習系のネットワークの統合に係る費用や、校務支援システムのクラウド化に係る費用等）を支援。

(2) AI利活用に向けたクラウド環境整備（学校セキュリティの確保）

○ クラウドベースの強固なセキュリティ対策の支援

AIを安全に活用するためにも必要不可欠なセキュリティ確保等のため、教育情報セキュリティポリシーを策定した自治体におけるセキュリティ強化に係る費用（※）を支援。

（※）「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和9年3月公表予定）に示す要件を満たすセキュリティ対策の実施に係る費用等

(3) 学校DXのための基盤構築



各種教育DXビジョンの策定、端末利活用等の専門家による支援、ネットワークの共同調達の支援等、学校DXに向けた技術的な相談に要する経費を支援。

補助率等

事業主体：都道府県、市町村

補助割合等：

(1) (3)：3分の1

(2)：2分の1

予算単価（事業費ベース）：

(1)：6,800千円/校

※都道府県域での共同調達・共同利用を前提とする。

(2)：10,000千円/校

(3)：200千円/校※

※18校（360万円）未満の場合でも360万円として算定

(担当：初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付)

学校教育における情報セキュリティの確保

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠

647億円
642億円



文部科学省

令和7年度補正予算額

3億円の内数

背景・課題

- 学校現場において、AI（汎用モデル・教育分野特化問わず）を利活用する場合、閉域環境（インターネットへ接続しないこと）を前提にしたセキュリティ対策ではなく、インターネットを活用したクラウド環境を前提としたセキュリティ対策を講じることが不可欠である。
- また、改正地方自治法において、地方自治体は「情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない」と定められたことを根拠に、総務省令において、**教育現場も含め地方自治体において実施すべきサイバーセキュリティ対策が具体化され義務付けられることから、教育現場における情報セキュリティ対策の整備を加速させる必要がある**（令和9年7月施行）。
- 児童生徒が安心してインターネットを活用するとともに、教職員が安心してAIを利活用し、学校現場におけるAIの活用や働き方改革を推進するためには、セキュリティが確保されたインフラの整備が不可欠である。このため、**クラウド環境を前提として、教育現場の実態に即したセキュリティ対策を実施し、「安全かつ主体的にAIを活用できる教育環境」の構築を推進する。**

事業内容

補助	①AI利活用に向けたクラウド環境整備（学校セキュリティの確保）	642 億円【再掲】
	➤ 多様な攻撃手段から児童生徒を保護するとともに、校務においてはAIを安心して利活用するためにもクラウド環境におけるセキュリティ対策は必要不可欠であり、本事業を通じてクラウドバイデフォルトの時代に即した働き方を抜本的に改善させる校務環境を整備することを目指す。 ➤ 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和9年3月公表予定）において、教育現場における必要なセキュリティ対策を定義することを前提に、教育現場の特性を踏まえ、総務省令を適切に順守するために必要なセキュリティ対策を加速的に実施するために必要な取り組みを支援する。 【教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン】（令和9年3月公表予定）に示す要件を満たすセキュリティ対策の実施（強固なセキュリティ対策）に係る費用を支援 事業主体：都道府県、市町村 補助割合等：2分の1 予算単価（事業ベース）10,000千円/校	
委託	②教育現場の情報セキュリティ対策支援	0.2 億円
	➤ 教育現場におけるセキュリティ対策を強化するため、文部科学省に一元的な相談窓口を設置するとともに、教育セキュリティポリシー策定支援等を実施する。	
委託	③重要な情報を取り扱うクラウド系アプリケーション（校務支援システム等）のセキュリティ向上	4.2 億円
	➤ 教育業界においても、重要な情報を扱うクラウド系アプリケーションにおけるセキュリティ対策は必須である。 ➤ クラウド系アプリケーションを提供する民間企業のうち、特に、校務支援システムベンダーや心の健康観察系など、学校現場に広く浸透しているかつ個人情報を含む重要性の高い情報を取り扱う社を念頭に、国が定める認定制度等の取得を促進するなどのセキュリティ強化を実施する。	
委託	④個人情報保護の徹底を含めた教育現場の情報セキュリティ対策	1 億円
	➤ 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」改訂に向けた調査研究等を実施する。 ➤ 個人情報保護法の3年見直し（16歳未満の子供の個人情報等の取扱いの変更等）を踏まえ、教育データ利活用に係る留意事項の改訂を行う。 ➤ 個人情報保護法の順守等、個人情報の適正な取扱いが不十分な自治体における課題解決に向けた伴走支援を行う。	

教育DX環境を支える基盤ツールの整備・調査研究

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額
令和7年度補正予算額

26億円
10億円)
13億円



文部科学省

背景・課題

- 子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実及び教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGIGAスクール構想を中心に、教育DXを加速することが求められている。このような教育DX環境を整備・充実していくため、**基盤的なツールを文部科学省が整備するとともに、環境整備に必要なルールを検討・策定する**必要がある。
- また、教育DX環境下における**教育データの分析・活用**についても、現状、効果検証までを行っているのは一部の取組に限られることから、環境整備と併せて効果検証に取り組み、**全国的な取組を促進する**必要がある。
- 加えて、令和8年度の検証結果も踏まえつつ、**子供たちの学びの向上に資する次期デジタル学習基盤の在り方について検討等**を行う必要がある。

事業内容

委託	文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の改善・活用推進 14.5億円 ➢ 文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）を、希望する全国の児童生徒等が、オンライン上で学習・アセスメントできる公的なCBTプラットフォームとして提供し、デジタルならではの学びを実現。 ➢ 令和9年度の全国学力・学習状況調査の教科調査等において活用予定（全国学力・学習状況調査の全面CBT化における活用）。 ➢ 地方自治体独自の学力調査等のCBT化についても、引き続き地方自治体のニーズに対応できるようにする。
委託	教育データ利活用の加速化に向けた実証研究・伴走支援等 3.2億円 ①教育データの利活用に関する実証研究等 ➢ 教育データ利活用のプロセスをまとめた「 教育データ利活用のステップ（β版） 」（文部科学省作成）をベースに 教育データ利活用の一連のプロセスを実証 。特に、現場における活用フェーズに焦点を当て、データ利活用によって得られた効果について検証し、ユースケースの創出を図る。その成果を踏まえ、ステップ（β版）の更新を行う。 ②教育データ利活用の横展開のための自治体等支援 ➢ 自治体がデータ利活用推進にあたり、「知見の共有＝DX」をできるような コミュニティ形成を実施 。自治体自らが類似自治体の取組の参照や悩みの共有・相談を行うことを目指す。 ③教育データ連携を前提とした環境整備に関する実証研究 ➢ 各教育委員会等が教育データ利活用をより円滑に進められるよう、 今後の教育データ利活用に関するシステムや連携方法等の在るべき姿の検討 を行う。
委託	校務DX等加速化事業 2.4億円 ➢ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、2029年度までを緊急改革期間と位置付け、時間外在校等時間の月30時間程度への削減を目標としており、その有効な手段である校務DXを通じた働き方改革を加速していく必要がある。 ➢ 教員の働き方改革を抜本的に改善させるため、 相談窓口の設置及び専門人材の派遣により次世代校務支援システムの都道府県域での共同調達・共同利用を推進 する。 ➢ 次期学習指導要領改訂も見据え、 次世代校務支援システムが担うべき役割・在り方・機能について時代に即した検討 を行う。
委託	教育データの標準ルールの策定・充実 ①教育データの標準化推進事業 0.6億円 ➢ 教育データ標準の社会実装に向けて進める調査結果を元に、現場実証を含むユースケースの検証及び検証結果の標準へのフィードバック、社会実装に向けた自治体や事業者に向けた支援策の検討を行う。また、GIGAスクール構想の推進に向けて、必要な基盤を整備するために必要な、広域におけるID管理及び認証基盤に関する調査研究を行う。 ②教育データの相互運用標準モデル 1.5億円 ➢ データのシステム間での相互運用性確保のための共通ルール等を定めた「 相互運用標準モデル 」の更新及び適合性評価の仕組み等の実施可能な体制面・技術面等の検討に係る調査研究を行う。
委託	デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究 3.5億円 ➢ 次期デジタル学習基盤の具体化 のため、ヒアリングや技術実証等により実現可能性を検証した上で、市場調査等の追加調査を行い、 詳細な検討・設計 を行う。 ➢ また、国・地方自治体等の役割分担を踏まえ、 効率的かつ合理的な調達・運用を実現するためのガイドライン・調達仕様書等の作成等 を行う。

(担当：初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付)

学習指導要領改訂を見据えた 情報活用能力の抜本的な向上

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

13億円
3億円)



文部科学省

令和7年度補正予算額

4億円

現状・課題

我が国を担う全ての子供たちの情報活用能力を抜本的に向上するためには、情報活用能力育成の「要」として創設する、小学校総合の「**情報の領域**」や中学校の「**情報・技術科**」、これらを踏まえた内容を高度化する高等学校情報科を**全国で確実に実施することが不可欠**。

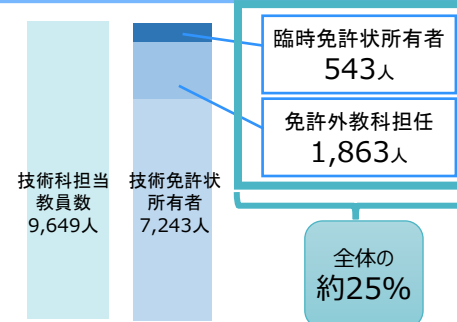
一方で、担当教員の不足など指導体制上の課題があることから、国は、学校現場に対応を委ねることなく、教材開発や研修をはじめ**必要な条件整備を責任を持って直ちに進める**必要がある。

中央教育審議会では議論されている
次期学習指導要領で想定される授業時数の考え方

小学校総合「情報の領域」			
3年	4年	5年	6年
各学年最大30コマ程度		各学年最大35コマ程度	
中学校「情報・技術科」			
1年	2年	3年	
各学年最大70コマ程度		最大35コマ程度	

※小学校総合における「探究の領域」と「情報の領域」はそれぞれ標準授業時数を設定する
※現行の中学校技術・家庭科の技術領域に含まれる内容を含む標準授業時数
※小学校総合は情報の領域については新たに設ける。中学校「情報・技術科」の現行の「技術・家庭科」の技術分野は中学校1年生・2年生はそれぞれ35コマ、中学3年生は17.5コマである。

全自治体における免許状保有状況（R7）



※文部科学省「中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制に関する実態調査（令和7年度）」

事業概要

1 情報活用能力の抜本的向上のための 実践・調査研究 7億円

- 教師が小学校総合「情報の領域」、中学校「情報・技術科」に関する新たな学習内容を**過度な負担なく指導できる**ようにするための**学習者用教材を開発**する。
- 教材の**実践・検証により質の向上を図り**、先行実施※期間も含めて**どの学校でも確実に情報活用能力の育成が図られる**ようにする。
- 児童生徒の情報活用能力を**定期的に測定・把握するための調査研究**を行う。

※全面実施を待たずして部分的な指導が可能となるよう、令和10年度以降、段階的に新教科・領域を先行実施するための経過措置を講ずる方向で検討

2 情報活用能力の育成・情報モラル教育 に関する指導充実のための 総合的な支援 5億円

- **研修用動画の作成や研修等の提供**、それらを活用した自治体の指導体制強化のための**ネットワークづくりや複数校指導・遠隔授業等の体制の工夫に関する支援**を行い、**すべての担当教員の指導力向上を図る**。
- 情報モラルを育成するための**動画教材等の充実**や**教員の指導力向上に向けた研修等**を行い、**情報モラル教育を推進**する。
- 自治体等の課題解決に向けた**各種専門家派遣による相談体制を構築し、伴走支援**を行う。
- **外部人材の活用などの調査研究等**を行い、**地域の実情に応じた指導体制の構築**を図る。

3 中学校技術科における 免許法認定講習の強化等 0.7億円

- 全国の認定講習受講希望者がオンラインで負担なく受講できる**認定講習プログラムを開発・運用し、中学校技術科の免許取得を促進**するとともに、**教員の指導力向上を図る**。
- 創設される中学校「情報・技術科」における**免許制度の在り方に関する議論を踏まえ、必要な研修や講習の内容等に関する調査研究を実施し、教員の計画的な養成・確保**を図る。

※その他、教師不足対応に資する教員定数改善として、中学校技術科の免許を追加で取得するための加配定数を新設

指導体制の強化を総合的に支援し、情報活用能力の抜本的向上を確実に実現する

(担当：初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付)

学習指導要領改訂を見据えた

情報活用能力の抜本的な向上①

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

13億円
3億円) 文部科学省



事業内容

令和7年度補正予算額

4億円

1 情報活用能力の抜本的向上のための実践・調査研究 7億円

(1) 情報活用能力育成のための実践研究

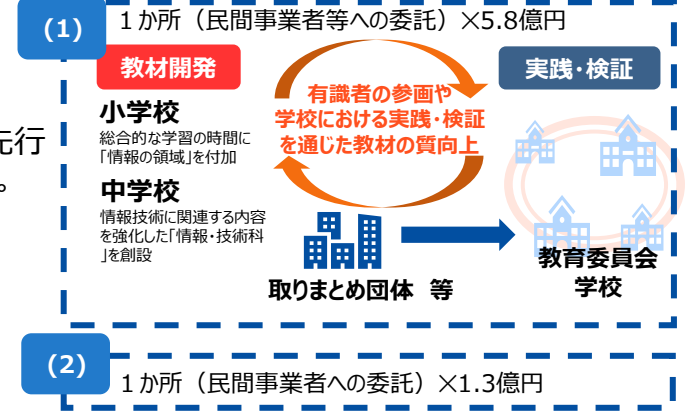
情報活用能力の抜本的向上に係る方向性を踏まえ、次期学習指導要領で強化・充実を目指す情報教育を、先行実施※期間も含め、教師にとって過度な負担なく全国どの学校でも確実に実施できるよう学習者用教材を開発する。

また、実証校において、開発教材及び授業等での情報活用能力の育成等の実践・検証を行う。

※全面実施を待たずして部分的な指導が可能となるよう、令和10年度以降、段階的に新教科・領域を先行実施するための経過措置を講ずる方向で検討

(2) 情報活用能力の把握に関する調査研究

学習の基盤となる資質・能力である「情報活用能力」を、児童生徒がどの程度身に付けているかを定期的に測定するため、小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査の実施に向けた調査・研究を行う。



2 情報活用能力の育成・情報モラル教育に関する指導充実のための総合的な支援 5億円

(1) 小・中・高における情報活用能力育成のための指導力向上にむけた研修の充実支援

次期学習指導要領の確実な実施に向けて、教師の指導力向上にも資するよう、①教師等の指導力向上のための研修用授業解説動画の作成、②研修の提供、及び③それらを活用した自治体の指導体制強化のためのネットワークづくりや複数校指導・遠隔授業等の体制の工夫に関する支援を行う。

(2) 情報モラル教育推進事業

SNSやインターネットを利用する際に普段から意識すべきルールやマナーに関することや直面する諸課題（偽・誤情報やディープフェイクなど）について、児童生徒が自ら考え、解決できる力を身に付けることを目指し、授業等で活用できる各種動画教材等の充実や教員の指導力向上に向けた指導者セミナーの開催、研修動画の作成を行う。

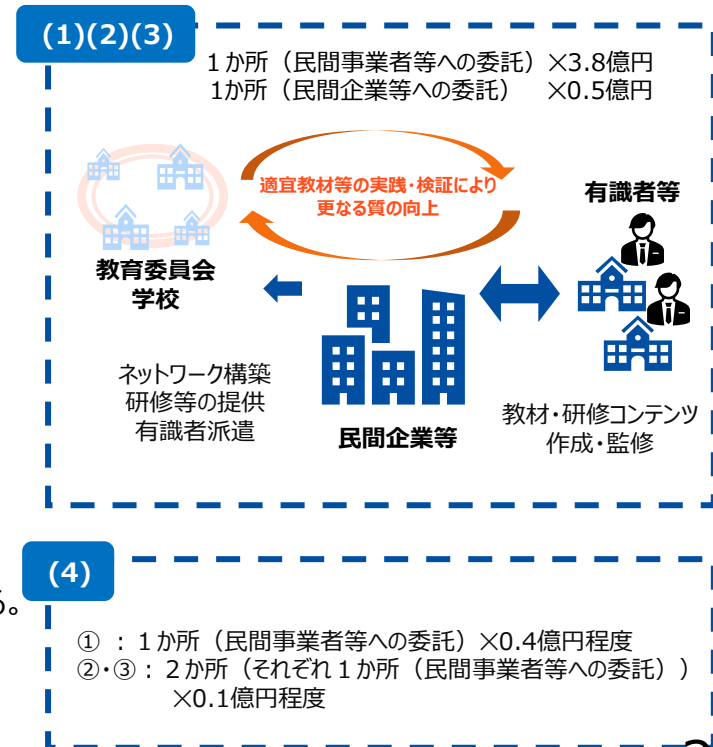
(3) 学校DX戦略アドバイザー事業

1人1台端末の利活用等に関する各種専門家による相談体制を構築し、自治体等の課題解決に向けて伴走支援を行う。

(4) 情報活用能力の指導体制強化に向けた各種調査研究

地域の実情に応じた持続可能な指導体制の構築に資するため、以下に関する調査研究・実証研究を実施する。

- ① AIなど先端の情報技術の指導に関する民間企業や大学等の外部人材の効果的な活用の在り方
- ② 情報活用能力育成に必要なデジタル加工機等の効果的な活用や整備の在り方
- ③ ICT支援員等を活用した効果的な指導体制の在り方





事業内容

3 中学校技術科における免許法認定講習の強化等 0.7億円

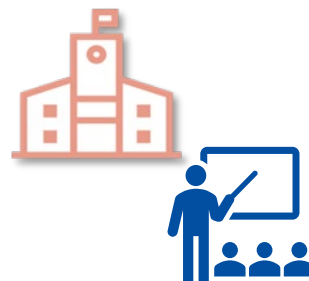
(1) オンラインを中心とした免許法認定講習（中学校技術科）の実施

中学校技術科の複数免許取得促進を目的とし、**全国の免許法認定講習受講希望者がオンラインで負担なく受講できるようにする**ため、**拠点大学における認定講習プログラムの開発・運用や環境整備を支援**する。

- オンラインを前提とした認定講習プログラムの開発・運用
- 認定講習プログラムを全国展開するための環境整備
- 中学校技術・家庭科（技術分野）担当教員の免許状保有者の改善に向けて、**令和9年度においては800名を受講可能に**

※R8年度受講者：定員600名を上回る656名が受講予定（7月末時点）

※その他、教師不足対応に資する教員定数改善として、中学校技術科の免許を追加で取得するための加配定数を新設



(2) 中学校「情報・技術科」の創設に向けた研修等の在り方に関する調査研究

創設する中学校「情報・技術科」のうち、特に情報技術領域を指導できる教員の不足といった課題等を踏まえ、平成15年度の高校「情報科」創設の際の取組も参考としつつ、「情報・技術科」をすべての中学校で着実に実施できるようにするため、**教員の計画的な養成・確保のための免許制度の在り方に関する検討を踏まえ、必要な研修や講習の内容等に関する調査研究を実施**する。

(1) 1か所（大学への委託）×0.6億円

講習プログラム開発・運営

拠点大学

都道府県教委は、
受講者リストを提出

講習プログラムを基に、
実習等の課程を含む
講座の実施を要請

連携大学

都道府県
教育委員会

・オンラインを中心
とした講座の実施
・各教育委員会と連携
した実習講座の実施

受講希望者の募集
講習会場の整備
受講者へのサポート

全国の認定講習受講者

(2) 1か所（大学等への委託）×0.1億円

5. 次期学習指導要領等を目指す学びの環境の整備

次期学習指導要領の円滑な実施に向けた趣旨浸透・実現可能性の確保に向けた情報発信、教育委員会・学校への徹底的な伴走支援など、学習指導要領を目指す学びの環境を整備する。

学習指導要領等の編集改訂等

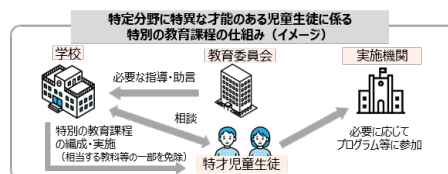
10億円（2億円）【拡充】

- 令和8～9年度の学習指導要領等の改訂を踏まえ、解説書や授業・教員研修等に使える動画の作成、学校等への伴走支援を通じて、改訂趣旨の理解・定着を図る。
- 教師が学習指導要領を効率的に理解・活用し、質の高い授業づくりや働き方改革につながられるよう、「デジタル学習指導要領」を開発する。

特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援

2億円（1億円）【拡充】

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程の編成・実施が可能となることを踏まえ、適切な指導・支援を実現に向け、大学を中心とした相談支援拠点を設け、学校や教育委員会への専門的な助言体制を構築する。あわせて、理解促進のための研修等により支援の必要性や仕組みの浸透を図りつつ、相談支援拠点が連携するネットワーク構築に向けた調査研究を実施する。



次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発

1億円（1億円）

- 現行学習指導要領の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行う。

理数教育の充実のための総合的支援

19億円（19億円）

- 理科教育振興法に基づき、観察、実験にかかる理科設備の充実を図るとともに、理科の観察・実験の充実及び指導に注力できる環境の整備等を行うため、物的・人的の両面にわたる総合的な支援を実施する。

小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

6億円（2億円）【拡充】

- 英語を使う機会の少なさ、学ぶ動機付けの弱さ、家庭学習時間の確保、適時適切なフィードバックや既習事項を繰り返して定着させることの必要性が指摘されているところ、A I の活用等により英語教育の抜本強化を図るモデル構築や、学習指導要領に対応した外国語教育の条件整備等を推進する。



「考え、議論する道徳」の実装

3億円【新規】

- 次期学習指導要領を見据え、「考え、議論する道徳」の実装に向けた道徳教育の充実を図るため、実践事例を創出する。あわせて、自治体への有識者による指導・助言などの伴走支援を通じて、取組の質の向上と好事例の普及を推進する。

★道徳アーカイブ



学校における放射線に関する教育の支援

0.3億円（0.3億円）

- 放射線副読本を活用し、教職員等を対象とした研修や児童生徒等を対象とした出前授業を実施する。

その他、スーパーサイエンスハイスクールにかかる事務費を計上。

「デジタルな形態を含む教科書」の導入に向けた環境整備

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

25億円
17億円)

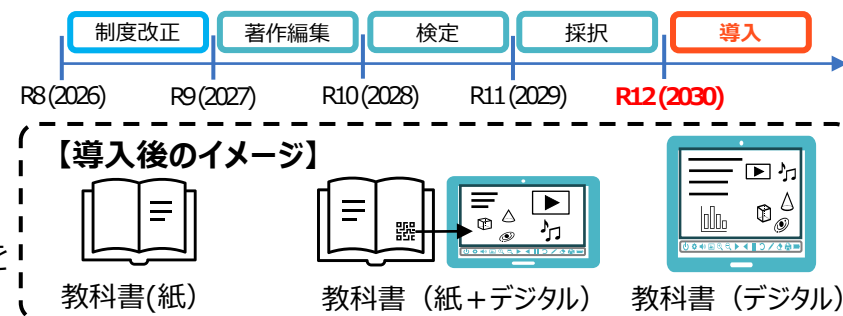


文部科学省

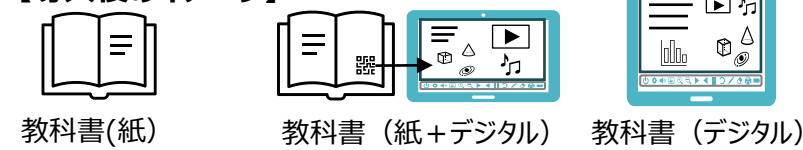
背景・課題

- 令和8年学校教育法等改正により、これまで紙だけが認められていた教科書にデジタルを取り入れることが可能となり、次期学習指導要領の実施が見込まれる**令和12(2030)年度から、「デジタルな形態を含む教科書」の導入**を予定。
- これまで、紙の教科書をそのまま端末に表示する「現行のデジタル教科書」(教科書代替教材)の提供等を進めてきたところ、学校現場が**紙・デジタルを効果的に組み合わせた学びに習熟**できるよう、**現行のデジタル教科書の更なる活用促進**や**実証研究**のほか、デジタルな形態を含む教科書の**配信基盤の整備**に取り組む。

【導入スケジュール】



【導入後のイメージ】



事業内容

①学習者用デジタル教科書購入費

1,610百万円 (1,529百万円)

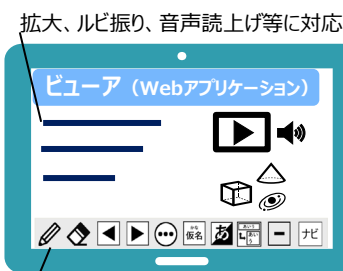
- 「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」の議論の方向性を踏まえ、**英語等の教科**について、全国の小・中学校等に**現行のデジタル教科書を提供**する。

学校種、 学年	- 小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部 5・6年生 - 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部 1～3年生
------------	---

③標準仕様書に基づく教科書の配信に関する調査事業

596百万円 (新規)

- 令和8年度中に策定する「標準仕様書」に基づき、教科書のデジタル部分の**配信基盤**である「ビューア」を改修する。
- 配信の実証**も行うことで、実際の配信に当たっての課題の把握等を行う。



ナビメニューは共通化済み

追加予定の機能

- 通信障害発生時等のための機能 (印刷、ダウンロード)
- コンテンツ拡散防止 (電子透かし等)
- 動画・音声の字幕表示、再生速度調整等

②学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業

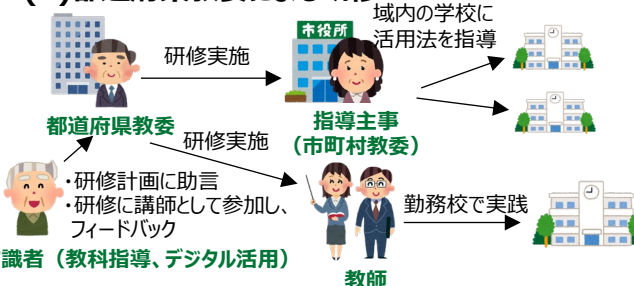
193百万円 (168百万円)

- デジタルを活用した指導力向上のため、(1)実証研究校における**授業実践**、(2)都道府県教委による**教師・指導主事向け研修**の伴走支援により**先進事例を創出し、事例集・研修動画で横展開**を図る。
※高等学校の授業実践の対象教科を追加 (3→6)【拡充】
- 発達段階・教科別のデジタル適性や課題の把握のため、(3)全国の児童生徒・教師に対する**大規模アンケート調査** (標本調査) を実施する。

(1)授業実践



(2)都道府県教委による研修



④教科書ビューアアカウント情報一括登録システムの構築に向けた調査研究事業

83百万円 (新規) ※デジケー一括計上

- ビューアの**アカウント管理の負担軽減**を目的に、各社ビューアに一括してアカウント情報を登録できるシステムを構築するため、(1)システムの**要件定義等**の検討、(2)**要件定義書・調達仕様書の策定**のための調査研究を実施する。

(担当：初等中等教育局教科書課)

6. 幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続

幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

68億円
20億円)



- 全ての子供に対して、質の高い幼児教育が提供されるよう、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等により、幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続に向けた取組を推進する。

1 幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続を支える自治体への支援 9.6億円（4.9億円）

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、**架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）**のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、**各地域における「幼保小の架け橋プログラム」を推進し**、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ① 幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業 | 9.1億円（4.6億円） |
| ② 幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究事業 | 0.5億円（0.3億円） |

2 幼児教育の質の向上に関する調査研究等 3.1億円（2.4億円）

幼児期の学びを深めていくための調査研究や、**幼稚園教諭等の人材確保**のための実証・モデル事業、幼児教育が子供の発達や小学校以降の学習や生活に与える影響について検証するための**大規模な追跡調査**等を実施し、幼児教育の質の向上を図る。

- | | |
|--|--------------|
| ① 幼児教育の学び強化事業 | 0.2億円（0.2億円） |
| ② 幼稚園教諭等の人材確保のためのコンソーシアム・復職コーディネート体制構築事業 | 0.7億円（0.7億円） |
| ③ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業 | 1.0億円（1.0億円） |
| ④ 幼児教育の理解・発展推進事業 | 0.9億円（0.3億円） |
| ⑤ OECD ECEC Network事業への参加 | 0.2億円（0.2億円） |

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 55億円（12億円）

DXの推進や国土強靱化に資する**ICT環境整備、施設の耐震化**等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援する。

- | | | |
|------------------|-------------|-------------------|
| ① 教育支援体制整備事業費交付金 | 31億円（7.9億円） | 〔令和7年度補正予算額 20億円〕 |
| ② 私立幼稚園施設整備費補助金 | 25億円（4.4億円） | 〔令和7年度補正予算額 20億円〕 |

※四捨五入の影響により、計が一致しない場合がある。（担当：初等中等教育局幼児教育課）

幼児教育推進体制等を活用した 幼保小の架け橋プログラム促進事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

9億円
5億円)



現状・課題

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、その後の人生に長期にわたって、よい効果をもたらすものであり、全ての子供に対して、**設置者や施設類型を超えて幼児教育と小学校教育の円滑な接続の充実を図ることが重要**である。
- 特に、近年、**低学年における不登校児童数が増加している状況**を踏まえると、子供の成長を切れ目なく支える観点から、幼保小接続の取組を一層推進する必要がある。さらに、中央教育審議会では、**幼稚園教育要領等の次期改訂に向けた議論や、幼稚園教諭等の養成・採用・研修の在り方**に関する今後の方策として、小学校教育との接続に関する取組の更なる推進が示されている。
- 架け橋期の教育を充実させるためには、**地域の幼保小の関係者が連携・協働し、カリキュラムベースでの取組（幼保小の架け橋プログラム）を全国の各自治体で展開**していく必要がある。

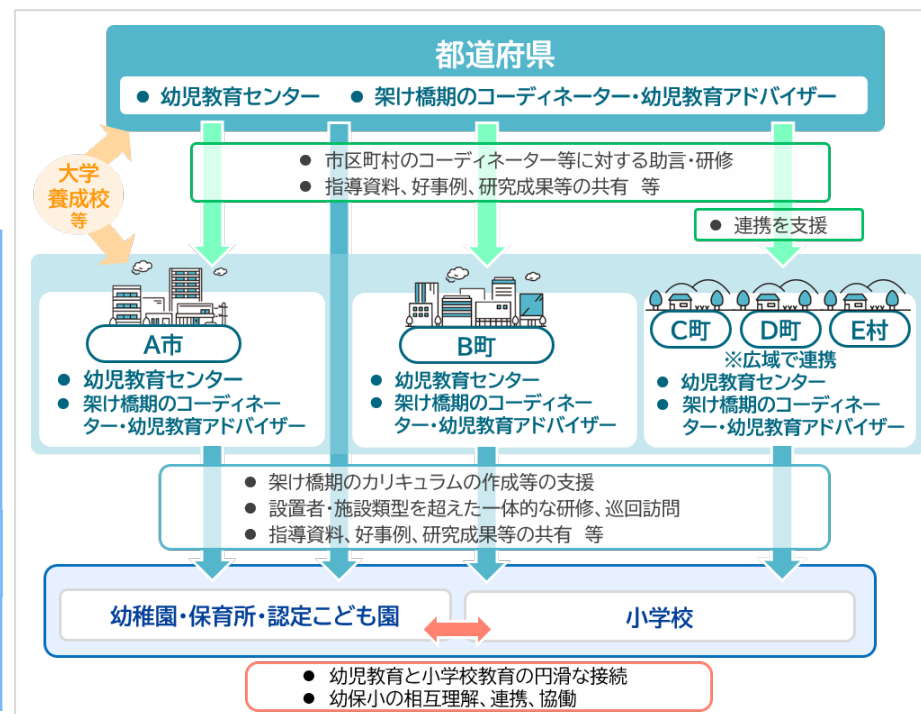
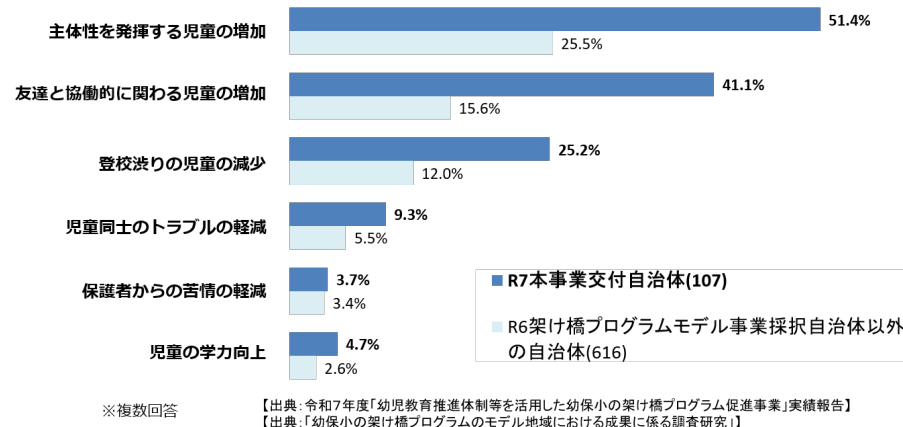
事業内容

自治体における幼児教育センター等を活用し、架け橋期のコーディネーター等の育成・配置を推進する。これにより、**5歳児から小学校1年生まで教育の連続性を踏まえたカリキュラムの策定・実施・改善**を継続的に行う体制を構築し、**全国規模で幼児教育と小学校教育の円滑な接続を更に促進する（幼保小の架け橋プログラム）。**

架け橋期のカリキュラムの実施 ◆ 架け橋期のコーディネーターの配置 ◆ 架け橋期のカリキュラム策定・実施・改善 ◆ 幼保小連携・接続等の研修・実践研究		人材育成 ◆ 架け橋期のコーディネーター等を育成するための研修の実施や研修教材の作成	
幼児教育の質の向上に向けた指導・助言 ◆ 幼児教育アドバイザーの配置 ◆ 障害のある幼児・外国人幼児の受け入れ等に課題を持つ園への支援		教育委員会 (幼・小) 連携 福祉・保健等 担当部局	
対象経費	上記の事業内容を実施するために要する経費（報酬、給料、職員手当等、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、委託費）		
実施主体	都道府県 市区町村	補助率	◆ 架け橋期のカリキュラムの実施、人材育成：1/2 ◆ 幼児教育の質向上に向けた指導・助言 ※：1/3 ◆ 広域連携による本事業の実施：1/2

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」及び本事業の実施実績が2年以下の自治体が対象

幼児教育と小学校教育の円滑な接続（幼保小の架け橋プログラム）に取り組んだ成果（令和7年度）



(担当：初等中等教育局幼児教育課)



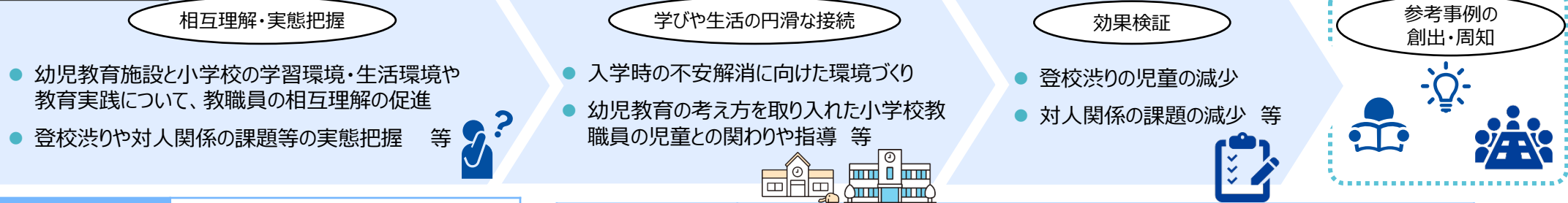
現状・課題

- 小学校低学年において、不登校児童の増加率が高く、また、いじめの認知件数が多いことを踏まえると、**不登校・いじめ対策の観点からも、幼保小接続期の教育の充実について検討を行い、対策に取り組むことが重要**である。
- 幼児教育施設と小学校での学びや生活の段差が大きいと、子供が不安や戸惑いを感じて主体的に自己発揮しにくくなってしまふことなども指摘されており、**学びや生活の円滑な接続に取り組んでいくことが必要**である。また、各自治体においては、それぞれの**地域の実情やニーズに応じた取組を促進**していく必要がある。

事業内容

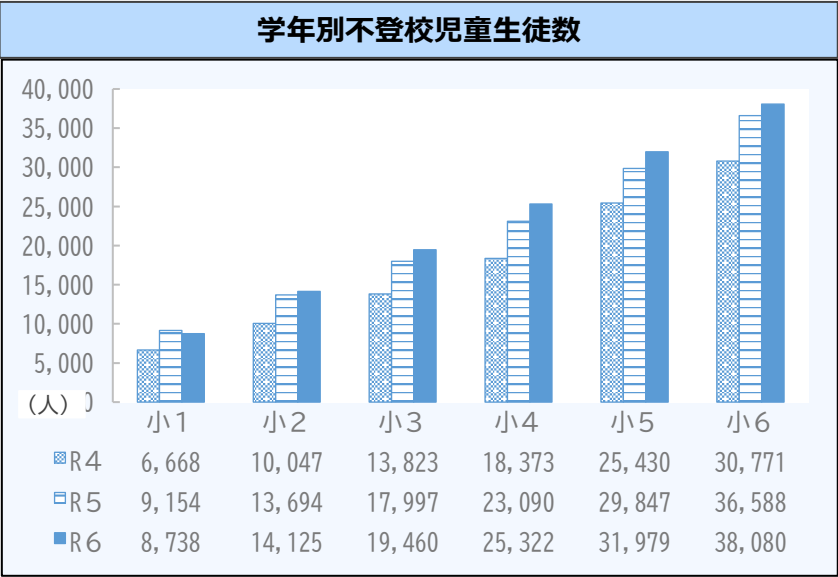
不登校・いじめ対策等に資するため、小学校低学年において、その後の不登校やいじめ問題等につながる可能性のある登校渋りや対人関係の課題の減少に向けて、**幼児教育施設と小学校間の学びや生活の円滑な接続に関する具体的な取組について実践研究**を行い、各地域における不登校・いじめ対策等の推進を図る。

取組イメージ



委託先	都道府県、市区町村
件数・単価	7箇所×約650万円

委託対象 経費	調査研究に必要な経費 (人件費、会議費、委員旅費、謝金、委託費等)
------------	--------------------------------------



(出典) 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要

背景・課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が直面している課題解決を図ることにより、幼児が園での活動を通して、学びを深めていくことが重要である。

事業内容

① 教育課題に関する調査研究

幼児教育施設における教育の質の向上のため、幼児教育施設が直面している様々な教育課題について調査研究を行う。
また、**幼稚園教諭や保育教諭等の幼児教育に関する専門性の向上**や子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育といった**幼児教育を巡る様々な課題に対応する力を養う**方策について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼稚園教諭や保育教諭の資質・能力の向上に向けた公開保育の在り方
- ・ 幼児教育施設と小学校の合同研修や保育・授業の相互参観を通じた連携の在り方
- ・ 幼児理解に基づいた指導と評価に生かす記録の在り方 等

② 子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

未就園児も含め、幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供して幼児の学びを深めていくことや、遊びを通じた総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について家庭や地域と認識を共有して意識を高めることなど、子育ての支援や家庭等との連携強化について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・ 幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方
- ・ 幼児教育の重要性等について、共通理解を図るための普及・啓発の在り方 等

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園	委託先	研究機関、大学、都道府県、市区町村、幼児教育関係団体 等		
件数・単価	① 3箇所×約400万円 ② 2箇所×約400万円	委託対象経費	調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)	事業開始年度	令和4年度～

幼稚園教諭等の人材確保のためのコンソーシアム・復職コーディネート体制構築事業

(前年度事業名：幼稚園教諭等の人材確保のための人材バンク創設・コンソーシアム構築事業)

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円) 文部科学省



背景・課題

- **幼児教育の質の向上の根幹をなす幼稚園教諭等の人材については、人材不足が深刻な課題**となっている。その要因として、養成校への入学者の減少、養成課程を通じた学生の意欲の低下や免許取得者が就職しないなどの希望者の減少、幼稚園教諭の勤務環境等からくる**早期離職数の多さ**、**復職時の不安による再就職の少なさ**や、**幼稚園等の人材紹介会社への紹介料の負担**などが指摘される。
- こうした課題を踏まえ、**中央教育審議会教員養成部会における幼児教育作業部会の議論のまとめ（令和8年4月）**においては、地域で関係者・関係機関による恒常的な組織として**コンソーシアムを構築し、魅力の発信から養成、採用、定着に至る一連の課題解決を行う体制**づくりや、**復職希望者が円滑に復職・定着できるような体制**整備を、**国が継続的に支援すべき**とされている。

有効求人倍率の推移（年平均）

	H29	R7
全職種	1.35	1.12
幼稚園教諭	1.66	2.79
保育士	2.47	3.07

事業内容

①コンソーシアム構築事業

- 自治体や大学等が主体となり、幼稚園団体や他の養成校など多様な関係者が参画した、**地域における保育人材の養成や採用など人材確保に向けた恒常的な体制（コンソーシアム）を構築**、入職者の増加や離職者の減少などに向けた取組を継続的に行うことのできる体制づくり及び**具体的な方策の実践と検証、全国展開に向けた事例創出**

②復職コーディネート体制構築事業

- 自治体等が主体となり、**復職に関するコーディネーターの配置等**を通じた、**復職希望者の幼児教育施設への仲介やあっせん、相談業務等を行う復職支援にかかる体制の整備**及び**具体的な方策の実践と検証、全国展開に向けた事例創出**

<想定される実践の例>

- ・関係機関が連携して作成する地域の実習ガイドラインの策定
- ・ボランティア・インターンシップを実施する体制の構築等、養成段階の学生の理解と意欲を向上しつつミスマッチの防止を図るなど、養成と採用が連動した取組
- ・その他、小・中・高校生など養成前段階から、教育委員会と養成校、園などが連携して継続的な魅力発信を行う取組
- ・既存の自治体等の体制下で、幼稚園等に精通したコーディネーターを配置し、個々のニーズに合った求人情報の提供や相談対応、復職時の幼児教育センターと連携した研修の提供



<見据える成果>

- ・就職者の増加、離職者の減少、復職者の増加等による幼稚園等における人材不足に対処
- ・就職者、復職者の定着率の向上
- ・求職者が望む働き方の実現
- ・紹介料等のコスト削減分による、教職員の処遇改善の向上



事業開始	令和8年度～
委託先	自治体、大学等

事業規模	① 5団体×600万円 ② 5団体×500万円
------	----------------------------

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

幼児教育に関する大規模縦断調査事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円)



背景・課題

- 幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスにも基づきながら、政策形成に取り組むことが重要。また、諸外国では、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、日本においても、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、**子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし**、今後の施設類型を超えた幼児教育の取組や小学校教育への円滑な接続、家庭や地域との連携等にかかる政策形成に資するエビデンスを得るため、**令和6年度における5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証**を行う。

調査の概要

(1) 実施対象 令和6年度における5歳児を対象にした5年間の追跡調査（※令和9年度は小学校3年生）

※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて75市町村から調査対象者を無作為抽出

(2) 調査方法・調査対象 以下の調査対象者にアンケート調査を実施

- ①調査開始（R6年度）時点で、**幼児教育施設（施設種、公立・私立、認可・無認可は問わない）に通う5歳児を子供にもつ保護者**
- ②上記①の5歳児が通う**施設の園長・担任保育者**（幼稚園教諭、保育教諭、保育士等）※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③上記①の5歳児が就学した**小学校の校長・担任教師** ※本調査2年目（R7年度調査）～

(3) 調査内容

- ①保護者：子供の成長、資質・能力、家庭での養育環境 等
- ②園長・保育者：保育者の人数、園の取組、労働環境、保育者の実践 等 ※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③小学校の校長・担任教師：幼保小接続の取組、学級風土 等 ※本調査2年目（R7年度調査）～

※なお、調査の実施に当たっては、委託先において、幼児教育や発達心理学、教育政策等の様々な分野からの研究者でネットワークを構築し、多様な視点から行う。

委託先・箇所数

単価

対象経費

- ・大学1箇所（継続のみ）
- ・約8,900万円
- ・調査実施に必要な経費

スケジュール（事業実施期間）

R5先行調査
の実施

R6本調査
(5歳児)
の実施

R7本調査
(小学校1年生)
の実施

R8本調査
(小学校2年生)
の実施

**R9本調査
(小学校3年生)
の実施**

R10本調査
(小学校4年生)
の実施

背景・課題

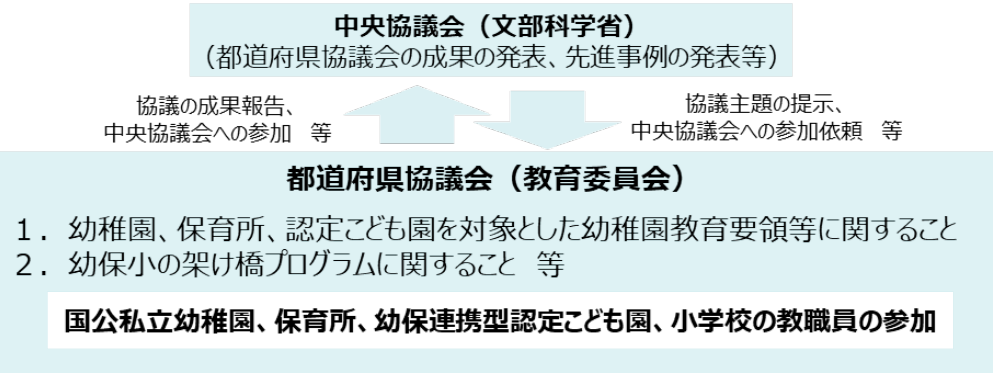
幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われるよう、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深めることが求められている。**

中央教育審議会における審議を踏まえて示される、次期幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の**趣旨の浸透及び着実な実施を図るため、指導資料等の作成・周知が必要である。**

事業内容

幼児教育の理解・発展推進事業（事業開始年度：平成12年度～）

各都道府県において、設置者（国公私）や施設類型（幼稚園、保育所、認定こども園）を問わず、幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、**幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催する。**また、その成果を**中央協議会において発表・共有し、幼児教育の振興・充実を図る。**



件数・単価	47箇所×約50万円	支出先	都道府県
対象経費	都道府県協議会に必要な経費 (諸謝金、委員等旅費、教職員研修費等)		

幼児教育実施のための指導資料の作成等

中央教育審議会における審議

【審議事項】

幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策について検討。

次期幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の確実な普及・啓発に向け、改訂の趣旨を周知する。

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方に関する指導資料等の作成・周知を行い、趣旨の浸透及び着実な実施を図る。

教育支援体制整備事業費交付金

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

31億円
8億円



文部科学省

令和7年度補正予算額

20億円

現状・課題

- 平成27年度に子ども・子育て支援新制度が始まってから10年が経過し、幼児教育・保育については、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移している。社会経済情勢の変化も踏まえ、設置者や施設類型に関わらず質の高い幼児教育が行われるよう、教育環境整備、研修支援等を行う必要。

事業内容

- 幼児教育の質の向上と子育て支援の更なる充実を図るため、**次期幼稚園教育要領等に基づく実践の充実**に必要な環境整備や預かり保育の充実を図るとともに、DXを推進することで教員等の業務負担を軽減し、子供と向き合う時間を確保するためのICT環境整備等を実施する。

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 幼児の学びに必要な遊具、運動用具、保健衛生用品等の整備の充実



2 幼児教育の質の向上のための研修支援

- 設置者や施設類型に関わらず、質の高い幼児教育を実践するため、幼稚園、認定こども園、保育所において実施する合同研修等の経費の支援
- **次期幼稚園教育要領等に基づく実践の充実に向けた研修の実施経費の支援(新規)**

3 園務平準化のための業務体制への支援

- 安全・安心のための園務平準化に必要な経費を支援
- 認定こども園等へ移行するための準備経費を支援



4 ICT環境の整備を支援

- 「教育に係る計画・記録」「園児の登園及び降園の管理」「保護者等との連絡」「キャッシュレス決済」「**教員等の労務管理**」に関する機能(新規)のシステム導入等を支援

●教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)

Ⅲ. 今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方
(2)教育投資の在り方

② 各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
人生100年時代やSociety 5.0の実現など、今後の社会を展望しつつ教育を通じた人づくりを推進するためには、**幼児教育**、義務教育、後期中等教育までの初等中等教育及び高等教育の各段階並びに生涯学習・社会教育において、**質の高い学びを行うことができる環境を整備**することが必要である。

●こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)

幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、**量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと**

●こどもまんなか実行計画(令和8年6月)

⑤「はじめの100か月」の育ちの環境整備と幼児期の教育・保育の推進
幼稚園・保育所・認定こども園が行う幼児教育の質的向上を図るとともに・・・
地域に開かれた保育の推進、**自然体験活動等の充実、職場環境の改善**や幼児教育センター等による地域における支援体制の強化を推進する。

●経済財政運営と改革の基本方針2026(令和8年7月21日閣議決定)

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(2)公教育の再生、研究活動の活性化

幼児教育・保育の質向上を図る。・・・

学校の教育環境向上と老朽化対策を地方公共団体等が一体的・計画的に進められるよう着実に支援し、創造的な学習環境を整える。

補助割合 国1/2等

対象校種

事業開始 平成27年度～

- ① 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園
- ② 幼稚園、認定こども園、保育所
- ③ 幼稚園
- ④ 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園

実施主体 都道府県

私立幼稚園施設整備費補助金

令和9年度要求・要望額	25億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	8億円
(前年度予算額)	4億円
令和7年度補正予算額	20億円



文部科学省

現状・課題

- 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対応として、学校施設の安全確保等のために耐災害性強化を行うことや、猛暑による健康被害を防ぐことが喫緊の課題。また、建築資材価格や人件費の高騰等による建築コスト上昇への対応も課題。

事業内容

- 国土強靱化の取組を推進する耐震対策等を引き続き進めるとともに、**次期幼稚園教育要領等に基づく直接的・具体的な体験の充実に向けた屋外教育環境整備**や、猛暑の中でも幼児が安全・安心な環境で活動するために必要な**熱中症対策に係る施設整備**を実施。

1	耐震補強	耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
2	防犯対策	防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策
3	新增改築	新築、増築、耐震改築、その他の危険建物の改築
4	アスベスト等対策	吹き付けアスベストの除去等のアスベスト対策
5	屋外教育環境整備	幼稚園教育要領の改訂を踏まえた屋外教育環境整備の充実
6	エコ改修	太陽光発電の設置、省エネ型設備等省エネルギーの推進に向けたエコ改修
7	内部改修	衛生環境改善、園舎の一部改修
8	バリアフリー化	スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備
9	熱中症対策	ミストシャワー、サンシェード、遮熱塗料の工事等熱中症対策に係る整備

●第1次国土強靱化実施中期計画 (令和7年6月6日閣議決定)

学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化(私立学校)

<目標>

①避難所等にもなる私立学校施設の構造体の耐震対策完了率【R4】93.8%→【R10】100% 等

●経済財政運営と改革の基本方針2026 (令和8年7月21日閣議決定)

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

3. 国民の安全・安心の確保

(1)防災・減災・国土強靱化の推進

「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画2026」74に基づく施策を推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(2)公教育の再生、研究活動の活性化

幼児教育・保育の質向上を図る。...

学校の教育環境向上と老朽化対策を地方公共団体等が一体的・計画的に進められるよう着実に支援し、創造的な学習環境を整える。



事業開始 昭和42年度～

補助割合 国1/3、事業者2/3 ※ただし、事業内容①のうち地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強②のうち特別防犯対策(～R10までの時限)は、国1/2、事業者1/2

実施主体 事業者(学校設置者)

対象経費 工事費、実施設計費、耐震診断費等

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

7. 誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校、いじめ対策等の推進

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

122億円
100億円)



背景・課題

令和6年度調査結果において、不登校児童生徒数については増加率の低下等、一部傾向の変化が見られるものの、不登校児童生徒数、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数がそれぞれ過去最多となるとともに、自殺対策基本法に学校の責務が明記されるなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

「経済財政運営と改革の基本方針2026」(令和8年7月閣議決定)、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)等に基づき、こども家庭庁等の関係機関と連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省

〈令和9年度概算要求の概要〉

※主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

11,966百万円(9,971百万円)【補助事業】

不登校児童生徒の学びの場の確保の推進【拡充】



● 校内教育支援センター支援員の配置

校内教育支援センターを拠点に、学習支援・相談支援を行う支援員を配置するための経費を補助(4,000校→7,000校)

● アウトリーチ支援等による教育支援センターの機能強化

不登校支援の一環として、不登校児童生徒等へのアウトリーチ支援の実施に係る経費を補助(130人→300人)

● 学びの多様化学校の設置促進

設置準備(20自治体→24自治体)、設置後運営(27自治体→29自治体)

● 不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制の強化

相談支援や学習会の実施、広報提供体制の整備など、不登校児童生徒の保護者等への支援体制を強化するために必要な経費を補助(R7補正:200自治体→300自治体)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【拡充】



● SC・SSWの基礎となる配置に加えて、課題に応じた重点配置

● 不登校支援の核となる教育支援センターへの配置充実

● スーパーバイザーの指導助言によるSC・SSWの支援の質の向上等

※ 平時からSC・SSWをケース会議等に参加させる体制を整えている学校への配置促進等を通して、SC・SSWの校内の生徒指導体制への位置づけを促進

SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究

188百万円(34百万円)【委託事業】

いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある 学校づくりに関する調査研究

● いじめ・暴力行為・自殺予防の総合的な対策の推進

- ・いじめ・暴力行為の予防に向けた学習者用教育コンテンツや、教師の対応力向上のための実践的な対応ガイド等を開発。
- ・ネットいじめなど学校や教育委員会のみでの対応が困難な事案の早期発見・早期対応等に係る取組を支援し、対応力を強化。
- ・学校における自殺リスクの把握及び関係機関等との適切な連携に関し、先導的に取り組む自治体を支援し、全国における効果的な対応を促進。

● 不登校対策等の効果的な活用の促進に向けた調査研究

不登校対策等の実施状況を調査・分析し、効果・課題を整理の上、更なる不登校対策等の充実につなげるとともに、優れた事例を収集・展開する。

● 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援 と学びの充実に関する実証研究



こども 家庭庁

※主に首長部局を通じた対応

- 首長部局におけるこどもの悩み相談モデル事業
- いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- 学校につながりが持たないこどもを含む、地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援
- こどもの多様な居場所づくり

など

文部科学省・ こども家庭庁が連 携して対応

※非予算の取組

- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部
- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有
- 児童生徒の自殺事案の背景調査結果の共有

など

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

95億円
88億円)



- ◆ 「チーム学校」の考えの下、教師とSC・SSWの連携・協働による学校における支援体制の充実
- ◆ 教育委員会によるSNS等を活用した相談体制等の充実や、課題に応じた地域の関係機関等との連携促進
- ◆ 不登校支援の核となる教育支援センターへの配置の充実及び、スーパーバイザーの指導・助言によるSC・SSWの支援の質の向上

スクールカウンセラー等活用事業

令和9年度要求・要望額 6,714 百万円
(前年度予算額 6,350百万円)
事業開始年度：H7～(委託)、H13～(補助)

- ・ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・ 公認心理師、臨床心理士 等

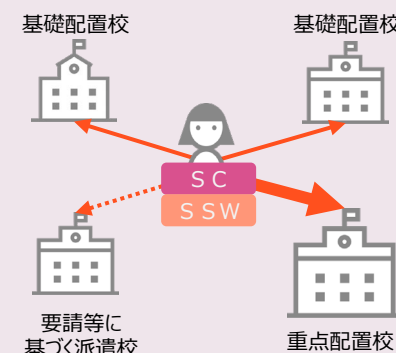
- 基礎配置 全公立小中学校 (4時間/週)
- **重点配置 13,300 校** (+ 4 時間/週)
 - いじめ・不登校対策 : **9,000 校** (←7,000校)
 - 虐待対策 : 2,000校
 - 貧困対策 : 2,300校
- ※ 平時からSCをケース会議等に参加させる体制を整えている学校等への配置を促進
- **教育支援センター 35日・175 日/年** (← 105 日/年)
- **スーパーバイザー 134 人** (← 101 人) 等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和9年度要求・要望額 2,784 百万円
(前年度予算額 2,468百万円)
事業開始年度：H20～(委託)、H21～(補助)

- ・ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士 等

- 基礎配置 全中学校区 (3時間/週)
- **重点配置 12,500 校** (+ 3 時間/週)
 - いじめ・不登校対策 : **6,500 校** (←5,000校)
 - 虐待対策 : 2,500校
 - 貧困対策 : 2,500校
 - ヤングケアラー支援 : 1,000校
- ※ 平時からSSWをケース会議等に参加させる体制を整えている学校等への配置を促進
- **教育支援センター 210 日/年** (← 63 日/年)
- **スーパーバイザー 134 人** (← 101 人) 等



SC・SSWの勤務時間の中で、
児童生徒の抱える課題等の
状況に応じて柔軟に対応

<事業内容>

- 学校や教育支援センター等において、不登校やいじめ、暴力行為等、児童生徒やその保護者等が抱える様々な課題の解決・改善に向けた支援を行う。
 - ・ **スクールカウンセラー (SC)** は、児童生徒へのカウンセリングや情報収集・見立て (アセスメント)、教師・保護者への助言・援助 (コンサルテーション) のみならず、例えば、自殺予防教育において、児童生徒の「相談する力」や「心の危機に気付く力」を育成するなど、課題の未然防止に資する取組を行う。
 - ・ **スクールソーシャルワーカー (SSW)** は、児童生徒や保護者のニーズを把握し、状況に応じた目標や支援計画を立てるとともに、例えば、虐待や貧困、ヤングケアラー、交通事故を含む犯罪被害者支援など様々な関係機関が実施する施策の情報を集約し、関係機関との連携・調整等を行う。
- **スーパーバイザー** は、心理や福祉に関する高度な専門性や経験を有する者として、SC・SSW等への指導・助言等を行うとともに、災害時等における心理・福祉に関する支援の中核を担う。
- **SNS等を活用した相談**や「**24時間子供SOSダイヤル**」の相談員を配置することにより、児童生徒の対面では相談しづらい様々な悩みを総合的に受け止めるとともに、緊急時における教育委員会と関係機関とが連携した迅速かつ適切な対応を図る。

いじめや不登校、虐待、貧困、ヤングケアラー支援など児童生徒を取り巻く様々な課題への教育相談体制の充実

<SC・SSWの配置に関する工夫>

- ・ 自治体の配置の工夫により学びの多様化学校、夜間中学への重点的な配置
- ・ 離島・山間部など地域の実情に応じたオンラインを活用したカウンセリング等の実施

<SC・SSWの実効性を高めるための取組>

- ・ 平時からSC・SSWをケース会議等に参加させる体制を整えている学校への配置促進等を通して、**SC・SSWの校内の生徒指導体制への位置づけを促進**
- ・ SC・SSWとの連携の核となる教育相談コーディネーター等の配置促進や、**心理・福祉分野に強みを有する教師の育成のための研修プログラムの受講促進**
- ・ 安定的な任用のもと、教育分野に専門性の高い人材を確保するため、**フルタイム任用の促進**

実施主体 SC : 都道府県・指定都市
SSW : 都道府県・指定都市・中核市

配置先 小・中・高等学校
教育支援センター 等

費用負担 国 : 1 / 3
都道府県等 : 2 / 3

対象費用 報酬、期末手当、交通費 等

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

現状・課題

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、12年連続で増加しており、約35万4千人と過去最多の状況
- 「経済財政運営と改革の基本方針2026」にて、「校内外教育支援センターの設置促進」を明記
- 「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
- 不登校傾向の児童生徒や、不登校からの段階的な復帰の途上にある児童生徒の学びの場として、校内教育支援センターが大きな役割を果たす

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと

公立小中学校の校内教育支援センター設置状況（R7.6現在）

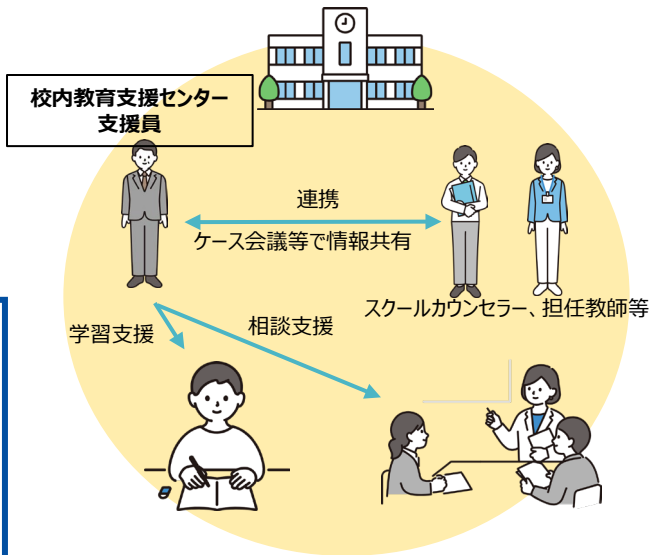
設置校数：15,874校（設置率：58.7%）
※小学校：8,841校、中学校：7,033校

自分の学級に入りづらい児童生徒のための、**学校内の居場所を確保**することにより、**不登校を未然に防止**するとともに、**学びに向かいつつある**不登校児童生徒の在籍学校での**学びを支援**することが必要

事業内容

- 公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、在籍学校での学びに向かいつつある不登校児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員（校内教育支援センター支援員）を配置し、校内教育支援センターの設置を促進

対象校数	R8：4,000校 ⇒ R9：7,000校 （R8からの継続3,000校を含む）		
実施主体	学校設置者（主に市区町村）	資格要件	自治体の定めによるが、基本的には特別な資格等はなし
負担割合	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3	対象経費	報酬、期末手当・勤勉手当、交通費・旅費、補助金、委託費等 ※新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費や、校内教育支援センター支援員の研修の実施に係る経費も含む



本事業による効果

- 校内教育支援センターでの成果（R7年度末時点）
 - ・ 利用児童生徒中、**71%**の児童生徒が、**不登校・不登校傾向の状況改善**
 - ・ 利用児童生徒中、**18%**の児童生徒にとって、**欠席日数の増加の防止**

	実人数	割合
通常学級への復帰	5,678	22%
不登校や不登校傾向の状況が改善	11,963	49%
学校内の居場所として機能し、欠席日数の増加を防止	4,691	18%
上記のような効果が見られなかった	3,306	13%



※「校内教育支援センターの設置促進事業」を活用して、校内教育支援センターを設置した自治体を対象に、校内教育支援センターを利用した児童生徒（通常学級や教育支援センターを併用して利用した児童生徒を含む）について、利用を通じて生じた変化を調査

在籍学校での学びに向かいつつある不登校児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

教育支援センターの機能強化

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

4億円
1億円)



現状・課題

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、12年連続で増加しており、約35万4千人と過去最多の状況
- 小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・支援を受けられていない
- 「経済財政運営と改革の基本方針2026」にて、「校内外教育支援センターの設置促進等」を明記
- 「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「教育支援センターの機能強化」を明記

教育支援センター

- ・各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所
- ・市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料

⇒家から出ることができない児童生徒に対して、アウトリーチ支援を実施し、学びにアクセスできるようにするとともに、不登校の保護者が孤立せず、必要な支援や学びの場の情報につながるよう相談体制を充実させることが必要

事業内容

- 教育支援センターの機能を強化するため、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対するアウトリーチ支援体制や、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制を強化するために必要な経費を補助

①アウトリーチ支援体制の強化 167百万円(72百万円)

- 家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒を学びにアクセスできるようにするため、教育支援センターが主体となり、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施するための支援員の配置に必要な経費を補助

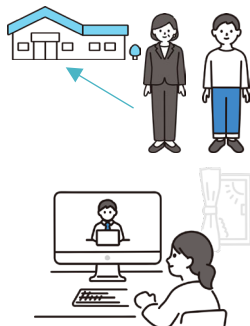
※家庭訪問等の継続によって、学ぶ意欲が回復しつつある児童生徒が学校や教育支援センターへの通所するに当たり、必要に応じて、同伴支援を行うことも可能

【活用方法(例)】

- ◆ 学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒やその保護者に対し、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施するとともに、当該児童生徒を「学び」へ緩やかに接続させるため、アウトリーチ支援終了後においても関係機関とのケース会議等への参加等を行うための人材として、教育支援センターにアウトリーチ支援員を配置

- ◆ 教育支援センターにおいて、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施するための支援員を配置

実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3 都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	130人→300人



②不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化 207百万円(R7補正：166百万円)

- 不登校児童生徒の保護者等が、一人で悩みを抱え込まないようにするとともに、学校内外の学びの場をはじめとした不登校支援に係る情報につながるようするため、不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化に必要な経費を補助

- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした相談支援の実施
- 不登校児童生徒の保護者等を対象とした学習会の実施
- 不登校支援に係る広報提供体制の整備・充実等

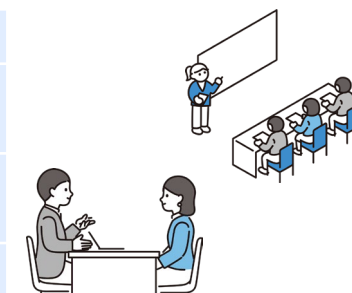
※ 都道府県、市区町村が本事業を実施するに当たり、不登校を経験した児童生徒の保護者や保護者の会と連携した支援を実施することも可能

※ 不登校児童生徒の保護者を対象とした教育支援センターを始めとする域内にあ
る多様な学びの場を周知・啓発するための協議会等を実施することも可能

【活用方法(例)】

- ◆ 教育支援センターが、不登校を経験した児童生徒の保護者を講師として、不登校児童生徒の保護者等向けの学習会を実施

実施主体	都道府県、指定都市、市区町村
補助割合	国1/3 都道府県、指定都市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	200箇所→300箇所



(担当：初等中等教育局児童生徒課)

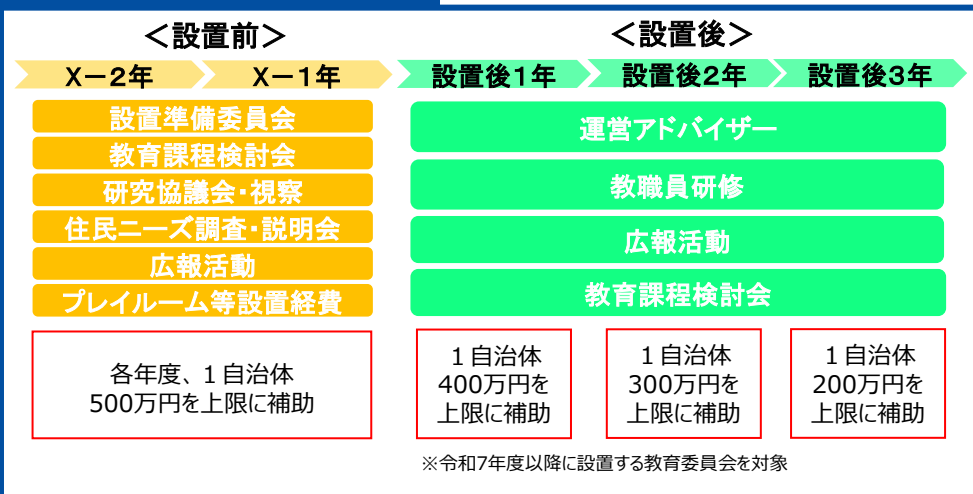
背景・課題

- 不登校児童生徒数は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（学びの多様化学校）の整備等が求められている。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）及び「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）に基づき、令和9年度までに全ての都道府県・指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含めて全国300校の設置を目指す。

事業内容

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援を行うほか、令和7年度以降に学びの多様化学校を設置した自治体に対して、設置後の運営支援を行う。

支援イメージ



学びの多様化学校

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数を柔軟化することなどができる学校（小・中・高等学校）



【設置前の準備支援】

設置検討や準備に係る協議会等の設置、プレイルーム設置に係る備品等、地域住民等への広報やニーズ調査等の経費を措置。

【設置後の運営支援】

設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー、教職員研修、広報活動等の経費を措置。

実施主体

都道府県、指定都市、市区町村

補助割合

国：1/3、都道府県等：2/3

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 中学校35人学級の実施や不登校対応等のための生徒指導担当教師の配置充実に係る定数改善計画に基づく教職員定数の改善（義務教育費国庫負担金）
- ▶ 補習等のための指導員等派遣事業
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健・食育推進体制支援事業）
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

いじめ・暴力行為・自殺予防総合対策推進事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

2億円
0.1億円)



現状・課題

- 令和6年度のいじめの重大事態の発生件数は1,404件、暴力行為の発生件数は128,859件と、いずれも過去最多。いじめの被害経験が加害行動のリスク要因となることや暴力行為を複数回繰り返す児童生徒が増えていることなどを踏まえると、いじめ・暴力行為の発生や再発を防ぐことが喫緊の課題であることから、教育コンテンツ・教師向けの対応ガイド等を作成し、全国での教育・指導の充実を図る必要がある。また、ネットいじめ等、教職員から見えにくい事案については、認知した時点ですでに重大事態に陥っているケースも多いため、保護者や関係機関等とも連携の上、事案の早期発見・早期対応に係る取組の強化を推進する必要がある。
- 令和7年の小中高生の自殺者数は538人と過去最多。これまで、児童生徒の自殺対策として、自殺予防教育の推進や1人1台端末等を活用した心の健康観察の導入等による自殺リスクの早期発見に係る施策を進めてきたところ、学校における自殺リスクの把握と併せて、リスクのある児童生徒を医療等の適切な関係機関の支援につなげることが重要であり、「児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）」（令和8年度中に作成予定）に基づく対応を全国的に普及させる必要がある。

事業内容

① いじめ・暴力行為の予防に向けた教育・研修プログラム開発事業

いじめ・暴力行為の未然防止に資するよう、児童生徒の社会的スキル・コミュニケーション能力・言語化能力の育成や、ストレスマネジメント・怒りのコントロール方法に関する教育、規範意識の醸成等を行うための、学習者用教育コンテンツを開発する。また、発達支持的生徒指導の視点を踏まえ、教師が日々の授業や生徒指導等の改善・充実を図れるような研修教材等を作成する。

件数	1 機関	実施主体	大学等
----	------	------	-----

② いじめ・暴力行為への教師の対応力向上支援事業

いじめ・暴力行為のリスクが高い児童生徒や暴力行為を複数回繰り返す児童生徒に対する、背景要因等のアセスメントに基づいた、適切な関わり方や指導方法、保護者・関係機関との連携に係るポイント等について具体的にまとめた、教師向けの実践的な対応ガイドを作成し、いじめ・暴力行為への対応力向上を図る。

件数	1 機関	実施主体	大学等
----	------	------	-----

③ ネットいじめ等への対応力強化促進事業

ネットいじめなど、教職員が発見しづらく、学校や教育委員会のみでの対応が困難な事案について、学校や教育委員会が、外部機関（警察、福祉部局、民間団体等）や専門家（弁護士、心理士、保護司、大学教授等）と連携した上で行う、事案の早期発見・早期対応、児童生徒への継続的な支援、保護者への啓発、教職員への研修等の取組を支援し、全国的に有効な対応がなされるよう横展開を図る。

件数	8自治体	実施主体	都道府県・市区町村教育委員会等
----	------	------	-----------------

④ 自殺予防に向けた早期対応モデル構築事業

令和8年度中に作成予定の「児童生徒の自殺予防に向けた早期対応に係るガイドライン（仮称）」に基づき、学校における、1人1台端末等を活用した自殺リスクの把握及びその後の対応における関係機関等との適切な連携に、先導的に取り組む自治体を支援し、全国における自殺予防の効果的な対応を促進する。

件数	8自治体	実施主体	都道府県・市区町村教育委員会等
----	------	------	-----------------

事業スキーム



背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和6年度は約35.4万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

(参考：夜間中学の設置状況) 夜間中学は全国で増えてきている。

令和2年度 33校 → 令和4年度 40校 → 令和6年度 53校
令和8年4月時点 69校

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2026」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 100百万円

◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

補助割合

新設準備2年間：1／3 ※上限400万円 ※複数校設置する自治体には、学校数ベースで補助
開設後3年間：1／3 ※上限250万円

補助対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 12百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ✓ 不登校学齢生徒向け支援のモデル創出 など

委託先

・夜間中学を有する
都道府県、政令指定都市、市町村 ※複数校設置する自治体には、学校数ベースで補助

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

【関連施策】

- ▶ 学びの多様化学校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教職員の加配措置

- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実

- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業

（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

8. 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

高等学校等就学支援金等

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

5,817億円
5,824億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 5,794億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 24億円



文部科学省

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～）

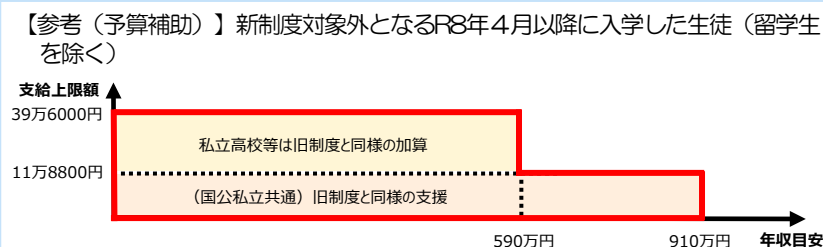
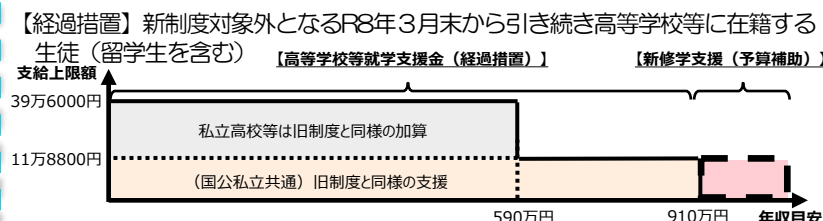
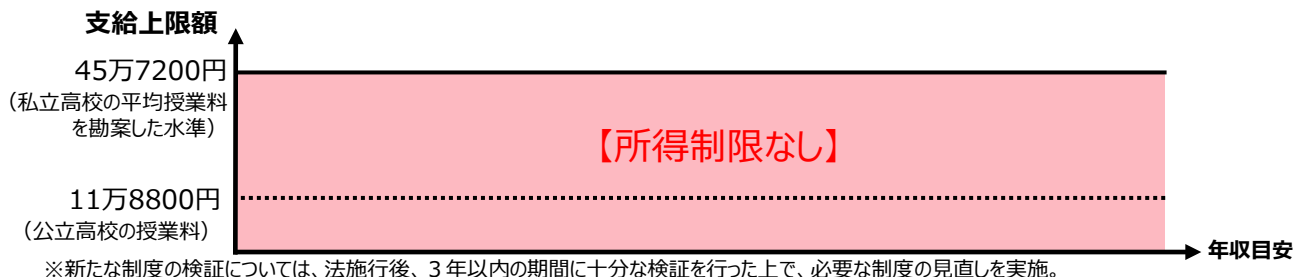
- ◆ 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意（令和7年10月29日、令和7年12月18日）に基づき、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年収に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。（設置者が代理受領）

【新制度】所得制限：なし

支給上限額：11万8800円（公立）、45万7200円（私立）

※ 国立高校等についても、実質無償。

※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は33万7200円。



新制度 対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

新制度 対象者

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、
⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

実施 主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担 割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

（担当：初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室）



事業趣旨

- 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）」において、これまで高等学校等就学支援金制度で対象としていた外国籍生徒及び外国人学校の扱いについて、「現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学等」の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。」とされた。
- その上で、「在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援する」とこととされたことを踏まえ、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して補助する。

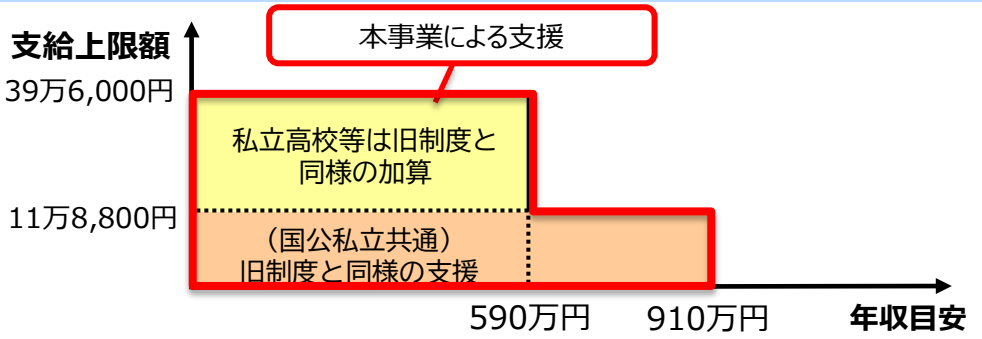
事業内容

- 高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒に対して、旧制度と同等の水準で、都道府県が当該生徒に係る授業料を支援する場合、国が都道府県に対して所要額の3/4を補助する。（高等学校等修学支援事業費補助金）

①R8年4月以降に入学した生徒

(就学支援金・新制度対象外の外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生除く

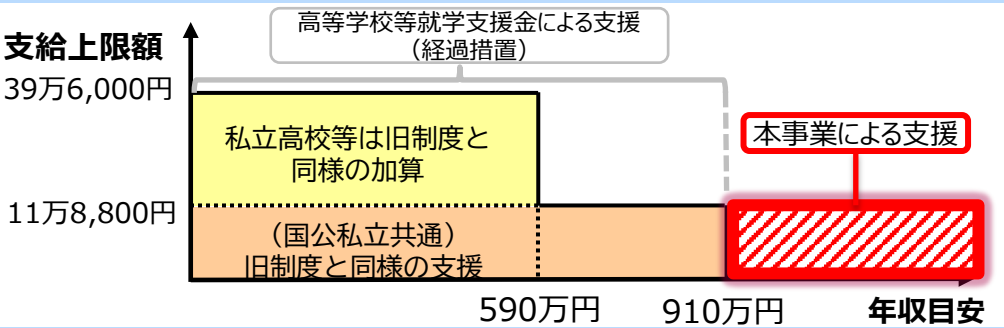
- ◆令和8年4月以降に入学する生徒のうち、就学支援金の旧制度であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒（留学生除く）を対象に、上限39.6万円／年の授業料に係る支援金を支給する場合



②R8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒

(就学支援金対象外で経過措置が適用される外国籍及び外国人学校の生徒) ※留学生含む

- ◆令和8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒（留学生含む）であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒等を対象に、上限11.88万円／年の授業料に係る支援金を支給する場合



対象校種

旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

対象者

就学支援金・新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒

補助対象経費

都道府県が行う本事業に要する経費（事務費含む）
※国立高校等は国が事業を実施

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和9年度要求・要望額 322億円＋事項要求
(前年度予算額 322億円)



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

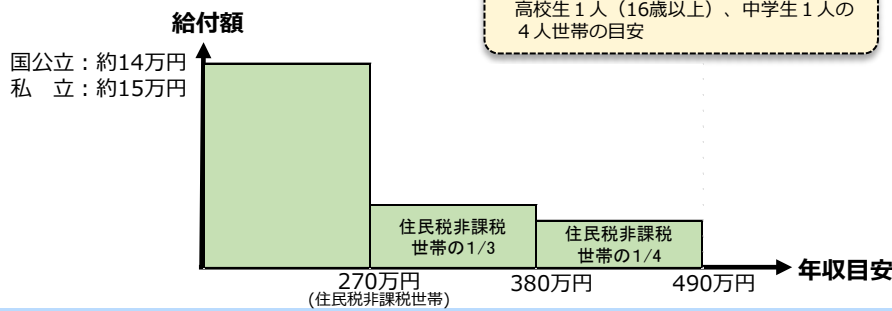
○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 高校生等への修学支援の拡充に関する三党の議論や、第221回国会での就学支援金法及び学校教育法改正の附帯決議等を踏まえ、高校生等の授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金を拡充する。
- ◆ 新たに以下の支援について検討する。
 - ・ **学習者用端末の購入費相当額の支援等**。＜事項要求＞
 - ・ 新入生については、**4月の状況（前年度課税額）で年額を給付する仕組みに改善**し、給付時期を抜本的に早期化。
 - ※ 4月の状況で対象外でも、7月の状況（当年度課税額）で対象となる場合は年額を給付（在校生は7月の状況のみ）。
 - ※ 奨学給付金給付までの間の低所得世帯等の入学準備費用の負担を軽減するため、無利子の生活福祉資金貸付（教育支援資金）・母子父子寡婦福祉資金貸付（就学支度資金等）について、厚生労働省・こども家庭庁と連携して更なる周知を図る。
 - ・ 令和8年度の対象世帯拡充により増加した都道府県事務費を支援。

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費 など

【参考】 <令和8年度 支援スキーム>



<令和8年度 給付額>

	年収270万円未満				年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)		年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)	
	生活保護世帯		住民税非課税世帯					
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
全日制等	32,300	52,600	143,700	152,000	47,900	50,670	35,930	38,000
通信制			50,500	52,100	16,830	17,370	12,630	13,030

対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、海上技術学校
※令和8年度改正前の旧制度であれば対象となる高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ支援対象（給付額はR7と同額）

対象者 日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
※令和8年度改正前の旧制度であれば対象となる外国人又は外国人学校の生徒（R8.4以降に入学した留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ支援対象（給付額はR7と同額）

補助対象経費 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費（事務費を含む）

実施主体 都道府県

補助割合 国 1/2 都道府県 1/2
※事務費は定額補助

(担当: 初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室)

学校をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困の 解消に向けた対策の推進等

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

30億円
30億円)



文部科学省

現状・課題

[参考：復興特別会計 2億円]

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月閣議決定)や「こども大綱」(令和5年12月閣議決定)を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、目的や基本理念の充実等が盛り込まれたことを踏まえ、教育の機会均等を保障するため、教育費負担のさらなる軽減を実施する。

事業内容

(1) 教育相談の充実

- **スクールソーシャルワーカーの配置充実** **28億円(25億円)**
 - ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置(10,000中学校区)
 - ・貧困対策を含む、課題を抱える学校への重点配置(12,500校)等

補助率	1 / 3	交付先	都道府県、政令指定都市、中核市
-----	-------	-----	-----------------

(2) 要保護児童生徒援助費補助

- **要保護児童生徒援助費補助金** **5億円(5億円)**

要保護児童生徒の保護者に対して市町村が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助への国庫補助を実施。「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の引き上げにより、国庫補助の拡充を図り就学援助の着実な取組を支援する。

補助率	1 / 2	交付先	都道府県・市町村
-----	-------	-----	----------

- **地方公共団体の標準準拠システム移行支援事業(就学)** **0.3億円(0.2億円)**

地方公共団体の就学事務(就学援助・学齢簿編製)について、令和7年度までに標準準拠システムへの移行が困難なシステムについても、遅くとも令和10年度までに移行を完了できるよう、自治体からの技術的な相談などへの対応等を行う。

件数	1箇所	委託先	民間企業等
----	-----	-----	-------

関連する事業

- **被災児童生徒就学支援等事業(大規模災害)** **1億円(1億円)**

大規模災害により被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

※令和7年度まで被災児童生徒就学支援等事業(東日本大震災)の就学援助事業の対象であった福島県を除く地震・津波被災地域(岩手県、宮城県)については、令和8年度から本事業の就学援助事業において支援を行う。

<関連施策>

- ・教職員定数の改善(貧困等に起因する学力課題の解消等)
- ・高等学校等就学支援金等
- ・高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)
- ・特別支援教育就学奨励費負担金等

参考(復興特別会計)

- **被災児童生徒就学支援等事業(東日本大震災)** **2億円(2億円)**

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

義務教育段階の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）

令和9年度要求・要望額
（前年度予算額）

5億円
5億円）文部科学省



現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

事業内容

事業実施期間 昭和34年度～

【要保護者への就学援助】（令和6年度：約8万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」、「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費

◆令和9年度要求額

単価の引き上げ

・「学用品費」

小学校： 11,630円 → 26,860円（+15,230円）
中学校： 22,730円 → 34,350円（+11,620円）

・「修学旅行費」

小学校： 22,690円 → 29,110円（+6,420円）
中学校： 60,910円 → 67,850円（+6,940円）



・「新入学児童生徒学用品費等」

小学校： 64,300円 → 91,600円（+27,300円）
中学校： 81,000円 → 101,000円（+20,000円）

【参考：準要保護者への就学援助】（令和6年度：約109万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体の改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）

実施主体 市町村等

補助割合 国 1/2、市町村等 1/2

対象者 生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費 市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

（担当：初等中等教育局財務課）

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和9年度要求・要望額
（前年度予算額）

1億円
1億円



現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。

都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。

本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

※令和7年度まで被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）の就学援助事業の対象であった福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、令和8年度から本事業の就学援助事業において支援。

事業実施期間

平成28年度～

① 就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 被災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業

（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



② 奨学金事業【高等学校】

（対象者） 被災により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

③ 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者） 被災により就学等が困難となった児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 被災により就学困難となった幼児児童生徒
（被災により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和9年度要求・要望額 2億円
(前年度予算額 2億円)
【東日本大震災復興特別会計】



現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが引き続き重要な課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）の子どもに対する支援等に関する記載

- （1）原子力災害被災地域・・・（前略）就学支援について、支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）地震・津波被災地域・・・（前略）復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で（中略）復興施策による対応も行う。なお、福島県については、原子力災害による影響を踏まえ、別途、対応する。

事業実施期間 平成23年度～

① 就学援助事業【小・中学校】

- （対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



② 奨学金事業【高等学校】

- （対象者） 原子力災害により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
（返還免除） 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- （対象者） 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

③ 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- （対象者） 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- （対象者） 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

※福島県において被災した者が対象。

※①の事業に関して、福島県を除く地震・津波被災地域については、令和8年度から被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）により支援。

（担当：初等中等教育局財務課）

へき地児童生徒援助費等補助金

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

28億円
22億円)



1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

10億円(8億円)

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

14億円(10億円)

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助(補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

2億円(2億円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

2億円(2億円)

寄宿舍居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、学校間移動費、保健管理費

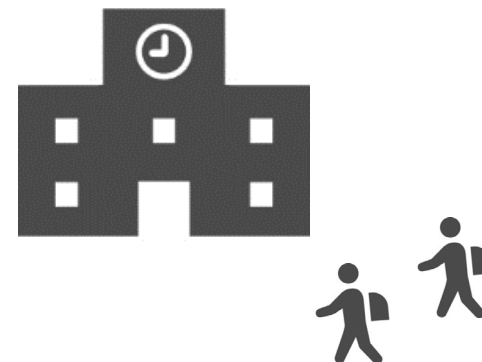
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1 / 2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2 / 3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1 / 3)



9. 生涯を通じた障害者の学びの推進

特別支援教育の充実

令和9年度要求・要望額

195億円

(前年度予算額)

175億円)



文部科学省

障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置 5,346百万円(4,642百万円) (拡充)

「改正医療的ケア児支援法（R8.7.24成立）」を踏まえ、
・学校への医療的ケア看護職員の配置（登下校時の対応を含む）に加えて、
修学旅行等への学校行事への対応に係る経費を支援（第10条関係）

◆学校における医療的ケア実施体制構築支援事業 24百万円(新規)

「改正医療的ケア児支援法（R8.7.24成立）」を踏まえ、
・学校における医療的ケアの実施体制構築支援に関する調査研究（第22条関係）と、
・学校における医療的ケアの提供の在り方に関する調査研究（第20条の2 関係）を実施

発達障害のある児童生徒等への支援

◆発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 61百万円（57百万円）

①幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

・幼児への適切な支援、小学校等への引継ぎ、教員の専門性向上等、
幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築

②学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

・就学前の診断が困難とされている学習障害児に対する1人1台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援について実践研究を実施

③高等学校における特別支援教育充実事業 (拡充)

・合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等、高等学校における特別支援教育体制のモデルを構築

④ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業

・ICTを活用した学校と障害児支援施設等との効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築

インクルーシブ教育システムの更なる推進

◆包摂的・重層的なインクルーシブ教育システム地域共創推進事業 80百万円 ※国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の一部

小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実を図るための都道府県等と市区町村の連携体制の構築、特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な運営を通じた交流及び共同学習の更なる深化、協働的に専門性を高め合える教職員組織の形成等について実践研究を実施

特別支援教育の指導体制等の充実

◆聴覚障害教育の充実 9百万円

①聴覚障害教育の一層の充実に向けて、教師や教員を目指す学生等が活用できる、手話習得支援のために開発したコンテンツの活用事例の創出
②各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実

◆次期学習指導要領を見据えた調査研究 30百万円

・次期学習指導要領の実施に向けた先行実践や著作教科書のデジタル化を見据えた検討 等

◆外部専門家の活用等 195百万円(180百万円) (拡充)

①専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の活用を支援
②特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援 ※災害時の非常用電源等の整備については、「医療的ケア看護職員配置事業」の中で支援。

特別支援教育就学奨励費 12,169百万円（11,321百万円）

・特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費を支援

国立特別支援教育総合研究所 1,371百万円（1,111百万円）

・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実を図ることを目的とし、国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応するための運営費を支援

(担当：初等中等教育局特別支援教育課)

背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員の配置、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の活用を支援。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（R 9. 4 施行）」の趣旨を踏まえ、学校生活（登下校時を含む）への医療的ケア看護職員の配置に加えて、修学旅行等の学校行事への対応に係る経費を支援

補助対象	学校において医療的ケアを実施するために直接雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の人件費等 ※直接雇用が難しい場合、訪問看護ステーション等への委託に係る経費も可能。
補助対象学校種	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※幼稚園型認定こども園については、こども家庭庁「医療的ケア児保育支援事業」の対象となるため除く。
補助内容	✓ <u>学校生活・登下校時の対応</u> ⇒配置人数：5,830人分（+530人増） ✓ <u>修学旅行等の学校行事への対応</u> ⇒配置校数：1,169校分（新規） ※医療的ケアに係る災害対応（例：非常用電源の確保など）に係る経費も計上可能。

【参考】「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」第10条第2項

学校等の設置者は、その設置する学校等に在籍する医療的ケア児等及び重症心身障害者が保護者の付添いがなくとも、授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するために必要となる適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等又は介護従事者の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援

※交付初年度から3年限り。

※新規の募集は令和8年度を以て終了（令和9年度は継続自治体等のみ）

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別的教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別的教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

※「災害への備え」については、「医療的ケア看護職員配置事業」において計上

外部専門家活用事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の活用を支援
補助対象人数：900人分（+170人増）

<補助対象>	都道府県・市区町村・学校法人 (幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
<補助割合>	国：1/3 補助事業者：2/3 国：1/2 補助事業者：1/2（私立幼稚園）

学校における医療的ケア実施体制構築支援事業

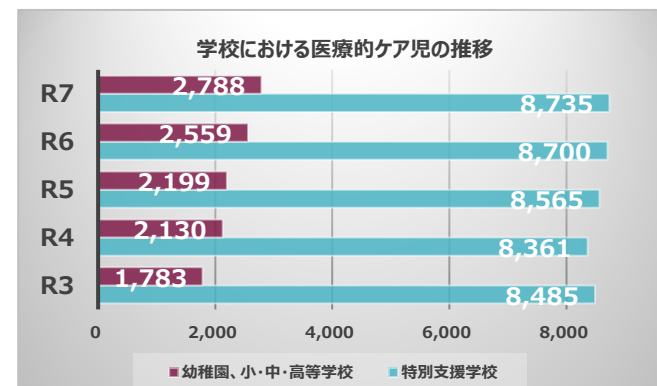
令和9年度要求・要望額

0.2億円
(新規)



現状・課題

- 少子化が進む中、「医療的ケア児支援法」が成立した令和3年度と令和7年度を比較すると、医療的ケア児の数は特別支援学校で約1.03倍、幼稚園、小・中・高等学校で約1.56倍
- 令和8年7月に成立した「改正医療的ケア児支援法（R9.4施行）※」においては、「医療的ケアの提供の在り方についての見直し(第20条の2関係)」や「地域格差の是正のための検証(第22条関係)」などを国に求める条文が新設



事業内容

(1) 学校における医療的ケアの実施体制構築支援 に関する調査研究【新規】

医療的ケア児の受入れ予定のある学校や教育委員会等（※）に知見のある医師や看護師等をアドバイザーとして派遣することにより、その実施体制の構築を支援するとともに、学校や教育委員会が抱える課題などの把握を行う。



件数・単価 1箇所×約8百万円 委託先 民間団体

(2) 学校における医療的ケアの提供の在り方 に関する調査研究【新規】

医療や障害福祉、障害児支援等における医療的ケア児に対する支援状況などを参考に、学校における医療的ケアの提供の在り方について有識者会議を設置し、検討を行う。



件数・単価 1箇所×約14百万円 委託先 民間団体

※医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（抜粋）

（医療的ケアの提供の在り方についての見直し）

第20条の2 国は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の家族の負担の軽減に資するよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者に対する医療的ケアの提供の在り方について、適宜、見直しを行うものとする。

（地域格差の是正のための検証等）

第22条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差の是正を図るため、医療的ケア児等支援センターの組織及び運営体制並びに居住する地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者の意思を尊重した教育の実施その他地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の状況の検証を行うものとする。

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円)



背景

全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍していることを前提として、一人一人の教育的ニーズに対応した切れ目のない適切な支援が継続して行われる必要がある。発達障害のある幼児児童生徒等に対する、就学前からの教育と福祉等の関係機関の連携による切れ目のない支援体制の構築、高等学校における通級指導等の充実等が求められている。

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業

【幼稚園】

幼稚園等における 特別支援教育体制モデル構築事業

5歳児検診等によって把握された発達障害のある幼児の早期支援のため、幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ、教諭の研修等について実践研究を行い、未就学児に対する特別支援教育体制のモデルを構築する。

件数・単価	3箇所 × 1.4 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和7年度～9年度



【小中学校】

学習障害のある児童生徒等に対する ICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

学習障害のある児童生徒に対し、学習上の困難を早期に把握し、適切な支援につなげるため、1人1台端末を含むICT機器を活用した学習障害の客観的なアセスメントによる把握、ICT機器のアクセシビリティ機能（読上げ、音声入力機能等）を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する。

件数・単価	5箇所 × 3.5 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和7年度～9年度



【高等学校】

高等学校における特別支援教育充実事業

高等学校に在籍する発達障害のある生徒への支援の充実のため、合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等に関する実践研究を行い、高等学校における特別支援教育体制のモデルを構築する。

件数・単価	6箇所 × 5 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和8年度～10年度



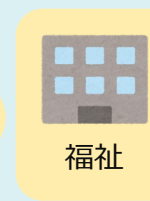
発達障害のある幼児児童生徒に対する幼稚園から高校を通じた切れ目のない一貫した支援体制の構築

ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業

発達障害のある児童生徒等に対する各ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援に向けて、学校と障害児支援施設等との連携の促進のため、地域において共有すべき情報や、共有する時期・方法、情報管理の体制、個人情報等の取扱い等を含めて検討し、ICTを活用した効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築する。



教育



福祉

【関係機関との連携】

件数・単価	3箇所 × 2.4 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和8年度～10年度

包摂的・重層的なインクルーシブ教育システム 地域共創推進事業

令和9年度要求・要望額

1億円
(新規)



※国立特別支援教育総合研究所運営費交付金中の推計額

現状・課題

令和4年の国連障害者権利委員会の総括所見において、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされているが、我が国が進めるインクルーシブ教育システムの構築について、取組の実施状況に地域差・学校差が見られる。

特に、障害のある子とない子が共に学ぶ「交流及び共同学習」について、文部科学省委託事業「インクルーシブな学校運営モデル事業」(R8年度終了)の実践校では、子供同士の相互理解の深まりとともに、教師が互いに学び合い双方の指導力の向上につなげる姿が見られるなど、取組の意義・効果が確認された一方で、全国的には、単発的な実施や交流を中心としたものにとどまっている例もみられる。

一方、次期学習指導要領に向けては、交流及び共同学習の更なる充実を図るとともに、障害のある子供たちの学習活動の充実に向けて、重層的な指導・支援の考え方のもと、障害のある子供たちを包摂する取組の充実が求められている。

事業内容

小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実を図るとともに、特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な学校運営の実装を進めるため、以下の点について、教育委員会等において取り組むこととする。これらの取組の成果を踏まえ、特総研において、インクルーシブ教育システムの構築に係る具体的な指標を整理し、地域・学校における取組の更なる充実・改善につなげる支援ツールの開発に取り組む。

● 都道府県・市区町村の連携・協働による共創的なインクルーシブ教育システムの実装

小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実のため、特別支援学校の設置者である都道府県等と小中学校の設置者である市区町村等において「連携地域(仮称)」を構築し、特別支援学校のセンター的機能を活用しつつ、地域の実態に合わせた持続可能なインクルーシブ教育システムの構築に向けた実証を行う。

● 特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な運営を通じたインクルーシブな学校モデルの実装

「連携地域」内の特別支援学校と小・中・高等学校等を「連携校(仮称)」として指定し、以下の取組を実施

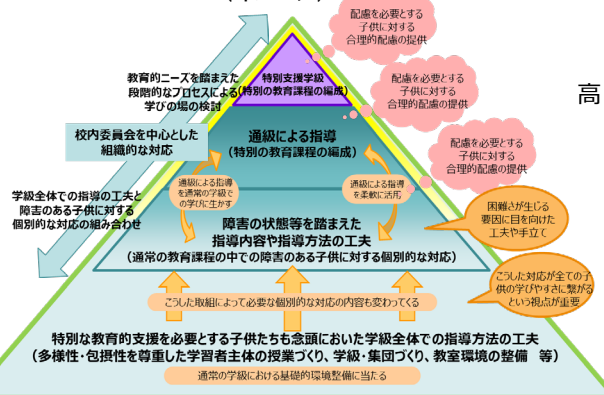
➢ 地域共創の基盤となる交流及び共同学習の更なる深化

計画的・継続的な交流及び共同学習について、都道府県教育委員会等の主導により実践。

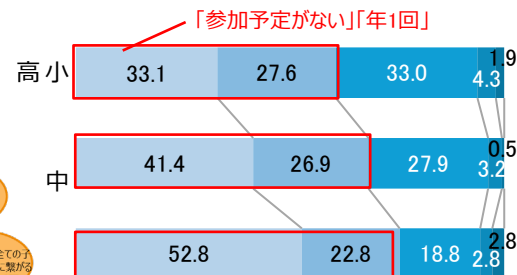
➢ 協働的に特別支援教育の専門性を高め合える教職員組織の形成

全ての教師が特別支援教育の担い手となるよう、特別支援学校と小・中・高等学校等間の教職員による協働的な関係構築に取り組む。

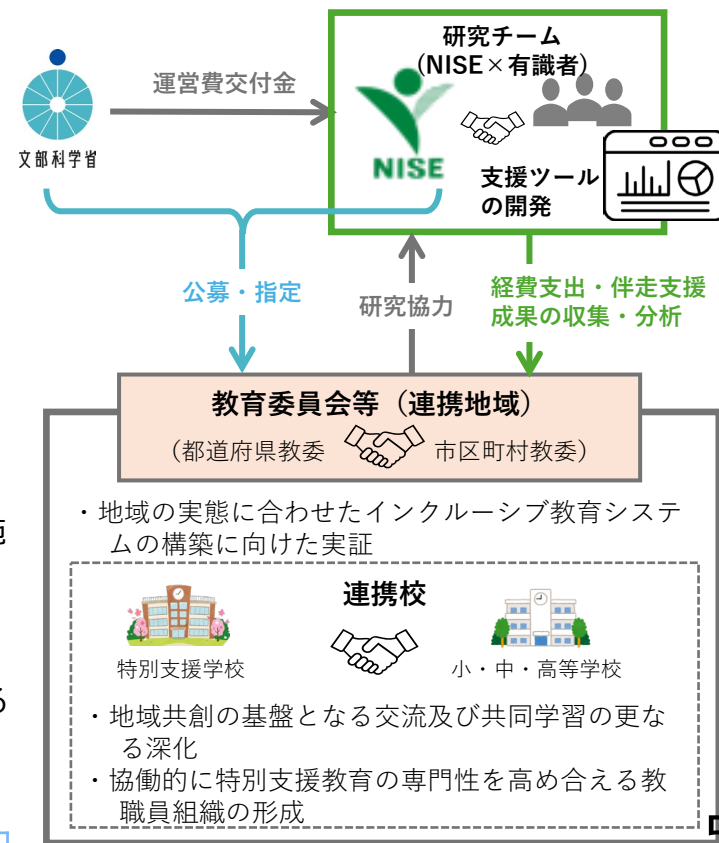
重層的な指導・支援の考え (イメージ)



交流及び共同学習(学校間)実施状況



R6文部科学省特別支援教育課調べ



事業実施期間 令和9～令和11年(予定)

件数・単価 12箇所×5百万

指定先 教育委員会、国立大学法人、学校法人

(担当：初等中等教育局特別支援教育課)

現状・課題

聴覚障害教育については、幼児児童生徒の障害の状態等が多様化していることを踏まえ、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。令和7年6月の通常国会において「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立したことを踏まえ、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る必要がある。

加えて、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

事業内容

1. 学校における手話による指導・支援の充実

文部科学省が令和7・8年度に作成・開発した、子供たちを対象とした手話の理解啓発動画及び教師や教員を目指す学生を対象とした手話習得支援コンテンツについて、教育現場や大学の教員養成課程における実践支援及び実践例の収集を行い、効果的な活用の工夫等を整理して広く周知するなど、学校現場等における手話に関する理解や教員の手話に関する技能の更なる向上につなげていく。



2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- ▶ 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- ▶ 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施



特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)

令和9年度要求・要望額 122億円
(前年度予算額 113億円)



背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

課題・目的

障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする幼児児童生徒の数が増加する中で、特別支援教育就学奨励費の受給者数も増加傾向にある。

受給者増や近年の物価高騰等に対応し、対象となる幼児児童生徒へ必要な支援が行き届くよう、さらなる拡充が求められている。

過去5年間で約6.6万人増

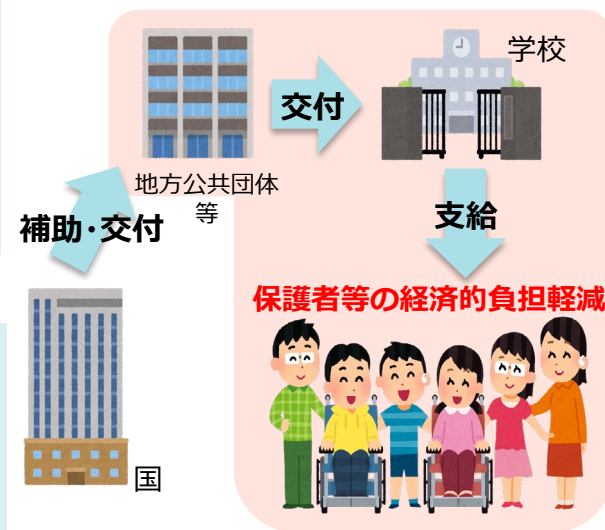
【受給者数】318,624人(令和3年度) → **384,891人**(令和7年度)

事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

令和9年度概算要求においては、物価高騰等に伴う「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」、「ICT機器購入費」、「修学旅行費」の引上げにより、充実を図る。

◆支給イメージ



支援対象

国公立に在籍する
・特別支援学校の幼児児童生徒
・小中学校の特別支援学級の児童生徒
・通常学級の学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒 等

補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費※、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等
※補助金のうち、「給食費負担軽減交付金」の対象となる公立小学校(義務教育学校前期課程を含む)に在籍する児童を除く

実施主体

国(国立大学法人)
都道府県・市町村(特別区含む)

負担割合

国 1/2 (国立分は10/10)
都道府県・市町村 1/2



独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

令和9年度要求・要望額 13.7億円
(前年度予算額 11.1億円)

法人の目的

特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ること。

【沿革】

昭和46年：国立特殊教育総合研究所設置
平成13年：(独)国立特殊教育総合研究所発足
平成19年：(独)国立特別支援教育総合研究所に名称変更

業務内容

1. 研究活動：特別支援教育に係る実証的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献。
2. 研修事業：各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援。
3. 情報収集・発信：我が国のインクルーシブ教育システム構築の実現に向けた自治体・学校への支援及び国内外への情報発信・理解啓発。

人 員 構 成 (令和8年4月現在)	人 数
理 事 長	1
理 事	1
監 事	2
常 勤 職 員	74
役 職 員 合 計	78

第6期中期目標・計画のポイント 【目標期間：令和8年4月～令和13年3月（5年間）】

- 教育現場や関係機関等との連携のもと、国の政策的課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究に取り組み、その成果について、広く、分かりやすく還元すること。
- 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成や特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上のための支援を行うこと。
- 教育現場のニーズに寄り添った情報提供や広く社会に対する情報発信・理解啓発を戦略的・効果的に行うこと。

⇒各活動について有機的に関連付けながら取り組むとともに、国との緊密な連携のもと、柔軟かつ機動的に対応すること。

10. 子供の体験活動の推進、キャリア教育の充実

事業目的

- デジタル化の急速な進展など社会が大きく変化していく中で、子供達の「学び」「育ち」の環境も大きく変化している現代においては、リアルな体験活動の充実を図ることが重要。
- 子供達の豊かな成長に欠かせない自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの学校等における様々な体験活動を引き続き着実に支援。
- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する体験活動の機会を充実することで、自己肯定感や協調性などを育成し、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等が実施する体験活動も支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

(1) 宿泊体験事業

① 小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上¹の宿泊体験活動の取組に対する補助

② 学校教育における体験活動導入のための取組

- ・教育委員会が主催する長期休暇期間中等に希望者を募って行う1泊2日以上²の取組に対する補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない小・中・高等学校等における1泊2日以上³の取組に対する補助

③ 不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育支援センター等における1泊2日以上⁴（または日帰り）の取組に対する補助

(2) 地域における体験活動推進協議会の開催

- ・各自治体において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行うほか、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



対象校種	小・中・高等学校等
補助対象経費	宿泊費、活動参加費、報酬・謝金、交通費、会場借料等
実施主体	都道府県・市区町村
補助割合	国 1 / 3

政府文書等

◆経済財政運営と改革の基本方針2026（R8.7.21閣議決定）
「（略）体験活動や読書活動、栄養教諭を中核とした食育を推進する。」

◆食育基本法の一部を改正する法律（R8.5.27公布・施行）

（家庭における食育の推進）第19条

国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、（略）農林漁業に関する体験の場その他の食についての望ましい習慣等を学びながら食を楽しむ機会の提供、（略）その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）第20条

国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう（中略）教育の一環として行われる農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育及び（中略）その他必要な施策を講ずるものとする。



固定的なキャリア観の刷新に向けた 義務教育段階からのキャリア教育推進事業

令和9年度要求・要望額

1億円
(新規)



背景・目的

我が国は、近年の人口減少やA X時代の産業構造の変化に伴い、将来、特に理工・デジタル系人材や現場人材の不足など、人材需要の大きな変化が見込まれている。また、地方では大都市圏への人口流出により、医療、福祉、産業、インフラ等の維持に不可欠な人材不足が懸念されている。このような背景等を踏まえ、一人一人が自らの意思に基づき能力やスキルを最大限に伸ばし、予測困難な時代においても変化を構想し、機動的に対応できる人材を育成していくことが重要である。

そのためには、地域に根差した人材育成を進めるとともに、義務教育段階から、固定的なキャリア観の刷新や、AI・デジタルなどの先端分野も含めた幅広い人材育成にも資する体系的なキャリア教育を推進し、点ではなく線として、高等学校段階におけるより専門的な学びにつなげていく必要がある。

以上のことから、以下の取組を実施する。

日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）
4. 人材育成
iii) 「人材力」の基盤となる環境整備
固定的なキャリア観の刷新やアンコンシャス・バイアスの払拭に向け、キャリア教育等を推進する。

1 キャリア観の刷新に資するコンテンツ等の開発・普及啓発

R9要求額：31百万円

- ① キャリア観の刷新に資する学習プログラムの開発・実証
- ② 教員の理解促進に資するコンテンツの作成

高等学校段階への接続も見据えながら、児童生徒の主体的な進路選択に資するため、発達段階に応じて、A X等により変容する社会や産業・職業の姿、理工・デジタル等の先端分野の役割や魅力などについて理解を深めるためのキャリア教育の学習プログラム（教材等）の開発・実証を行う。

また、教員自身が、A X等により変容する現代社会や産業・職業の姿などについて理解を深めた上で、児童生徒のキャリア発達を促す効果的な指導を行うことができるよう、研修動画コンテンツ等を作成する。

委託先	民間事業者等（1機関） ※必要に応じ、教育委員会・学校と連携して本事業を進める
補助割合	10/10（委託費）
委託対象経費	人件費、諸謝金、旅費、会場費、印刷費、通信運搬費、委託費等



2 幅広い産業分野の体験プログラム等の実施

R9要求額：67百万円

- ① 先端分野を含めた幅広い産業の体験プログラムの実施
- ② 第一線で活躍する職業人との交流等の実施

先端分野への関わりも含め、これまで職場体験等の機会が得難かった企業や分野（例えばAI、量子、航空・宇宙等）も対象とし、様々な体験プログラムを実施することで児童生徒の幅広い進路選択を促進する。その際、複数自治体が連携してプログラムを計画・実施することや、オンラインによる活動も含め、児童生徒の多様な選択肢を支援する。併せて、先端分野等に取り組む企業・大学等と連携し、児童生徒に対し、第一線で活躍する職業人との交流機会等を提供する。

なお、先端分野等に係る体験プログラムの実施に際しては、国からノウハウや活用できる情報等を提供することとする。

対象	小学校、中学校 ※高校も対象とするが、高校だけの場合は原則補助対象としない
実施主体	都道府県・市区町村教育委員会
補助割合	国1/3、都道府県・市区町村2/3
委託対象経費	諸謝金、旅費、オンライン環境整備、通信運搬費等



(担当：初等中等教育局児童生徒課)

11. 義務教育教科書の無償給与

義務教育教科書購入費

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

479億円
470億円)



昭和38年度から

国・公・私立義務教育諸学校に通う全ての児童生徒に教科書が無償給与

憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現

次代を担う子供たちの国民的自覚を深める

教育費の保護者負担軽減

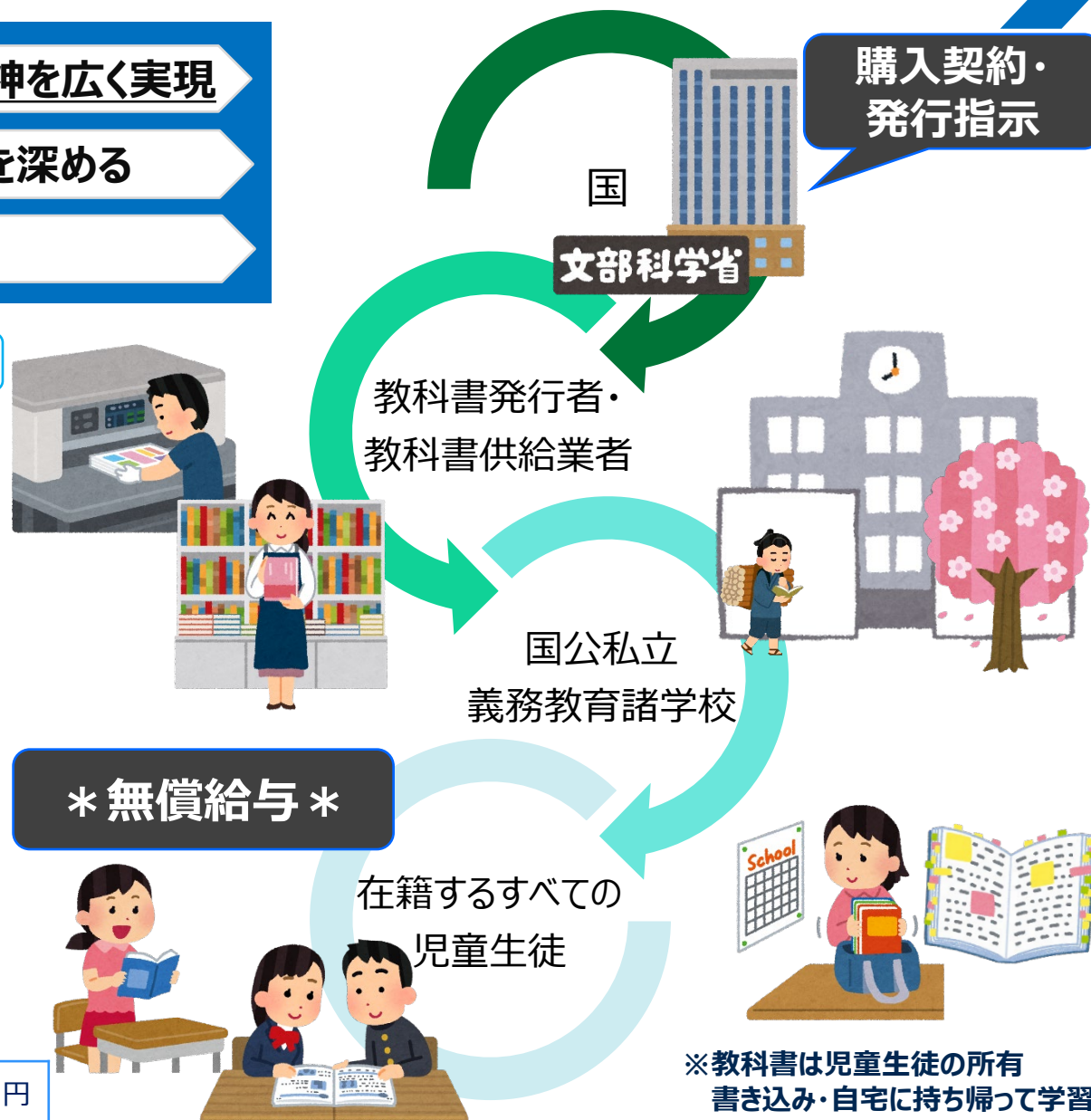
【予算額推移】

適正な教科書価格を維持

	予算額 (億円)	定価改定率 (%)
R9 (要求)	479	+ 3.0
R8	470	+1.5
R7	472	+2.6
R6	471	+3.0
R5	464	+1.4
R4	460	0

【参考：R9児童生徒1人あたり平均教科書費】

小学校用	4,575 円	中学校用	6,322 円
------	---------	------	---------



※教科書は児童生徒の所有
書き込み・自宅に持ち帰って学習
(担当：初等中等教育局 教科書課)

＜参考＞

令和 9 年度東日本大震災復興特別会計概算要求
【初等中等教育局関係】

令和9年度東日本大震災復興特別会計概算要求【初等中等教育局関係】

◆児童生徒等の心のケアや教育支援等 17億円（20億円）

- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 9億円（11億円）
 - ・被災児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置（185人）等
- 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 8億円（9億円）
 - ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（317人）

◆就学支援 2億円（2億円）

- 被災児童生徒就学支援等事業 2億円（2億円）
 - ・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の児童生徒等に、就学支援等を実施
 - ・福島県については引き続き本事業による支援を継続

（参考）

福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、令和8年度予算から被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）へ移行）

◆復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 2億円（2億円）

- 福島県教育復興推進事業 1億円（1億円）
 - ・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援
- 福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 1億円（1億円）
 - ・構想の中心となる浜通り地域等の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを実施し、専門人材等の育成のための取組を支援

緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

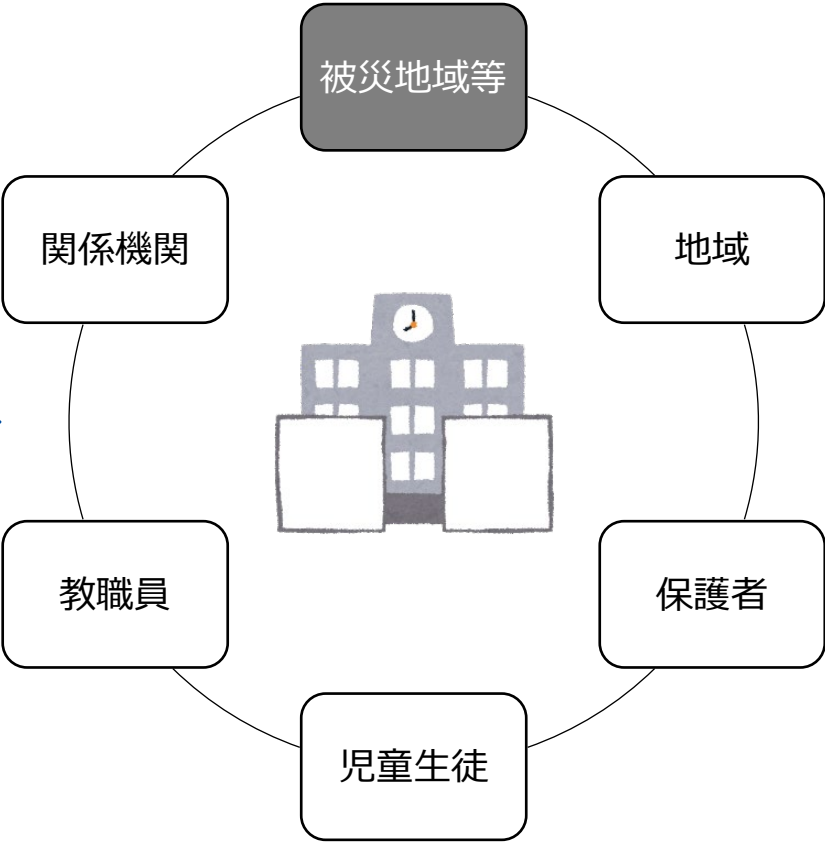
9億円
11億円)



- 被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。
- ※ 平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した児童生徒等の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・**スクールカウンセラーの配置**
公認心理師、臨床心理士、精神科医 等
- ・**スクールソーシャルワーカーの配置**
社会福祉士、精神保健福祉士 等
- ・**心のケアに資するための支援活動事業**



対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	被災自治体
補助対象経費	報酬、期末手当等	補助割合	国 10 / 10

被災児童生徒に対する学習支援等のための 教職員加配

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

8億円
9億円

【東日本大震災復興特別会計】


文部科学省

第2期復興・創生期間以降においても、被災した児童生徒に対する学習支援や心のケアのための教職員定数措置については、被災県等から継続的な措置を求める声が強く、一般施策とも組み合わせながら、中・長期的に取り組むことが重要。

また、避難指示の解除と住民の帰還に伴い、再開する学校が「まちに人が戻る」ためのコミュニティ形成の核となるよう、教育環境の整備を図るためにも教職員定数措置が必要であり、復興特別会計分として、福島県の要望を踏まえ、317人の加配定数を確保。

対応方針

○平成23年4月の義務標準法改正法附則第6項の趣旨

東日本大震災により被災した児童生徒に関し、学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関し、迅速かつ的確に対応するため特別の措置を講ずる。

○「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月）における記述

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 原子力災害被災地域

③帰還・移住等の促進、生活再建等

教育環境の整備については、いまだ再開できていない小・中・高等学校があることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、学校再開の支援とともに、ふたば未来学園や再開した学校等における海外研修や「ふるさと創造学」等の地域とのつながりを深める特色ある教育への支援、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援、文化財等の復旧等を引き続き行い、さらに、福島国際研究教育機構との連携を通じた先端的な研究や学術分野に触れる多様な機会の提供等にも取り組み、魅力ある教育環境づくりを進める。また、避難先の子どもの含むいじめ防止を行うとともに、原子力災害に起因して学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が存在することから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する。

(2) 地震・津波被災地域

②心のケア等の被災者支援や被災した子どもに対する支援

心のケアや子どもに対する支援等については、中長期的な対応が必要なものがあり、第2期復興・創生期間の後も引き続き必要な支援が行えるよう、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も行う。なお、福島県については、原子力災害による影響を踏まえ、別途、対応する。

加配措置の状況・活用した取組例

○近年の措置状況

県市名	R6		R7		R8		R9	
		増減		増減		増減		増減
岩手県	42	▲ 15	34	▲ 8	一般施策の中で措置。			
宮城県	38	▲ 10	28	▲ 10				
仙台市	21	▲ 6	16	▲ 5				
福島県	394	▲ 20	374	▲ 20	344	▲ 30	317	▲ 27
合計	495	▲ 51	452	▲ 43	344	▲ 108	317	▲ 27

<取組例>

○ 転居・転校や保護者の転職等に伴う家庭環境の変化などによる、児童生徒の学習意欲の低下や学習の遅れに対応するための補充学習等の実施。

○ 家庭環境の不安定さなどを背景として、日常的に心身の不安や人とのコミュニケーションに課題を抱える児童生徒への対応。

○ 再開した学校が「まちに人が戻る」ためのコミュニティ形成の核となるために必要な充実した教職員体制の整備。



(担当：初等中等教育局財務課)

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和9年度要求・要望額 2億円
(前年度予算額 2億円)
【東日本大震災復興特別会計】



現状・課題

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが引き続き重要な課題である。都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

事業内容

東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）の子どもに対する支援等に関する記載

- （1）原子力災害被災地域・・・（前略）就学支援について、支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）地震・津波被災地域・・・（前略）復興施策以外の政府全体の施策への移行やその活用により対応するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で（中略）復興施策による対応も行う。なお、福島県については、原子力災害による影響を踏まえ、別途、対応する。

事業実施期間 平成23年度～

① 就学援助事業【小・中学校】

- （対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



② 奨学金事業【高等学校】

- （対象者） 原子力災害により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
（返還免除） 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- （対象者） 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

③ 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- （対象者） 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- （対象者） 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

※福島県において被災した者が対象。

※①の事業に関して、福島県を除く地震・津波被災地域については、令和8年度から被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）により支援。

（担当：初等中等教育局財務課）

現状・課題

- 福島が原子力災害を乗り越え、将来にわたって持続的かつ健全に発展し、人間性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくためには、**地域に根ざし、確かな学力を備え、心豊かでたくましい子供や若者を育成することが重要。**
- 帰還促進と併せて、**移住等の促進、交流人口・関係人口の拡大**等に向けた魅力ある教育環境づくりが必要。
- 福島県における教育復興に向けて、**国、県、市町村が一体となった取組**が必要。

事業内容

① 双葉郡中高一貫校等における事業

※平成27年度より **0.61億円 (0.62億円)**

双葉郡中高一貫校（ふたば未来学園）等において、全国有数の魅力ある学校とするために先進的な教育を行うとともに、双葉郡の小中学生との連携を進める。

これまでの成果の一つである「**未来創造探究**」といったカリキュラム構築を引き続き実証・検証を行うとともに、他の教科の学習内容やその他の教育活動との連携強化を図り、将来のふるさとの復興を担う双葉郡の小中学生との連携を進めるカリキュラムモデルを確立し、実証する。

併せて、このような取組を双葉郡の各地域や各学校に効果的に展開するすべく、**双葉郡教育復興ビジョン協議会**を活用し、地域全体の教育環境の充実化や魅力化及びその発信を図る。

② 避難地域12市町村の小中学校等における事業

※平成29年度より **0.32億円 (0.32億円)**

移住等の促進や交流人口・関係人口の拡大等に向けた魅力ある教育環境づくりを推進するため、避難地域12市町村共通の課題をテーマとした実証を行う。ふるさとに根ざした教育活動や子供とその保護者が「通いたい」「通わせたい」と思えるような魅力的な学校づくりを行う。

【テーマ例】①ふるさとを知り、分断を乗り越え新たな価値を創造する力の育成

②人口減少下における魅力ある教育の推進

③F-REI等の専門研究機関との連携などイノベーションによる地域再生

対応方針

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針
(令和7年6月20日：閣議決定)

- 復興の基本姿勢及び各分野における取組
- (2) 原子力災害被災地域 ③帰還・移住等の促進、生活再建等

教育環境の整備については、いまだ再開できていない小・中・高・特別支援学校があることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、**学校再開の支援とともに、ふたば未来学園や再開した学校等における海外研修や「ふるさと創造学」等の地域とのつながりを深める特色ある教育への支援**、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援、文化財等の復旧等を引き続き行い、さらに、**福島国際研究教育機構との連携**を通じた先端的な研究や学術分野に触れる多様な機会の提供等にも取り組み、**力ある教育環境づくりを進める。**

事業実施期間 令和8年度～令和9年度（予定）

委託先 都道府県又は市町村の教育委員会及びこれらと連携して本事業を実施できる団体

避難地域12市町村の小中学校等における児童生徒の現状

平成22年5月【震災前】

8,388人

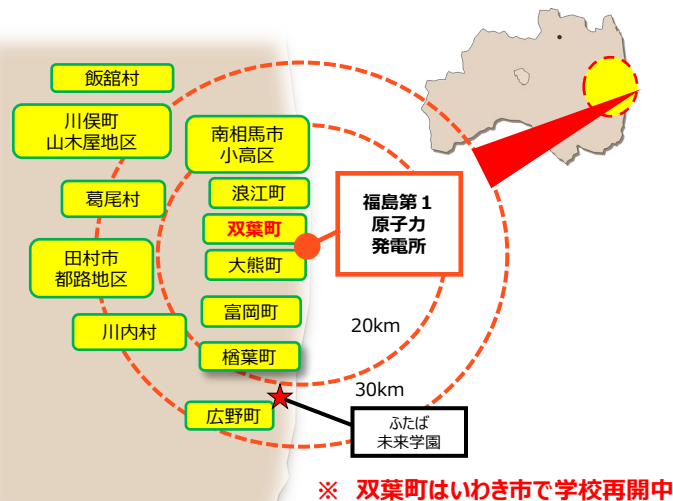
被災前の児童生徒数と比較した割合

令和8年5月

1,336人

双葉町 3%※
※震災前を母数とする

福島県作成資料（令和8年度）



※ 双葉町はいわき市で学校再開中

アウトプット（活動目標）

本事業におけるカリキュラム受講者数

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1,695	1,745	1,786

短期アウトカム（成果目標）

事業対象校に在籍する児童生徒や保護者（帰還者や移住者を含む）の教育活動に対する肯定的評価の割合

令和7年度92.7%（目標：90%以上）

長期アウトカム（成果目標）

魅力ある教育環境を理由の1つとする、12市町村への帰還・移住者（子育て世代）の増加

福島イノベーション・コースト構想等を担う 人材育成に関する事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円)

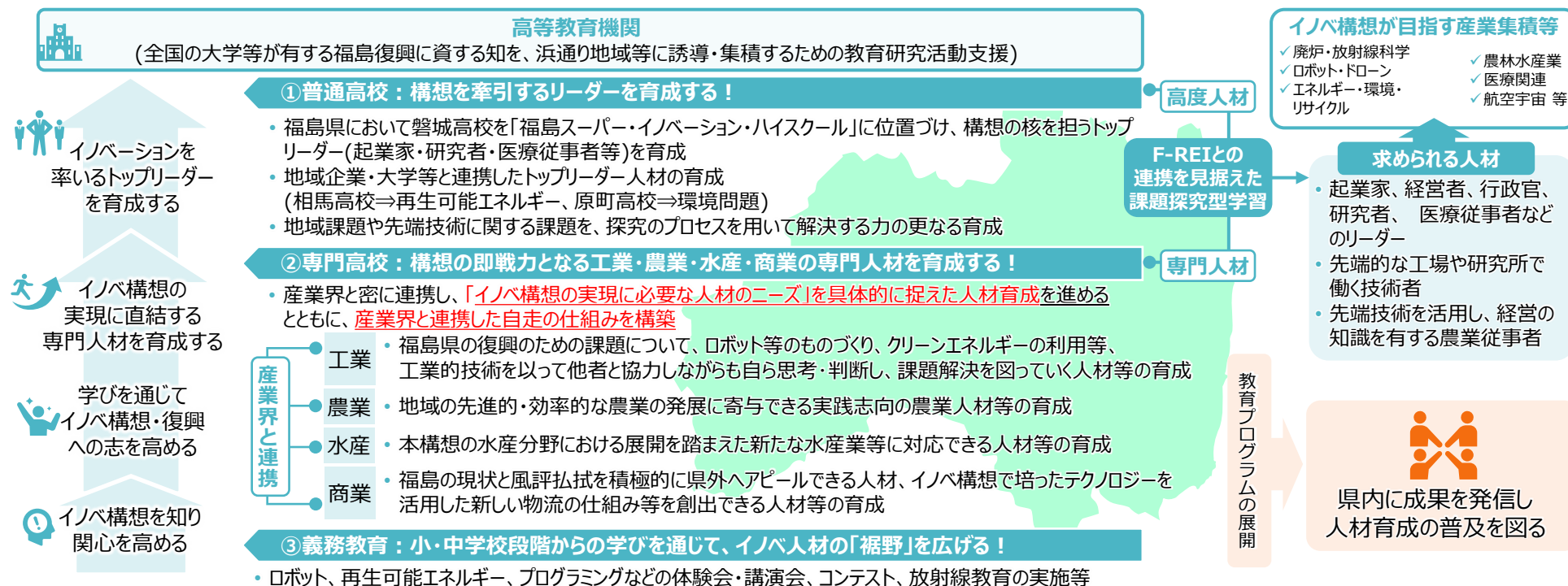


現状・課題

- 福島復興再生特別措置法の改正により、福島イノベーション・コースト構想が国家プロジェクトとして推進。一方、**浜通り地域等では人材不足の状況**。
- 平成30年度より、**福島県内の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを開始**。
- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和6年3月19日閣議決定）においても、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等において、**教育・人材育成を引き続き支援することを規定**。

事業内容

- 構想を担う人材育成をさらに加速し、大学や産業界、自治体、F-REIとの連携を深化**させるとともに、その取組を、「魅力ある教育プログラム」として整理・展開し、福島イノベーション・コースト構想等を担う**人材育成を県全体で支える体制整備**を進める。
- 教育委員会として目指す人材像や事業成果の評価の在り方等の観点や、大学や福島イノベーション・コースト構想に参画する企業等の産業界、自治体、F-REIとの連携を一層深化させる観点から、事業内容の見直しを図る。



アウトプット（活動目標）

- 地元企業や研究所等と連携し、体験的・課題解決的学習を行うことや、地域産業への興味・理解を深めることで、将来的に福島イノベーション・コースト構想の実現や復興を支える人材となる。
- 福島イノベーション・コースト構想等を通じて、義務教育段階での理数教育を推進し、本構想を担う人材の裾野を広げる。

短期アウトカム（成果目標）

- 事業を通し、福島イノベーション・コースト構想について理解する。
- 理科、算数・数学に関するコンテストへの参加者数を増加させる。

中期アウトカム（成果目標）

- 支援対象普通科高等学校のうち、県内の企業・研究施設の活動に興味を持った者の割合を増加させる。
- 事業を通して、生徒自身が立てた学習目標を達成する。
- 義務教育段階において理数科目に関心のある児童生徒の数を増やす。

長期アウトカム（成果目標）

- 国内外で活躍するトップリーダーなどとして、将来的に福島イノベーション・コースト構想の実現や震災復興を支える人材を育成する。
- 将来的に理数系の進路を志す生徒の数を増やす。

(担当：【普通高校・義務教育】教育課程課、【専門高校】高等学校振興課産業教育振興室)

令和 9 年度 概算要求のポイント

令和9年度 文部科学省概算要求額



1. 歳出予算

(単位：億円)

	令和8年度 予算額	令和9年度 要求・要望額	比 △	較減 増額	備 考
一般会計	[16,091] 58,809	87,750		28,941	うち「強く豊かな日本」投資枠 21,830
エネルギー対策特別会計	[236] 1,087	1,618		530	うち「強く豊かな日本」投資枠 211

※単位未満四捨五入とする。

※「高等学校教育改革交付金(仮称)」等の創設、老朽化した大学病院施設・設備の緊急的な改善等については、事項要求とする。

※上段[]内は令和7年度補正予算額。

2. 財政投融资計画

(単位：億円)

	令和8年度 計画額	令和9年度 要求額	比 △	較減 増額	備 考
日本学生支援機構	5,305	5,471		166	
日本私立学校振興・共済事業団	288	286		△2	
大学改革支援・学位授与機構	266	390		124	

「強く豊かな日本」投資枠



総額を記載している項目は、「強く豊かな日本」投資枠のほか、通常歳出においても計上。

8つの分野横断課題：国力の基盤となる「人材育成」

1兆673億円＋事項要求

高校教育と高等教育の一体的改革

産官学金が協働し、文理分断からの脱却や理工・デジタル系人材の育成、地域の産業ニーズに対応した実践的職業人材の育成など、AX時代の産業基盤を支える人材育成に向け高校から大学等まで一貫した教育改革を一体的に推進

- 「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の創設 ⑪ 事項要求
- 共創拠点としての機能強化 ②③ 568億円
<総額：1,828億円>
- 国立大学法人運営費交付金 ③① 1,554億円
<総額：1兆2,512億円>
- 国立高専機構運営費交付金 ③② 260億円
<総額：891億円>
- 私立大学等経常費補助 ③③ 228億円
<総額：3,297億円>
- 大学・高専機能強化支援事業（成長分野転換基金）⑦ 1,100億円
- 戦略分野を先導する大学院教育質転換事業 ②⑧ 376億円
（結晶（KESSHO））
- 高等教育の学びの質的転換による創造的 ②⑤ 165億円
人材育成事業～知的修羅場体験事業～
- 地域を支える人材育成の推進 ②⑨③① 181億円
（地域社会を支える「持続可能な地域高等教育システム」
再構築事業、2040年に向けた地域医療人材の養成
体制最適化事業）
- 成長分野等に関するリ・スキリングの推進や ⑤⑨ 702億円
専門学校の教育の高度化（GRIT）

成長分野を牽引する科学技術人材・クリエイティブ人材の育成等

技術人材・クリエイティブ人材の育成に向けた施策の強化を図るとともに、研究大学をはじめ多様な場での活躍を促進することで「強い経済」の実現に向けたイノベーションを創出

- 科研費による知の基盤強化 ⑦④ 2,042億円
<総額：4,552億円>
- 世界トップ研究人材育成に向けた ⑦⑥ 158億円
戦略的国際研究交流推進事業（VOYAGE）
- 自由で開かれたインド太平洋における日オセアニア連携・ ⑦⑥ 106億円
イノベーション推進パートナーシップ（PACIFIC）
- 産業・科学革新人材事業（INSIGHT） ⑦⑦ 85億円
- 産業競争力強化にも貢献する新たな研究大学群の形成 ⑧⑩ 2,732億円
- 国立研究開発法人のプラットフォーム機能の強化としての 171億円
セキュアな研究環境の構築
（理研・NIMS・QST(NanoTerasu)） ⑦⑨⑧③⑧④
- 経済安全保障重要技術育成プログラム⑧④内閣府、経済産業省とともに事項要求
- 運動・スポーツを通じた「健康インフラ」の構築 ⑥①⑥②⑥③⑥⑤ 51億円
- クリエイティブ人材の育成 ⑦②⑦③ 194億円
（文化芸術創造拠点形成事業、文化財の匠プロジェクト）

「強く豊かな日本」投資枠

総額を記載している項目は、「強く豊かな日本」投資枠のほか、通常歳出においても計上。

17の戦略分野を牽引する研究開発・人材育成 8,645億円

17の戦略分野における62の「主要な製品・技術等」で想定される官民の国内投資を広げるための取組を戦略的に支援

- | | | | |
|--|---------|---|-------|
| ○AI for Education ⑬
(基盤的データの整備 等) | 884億円 | ○AIエコシステムの高度化を支える ⑧⑧
次世代蓄エネルギーシステム基盤創出事業 | 41億円 |
| ○コンテンツ分野の人材育成、海賊版対策 ⑦③
(クリエイター等育成支援 等) | 667億円 | ○宇宙・航空分野における基幹ロケット・ ⑧⑨
有人と圧ローバ・月面機器の研究開発等と 1,684億円
宇宙戦略基金による技術開発支援 <総額：3,801億円> | |
| ○AI for Scienceによる科学研究の革新 ⑦⑧
<総額：3,789億円> | 2,984億円 | ○原子力分野における次世代革新炉の ⑨⑩
社会実装に向けた研究開発基盤等の強化 | 314億円 |
| ○量子の有用性実現に向けた科学技術基盤共創プログラム・ 179億円
量子分野を支えるプラットフォームとしてのQSTの機能強化 ⑧③ | | ○海洋分野における超深海探査母船の建造と ⑨②
「しらせ」後継船による南極輸送体制構築 | 116億円 |
| ○サイエンスによる資源リスク克服プロジェクト ⑧⑤ | 104億円 | ○ムーンショット型研究開発制度の強化 ⑨③
(気象制御、こころの安らぎ・活力増大、AIロボット) | 561億円 |
| ○健康・医療・バイオ分野における免疫・再生医療・ ⑧⑥
感染症危機対応医薬品等の研究開発の強化 | 388億円 | | |
| ○フュージョンエネルギー実現に向けた研究開発・基盤整備 725億円
(ITER計画・BA活動・イノベーション拠点 等) ⑧⑦ <総額：1,056億円> | | | |

国土強靱化 2,512億円

激甚化・頻発化する大規模自然災害等に対応するため、補正予算の当初化を通じて、耐災害性強化や防災対策等を計画的に推進

- | | | | |
|---------------------------------------|---------|------------------------------------|-------|
| ○公立学校施設の耐災害性強化 ②②
<総額：4,308億円> | 1,915億円 | ○社会体育施設の耐震化・防災機能強化 ⑥⑤
<総額：79億円> | 7億円 |
| ○国立大学・高専等施設の耐災害性強化 ②③
<総額：1,828億円> | 359億円 | ○文化財の防災対策 ⑦③
<総額：107億円> | 30億円 |
| ○私立学校施設の耐災害性強化 ③③
<総額：472億円> | 97億円 | ○地震津波火山観測網の高度化等 ⑨① ⑨② | 105億円 |

注) 各項目の右側の丸数字は当該概要資料のページ数。

令和9年度 概算要求のポイント（教育関係）

文教関係予算のポイント

5兆7,360億円＋事項要求
(4兆5,981億円)【8,887億円】



質の高い公教育の再生

教育の質の向上に向けた、学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教員免許改革等の一体的な推進

- 定数改善計画の着実な推進等の学校の指導・運営体制 1兆7,251億円 (1兆7,118億円) の充実、教職調整額の計画的な引上げ等の教師の処遇改善 ⑧
- 学校における働き方改革の加速化 ⑨ 173億円 (118億円)
- 教職の魅力向上を通じた人材確保強化 ⑩ 37億円 ◆ (5億円)

高等学校改革等の推進

- 「高等学校教育改革交付金(仮称)」等の創設 ⑪ 事項要求★ (新規)
- 定時制・通信制高等学校における教育の質確保・多様性への対応や DXハイスクールによるデジタル等成長分野を支える人材育成等 ⑫ 17億円 (新規)

GIGAスクール構想の更なる推進と学校DX・AXの推進

- 安全かつ主体的なAI活用に向けた環境整備や実証研究 887億円★ (4億円) (次世代校務DX環境の整備、セキュリティ対策強化、データ整備を含む) ⑬
- 情報活用能力の抜本的向上に向けた条件整備 ⑭ 13億円 (3億円)
- 教育DX環境を支える基盤ソールの整備・活用、教育データ利活用の推進 ⑮ 26億円 (10億円)

次期学習指導要領等が目指す学びの環境の整備

- デジタル学習指導要領の開発、実装に向けた学校等への伴走支援、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援、道徳教育の質的向上に向けた取組の推進、AIを活用した英語教育の充実、理科教育設備の整備等 ⑯ 41億円 (28億円)
- 「デジタルな形態を含む教科書」の導入に向けた環境整備 ⑰ 25億円 (17億円)

幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続

- 「幼保小の架け橋プログラム」の実施、幼児教育の質を支える体制整備の支援等 ⑱ 68億円★ (20億円)

部活動の地域展開や地域連携

- 部活動の地域展開等の全国的な実施 ⑲ 155億円 (57億円)

現代的健康課題に対応するための健康教育の推進

- 現代的健康課題の理解増進など学校保健の推進、学校給食・食育の充実 ⑳㉑ 8億円 (7億円)

注1) ()内は令和8年度予算額。【 】内は令和7年度補正予算額。

注2) ★がつく項目は、「強く豊かな日本」投資枠での要求を含む。

注3) ◆がつく項目は、事項要求も行う。

注4) 各項目の右側の丸数字は当該項目の参考資料のページ数。



新しい時代の学びの実現に向けた学校施設の整備等

教育環境の向上と老朽化対策の一体的・計画的整備、キャンパスの共創拠点化、防災機能強化、脱炭素化など学校施設等の整備の推進、D-ESTの充実

- 公立学校施設の整備 ② 4,308億円★ (678億円)
- 国立大学・高専等施設の整備 ③ 1,828億円★ (364億円)
- 私立学校施設等の整備 ③ 472億円★ (91億円)



2040年を見据えた高等教育改革の推進

研究力強化、人材育成システム改革に向けた高等教育の基盤的経費の充実 ㉔

- 国立大学の基盤強化 ① 1兆2,512億円★ (1兆971億円)
- 高専(KOSEN)の機能強化の推進 ② 891億円★ (631億円)
- 私立大学等の改革の推進等 ③ 4,357億円★ (3,981億円)

成長分野をけん引する人材育成・高等教育の学びの質的転換 ㉔

- 成長分野への学部転換等・高専の新設の促進 ⑦ 1,100億円★ (新規)
- ネットワーク化による大学院教育の高度化等 ⑧ 376億円★ (6億円)
- 知的修羅場体験を通じた高等教育の学びの質的転換 ⑮ 165億円★ (新規)
- AX実装人材育成拠点形成事業 ⑮ 35億円 (新規)

地域を支える人材育成の推進 ㉔

- 地域社会を支える「持続可能な地域高等教育システム」再構築 ⑲ 161億円★ (7億円)
- 2040年に向けた地域医療人材の養成体制最適化事業 ⑳ 20億円★ (新規)

大学病院の教育・研究機能の強化 ㉔

- 大学病院の教育・研究エフォートの適正化 ④ 633億円 (新規)
- 老朽化した大学病院施設・設備の緊急的な改善 ⑤ 事項要求 (新規)

日本人学生の海外派遣、外国人留学生の受入れ・定着、教育の国際化の推進

- 高校段階からの留学促進、大学生等の中長期留学のための奨学金の充実、多様な国・地域からの優秀な留学生の戦略的確保、大学の国際化、英語教育や国際連携・交流等の充実 (一部再掲) ③⑥ 1,629億円★ (735億円)

令和9年度 概算要求のポイント（教育、スポーツ、文化芸術関係）



誰もが学ぶことができる機会の保障

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等の推進

- 支援員の配置拡充や保護者支援を含む校内外教育支援センター 122億円（100億円）の機能強化、学びの多様化学校の設置促進、いじめ・暴力行為・自殺対策の推進、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等相談体制の充実等 ③⑦③⑧ 1億円（1億円）
- 夜間中学の設置促進や教育活動の充実 ③⑨ 1億円（1億円）

各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

- 高等教育の修学支援の充実（こども家庭庁計上分含む） ④⑩ 事項要求（7,486億円）
- 高等学校等就学支援金制度等の着実な推進 ④⑪ 5,852億円（5,852億円）
- 高校生等奨学給付金の充実 ④⑫ 322億円◆（322億円）
- 学校給食費の抜本的な負担軽減 ④⑬ 1,656億円（1,649億円）

生涯を通じた障害者の学びの推進

- 特別支援教育の充実 ④⑭ 195億円（175億円）
- 大学等や学校卒業後における障害者の生涯学習の推進 ④⑮ 2億円（2億円）

秩序ある共生社会の実現に向けた、外国人児童生徒等への教育等の充実・外国人等に対する日本語教育の推進 ④⑯

- 外国人児童生徒等への教育等の充実 ④⑰④⑱ 92億円（17億円）
- 外国人等に対する日本語教育の推進 ④⑲ 23億円◆（16億円）

海外で学ぶ日本人児童生徒の教育機会の充実

- 在外教育施設の機能強化（教師派遣等） ⑤⑩ 222億円（192億円）

地域と学校等の連携・協働による地域の教育力の向上や体験活動の充実、学校安全体制の整備の推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の推進、体験活動や読書活動の推進、家庭教育支援、キャリア教育の推進等 ⑤⑪⑤⑫⑤⑬⑤⑭⑤⑮⑤⑯ 103億円（77億円）
- 学校安全体制の整備 ⑤⑰ 12億円（5億円）

成長分野等に関するリ・スキリングの推進や専門学校の教育の質の高度化など社会人の学び直しの機会の拡充

- 成長分野におけるリ・スキリングプログラムの開発など「学び続ける社会」実現に向けた取組の充実 ⑤⑰ 682億円★（78億円）
- 専門学校を活用した職業人材の高度化 ⑥⑰ 102億円★（新規）



未来を切り拓くスポーツを通じた成長戦略の実現と社会課題への貢献 578億円(368億円)【241億円】

運動・スポーツを通じた「健康インフラ」の構築等による「健康・活躍社会」の実現

- 現役世代の運動実施率向上と身近な運動・スポーツの場の確保
- 運動・スポーツ推進企業に対する支援、学校体育館等のコミュニティ化等 ⑥①⑥②⑥③ 32億円★（2億円）
- 部活動の地域展開の全国的な実施、部活動指導員の配置支援 ⑥④ 120億円（50億円）
- 幼児期からの運動習慣形成・体力向上（次期学習指導要領への対応） ⑥⑤ 10億円（8億円）
- 学校と地域が共同利用する屋内プールを含むスポーツ施設の整備促進 ⑥⑥ 79億円★（28億円）
- 障害の有無にかかわらず「ともにする」スポーツ環境の整備等 ⑥⑦ 9億円（6億円）
- スポーツの成長産業化等による「スポーツ×エンタメ」、地域活性化の推進
- スポーツ事業運営人材の獲得・育成やスポーツコンプレックス等の推進 ⑥⑧ 7億円（4億円）
- スポーツツーリズム等を含めたスポーツ・健康まちづくりの一層の推進 ⑥⑨ 5億円（3億円）

ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備等

- 2028年パラリンピック大会等に向けた国際競技力向上 ⑦① 115億円（105億円）
- スポーツDXの活用を含むハイパフォーマンス・サポート等の充実 ⑦② 33億円（19億円）
- 国際大会の招致・開催支援や国際人材の育成、ドーピング防止活動の推進 ⑦③ 9億円（5億円）



我が国の成長の源泉となる多様で豊かな文化芸術の振興

2,335億円+事項要求
(1,073億円)【431億円】

「文化財の匠プロジェクト」等の充実・推進による文化資源の保存・活用 ⑦④

- 「文化財の匠プロジェクト」による保存・継承等 517億円★（248億円）
- 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 195億円★（113億円）
- 各地の魅力ある文化資源の公開活用の促進等 201億円（182億円）
- 地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等） 23億円（12億円）
- 文化資源の保存・活用を支える拠点の機能強化 218億円（144億円）

コンテンツをはじめとした世界に誇る文化芸術の創造・発信と人材育成 ⑦⑤

- コンテンツ関連分野の人材育成の推進や文化芸術の創造活動の振興等による国際プレゼンスの強化 832億円★（163億円）
- クリエイター等育成支援 649億円★（新規）
- 多様な文化芸術による社会・経済的価値の醸成（一部再掲） 172億円★（120億円）
- CBXの推進や活動環境の向上等による創造的循環の創出 13億円（11億円）
- 文化芸術の振興を支える基盤の機能強化 389億円◆（219億円）

令和9年度 概算要求のポイント（科学技術関係）



科学技術予算のポイント

2兆4,453億円+事項要求
(9,863億円) [5,801億円]

※エネルギー対策特別会計への繰入額 1,612億円 (1,079億円) [236億円]を含む



知の基盤としての「科学の再興」

新たな研究領域の創造

- ・科研費による知の基盤強化 ⑦⑧ 4,552億円★ (2,479億円)
- ・戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出） ⑦⑧ 484億円 (441億円)

戦略的な科学技術外交・国際頭脳循環の強化 ⑦⑧

- ・世界トップ研究人材育成に向けた戦略的国際研究交流推進事業（VOYAGE） 158億円★ (新規)
- ・自由で開かれたインド太平洋における日オセアニア連携・イノベーション推進パートナーシップ（PACIFIC） 106億円★ (新規)
- ※ホライズン・ヨーロッパへの準参加 内閣府において関係省庁分を一括して要求

科学技術人材の育成・活躍促進 ⑦⑧

- ・優れた博士課程学生・女性研究者・高度専門人材の活躍促進 293億円★ (182億円)
- ・小中高段階からの科学技術人材育成の強化 47億円 (40億円)

AI for Scienceによる科学研究の革新 ⑦⑧

- ・AI駆動型研究開発の強化・革新的なAI基盤技術の研究開発 2,078億円★ (137億円)
- ・AI for Scienceを支える次世代研究インフラの構築 1,711億円★ (427億円)
- ※他の事項との間で一部再掲あり

世界最高水準の大型研究施設の整備・共用・高度化 ⑦⑧

- ・SPRING-8の高度化（SPRING-8-II） 90億円 (-)
- ・「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの開発・整備 279億円★ (10億円)
- ・最先端大型研究施設の整備・共用等 673億円★ (482億円)
- （NanoTerasu、SPRING-8/SACLA、富岳、J-PARC）

多様で厚みのある研究大学群への支援 ⑧

- ・産業競争力強化にも貢献する新たな研究大学群の形成 2,732億円★ (新規)
- ※国際卓越研究大学制度、J-PEAKS等とともに、研究力強化に向けた改革も推進



産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化

科学技術イノベーション・エコシステムの構築 ⑧⑨

- ・大学発スタートアップ創出・成長支援とアントレプレナーシップ教育の推進 25億円 (24億円)
- ・本格的産学官連携によるイノベーション創出や地域振興の推進 217億円 (202億円)



重要技術領域における研究開発等の推進

量子分野における研究開発の推進

- ・光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP） ⑧⑨ 45億円 (45億円)
- ・量子の有用性実現に向けた基盤の構築 ⑧⑨ 265億円★ (新規)

マテリアル分野における研究開発の推進

- ・マテリアル・イノベーション創出に向けたマテリアル革新力の強化 ⑧⑨ 307億円★ (181億円)
- ・サイエンスによる資源リスク克服プロジェクト ⑧⑨ 104億円★ (新規)

健康・医療・バイオ分野における研究開発の推進 ⑧⑨

- ・成長戦略を踏まえた免疫・再生医療等の研究開発の推進・基盤強化 458億円★ (202億円)
- ・感染症危機対応医薬品等の研究開発プラットフォーム 218億円★ (新規)

フュージョンエネルギーを含む環境エネルギー分野における研究開発の推進

- ・フュージョンエネルギー実現に向けた研究開発・基盤整備（ITER計画等） ⑧⑨ 1,056億円★ (208億円)
- ・次世代蓄エネルギーシステム等のカーボンニュートラルの実現に貢献する研究開発 ⑧⑨ 228億円★ (96億円)

宇宙・航空分野における研究開発の推進 ⑧⑨

- ・宇宙基本計画に基づく宇宙分野の研究開発 3,750億円★ (1,513億円)
- －基幹ロケット打上げ能力の強化 235億円★ (29億円)
- －アルテミス計画に向けた研究開発等（有人月探査、月面機器等） 904億円★ (185億円)
- －宇宙戦略基金による民間企業・大学等の技術開発支援 556億円★ (-)

原子力分野における研究開発の推進 ⑧⑨

- ・原子力科学技術に関する体系的かつ総合的な取組の推進 2,180億円★ (1,474億円)
- －次世代革新炉の開発に資する技術基盤等の整備・強化 128億円★ (87億円)
- －原子力科学技術に関する研究・人材基盤の強化 212億円★ (108億円)

防災・減災分野における研究開発の推進 ⑧⑨

- ・活火山法に基づく火山本部における調査研究・人材育成の推進 47億円★ (13億円)
- ・地震観測網の整備等の地震調査研究の推進 86億円★ (27億円)

海洋・極域分野における研究開発の推進 ⑧⑨

- ・海洋基本計画等に基づく海洋・極域分野の研究開発 623億円★ (400億円)
- －超深海探査母船の建造 113億円★ (新規)
- －北極域研究船「みらいⅡ」の運用を含む北極域研究の推進 66億円 (57億円)

新興・基盤技術領域への支援

- ・ムーンショット型研究開発制度 ⑧⑨ 577億円★ (16億円)
- ・経済安全保障重要技術育成プログラム ⑧⑨ 内閣府、経済産業省とともに事項要求★

參考資料

定数改善計画（～令和10年度）の着実な推進等 （義務教育費国庫負担金）

令和9年度要求・要望額
（前年度予算額）

1兆7,251億円
1兆7,118億円



全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力向上、教師に優れた人材を確保する。そのため、改正義務標準法に基づき公立中学校35人学級の計画的な整備などに係る令和10年度までの定数改善計画を着実に推進する。その他、喫緊の課題への対応もあわせて行う。

また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇の実現のため、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

定数改善計画の着実な推進 7,539人【24,605人】

（【 】は令和8～令和10年度の改善総数（一部事項には令和7年度の既改善分を含む））

★ 中学校における指導体制の充実（35人学級） 5,524人【16,580人】

令和8年度の中学校1年生に引き続き、中学校2年生での35人学級を実施

★ 養護教諭の配置充実 103人【310人】

複数配置基準を小・中学校いずれも50人引下げ
＜小:851人→801人以上、中:801人→751人以上＞



★ 学校事務体制の機能強化 222人【665人】

複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設



○ 生徒指導に係る体制の充実 650人【2,940人】

小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実
＜小:100人【300人】、中:550人【2,640人】＞



○ 小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、
小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援

○ 学校統合のための支援 50人【150人】

小・中学校の円滑な統合を引き続き支援



※上記のうち、★については改正義務標準法に基づく改善

児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。

※このほか、自然減等として▲6,636人（合理化減等▲2,692人を含む）

喫緊の課題への対応 1,260人【2,520人】

○ 日本語指導が必要な児童生徒の指導体制充実 1,050人【2,100人】

外国人児童生徒等が特に多く在籍する学校に対し、学級内での学習支援を含めた学校全体の指導体制を充実

○ 教師の不足する教科での指導体制確保 210人【420人】

次期学習指導要領の全面実施に向け、臨時免許状所有者及び免許外教科担任による指導を解消するため、特に不足する中学校技術分野担当教員を中心に、免許状所有状況の改善を支援



教師の処遇改善 +127億円

○ 教職調整額の改善 6% ⇒ 7%（令和10年1月～）

令和10年1月から教職調整額の率を6%⇒7%に改善するとともに、教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
率	5%	6%	7%	8%	9%	10%



※上記のほか、給料の調整額の見直し（1/4縮減。令和10年1月～）を行う。

（担当：初等中等教育局財務課）

学校における働き方改革の加速化

令和9年度要求・要望額 173億円
(前年度予算額 118億円)



■ 教師を補助する支援スタッフの配置

対象	都道府県・指定都市	補助率	1/3
----	-----------	-----	-----

副校長・教頭マネジメント支援員、学習指導員の配置 72億円（26億円）：18,900人（9,250人）

- 副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援
- 児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援

＜事業内容＞ 副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、外部の関係者との連絡調整 等
児童生徒の学習サポート進路指導、キャリア教育、学校生活適応の支援、教師や教育実習生の指導力向上 等

教員業務支援員の配置 95億円（89億円）：29,720人（29,720人）

- 全ての小中学校への配置支援に加え、教師の業務負担が過重な学校への重点配置を支援
- ＜事業内容＞ 教師が担う授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備等をサポート

■ 行政による学校問題解決の支援体制の構築

4億円（2億円）

① 市区町村における学校問題解決の支援体制の構築

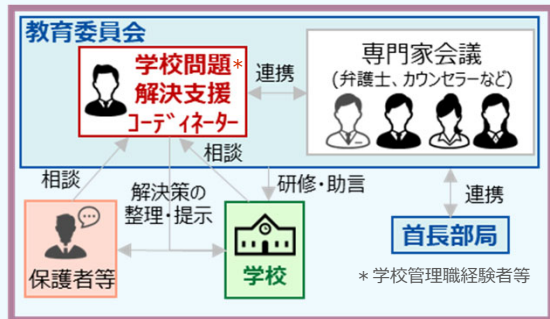
学校問題解決支援コーディネーターの配置により、学校だけでは解決が難しい事案等について直接相談を受け付け、専門家の意見も聞きながら解決策を整理・提示

対象	市区町村	対象数	100箇所
補助率			1/3

② 都道府県における広域的な支援体制の構築

- 市区町村教育委員会・学校への相談会・研修会の開催、手引きの策定等を通じ、広域的な支援体制を構築
- 小規模自治体における困難事案について、学校問題解決支援コーディネーターが保護者や学校等から相談を受け付けたり、専門家を紹介する体制を整備

対象	都道府県・指定都市	対象数	40箇所
補助率			1/3



教育委員会における体制構築（イメージ）

■ 働き方改革アドバイザー派遣による教育委員会への伴走支援や校務DXの推進等

1.9億円（0.6億円）

教職の魅力化推進事業

～ 教師のなり手確保と質の向上の戦略的推進 ～

令和9年度要求・要望額 30億円＋事項要求
(新規)



- 教師のなり手確保・質の向上両面にわたる喫緊の課題の解決のため、国が、都道府県・指定都市を指定し、教職の魅力向上につながる戦略的取組を支援するとともに、経済的負担の更なる軽減等について検討を行うことが必要。
- 自治体の採択に当たっては、取組だけではなく、その具体的な目標（KPI）を重視し、**教師の任命権者として意欲的な目標を掲げる自治体を重点的に採択するとともに、関連する他の事業も組み合わせつつ、目標の達成のために必要な取組を一体的に支援**する。

背景・課題

- 教師のなり手確保に向け、働き方や勤務環境の改革等により学校を魅力的な職場とすることが必要。
- 令和7年給特法改正法の附則第3条第1項では「政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等…の教育職員…について、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とする旨規定されているが、例えば小中高の教諭の時間外在校等時間が、未だ月30時間超である教育委員会は50%以上を占めている。また、直近の公立学校教員の採用選考試験の競争率は2.9倍と過去最低を記録している状況。
- 教師のなり手確保と質の向上は全国共通の喫緊の課題である一方で、その**要因・背景、取組状況は自治体により様々**であることから、**自治体の意欲を喚起し、その優れたアイデアを直ちに実現**するための支援を行うと同時に、国においても**多様で質の高い教師の安定的確保に向けた手立て**を打つことが重要。

事業概要

- 教職の魅力向上に向けた**意欲的な目標（KPI）とそのための3年間のアクションプラン（AP）**を定めた都道府県・指定都市教育委員会を指定。（KPIの例：域内の教師の時間外在校等時間 等）
- APの実行について、既存事業の優先採択とともに、本事業で将来的な自走を前提とした**実証研究のための費用と初期費用を継続的に支援**。
- また、APの実行の障壁となり得る国の各種制度・運用について、見直しの提案を受け付け、**「教育制度改革サンドボックス（仮称）」**を実施。

APに掲げることが想定される取組の例

- ◆ 保護者や地域住民等からの過剰な苦情や不当な要求への対応の高度化・一元化（AI電話対応システム 等）
- ◆ 「学び続ける教師像」の実現に向けた環境の整備（資格取得支援（語学、心理士資格等）、留学・大学院進学支援、学びを評価する仕組み創設 等）
- ◆ 業務効率を高める職員室オフィス改革（フリーアドレス化 等）

※この他、優秀な教師のなり手確保に向けて、**教師になった者に係る奨学金の返還等経済的負担の更なる軽減**等についても検討を行い、必要な措置を講じる。

「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の創設 ～N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール※構想～

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠

事項要求
事項要求
（新規）



※N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクールとは、New Education, New Excellence, New Transformation of High Schools の略である。

現状・課題

就業構造の変化によるミスマッチ（2040年）
地域社会・経済を支える人材の不足が懸念
AI・DX等を駆使した生産性向上を実現できる人材育成が急務
理工・デジタル系人材の不足が懸念
新たな価値創造を担う理系人材の育成が急務

生産年齢人口の減少、地方の過疎化
人口減少下においては、誰一人取り残さず、
全ての生徒の可能性を最大限引き出すことが急務

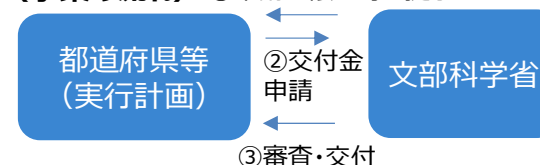
事業内容

- 2040年を見据え、**全国的に、地域社会のニーズや実情に応じた高校教育改革を早期に進める**必要
- 「**高等学校教育改革交付金（仮称）**」等を創設し、**都道府県等に対し財政支援**することにより、都道府県の実行計画に位置付けられた**高校教育改革を強力に推進**
- 国による伴走支援等も行い、人への投資の好循環による**強い経済を実現**

（支援イメージ）

- 高校教育改革促進基金で創出した改革先導校の取組水準を踏まえ、下記3つの柱を基本とした支援メニューを国が複数設定
- 都道府県等は、実行計画に位置付けられた取組のうち、交付金支援メニューを活用する学校、取組内容等を申請
- 国において審査を実施し、交付

（事業の流れ） ①申請上限額等の提示



①専門高校の機能強化・高度化

- アドバンスト・エッセンシャルワーカーを育成
- 地域発のイノベーションを興すことのできる人材を育成等

最新の設備を備えた教育環境の下、理論と実践の往還による実践力の習得・向上に資する学びを実現する取組

②普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化

- 文理の双方の素養を有する人材を育成
- 理数の学びを経済・社会の発展につながることでできる人材を育成等

文理横断的な学びを支える充実した教育環境の下、実社会につながる生きた学びを実現する取組

③地理的アクセス・多様な学びの確保

- 興味・関心等に応じた学びや探究活動により、自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる人材を育成等

全ての生徒のニーズや学びを支える充実した教育環境の下、柔軟で質の高い学びを実現する取組

3つの柱の取組の一環として、グローバル人材育成支援や、学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援などについて取り組む。

交付先 都道府県等

主な対象経費

高校教育改革に必要な経費（コーディネーター等に係る人件費、諸謝金、施設整備費、設備・備品費、役務費・委託費、旅費・交通費、消耗品・雑費等）

構想

R8.2 国の高校教育改革に関する
グランドデザイン策定

着手

R7補正 高校教育改革促進基金 改革先導校^(※)の創出
都道府県 実行計画の策定

実装・加速

R9年度
交付金等の創設

（R9年度予算編成過程で検討）

（※）一部、学校以外の教育機関を含む

【参考】骨太の方針2026（令和8年7月21日 閣議決定）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（2）公教育の再生、研究活動の活性化

高等学校教育改革促進基金による支援のほか、安定財源を確保した上で、**交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築を通じ、社会の変化に応じた高校教育改革を推進する。**

（担当：初等中等教育局高等学校振興課）

定時制・通信制高等学校における 教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和9年度要求・要望額

2億円
(新規)



「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」の改正に伴い、不登校経験など、多様な背景を有する生徒が在籍する定時制・通信制高校に関する調査や実証研究により、教育の質の確保及び多様性への対応の充実に図る。

学校を
支援

①定時制・通信制高校の多様性に応じた学び 充実支援事業

不登校経験など多様な背景を有する生徒が進学する選択肢となっている定時制・通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるようなカリキュラム開発や、卒業後の進路を見据えた支援に関する調査研究を実施する。

※受託者が7校程度の学校（国公立の定時制・通信制高校等）を支援することを想定。

▼卒業後の進路を見据えた支援

進路未決定率の高い定時制・通信制高校において、他機関との連携等を通じた就労支援を中心とした卒業後の進路を支援する方法など。

▼定時制・通信制高校のカリキュラム開発

不登校経験などのある生徒の社会的自立に向けたカリキュラムの開発や、対面機会の少ない通信制高校における総合的な探究の時間や特別活動の効果的なカリキュラムの開発など。

▼学びの継続に必要な
心理的・福祉的支援

▼報告会の実施

事業報告会を開催し、好事例を共有。
有識者によるアドバイスをもとに調査研究を深化。

件数・単価	1箇所・約1億1,700万円	委託先	民間団体等
-------	----------------	-----	-------

所轄庁を
支援

②広域通信制高校の適切な指導監督のための 支援

本校の所在県以外に所在するサテライト施設を含めた広域通信制高校への指導監督を行う所轄庁を支援する。

▼点検調査の実施

広域通信制高校を中心に、所轄庁・文科省・有識者が現地調査を実施。

▼アドバイザー派遣 **NEW!**

通信制高校に関する有識者を所轄庁に派遣し、専門的な助言を行う。

▼指導監督のための情報の整備 **NEW!**

点検調査の際の指摘事項や各所轄庁の設置認可基準などの情報を整備し、共有する。

件数・単価	2箇所・約6,100万円	委託先	民間団体等
-------	--------------	-----	-------

生徒・保護
者を支援

③通信制高校の情報発信を通じた質保証

通信制高校への進学を検討する生徒や保護者、中学校の進路指導担当者等が適切な情報を得られるような情報発信を行う。



件数・単価	1箇所・約800万円	委託先	民間団体等
-------	------------	-----	-------

(担当：初等中等教育局高等学校振興課)

学校現場における安全かつ主体的なAI活用環境整備

令和9年度要求・要望額
うち「強(豊)かな日本」投資枠
(前年度予算額)

884億円
884億円
4億円)



令和7年度補正予算額

41億円

課題及び方向性

- 次期学習指導要領は、深い学びの実装や多様性の包摂を目指しており、AIはその実現可能性を一層高める技術である。一方、教職員のAI利活用は国際的にも**55か国中54位と低位**(※)な状況。また、利活用に当たっては、プライバシーやセキュリティ等の一般的なリスクに加えて、過度に学習過程をショートカットすること、主体性を失うことなど**教育特有のリスクも存在**しており、これらの**リスクを踏まえたいわゆる「ガードレール付き」のAI等の実装・利活用を加速**させることが重要。
- また、**リスクへの対応として早期に「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」の改定**を行い、**今後も機動的に見直し**を行うとともに、ガイドラインに沿った**教育分野におけるAIの実装事例を創出**する。これらの事例が適切に実装・横展開されるよう、学習指導要領や教科書等の**公共性の高いデータの整備**を行うとともに、**学校現場におけるセキュリティが確保されたインフラ整備を一層進める**ことが必要。

【骨太方針2026（令和8年7月17日閣議決定）】
A I の社会実装が目前に迫る中、児童生徒の発達段階に応じたA I 活用の指導を後押しし、不確実で変化の速い社会を生き抜ける人材を育てる。**学校向けA I 指針を速やかに改定する。国策としてG I G Aスクール構想を推進し、安全かつ主体的なA I 活用に向けた環境整備や実証研究等を進め、先進事例の創出・横展開を図る。**

※出典：OECD国際教員指導環境調査（TALIS）2024より

事業①：全国的な教職員向け研修及びAI利活用のリスクに関する調査

5億円

- 令和8年度中に改定予定の**ガイドラインを周知**するとともに、**学校現場におけるAIの基本的な仕組みや活用**に当たっての**リスク、それらを踏まえた利活用の具体例等**について、全国の**教職員に研修等の機会を提供**する。
- また、日々進化するAIについて、AISI等の関係機関とも連携しつつ、**技術の進展を情報収集**するとともに**学校現場におけるリスクに関する知見等を収集・発信するための調査研究**を実施。

事業②：教育分野に特化したアプリケーションの実証研究事業

9億円

- 過年度の実証事業や諸外国の動向においても、学習分野における**リスクを低減するための「ガードレール」付のAIをはじめとする、教育分野に特化したAI**の有用性が示唆されている。
- 教育分野へのパーティカルAIの実証研究を、**①深い学びの実装、②多様性の包摂、③教職員の負担軽減・学校現場における働き方改革、④先端技術・新たな技術の活用**、の4領域で構成し、実証研究を大規模に実施。

事業③：教育分野に必要な基盤的なデータ整備

92億円

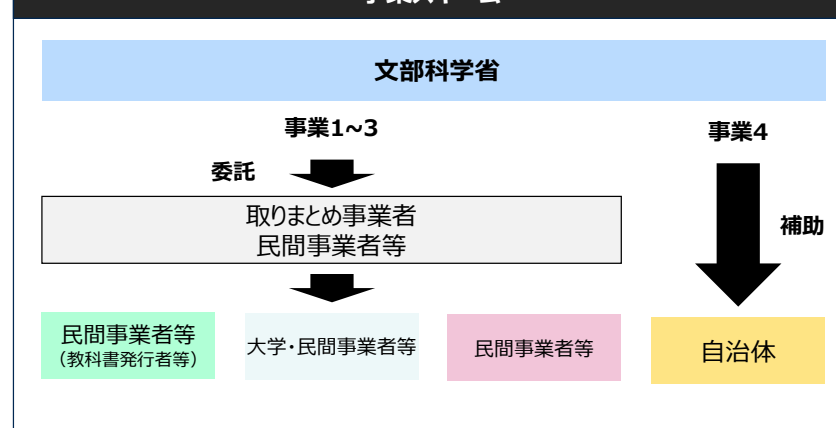
- 教育分野におけるデータは、AIを適切に利活用する際に不可欠な一方で、現状、**紙での管理やPDF形式等での保存も多く、AI活用の前提として必要な構造化や機械可読化がされていない**。
- そのため、国等が作成をしている**学習指導要領や解説、参考資料等についてのデータを機械可読化・構造化**する。また、著作権者等の権利に十分配慮しつつ、**自治体等有している指導案のデータや教科書発行者が有する教科書等のデータを整備し、その利活用に関する実証・実装を推進**する。

事業④：AI利活用に向けたクラウド環境整備

778億円

- 学校において、教職員や児童生徒がAIを安全かつ主体的に活用できる環境を整備するためには、インターネットを活用したクラウド環境を前提に、**情報セキュリティが適切に確保されたインフラが不可欠**である。
- 過年度の実証研究の成果も踏まえ、適切なアクセス制御やデータ保護等のセキュリティ対策を講じることにより、特に、**教師の働き方改革にも資するよう、教職員が安心してAIを校務に活用できる環境を整備**する。

事業スキーム



(担当：初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付)

学習指導要領改訂を見据えた 情報活用能力の抜本的な向上

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

13億円
3億円



令和7年度補正予算額

4億円

現状・課題

我が国を担う全ての子供たちの情報活用能力を抜本的に向上するためには、情報活用能力育成の「要」として創設する、小学校総合の「**情報の領域**」や中学校の「**情報・技術科**」、これらを踏まえた内容を高度化する高等学校情報科を**全国で確実に実施することが不可欠**。

一方で、担当教員の不足など指導体制上の課題があることから、国は、学校現場に対応を委ねることなく、教材開発や研修をはじめ**必要な条件整備を責任を持って直ちに進める**必要がある。

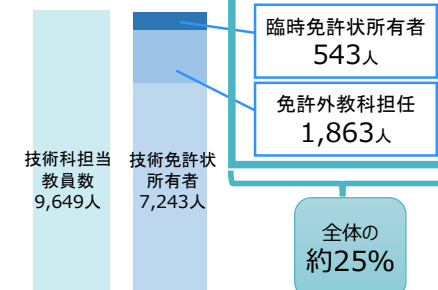
中央教育審議会で議論されている
次期学習指導要領で想定される授業時数の考え方

小学校総合「情報の領域」			
3年	4年	5年	6年
各学年最大30コマ程度		各学年最大35コマ程度	

中学校「情報・技術科」		
1年	2年	3年
各学年最大70コマ程度		最大35コマ程度

※小学校総合における「探究の領域」と「情報の領域」はそれぞれ標準授業時数を設定する
※現行の中学校技術・家庭科の技術領域に含まれる内容を含む標準授業時数
※小学校総合は情報の領域については新たに設ける。中学校「情報・技術科」の現行の「技術・家庭科」の技術分野は中学校1年生・2年生はそれぞれ35コマ、中学3年生は17.5コマである。

全自治体における免許状保有状況（R7）



※文部科学省「中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制に関する実態調査（令和7年度）」

事業概要

1 情報活用能力の抜本的向上のための 実践・調査研究 7億円

- 教師が小学校総合「情報の領域」、中学校「情報・技術科」に関する新たな学習内容を**過度な負担なく指導できる**ようにするための**学習者用教材を開発**する。
- 教材の**実践・検証により質の向上**を図り、先行実施※期間も含めて**どの学校でも確実に情報活用能力の育成**が図られるようにする。
- 児童生徒の情報活用能力を**定期的に測定・把握するための調査研究**を行う。

※全面実施を待たずして部分的な指導が可能となるよう、令和10年度以降、段階的に新教科・領域を先行実施するための経過措置を講ずる方向で検討

2 情報活用能力の育成・情報モラル教育 に関する指導充実のための 総合的な支援 5億円

- **研修用動画の作成や研修等の提供**、それらを活用した自治体の指導体制強化のための**ネットワークづくりや複数校指導・遠隔授業等の体制の工夫に関する支援**を行い、すべての担当教員の指導力向上を図る。
- 情報モラルを育成するための**動画教材等の充実**や**教員の指導力向上に向けた研修等**を行い、**情報モラル教育を推進**する。
- 自治体等の課題解決に向けた**各種専門家派遣による相談体制を構築**し、**伴走支援**を行う。
- **外部人材の活用などの調査研究等**を行い、**地域の実情に応じた指導体制の構築**を図る。

3 中学校技術科における 免許法認定講習の強化等 0.7億円

- 全国の認定講習受講希望者がオンラインで負担なく受講できる**認定講習プログラムを開発・運用**し、**中学校技術科の免許取得を促進**するとともに、**教員の指導力向上**を図る。
- 創設される中学校「情報・技術科」における**免許制度の在り方に関する議論を踏まえ、必要な研修や講習の内容等に関する調査研究を実施**し、**教員の計画的な養成・確保**を図る。

※その他、教師不足対応に資する教員定数改善として、中学校技術科の免許を追加で取得するための加配定数を新設

指導体制の強化を総合的に支援し、情報活用能力の抜本的向上を確実に実現する

(担当：初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付) 14

教育DX環境を支える基盤ツールの整備・調査研究

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)
令和7年度補正予算額

26億円
10億円
13億円



背景・課題

- 子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実及び教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGIGAスクール構想を中心に、教育DXを加速することが求められている。このような教育DX環境を整備・充実していくため、**基盤的なツールを文部科学省が整備するとともに、環境整備に必要なルールを検討・策定する**必要がある。
- また、教育DX環境下における**教育データの分析・活用**についても、現状、効果検証まで行っているのは一部の取組に限られることから、環境整備と併せて効果検証に取り組み、**全国的な取組を促進する**必要がある。
- 加えて、令和8年度の検証結果も踏まえつつ、**子供たちの学びの向上に資する次期デジタル学習基盤の在り方について検討等**を行う必要がある。

事業内容

委託	文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の改善・活用推進 14.5億円 ➢ 文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）を、希望する全国の児童生徒等が、オンライン上で学習・アセスメントできる公的なCBTプラットフォームとして提供し、デジタルならではの学びを実現。 ➢ 令和9年度の全国学力・学習状況調査の教科調査等において活用予定（全国学力・学習状況調査の全面CBT化における活用）。 ➢ 地方自治体独自の学力調査等のCBT化についても、引き続き地方自治体のニーズに対応できるようにする。
委託	教育データ利活用の加速化に向けた実証研究・伴走支援等 3.2億円 ①教育データの利活用に関する実証研究等 ➢ 教育データ利活用のプロセスをまとめた「 教育データ利活用のステップ（β版） 」（文部科学省作成）をベースに 教育データ利活用の一連のプロセスを実証 。特に、現場における活用フェーズに焦点を当て、データ利活用によって得られた効果について検証し、ユースケースの創出を図る。その成果を踏まえ、ステップ（β版）の更新を行う。 ②教育データ利活用の横展開のための自治体等支援 ➢ 自治体がデータ利活用推進にあたり、「知見の共有＝DX」をできるような コミュニティ形成を実施 。自治体自らが類似自治体の取組の参照や悩みの共有・相談を行うことを目指す。 ③教育データ連携を前提とした環境整備に関する実証研究 ➢ 各教育委員会等が教育データ利活用をより円滑に進められるよう、 今後の教育データ利活用に関するシステムや連携方法等の在るべき姿の検討 を行う。
委託	校務DX等加速化事業 2.4億円 ➢ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、2029年度までを緊急改革期間と位置付け、時間外在校等時間の月30時間程度への削減を目標としており、その有効な手段である校務DXを通じた働き方改革を加速していく必要がある。 ➢ 教員の働き方改革を抜本的に改善させるため、 相談窓口の設置及び専門人材の派遣により次世代校務支援システムの都道府県域での共同調達・共同利用を推進 する。 ➢ 次期学習指導要領改訂も見据え、 次世代校務支援システムが担うべき役割・在り方・機能について時代に即した検討 を行う。
委託	教育データの標準ルールの策定・充実 ①教育データの標準化推進事業 0.6億円 ➢ 教育データ標準の社会実装に向けて進める調査結果を元に、現場実証を含むユースケースの検証及び検証結果の標準へのフィードバック、社会実装に向けた自治体や事業者に向けた支援策の検討を行う。また、GIGAスクール構想の推進に向けて、必要な基盤を整備するために必要な、広域におけるID管理及び認証基盤に関する調査研究を行う。 ②教育データの相互運用標準モデル 1.5億円 ➢ データのシステム間での相互運用性確保のための共通ルール等を定めた「 相互運用標準モデル 」の更新及び適合性評価の仕組み等の実施可能な体制面・技術面等の検討に係る調査研究を行う。
委託	デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究 3.5億円 ➢ 次期デジタル学習基盤の具体化 のため、ヒアリングや技術実証等により実現可能性を検証した上で、市場調査等の追加調査を行い、 詳細な検討・設計 を行う。 ➢ また、国・地方自治体等の役割分担を踏まえ、 効率的かつ合理的な調達・運用を実現するためのガイドライン・調達仕様書等の作成等 を行う。

次期学習指導要領等を目指す学びの環境の整備

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

41億円
28億円)



次期学習指導要領の円滑な実施に向けた趣旨浸透・実現可能性の確保に向けた情報発信、教育委員会・学校への徹底的な
伴走支援など、学習指導要領を目指す学びの環境を整備する。

学習指導要領等の編集改訂等

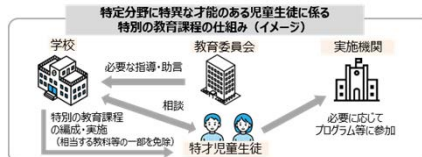
10億円（2億円）【**拡充**】

- 令和8～9年度の学習指導要領等の改訂を踏まえ、解説書や授業・教員研修等に使える動画の作成、学校等への伴走支援を通じて、改訂趣旨の理解・定着を図る。
- 教師が学習指導要領を効率的に理解・活用し、質の高い授業づくりや働き方改革につなげられるよう、「デジタル学習指導要領」を開発する。

特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援

2億円（1億円）【**拡充**】

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別的教育課程の編成・実施が可能となることを踏まえ、適切な指導・支援を実現に向け、大学を中心とした相談支援拠点を設け、学校や教育委員会への専門的な助言体制を構築する。あわせて、理解促進のための研修等により支援の必要性や仕組みの浸透を図りつつ、相談支援拠点が連携するネットワーク構築に向けた調査研究を実施する。



次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発

1億円（1億円）

- 現行学習指導要領の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行う。

理数教育の充実のための総合的支援

19億円（19億円）

- 理科教育振興法に基づき、観察、実験にかかる理科設備の充実を図るとともに、理科の観察・実験の充実及び指導に注力できる環境の整備等を行うため、物的・人的の両面にわたる総合的な支援を実施する。

小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

6億円（2億円）【**拡充**】

- 英語を使う機会の少なさ、学ぶ動機付けの弱さ、家庭学習時間の確保、適時適切なフィードバックや既習事項を繰り返して定着させることの必要性が指摘されているところ、A I の活用等により英語教育の抜本強化を図るモデル構築や、学習指導要領に対応した外国語教育の条件整備等を推進する。



「考え、議論する道徳」の実装

3億円【**新規**】

- 次期学習指導要領を見据え、「考え、議論する道徳」の実装に向けた道徳教育の充実を図るため、実践事例を創出する。あわせて、自治体への有識者による指導・助言などの伴走支援を通じて、取組の質の向上と好事例の普及を推進する。

★道徳アーカイブ



学校における放射線に関する教育の支援

0.3億円（0.3億円）

- 放射線副読本を活用し、教職員等を対象とした研修や児童生徒等を対象とした出前授業を実施する。

その他、スーパーサイエンスハイスクールにかかる事務費を計上。

（担当：初等中等教育局教育課程課）

「デジタルな形態を含む教科書」の導入に向けた環境整備

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

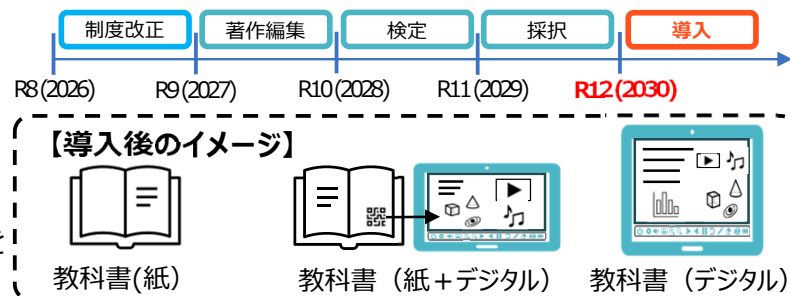
25億円
17億円



背景・課題

- 令和8年学校教育法等改正により、これまで紙だけが認められていた教科書にデジタルを取り入れることが可能となり、次期学習指導要領の実施が見込まれる**令和12(2030)年度から、「デジタルな形態を含む教科書」の導入**を予定。
- これまでも、紙の教科書をそのまま端末に表示する「現行のデジタル教科書」(教科書代替教材)の提供等を進めてきたところ、学校現場が**紙・デジタルを効果的に組み合わせた学びに習熟**できるよう、**現行のデジタル教科書の更なる活用促進**や**実証研究**のほか、デジタルな形態を含む教科書の**配信基盤の整備**に取り組む。

【導入スケジュール】



事業内容

① 学習者用デジタル教科書購入費

1,610百万円 (1,529百万円)

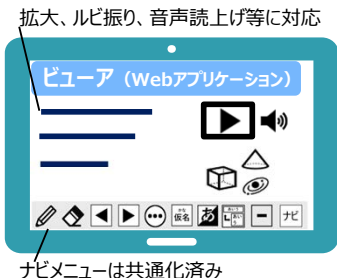
- 「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」の議論の方向性を踏まえ、**英語等の教科**について、全国の小・中学校等に**現行のデジタル教科書を提供**する。

学校種、学年	・小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部 5・6年生 ・中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部 1～3年生
--------	---

③ 標準仕様書に基づく教科書の配信に関する調査事業

596百万円 (新規)

- 令和8年度中に策定する「標準仕様書」に基づき、教科書のデジタル部分の**配信基盤である「ビューア」を改修**する。
- 配信の実証**も行うことで、実際の配信に当たっての課題の把握等を行う。



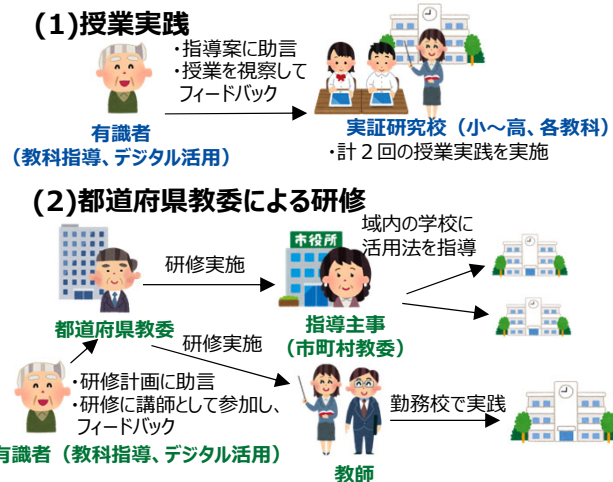
追加予定の機能

- 通信障害発生時等のための機能 (印刷、ダウンロード)
- コンテンツ拡散防止 (電子透かし等)
- 動画・音声の字幕表示、再生速度調整等

② 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業

193百万円 (168百万円)

- デジタルを活用した指導力向上のため、(1)実証研究校における**授業実践**、(2)都道府県教委による**教師・指導主事向け研修**の伴走支援により**先進事例を創出し、事例集・研修動画で横展開**を図る。
※**高等学校の授業実践の対象教科を追加(3→6)【拡充】**
- 発達段階・教科別のデジタル適性や課題の把握のため、(3)全国の児童生徒・教師に対する**大規模アンケート調査**(標本調査)を実施する。



④ 教科書ビューアアカウント情報一括登録システムの構築に向けた調査研究事業

83百万円 (新規) ※デジタル一括計上

- ビューアの**アカウント管理の負担軽減**を目的に、各社ビューアに一括してアカウント情報を登録できるシステムを構築するため、(1)システムの**要件定義**等の検討、(2)**要件定義書・調達仕様書の策定**のための調査研究を実施する。

幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

68億円
20億円)



- 全ての子供に対して、質の高い幼児教育が提供されるよう、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等により、幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続に向けた取組を推進する。

1 幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続を支える自治体への支援 9.6億円（4.9億円）

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、**架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の**カリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、**各地域における「幼保小の架け橋プログラム」を推進し、**幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

① 幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業	9.1億円（4.6億円）
② 幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究事業	0.5億円（0.3億円）

2 幼児教育の質の向上に関する調査研究等 3.1億円（2.4億円）

幼児期の学びを深めていくための調査研究や、**幼稚園教諭等の人材確保**のための実証・モデル事業、幼児教育が子供の発達や小学校以降の学習や生活に与える影響について検証するための**大規模な追跡調査**等を実施し、幼児教育の質の向上を図る。

① 幼児教育の学び強化事業	0.2億円（0.2億円）
② 幼稚園教諭等の人材確保のためのコンソーシアム・復職コーディネート体制構築事業	0.7億円（0.7億円）
③ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業	1.0億円（1.0億円）
④ 幼児教育の理解・発展推進事業	0.9億円（0.3億円）
⑤ OECD ECEC Network事業への参加	0.2億円（0.2億円）

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 55億円（12億円）

DXの推進や国土強靱化に資する**ICT環境整備、施設の耐震化**等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援する。

① 教育支援体制整備事業費交付金	31億円（7.9億円）	〔令和7年度補正予算額 20億円〕
② 私立幼稚園施設整備費補助金	25億円（4.4億円）	〔令和7年度補正予算額 20億円〕

※四捨五入の影響により、計が一致しない場合がある。（担当：初等中等教育局幼児教育課）

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和9年度要求・要望額	155億円
(前年度予算額)	57億円)
令和7年度補正予算額	82億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に基づき、「**改革実行期間**」における**部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

I. 部活動の地域展開等推進事業

151億円

地方公共団体に対して、**中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助**するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、**地方公共団体への伴走支援**等を実施。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、**地方公共団体に対して補助**。

- ① **休日の地域クラブ活動の活動費等の支援** (補助金)
 - ② **経済的困窮世帯の生徒への支援** (補助金)
 - ③ **推進体制の整備等** (補助金)
- 〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費 等〕 〔参加費・保険料〕 〔コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保 等〕
- 〈補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〉

(2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、**実証事業を実施**。 (定額補助：国10/10)

＜主な重点課題＞

- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備 ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保
- ・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築 ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保
- ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む） 等

(3) 小学校体育専科教師等専門人材の活用等を通じた質の向上

補助金

小学生が体育の授業において、運動・スポーツの楽しさを実感できるようにするとともに、地域クラブ活動の指導者として活動の質の向上を図る。 (定額補助：国10/10)

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業の推進

(4) 中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に**部活動指導員を配置**し、指導や大会引率等を担う。 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1）)

〔17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）〕

(5) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

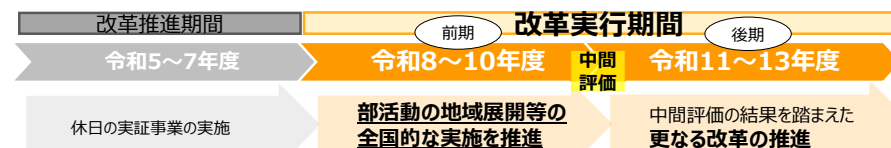
委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの周知、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の**施設の整備・改修**を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
- ・**指導者養成**のための講習会や**暴力等の根絶**に向けた啓発活動の実施
- ・**大学生が卒業後も継続的に**地域の中学生の**指導に当たる仕組み**を構築 等



※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

【経済財政運営と改革の基本方針（令和8年7月21日閣議決定）抜粋】

学校と地域の連携・協働、部活動の地域展開等を全国的に進める。(略) 地域展開に係る指導者や生徒の移動手段の確保等を含む。

- *1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3
- *2 本資料における「スポーツ」にはパラスポーツ、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学校等を含む。

根拠法令

- **スポーツ基本法（令和7年改正後）（抜粋）**
 第十七条の二 地方公共団体は、(略) 中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**
 附則第三条 政府は、(略) 次に掲げる措置を講ずるものとする。
 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

(担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官（芸術文化担当）付)

学校保健の推進

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額
令和7年度補正予算額

6億円
5億円)
1億円



文部科学省

現状・課題

学齢期の健康診断の見直し

- 学校健康診断は、各学校で学校医・学校歯科医等を中心に実施
- 学校医等の確保が困難な地域がある一方、「攻めの予防医療」として、小児期から切れ目のない予防医療が求められる
- 学校・家庭・医療機関等における学校健康診断情報の双方向のデータ連携について、個人情報保護や情報セキュリティの確保、学校現場の導入・運用負担に配慮した効率的な運用が必要

保健教育の充実

- 子供たちが生涯を通じて自らの健康を管理・改善していくための資質・能力の育成に向け、がん、生活習慣病、歯と口の健康、近視、心の健康等の現代的な健康課題に関する学習の充実が必要
- がんや難病、てんかん、摂食障害、ギャンブル等依存症を抱える人々への共感的な理解、献血への理解等社会に貢献する意欲や態度を養う力の育成が必要
- 医療関係者等の活用も含め、実践的な健康教育の充実が必要

学校保健体制

- 様々な健康課題を抱える児童生徒等へ、きめ細かな対応を行うため、養護教諭の業務体制の強化が必要
- 健康相談、健康観察、保健指導など、養護教諭に求められる役割が変容・増大

対応事業

学齢期の健康診断における連携体制構築事業

201百万円（新規）

- ・学校や学校医等の負担軽減と、小児期からの「攻めの予防医療」の両立を図るため、地域の医療機関や関係行政機関等と連携した実施体制を構築する自治体を支援

【委託先：8団体（地方公共団体）】

PMHを活用した学校保健情報の連携構築事業

100百万円（207百万円）

- ・PMH（Public Medical Hub）を活用した学校保健情報の連携に関する新たな仕組みを検討

【委託先：1団体（民間団体等）】

現代的な健康課題（がん教育等）理解増進事業

48百万円（48百万円）

- ・がん教育の成果等の全国への普及のため、シンポジウム等を開催
- ・現代的な健康課題を指導する際、地域の実情に応じた外部講師の活用を支援

【委託先：1団体（民間団体等）】

学習指導要領改訂に基づく健康教育の指導参考資料等作成に係る調査研究事業（健康調査費）

30百万円（新規）

- ・授業モデルを開発し、全国実装に向けて指導用参考資料を改訂

【委託先：1団体（民間団体等）】

現代的な健康課題に関する指導の充実に向けた支援（健康教育振興事業）

97百万円（96百万円）

- ・アレルギー、近視、脊柱側弯症、生活習慣病、歯と口の健康、薬物乱用等の現代的な健康課題に関する資料作成、講習会・調査を実施

【交付先：（公財）日本学校保健会 補助率：定額】

学校保健・食育推進体制支援事業

64百万円（52百万円）

- ・地方公共団体が、養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者を学校へ派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図るために必要な経費を補助

【対象校種：公立小・中・高・特支等 補助率：1/3】

学校給食・食育の充実

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

2億円
2億円)



現状・課題

安全・安心で質の高い学校給食の確保

○学校給食費の抜本的な負担軽減とともに、給食の「質の向上」が必要

○特に、学校給食衛生管理基準の見直し等を踏まえ、衛生管理の徹底と効率的な給食運営の両立が必要

学校給食における地場産物・有機農産物の活用

○給食の質向上と食育の充実の双方に資する取組として、地域の状況に応じ、地場産物・有機農産物の活用を一層推進する必要

学校における食育の推進

○学習指導要領の改訂等を踏まえ、学校における食育の一層の充実が必要

持続可能な給食実施体制の構築

○多様な健康課題を抱える児童生徒等へのきめ細かな対応や、食を取り巻く現代的な課題に対応するため、栄養教諭の業務体制の強化が必要

対応事業

学校給食に関する衛生管理の調査・指導等

18百万円（18百万円）

- ・都道府県の指導主事や退職栄養教諭等を対象に、食中毒等の事故防止を扱う指導者養成講習会を実施
- ・指導者による衛生管理の調査・指導を域内へ展開し、徹底した衛生管理を実現

【対象：都道府県指導主事、退職栄養教諭等】

学校給食業務効率化・質的向上推進事業

40百万円（新規）

- ・デジタル化を含む設備整備・業務効率化に関する実証研究を通じ、新たな「時間」を創出
- ・献立や味等の質向上に充て、成果と費用対効果を資料化・全国展開

【委託先：1団体（民間団体等）】

学校給食への地場産物・有機農産物等使用促進による食の指導充実に関するモデル創出事業

44百万円（51百万円）

- ・地場産物・有機農産物等を学校給食に活用し、環境負荷低減、食料安全保障、我が国や地域の食文化への理解を深化
- ・食材活用と食育を一体で進める先進事例を創出

【委託先：6団体（地方公共団体）】

食の指導普及啓発

26百万円（34百万円）

- ・改正食育基本法等の趣旨を踏まえた多様な食育実践事例を収集・体系化
- ・教育効果、外部連携のノウハウ、安全管理等の留意点をまとめた事例集を全国展開

【委託先：1団体（民間団体等）】

学校保健・食育推進体制支援事業【再掲】

64百万円（52百万円）

- ・地方公共団体が、養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者を学校へ派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図るために必要な経費を補助

【対象校種：公立小・中・高・特支等 補助率：1/3】

※公立学校の給食施設整備は、公立学校施設の整備の内数で別途計上(担当：総合教育政策局健康教育・食育課)21

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和9年度要求・要望額	4,308億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	1,940億円
(前年度予算額	678億円)
令和7年度補正予算額	2,552億円



文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減**に向けて**計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

新しい時代の 学校施設

新時代の学びに対応した教育環境向上と 老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備
- 学校施設の ZEB※ 化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進 (木造、内装木質化)

※Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物



老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

国土強靭化

防災・減災、国土強靭化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 体育館等への空調設置
- 洋式化を含めたトイレ改修等



激甚化・頻発化する災害への対応
(地震における外壁・内壁落下)



避難所としての**防災機能強化**
(バリアフリートイレの整備)



体育館等への空調設置

改正事項

単価改定

- 物価変動の反映等による増：**対前年度比 +22.7%**
小中学校校舎 (鉄筋コンクリート造) の場合：R8:350,800円/㎡ ⇒ R9要求:430,300円/㎡

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

国立大学・高専等施設の整備

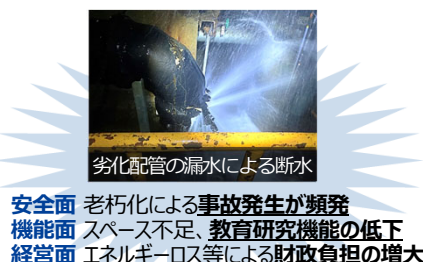
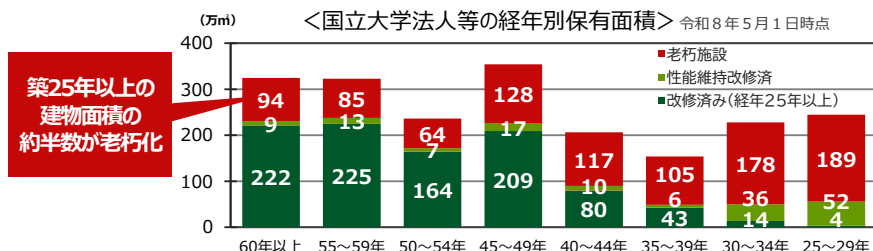
令和9年度要求・要望額 1,828億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 927億円
(前年度予算額 364億円)



令和7年度補正予算額 802億円

現状・課題

国立大学法人等には社会的な課題に対応する「知と人材の集積拠点」としての役割が求められている中、**築25年以上の建物面積の約半数が老朽化**。昭和40～50年代に整備した膨大な施設の更新時期が到来し、**安全面、機能面、経営面への課題対応が急務**となっている。



骨太の方針2026（抄）

大学改革を進めるとともに、大学における研究活動を安定的、継続的に支える国立大学法人運営費交付金や科研費の大幅な拡充を図ることや、**施設の計画的整備への着実な支援**、(略)など、基礎研究を含めた科学技術研究の基盤を強化(略)

日本成長戦略（抄）

4. 人材育成
- ii) 「成長分野」を牽引する科学技術人材・クリエイティブ人材の育成
また、(略)基盤的経費と多様な競争的研究費の充実・強化を図るほか、**産学官金が活躍する共創拠点としての国立大学法人等の機能を強化する。**
- iii) 「人材力」の基盤となる環境整備
(略) **AX時代に向けた教育・研究環境の整備** (※)を進める(略)
※ (略)、**創造的な学習環境・教材・研究施設・設備の計画的な整備。**

■ 近年の状況

- ・資材価格や人件費の高騰により**整備量が目減り**
- ・**補正予算に依存**したいびつな構造
- ・中長期的な計画に基づく**計画的整備が困難**

■ 社会的要請への対応

- ・「**知と人材の集積拠点**」としての役割が拡大
- ・成長分野を牽引する**人材育成・研究の基盤となる施設が必要**
- ・**共創拠点としての施設機能の高度化が必須**

事業内容

- 「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、**人材力の基盤となる国立大学法人等施設について、戦略的なリノベーション等を基本としたキャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化と、耐災害性等の強化による地域の防災拠点の実現**を目指す。
- 予見可能性のある事業として、物価高騰を踏まえた上で**当初予算による計画的な支援の実現及び必要な整備量の確保**を目指す。
- **安全・安心の確保**とともに、**成長分野の研究開発や科学技術人材等の育成を実現する施設整備を推進**

国立大学等施設の目指す方向性

「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）」より

人材力の基盤となる共創拠点※の実装化
産学官金等の共創により、地域課題の解決と新産業創出を推進

地域の防災拠点の実現
安全確保・教育研究活動継続のための耐災害性強化
病院・避難所としての防災機能強化

①耐災害性の強化（国土強靱化）

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新



老朽化と機能劣化が著しい校舎



安全・安心な教育研究環境の確保

②イノベーション拠点の強化等（成長分野の牽引）

安全確保と併せた人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する施設整備、附属病院の再生



実験室の大部屋化により最先端かつフレキシブルな実験研究環境を実現



体育館をリノベーションした coworking スペース、スタートアップ創出拠点

③高等専門学校施設の高度化・魅力化

実践的・創造的技術者を育成する高専施設の老朽改善・防災機能強化と併せた共創環境の整備



機能が陳腐化し、交流スペース等や学習スペースが不足する学生寮



図書館とICT施設を統合。柔軟なスペース利用等による教育環境向上を実現

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課)

強靱な高等教育への転換に挑戦する10の重点施策

令和9年度要求・要望額 2兆2,754億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 3,954億円
(前年度予算額 1兆7,314億円)
※高等教育局総額 文部科学省



- 骨太の方針2026・日本成長戦略**を踏まえ、国内投資を引き出し、戦略17分野を中心にサイエンスやアートの力で我が国を力強く成長させるとともに、成長を支え、公正さと尊厳が尊重される社会を担う人材を育成するための**高校から大学、大学院までの人材育成システムの体系的な改革**を強力に推進。
- 具体的には、①急激な18歳人口減少（2025年 110万人→2040年 74万人）を踏まえた**大学の規模適正化**と、②分野や地域のリバランスや戦略17分野を牽引し地域を支える人材育成などの**機能強化**を**一体的**に展開。そのために、**新たな投資枠**も活用し**これまでの大学政策を大きく転換**。

高等教育改革		文理の双方の素養を有する人材の育成等の普通科改革、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成等を担う専門高校の機能強化、地理的アクセス確保等	
18歳人口減少による大学の規模適正化	“知的修羅場”としての高等教育への転換 (骨太2026) ・文理分断の傾向が強い大都市圏の大学を始めとする…人社会のダウンサイジング及び理数分野併修を通じた質の向上 ・海外留学の一層の推進など多様性の中で価値を創造する人材育成	【課題】 ホワイトカラー需要が高かった工業化社会時代からの質・量ともに密度の低い大学教育では、我が国の創造的成長をリードする人材育成が困難 ※ST比(学生教員比率) 36.9人(社会科学)⇔6.4人(理学) 1週間の学習時間推計(最終学年) 23.7時間(社会科学)⇔33.2時間(理学・工学)、42.8時間(保健)	① 高等教育の学びの質的転換による創造的人材育成～知的修羅場体験～ 165億円(新規) ST比を改善し、留学などの知的修羅場体験を通じて、AI native時代に必要な、自分の頭で考え、判断し、その結果の責任を引き受ける力の基礎を養う大学教育を100学部(3年で300学部)に厳選して支援(全国には2,700学部が置かれており、そのうちST比1:25以上は800学部以上)
	戦略17分野を牽引する理工・デジタル等の成長分野への転換と文理分断からの脱却 (骨太2026) ・成長分野への学部再編 ・17の戦略分野の高度人材育成 ・高専の新設・機能強化 ・文理分断の傾向が強い大都市圏の大学を始めとする成長分野の重視や人社会のダウンサイジング・理数分野併修を通じた質の向上	【課題】 高校生の半分が普通科文系、大学生の半分が人文・社会科学系でその多くは理数の学びから離れている状況やこの文理分断の傾向が強い首都圏・大都市圏の伝統的な大規模大学の圧倒的なブランド力のなか、18歳人口の急減により地域の医療やインフラ、産業を支える小規模大学が撤退したり、成長分野を支える理数・デジタルやメディカル分野を学ぶ大学院生が確保できなくなったりすることが見込まれ、我が国の成長や地域を牽引する人材が払底。 ※(2040年人材需給予測) 職種別: 余剰=事務職437万人、不足=AI・ロボット等利活用人材▲339万人、現場人材▲260万人/学歴別: 不足=院卒理系▲27万人 学部段階の理工農・医療系で学ぶ学生を22万人を24万人(2040年)に、理系大学院生の不足27万人(注)を解消すべく、まずは2030年までに修士5.5万人→6.4万人、博士1万人→1.4万人に必要	② AX実装人材育成 35億円(新規) 文理分断を越えて、AIを実践的に使いこなし、新たな価値の提示などのAXを推進できる人材育成プログラム認定スキームを刷新
	地域の維持に不可欠な社会的基盤機能を担う人材の確実な育成と供給 (骨太2026) ・地域の医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な質の高い人材養成 ・専門高校・短大等の一貫課程編成	【課題】 人口減少の影響は地域の医療、産業、インフラを支える人材を確実に輩出している中小規模大学を直撃。このままでは、これらの人材育成の維持が困難。 ※全都道府県のうち、大学進学時に人口の流出超過となるのは東京都・大阪府・愛知県等以外の38道県 2040年には青森県においては、弘前大学医学部を除いて全ての学部が定員割れや撤退との試算も。	③ 成長分野転換、17分野人材育成、高専の新設(成長分野転換基金) 1,100億円(基金積み増し) 首都圏・大都市圏の11の伝統的大規模大学の理工・デジタル系等の成長分野への学部転換や数理分野併修、愛媛大学(造船)など17分野人材育成、滋賀、愛知、福岡市等の高専新設等を複数年度にわたって強力に推進
	成長戦略・地域未来戦略を実現に導く基盤的経費の抜本的充実と重点配分の加速 (骨太2026) ・大学における研究活動を安定的、継続的に支える国立大学法人運営費交付金…の大幅な拡充 ・国立高等専門学校機構運営費交付金の着実な確保 ・高専の新設・機能強化 ・私学助成の成長分野や地域を支える人材育成等への重点化・充実 ・大病院の…教育研究機能や経営力の強化・処遇改善	【課題】 近年の物価・人件費上昇等により基盤的経費のうち大学が機動的・戦略的に教育研究活動に投資する財源が減少し、安定的・継続的な教育研究が困難 ※消費者物価指数 +2.7% (2024→2025年)、ヘリウムは8.6倍、診断用・研究用試薬類は4.3倍の価格に(2010→2026年) 2025年度人事院勧告の2026年度への影響(国立大学): 人件費 対前年度比+2.6% 国立大学全体の教育研究設備等の価値は取得時と比較して80%以上減少	④ 戦略分野を先導する大学院教育の質的転換 376億円(対前年度 +370億円) 大学院での人材の目詰まりが生じないように、戦略17分野の土台となる5学問領域(資源・エネルギー、物理科学・工学、機械・電気(電子)技術、情報・通信技術、生命科学・化学)の大学院を質・量両面で充実し、優秀な学生を確保・育成
		⑤ 地域社会を支える「持続可能な地域高等教育システム」の確立 161億円(対前年度 +154億円) 各地域の医療、産業、インフラを支える人材需要や社会構造の変化を踏まえた人材育成方策を知事を中心に協議し、それを踏まえた大学等の再編・統合・転換、高校・大学等の一貫的連携等による地域の高等教育の規模の適正化と機能の最大化・最適化を図るシステムを確立	⑥ 地域医療人材養成体制最適化 20億円(新規) 看護師や医師をはじめとした医療人材の安定的な確保・定着に向けて、「地域枠」の抜本的拡大・体系的な地域教育強化
		【課題】 近年の物価・人件費上昇等により基盤的経費のうち大学が機動的・戦略的に教育研究活動に投資する財源が減少し、安定的・継続的な教育研究が困難 ※消費者物価指数 +2.7% (2024→2025年)、ヘリウムは8.6倍、診断用・研究用試薬類は4.3倍の価格に(2010→2026年) 2025年度人事院勧告の2026年度への影響(国立大学): 人件費 対前年度比+2.6% 国立大学全体の教育研究設備等の価値は取得時と比較して80%以上減少	⑦ 教育研究活動を安定的・継続的に支える国立大学法人運営費交付金の大幅拡充 1兆2,512億円(対前年度 +1,541億円) 成長分野や産業クラスターをリードする教育研究活動や組織体制強化、設備整備のため、物価・人件費上昇を踏まえ運営費交付金を大幅拡充
		⑧ 国立高専運営費交付金の拡充等による高専機能強化 891億円(対前年度 +260億円) 17分野の教育研究に資する教育活動の充実、設備整備等に向け、物価・人件費上昇に対応しつつ、運営費交付金を大幅拡充	⑨ 私学助成による成長分野や地域を支える人材育成等への重点化・拡充 4,803億円(対前年度 +737億円) 定員未充足に係る減額措置(▲171億円)、ST比の高い大学等への減額措置(▲277億円)や合併等に向けた支援などを行う一方で、理工農・デジタル系分野や地域を支える人材育成、研究力強化等への重点化・拡充(+310億円)などのメリハリある支援を実施
		【課題】 過度な診療報酬で、教員の教育・研究時間の確保が困難	⑩ 大病院機能のリアランス 633億円(新規) 教育研究のイフォートを高め(35.5%→50%程度)、診療イフォートの適正化により大病院の教育研究機能を強化

※上記10の重点施策に加えて、意欲ある学生が物価上昇下においても学びを諦めることがないよう、**修学支援に係る制度を着実に実施(事項要求)**

高等教育の学びの質的転換による創造的人材育成事業 ～知的修羅場体験事業～

令和9年度要求・要望額 165億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 165億円
(新規) 文部科学省

2031年度までの総額 3,368億円

背景・課題

- ✓ 18歳人口を含めた人口減少期を見据える中、今後の日本の創造的な成長に資する人材育成のため、**量的規模の適正化を図りつつ、学生一人一人の学びの密度を最大化する高等教育の学びの質的転換**が急務。
- ✓ AI時代にイノベーションをけん引し、グローバルに活躍する人材を育成する真に社会に求められる大学・学部への変革のため、**文理併修と知的鍛錬を体系的に学修するための抜本的な教育改革が重要**。

事業内容

人口減少下において量的規模の適正化を図りつつ、きめ細かい学修環境による少人数体制の文理融合教育とともに、留学による徹底的な知的修羅場体験を実現する学部教育改革を支援。**学生一人一人の能力を最大限に伸長する学修環境への質的転換を図る。**

学修環境の 質的転換の基準

学生の目的意識・ST比(教員1人当たり学生数)・インタラクティブな教育の比率
入学時に備える能力の可視化・体系的な教育課程と学位取得ステップ・学位授与の明確な基準・水準

→ 取組を通じて、**AI時代に必要な問題設定力・決断力・統率力・胆力（責任を取る覚悟）の資質・能力を育む**

【取組イメージ】

①きめ細かな少人数体制での文理融合教育

初年次から、数理・データサイエンス・AI（MDA）の初年次教育への導入、AI教育の強化、PBLによる双方向教育を体系的に学修できる教育課程を構築

→ 上記の科目設定および必修化とともに、入学時に数理的スキルの確認を課す

②国内外の留学・フィールド実践を通じた知的修羅場体験の充実

①とともに、国内外のさまざまなフィールドでの一定期間（1か月以上）の実践教育（知的修羅場体験）を必修化 **海外留学支援者数：2.2万人（2026年度）→10万人（2031年度）**

**①と②を必修化する体系的な教育課程及び学修環境の構築による学びの質的転換
我が国の創造的な成長に資するAI時代に適合したリーダーシップを有する人材の育成**

【支援内容】 支援対象：約100学部

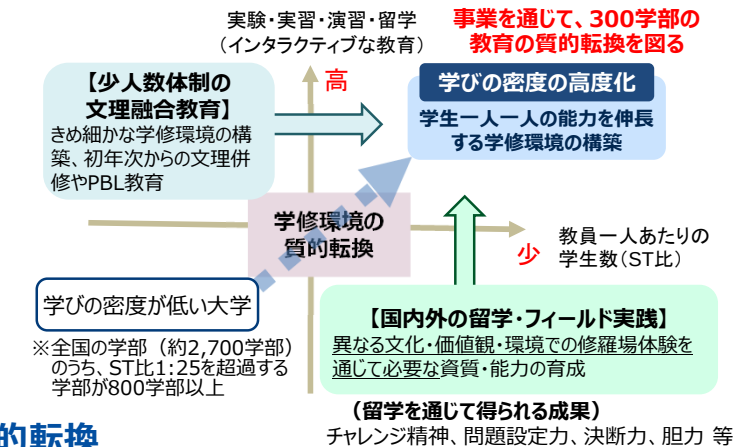
少人数・MDA教育に対応した学修環境の構築、渡航体制の準備 【組織支援】 90億円
国内外での実践教育に学生を派遣する際の渡航経費 【個人支援】 74億円

【事業実施期間】 5年間

【申請要件】

- 支援学部に対し、質の高いきめ細かな少人数教育の体制構築を求める
⇒**ST比を事業終了後に1:25程度に改善**
- 一定期間以上の国内外の留学・フィールド実践を必修化する 等

(担当：高等教育局大学振興課、参事官（国際担当）) 25



授業料収入に依存しない、収入構造の多元化等
による持続可能な経営体質へ

AX実装人材育成拠点形成事業

令和9年度要求・要望額

35億円
(新規)



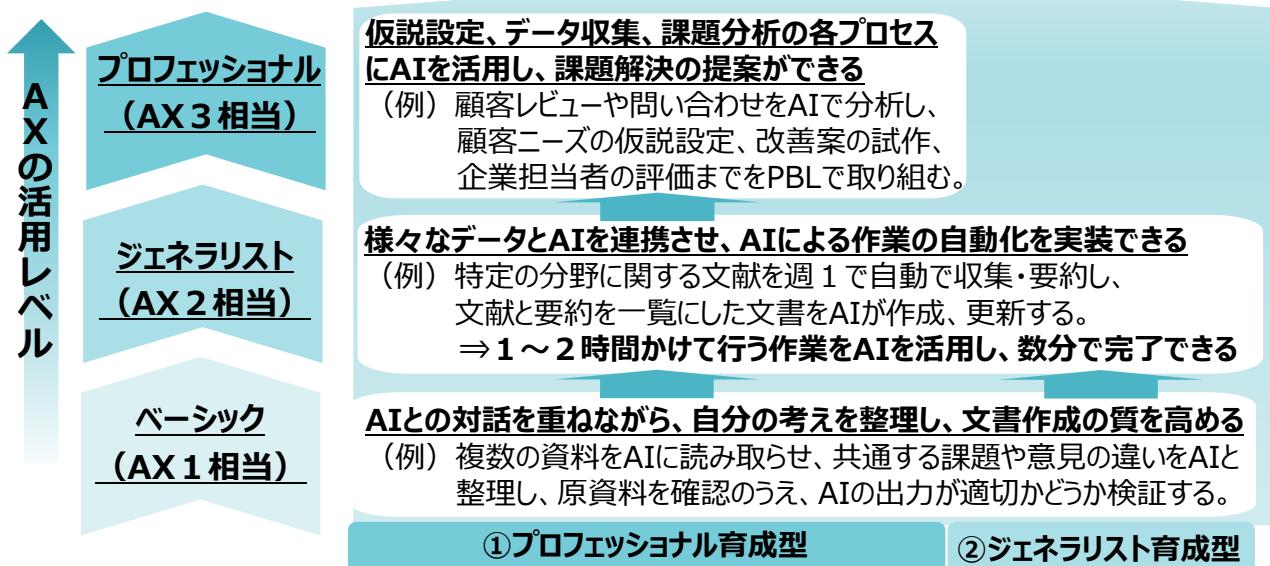
背景・課題

- 産業や職種によらずあらゆる場面でAIを活用していくAI社会の実現のためには、現場とAIの双方を理解し、AIを実践的に活用して、生産性向上や新たな価値を提示できるAX（AIトランスフォーメーション）を推進できる実装人材の育成が急務。
- 数理・データサイエンス・AI（MDA）教育プログラム認定制度を通じ、全国の大学・高専においてAIの概念や留意事項に関する把握や、社会での応用も含めた基礎的な素養は涵養してきたが、イノベーション創出につながるようAIを実践的に使いこなしていく経験が必要不可欠。

事業内容

- 企業や自治体等が抱える課題についてAIを活用して解決する実践的なPBL学習の強化や、外部機関が実施する一定の質が保証されたAIの実践力を養う講座の受講により単位認定等を行うなど実践的なAX人材を養成する大学・高等専門学校との先進的な取組を支援。

<育成する人材のイメージ>



<企業における活躍のイメージ>

- 複数の業務からなる一連の工程を可視化し、AIに代替できる業務を洗い出し、プロセス全体を刷新できる。
(例) 商品受注から入金確認までの各工程を見直し、AIを活用して二重入力や確認待ちをなくすシステムを設計
- 企業内の様々なシステムとAIを連携させたうえで、担当業務の一部を、AIに任せて、自動化できる。
(例) 売上、在庫、天候などのデータをAIに整理させ、品切れや売れ残りを減らす仕入案をAIが毎日作成
- 担当業務においてAIを活用し、業務を効率化できる。
(例) 複数の請求書から、AIが取引先名、金額、支払期限等を読み取り、作成した集計表を担当者が確認

期待される効果と中長期的な視点

営業、経理等が担う業務においても、AIを活用して付加価値を生み出す人材育成事例を創出

創出した事例から、全国の大学・高専への普及展開に向けた課題等を精査し、改善

MDA教育プログラム認定制度の見直し検討も含め、全国の大学・高専への普及・展開につなげる

第Ⅱ期人工知能基本計画 ～日本AX、より強く、より豊かに～ (令和8年7月14日閣議決定)

第2章 AI関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての基本的な方針

4. AI社会に向けた継続的変革（「AIと協働する」）

人とAIが協働する社会を実現するため、産業や雇用の在り方、制度や社会の仕組み等を先導的かつ継続的に変革する。現場にAIを実装していく人材を始めとしたAI人材の育成・確保に加え、人とAIの役割分担を模索しながら、AI社会を生き抜く「人間力」を向上できる環境を構築する。

想 定 経 費	設備整備（生成AI導入、演習環境整備） 人件費（学生へのメンター業務等） 活動費（企業と連携したセミナー開催等）
---------	--

事業実施期間	令和9年度～令和12年度（予定）
--------	------------------

件数・単価	【①②の拠点形成補助】①10拠点 × 1.4億円 ②20拠点 × 1.0億円 【審査・評価業務補助】1箇所 × 1.0億円
-------	---

(担当：高等教育局専門教育課)

大学・高専機能強化支援事業（成長分野転換基金）

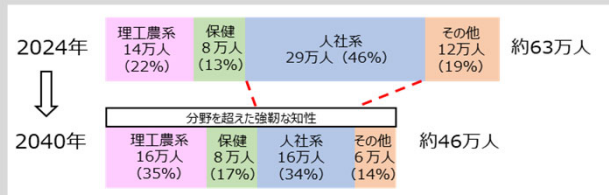
令和9年度要求・要望額 1,100億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 1,100億円
(新規)



文部科学省

令和7年度補正予算額 200億円
令和4年度第2次補正予算額 3,002億円

【少子化に対応するための大学における文理分断の改善イメージ】
(仮に、大学の学部 理工農系+保健のシェアを増大とした場合)



(※) 理工農系、保健の数には、その他区分のうち理工農系・保健に関連する者の推計を含む。

将来の産業構造変化等を見据え、大都市圏の大学も含めた理工・デジタル系等の成長分野への学部転換等や文理分断からの脱却を進めるとともに、大学・高専の戦略17分野に係る人材育成や高専の新設等を一層強力に促進するに当たり、現在の基金残高では不足する金額を積み増しつつ、支援内容の拡充・見直しを図る

現状・課題

- 少子高齢化に加え、2040年には我が国の産業構造の大きな変化が予想され、事務職（437万人）が余剰となる一方で、AI・ロボット等利活用人材（▲339万人）や現場人材（▲260万人）が大きく不足する見込み（※）であり、これらの不足する人材を輩出する理工・デジタル系分野の学部定員が未だ少ない状況。

(※)「2040年の就業構造推計（改訂版）について」経済産業省 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会（令和8年3月5日）

- また、骨太の方針2026（2026.7.21閣議決定）では、「理工・デジタル人材育成を含む大学・大学院等の機能強化のため、成長分野への学部再編、17の戦略分野の高度人材育成や、（中略）高専の新設・機能強化、文理分断の傾向が強い大都市圏の大学を始めとする成長分野の重視や人社系のダウンサイジング及び理数分野併修を通じた質の向上（中略）など多様性の中で価値を創造する人材育成を進める」と記載。

支援内容

（1）大規模文理横断転換枠（現行の大規模文理横断転換を拡充）

【支援内容】「成長分野転換支援委員会」による伴走支援のもと、大都市圏の大規模私立大学を主眼にした大規模な理系転換や人文・社会科学系学部の入学定員のダウンサイジングによるST比（学生教員数比率）改善、理数分野併修による教育の質の向上等を行う際に必要となる土地取得費、施設・設備整備費、教員人件費等を支援。

【支援対象】公私立の大学 【支援期間】最長10年支援（令和14年度まで受付）

【支援総額】80億円まで（現行の40億円から引上げ） ※ダブルメジャーを導入するなど高度なレベルの文理融合教育を実施する場合も支援対象。

※首都圏・大都市圏に所在する大規模私立大学11大学が理系転換・文理分断からの脱却を具体的に構想

（2）高等専門学校支援枠（現行の高度情報専門人材育成枠と重点分野支援枠の一部を統合の上、拡充）

【支援内容】高専の新設や、高専における戦略17分野の人材育成（高専の学科、コース等の設置・拡充）など体制強化に伴い必要となる施設・設備整備費、教員人件費等を支援。

【支援対象】国公私立の高専 【支援期間】最長10年支援（令和14年度まで受付）

【支援総額】10億円まで（高専新設に関する取組は40億円まで（現行の20億円から引上げ））

※滋賀県・愛知県・福岡市等が高専新設を具体的に構想

（3）成長17分野支援枠（現行の成長分野転換枠と重点分野支援枠の一部を統合の上、拡充）

【支援内容】日本成長戦略の「戦略17分野」や、第7期科学・技術イノベーション基本計画の「重要技術領域」の人材育成に関する大学における学部開設や大学院の専攻設置等の体制強化に必要な施設・設備整備費、教員人件費等を支援。

【支援対象】公私立の大学学部、国公私立の大学院 【支援期間】最長10年支援（令和14年度まで受付）

【支援総額】学部に関する取組は20億円まで、大学院に関する取組は10億円まで

※愛媛大学（造船分野）・立命館大学（宇宙分野）等が戦略17分野の人材育成に向けた体制強化を具体的に構想

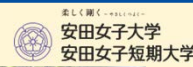
これまでの支援実績

令和8年度7月までに4回の公募を実施し、計272件を選定

成長分野転換基金の活用状況（例）

○安田女子大学 理工学部（広島県）

2025（R7）開設、入学定員：180名



#ポイント

- ✓全国初の女子大理工学部（生物科学科、情報科学科、建築学科）
- ✓「地域連携センター」を設置し、地域・産官学と連携したフィールドワークやPBL等、実践的な学びを促進



○熊本大学 半導体デバイス課程（熊本県）

2024（R6）開設、入学定員：40名
※3年次編入を含む



#ポイント

- ✓半導体技術者・研究者の育成に特化した国内初の組織（学部相当）



○滋賀県立高等専門学校（滋賀県）

2028（R10）開設予定、入学定員：120名（予定）



#ポイント

- ✓約40年ぶりの公立高専新設
- ✓滋賀県内初の高等専門学校
- ✓地元産業界における情報技術系人材の需要に対応する人材育成を推進



これらの取組をはじめ、基金での支援総額は約2,000億円以上であり、これを踏まえた基金残高は約1,000億円となる見込み
残高約1,000億円は全額執行する予定であり、今次要求分も順次執行予定

期待される効果

本施策等を通じて、2040年までに約2万人の理工系学部定員の増を実行し、2040年における我が国の学部学生の理工系割合を5割に高めることにより、産業構造の変化に対応できる人材を育成・輩出し、一人一人の豊かさや我が国の国際競争力の向上、新たな価値の創造等に資する

（担当：高等教育局専門教育課）

戦略分野を先導する大学院教育質転換事業(結晶(KESSHO))

Knowledge Empowerment and Student Success in Higher Education Organization

令和9年度要求・要望額

うち「強く豊かな日本」投資枠

(前年度予算額

376億円

376億円

6億円※)文部科学省



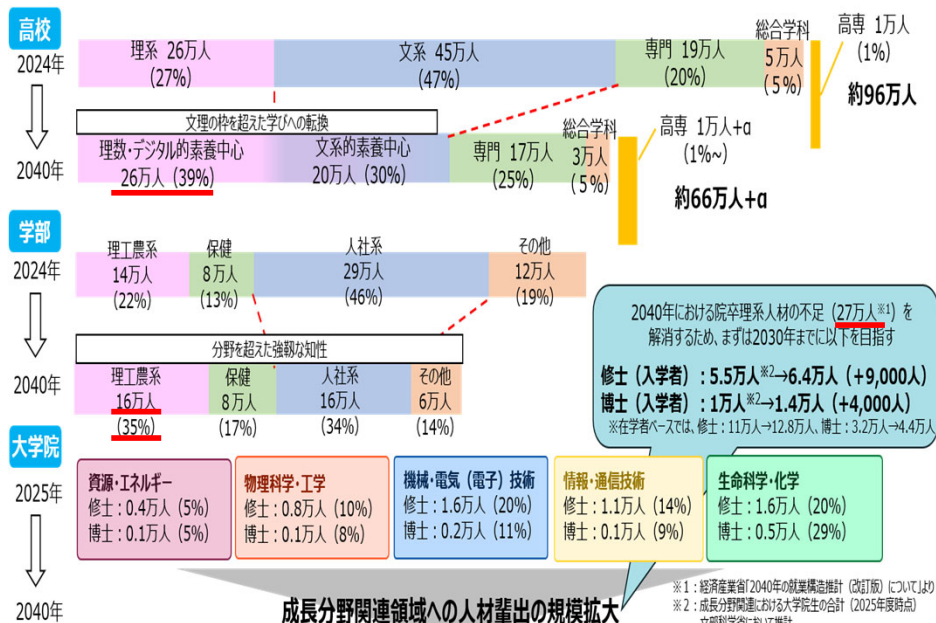
2031年度までの官民投資総額：3,730億円 ※半導体人材育成拠点形成事業

現状・課題

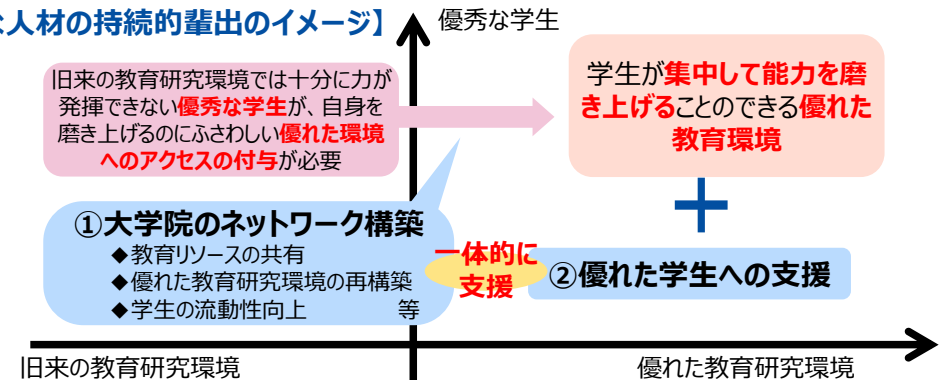
- 将来の社会・産業構造変化を見据え、今後、成長分野を牽引する人材が学部から大学院に進学し、より高度な専門人材へと成長するため、**高度な教育研究環境により多くの学生を送り込むことで、旧来の教育研究環境に学生が囚われることによる「人材の目詰まり」を解消することが必要。**
- 加えて、**優秀な学生が優れた環境で集中して自身の能力を磨き上げるための仕組みを構築することが不可欠。**

事業内容

【高校～大学院の一体改革による成長分野関連領域の拡大イメージ】



【優秀な人材の持続的輩出のイメージ】



① 大学院教育の高度化(研磨(KENMA)) 81億円(うち政府投資額69億円)

大学院研究科のネットワーク化により学生の流動性を高め、教育研究レベルの引き上げを実現

- ・個々の研究室単位での教育研究から複数の大学院で鍛錬される教育研究への転換
 - ・論文数等にとらわれない、研究者として自立して研究活動を行うに必要な能力等を評価する学位審査(学外審査員登用必須化、指導教員以外の教員による審査委員会構成等)
 - ・本人の責任によらず標準修業年限を超過する優秀な学生に対する在学関係及びコスト負担の明確化
 - ・大学院生の就活時期も含めた修了後のキャリアパスの明確化に向けた適切な配慮
- ※半導体人材は「半導体人材育成拠点形成事業」もあわせて継続して支援。
※設備整備は政府投資：企業出資＝1：1、共同研究費は一部企業に負担してもらうことを想定。

件数・単価 20箇所×約3.2億円

事業実施期間 令和9年度～令和15年度(7年間)

② 優秀な学生へのインセンティブ(原石(GENSEKI))

311億円(うち政府投資額306億円)

- ・博士課程進学を前提とした修士課程学生支援
- ・修士・博士一貫教育課程の支援(本人の責任によらず優秀な学生が標準修業年限を超過する場合の一時的な手当てを含む)

※修士課程の学生については大学が雇用し、博士課程の学生については大学又は企業が雇用することを想定。

また、博士課程の人件費については政府投資：企業出資＝2：1を想定。

件数・単価 11,000人×最大280万円

事業実施期間 令和9年度～令和15年度(7年間)

(担当：高等教育局大学振興課、専門教育課)

地域社会を支える「持続可能な地域高等教育システム」再構築事業

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠

161億円
161億円
(新規)文部科学省

2031年度までの総額 1,217億円

2040年を見据えた課題

- 産業構造とこれに伴う人材需要の変化
⇒ **理工・デジタル系人材や現場人材の不足、育成する人材のミスマッチ**
- 急激な18歳人口減少と大都市圏への流出
⇒ 地方では**医療・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な人材が不足**

【職種間の需給ミスマッチ(2040年)】

事務職: 437万人[余剰]
AI・ロボット等利活用人材: ▲339万人[不足]

【大学進学者数見込】

2026: 63万人
⇒ 2040: 46万人

【地域の人材育成分野のミスマッチ(2040年)】

都市部(1都3県): 193万人[余剰]
地方(上記以外): ▲194万人[不足]

【大学進学時の流出入(2024)】

流入超過: 9都府県
[東京都・大阪府・愛知県 等]
流出超過: 38道県

地域の量的規模の適正化とともに、地域の高等教育機関の機能の最大化

2040年を見据えた「持続可能な地域の高等教育システム」を連携・再編・統合等により再構築

事業内容

1. 実効性ある地域構想推進プラットフォームの構築・拡充

【要求・要望額: 80億円】

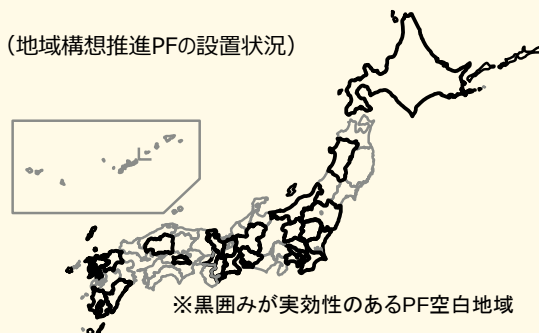
- 知事・学長等の産学官金等が連携し、人材需給を踏まえた実効性のある人材育成、アクセス確保方策を協議・実行
- 17の戦略分野やエッセンシャル分野を始めとする地域に不可欠な幅広い人材の育成・確保の取組を地域一体で推進
⇒ 域内の持続発展に向けた機能強化策を実効性を持って強力に推進

【支援概要】

各分野に精通するコーディネーターチームの編成に係る人件費、組織的な運営体制の整備・運営に必要な経費等を支援

【件数・単価】

40件 × 2億円



※黒囲みが実効性のあるPF空白地域

プラットフォームで協議した施策の実行

2. 人口減少期における規模の適正化と持続可能な高等教育システムの再構築

【要求・要望額: 80億円】

● 規模の適正化と人材育成分野のリバランス

→ 地域の人材需給の分析を踏まえ人口の流入出状況、域内の収容力を勘案
17の戦略分野や産業構造の変化に対応する理工・デジタル人材の育成

● 高等教育のアクセス確保により地域の維持に不可欠な質の高い人材の育成

→ 医療・介護・福祉・産業・インフラ等に資する人材
学校種を超えた高校・大学等の一貫的連携

【支援概要】

① 再編・統合・転換、これらを見据える大学間連携を行う大学群の形成

⇒ 教育組織の再編・統合・転換への支援、設置者を超えた大学等連携推進法人等への支援

【件数・単価】 15件 × 1～8億円

② 高校・大学等の一貫的な連携により地域を支える人材を育成する抜本的な教育改革

⇒ 専門高校と短大等の接続による5年一貫課程の構築等により、地域を支えるエッセンシャルワーカーを早期段階から育成

【件数・単価】 20件 × 1.5億円

大学・学部等の再編・統合

文理融合を見据えた人社系ダウンサイジングと成長分野への転換

大学群の融合による教育資源の共有・効率化

エッセンシャルワーカー育成強化

2040年に向けた地域医療人材の養成体制最適化事業

令和9年度要求・要望額 20億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 20億円
(新規) 文部科学省

現状・課題

今後急速な人口減少が進む中で、医学部をはじめ、全体として定員が過剰となることが推計されている中で、規模の適正化が必要となっている。

一方で、地域での医療人材の需給状況を把握した上で、**地域偏在の解消**に向けた計画的な人材確保に取り組まなければ、地方における**養成基盤の崩壊や人材確保の深刻化が現実的なリスク**となっている。

2040年を見据え、地域の医療の維持に不可欠な質の高い人材の安定的な養成体制等を確保するため、**現状の入学定員等のダウンサイジングと地域の人材確保を両立させることが重要**となる。

事業内容

令和8年度から開始した「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業等を基盤として、「医療系分野に関する協議の場」等における、**医療人材の需要・供給の状況把握、医療提供体制や人材確保に関する対応策の策定**といった取組を前提として、**道県と大学が協働し、地域人材の確保に効果的な「地域枠」を恒久定員枠内に抜本的に拡大**する取組を支援する。

※道県に対する厚生労働省による支援と協働。

事業実施期間 5年間（予定） 件数・単価 2メニュー×10件×1億円

医療人材の確保が困難となることが想定される地域¹における安定的な人材の確保・定着に向けて、**恒久定員枠内**で「**地域枠**」を導入し、体系的な地域教育（遠隔地を含む）を強化する学部等を支援。

●メニュー1：看護職員の確保（令和9年度：10件）

道県内における養成大学等の連携・再編・集約化を促進²するとともに、地域定着を目指したカリキュラムの開発や実習指導のサポート体制の構築等の取組を支援。

●メニュー2：医師・歯科医師・薬剤師等の確保（令和9年度：10件）

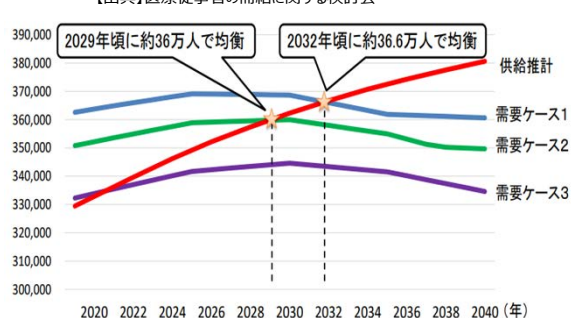
医師・歯科医師・薬剤師等のいずれかの職種について、地域定着を目指したカリキュラムの開発や実習指導のサポート体制の構築等の取組を支援。

¹ 四大都市圏のうち、2024年時点で大学進学時流入超過となっている都府県（東京、神奈川、愛知、京都、大阪、福岡）以外の41道県が対象

² 「地域社会を支える「持続可能な地域高等教育システム」再構築事業」（新規）により支援

■令和2年度 医師の需給推計

（人） 【出典】医療従事者の需給に関する検討会

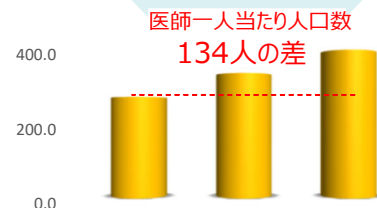


※2040看護師需給推計については「看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会」（厚生労働省）で検討中

2033年度までの総額 246億円

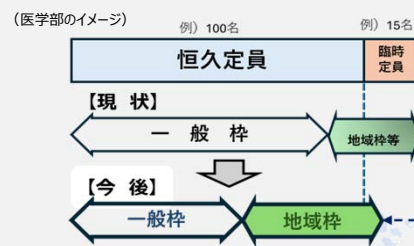
■医師一人当たり人口数（東京都・青森県）

東京都 288.4人 全国平均 356.0人 青森県 422.1人



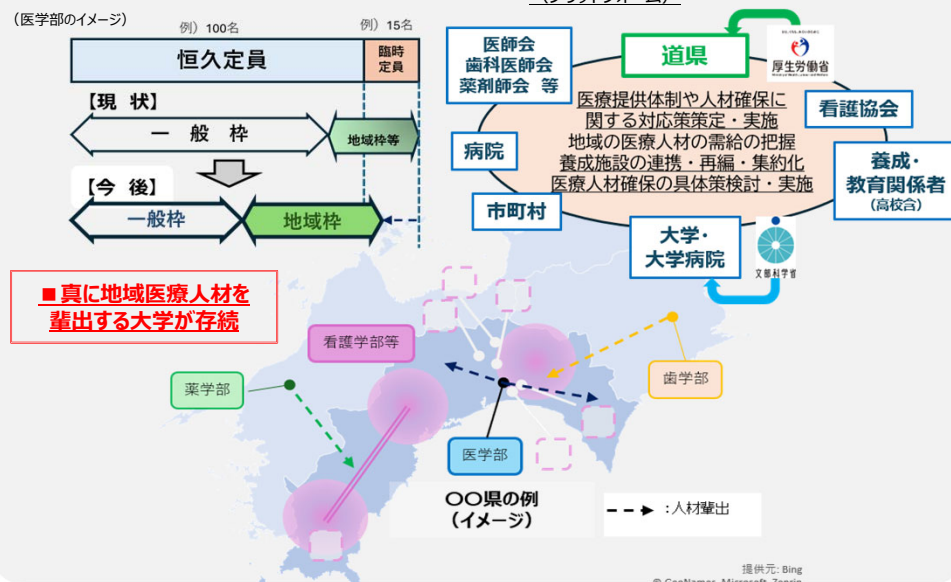
【出典】厚生労働省HPより文部科学省作成

■恒久定員内地域枠の拡大



■真に地域医療人材を輩出する大学が存続

■医療系分野に関する協議の場（プラットフォーム）



アウトプット（活動目標）

（新規採択）

令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
10件 （延べ20学部）	16件 （延べ32学部）	15件 （延べ30学部）	41件 （延べ82学部）

短期アウトカム（成果目標）

地域医療に貢献する人材の継続的輩出

地域枠を活用した卒業生の地域定着率 100%

長期アウトカム（成果目標）

すべての地域での医療体制の維持

2040年 100%

（担当：高等教育局医学教育課）

国立大学の基盤強化

令和9年度要求・要望額

国立大学法人運営費交付金 1兆2,512億円

うち「強く豊かな日本」投資枠 1,554億円

(前年度予算額 1兆971億円)



文部科学省

令和7年度補正予算額 486億円

国立大学法人運営費交付金 421億円

国立大学法人設備整備費補助金 66億円

国立大学への運営費交付金を大幅に拡充し、我が国の成長分野や地域産業の担い手となる人材育成を強力に推進

人材育成に向けた基盤の強化

「強く豊かな日本」投資枠：1,554億円

成長分野や地域産業の担い手となる人材育成に向けた国立大学の機能・基盤の強化 1,554億円

- ▶これまで国立大学は、**世界最高水準の研究の展開、高度専門人材育成、産学連携による研究開発等により成長分野の牽引や地域産業の振興**に大きく貢献
- ▶国立大学が**成長分野や産業クラスターの形成を担う人材育成を強力に推進**するためには、優秀な人材の確保や高度な教育研究環境の維持が必要であり、物価・人件費の上昇に対応する**基幹経費を拡充**
- ▶更に国立大学の取組を発展・深化し、全国に展開すべく、**成長分野を牽引する人材育成等に取り組む大学**における**組織体制・機能、教育研究設備等の基盤を強化**

ミッション実現に向けた機能強化の推進

基礎研究の充実などの国立大学の機能強化

- ▶貴重な知的資産を創造し、イノベーションの源泉となる**基礎研究の充実**等の各大学の**機能強化に向けた取組を支援**

※**成果を中心とする実績状況に基づく配分を実施**

第7期「科学技術・イノベーション基本計画」[令和8年3月27日閣議決定]

第7章 推進体制・ガバナンスの改革

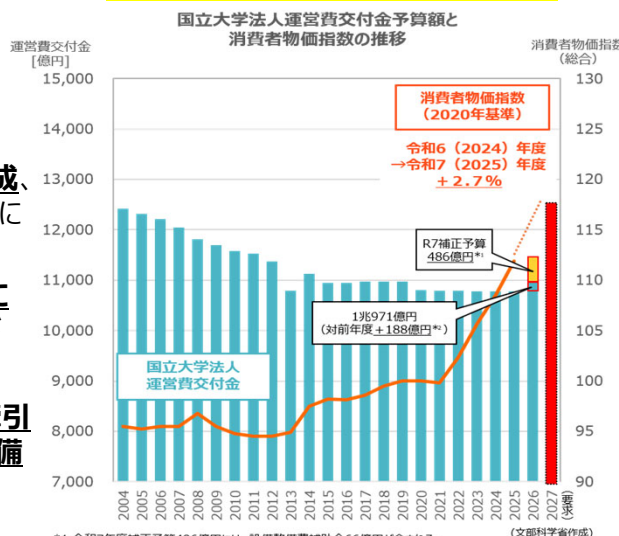
2. 基盤的経費の確保と研究大学におけるマネジメント改革 (2) 基盤的経費について
国立大学法人等の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金について、物価・人件費の上昇等を踏まえつつ、基礎研究の充実等を行うため、大幅な拡充を図る。

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2026[令和8年7月21日閣議決定]

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

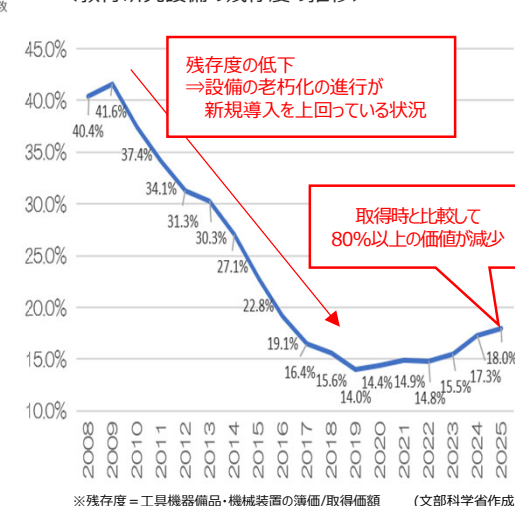
3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 (2) 公教育の再生、研究活動の活性化
大学における研究活動を安定的、継続的に支える国立大学法人運営費交付金や科研費の大幅な拡充を図る……など、基礎研究を含めた科学技術研究の基盤を強化し、また、日本を国際頭脳循環の主要なハブとし、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する。

物価・人件費の上昇に対応する当初予算の増額が必要



教育研究設備の価値の減少

＜教育研究設備の残存度の推移＞



世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進、共同利用・共同研究拠点の強化

- ▶人類未踏の研究課題に挑み、**世界の学術研究を先導する大規模プロジェクトや、文部科学大臣が認定した共同利用・共同研究拠点の活動等を支援**

日本成長戦略[令和8年7月21日閣議決定]

Ⅲ. 8つの分野横断的課題の解決

4. 人材育成 ii) 「成長分野」を牽引する科学技術人材・クリエイティブ人材の育成
国立大学法人運営費交付金・科研費の大幅拡充等、基盤的経費と多様な競争的研究費の充実・強化を図るほか、産学官金が活躍する共創拠点としての国立大学法人等の機能を強化する。

地域未来戦略[令和8年7月21日閣議決定]

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(5) 産業人材育成
17の戦略分野等の成長分野への学部再編等の重点分野に係る大学、大学院及び高専の体制・機能強化や公立高専の設置促進、国立大学法人運営費交付金の大幅拡充を図ることや、高専機構運営費交付金や私学助成等の着実な確保を通じた産業人材の育成強化

高専（KOSEN）の機能強化の推進

令和9年度要求・要望額	891億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	260億円
（前年度予算額	631億円）
令和7年度補正予算額	70億円



我が国の成長戦略の実現に向け、国立高等専門学校の実践的・創造的な技術者育成や研究力を強化

主な増額要求のポイント

成長戦略の実現に向けた人材育成

▶ 成長戦略17分野を中心とした高専の教育研究機能の強化、国際化 教育研究プロジェクトとして48億円拡充

◆ 教育カリキュラムの高度化

- 成長分野をけん引する半導体、デジタル、エネルギー（蓄電池、風力）、宇宙、造船等の教育カリキュラムの構築を産学連携で推進



半導体デバイス工学における
学生実習の様子

◆アントレプレナーシップ教育の充実、スタートアップ創出支援

- アントレプレナーシップ教育と、地域中小企業等・地域課題を掛け合わせ、イノベーションを創出する高度な社会実装教育を強化
- 起業家等の専門家によるモニタリングを実施し、スタートアップを実践



起業家工房での活動の様子
（弓削商船高専）

◆ 高専における学びの充実

- AIを安全に活用する環境を整備し、学生によるAI開発・実証を連動させ、専門分野で活躍できるAI人材を育成

◆ フィジカルAI時代に即したものづくり教育

- 次世代の海洋人材育成の推進



◀ ロボコン2025の決勝戦
（旭川×熊本）の様子

高専生によるフィジカルAIを活用したものづくり例 ▶
（豊田高専「Pipe Eye」）



自動走行・リアルタイム画像認識・報告書作成可能な下水道の自動点検ロボット
DCON（全国高等専門学校ディープラーニングコンテスト）2026 最優秀賞

◆ グローバル技術人材の育成とKOSENの国際標準化

- グローバルに活躍できるエンジニア育成のため、海外学生との課題解決型学習（PBL）を実施（KOSEN Global Camp）



KOSEN Global Campの様子
（鹿児島高専）

- 日本型高専教育制度（KOSEN）の海外展開のため、学生・教職員の海外交流を促進するとともに、KOSENの導入を支援

KOSENの海外展開の実績：
モンゴル（2014.9-）6校、タイ（2019.5-）2校
ベトナム（2019.9-）3校、エジプト（2025.9-）1校

- KOSENの国際的な質保証のため、国立高専教育国際標準を運用（KOSEN International Standard : KIS）

安定的な教育研究の実現

▶ 高専の教育研究を支える基盤の強化

- 人件費・物件費の上昇等が継続する中でも、実践的・創造的な技術者育成や研究を実施するために必要な基盤的経費を増額

※R6～R9の4か年分の人件費・物件費対応分及び
施設維持管理費増額分を計上 92億円増額

- 教育研究機能の高度化に資する先端設備等の整備 120億円増額

例：半導体材料の研究に必要な
X線回折装置



戦略17分野との関連：
先端半導体製造関連技術 等
（担当：高等教育局専門教育課）

私立大学等の改革の推進

(私学助成による理系人材や地域を支える人材育成等への重点化)

私立大学等経常費補助

3,297億円 (2,987億円)
[令和7年度補正予算額 2億円]

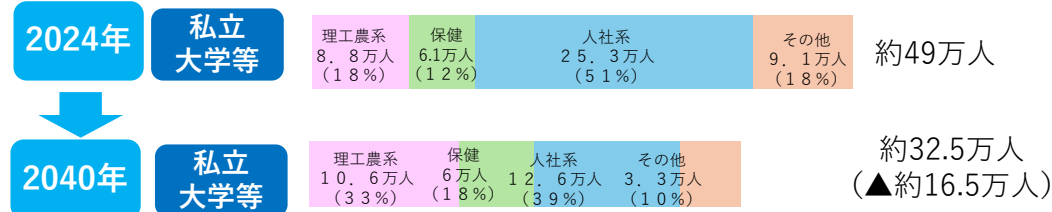
令和9年度要求・要望額 4,803億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 317億円
(前年度予算額 4,066億円)
(対前年度比 737億円増)
令和7年度補正予算額 133億円



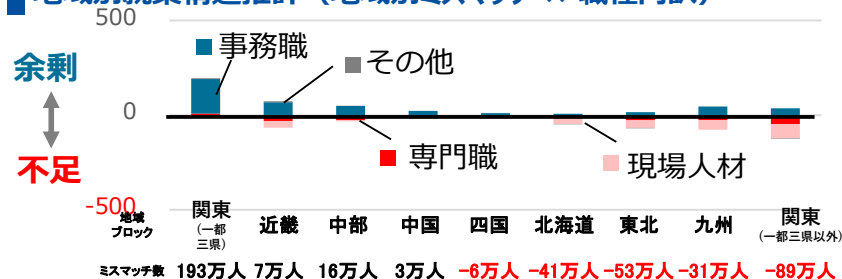
【現状・課題】

- 私立大学等では、理工農・デジタル系分野の学部学生の約6割に対する教育を担っているほか、小学校教員の約6割、医師の約4割、薬剤師の約9割を輩出するなど、自治体や産業界とも連携し、地域を支える人材の育成等にも貢献している。
- 私立大学等経常費補助では、効率的・効果的な予算配分に向け、一般補助の約9割は大学全体の収容定員充足率が90%以上の大学に交付し、また、充足率90%未満の学部に対しては減額・不交付の措置を講じている。(50%未満は不交付) また、教育の質の向上の観点から、従来、ST比(専任教員一人あたりの学生数)に基づく減額措置を講じており、令和9年度要求では、さらに、減額措置を強化することにより、大学における密度の高い教育の実現を図ることとしている。
- 一方で、2040年にかけて、人口減少や産業構造の変化により、理工農・デジタル系人材や地域の医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に必要な人材が不足することが懸念されている。しかしながら、私立大学に占める理工農・デジタル系分野の学生が約2割(人社系分野は約5割)という現在の分野構造を放置したり、また、2040年にかけて18歳人口が3割減少する中で地方の小規模大学が撤退してしまえば、こうした人材不足が一層深刻になる恐れがある。

私立大学の分野のリバランス (イメージ)



地域別就業構造推計 (地域別ミスマッチ × 職種内訳)



【対応方針】

- 「骨太方針2026」、「日本成長戦略」(ともに令和8年7月21日閣議決定)等を踏まえ、撤退の懸念や合併の促進等を通じて高等教育の規模適正化を図りつつ、私立大学等経常費補助において支援の重点化に取り組み、理工農・デジタル系人材や地域人材等を確保する。

(1) 一般補助 3,010億円 (2,782億円)

- 理工農・デジタル系人材の育成等を行う大学等(高専を含む)への重点支援 (教育研究経常費単価を倍増)
- 地域を支える人材の育成等を行う地方中小規模大学等への重点支援 (取組に応じて教育研究経常費単価を増)
- 物価上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持・強化に必要な支援 (教育研究経常費単価を2.7%増)
- 大学院の機能強化に向けた支援充実 (教育研究経常費単価を1.5倍に増)
- ST比(専任教員一人あたり学生数)に係るメリハリある配分の強化 (28人以上の大学に対する減額強化)

(2) 特別補助 287億円 (205億円)

- 文理横断・融合教育に取り組む大学等への重点支援 39億円 (新規)
- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 12億円 (6億円)
- 合併等に向けて連携に取り組む大学等への支援 7億円 (新規)

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,060億円 (994億円)

[令和7年度補正予算額 6億円]

私立学校施設・設備の整備の推進 446億円 (85億円)

[令和7年度補正予算額 125億円]

(1) 一般補助 859億円 (825億円)

- 物価上昇等を踏まえ幼児児童生徒1人当たり単価の増額、幼児教育の質の向上のための処遇改善等

(2) 特別補助 163億円 (136億円)

- 教育の質の向上を図る学校支援経費 31億円、幼稚園等特別支援教育経費 91億円等

(3) 特別支援学校等への支援 38億円 (34億円)

- 物価上昇等を踏まえ幼児児童生徒1人当たり単価の増額

(1) 安全・安心な教育環境の実現等 289億円 (35億円)

- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく耐震化や空調設備の整備等を重点支援
※この他、幼稚園等分として26億円を支援

(2) 私立大学等の教育研究基盤の向上 133億円 (28億円)

- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 11億円 (7億円)等

(3) 私立高等学校等の教育DXの推進 24億円 (22億円)

- ※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。 ※青字は「強く豊かな日本」投資枠

大学病院機能のリバランス促進事業

令和9年度要求・要望額

633億円
(新規)



(参考) 大学病院機能強化推進事業：令和7年度補正予算額 349億円

背景・課題

大学病院は、診療業務に注力し収益を上げてきた一方、教育・研究へ充てる時間や資源を確保することが困難となっている。加えて、物価や人件費の高騰等が見込まれる中、診療参加型臨床実習の実施をはじめとした教育負担も増加しており、大学病院が担う教育・研究・診療機能の維持等に課題が生じている状況にある。

このため、高度医療を担いつつ、教育研究を行う大学病院本来の役割・機能を踏まえた教育・研究・診療バランスの適正化を図り、基盤を国が支えることにより、大学病院の経営の安定化と人材確保につなげる必要がある。

事業内容

大学病院が担う高度医療を行いつつ、人的・物的資源をシフトし、教育・研究エフォートの増加を図るため、研究に専任できる教員の配置やURAも含む教育・研究支援者の雇用、医療機器等の整備など、教育や研究の活動量を増やすための環境や体制整備に必要な経費を支援し、大学病院の教育研究機能強化と診療規模の適正化を図る。

- 単価：81箇所×7億円程度
- 交付先：医学部を置く国公立大学
- 事業期間：令和9年度～令和16年度（8年間）
- 支援内容：

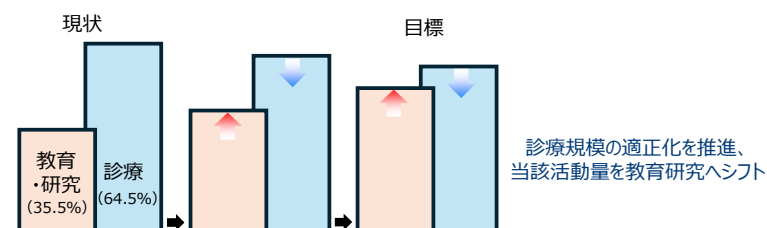
機能強化経費

- ・研究力向上に資する研究専任教員の人件費
- ・研究支援体制の構築・強化に資するURA等の人件費
- ・診療参加型臨床実習等の教育負担の増に伴う教員人件費
- ・医療系学生等の教育・研究に必要な設備等整備費

経済財政運営と改革の基本方針2026（2026年7月）

大学病院の教育・研究・診療のバランスの在り方等を明確化しつつ、教育研究機能や経営力の強化・処遇改善、老朽化した施設・設備を緊急的に改善するための支援に取り組む。

大学病院の教育・研究、診療のシフトイメージ



大学病院を取り巻く課題



期待される効果

- 過度な診療から脱却し、人的・物的資源の教育・研究へのシフト
- 経営基盤強化による、処遇改善や若手医師の確保と養成環境の充実
- 地域医療構想に基づく他医療機関との役割分担と連携の推進
- 人材と医療技術の中核としての、地域医療の維持・向上に貢献
- 大学全体の教育・研究力や社会的プレゼンスの向上

アウトプット（活動目標）

- ・各大学病院の各診療科における、教育・研究体制の整備

アウトカム（成果目標）

- ・教育・研究・診療機能の規模の適正化（教育・研究のエフォート率の増加）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・高度医療を担う医師の安定的な輩出
- ・論文発表件数等の研究成果の創出

（担当：高等教育局医学教育課）

背景

- 自由民主党 大学病院を支援する議員連盟において、以下を決議。

大学病院の機能強化に向けた決議（令和8年5月14日）（抜粋）

大学病院の施設・設備の整備に関しては、基本的に借入金や積立金により賄うこととなっている中、**建替費用の高騰等が大きな負担となり再開発・更新に支障が生じ、建物や医療機器の老朽化**により、安全な医療の実現や地域の医療提供体制の維持が危ぶまれている。

ついては、**大学病院の施設・設備の整備について、財政措置の拡充や債務償還の負担軽減策を含めた在り方を検討**すること。

大学病院施設・設備の整備に対する緊急提言（令和8年6月30日）（抜粋）

（前略）以下の事項について、今こそ、国の責任において、大学病院施設・設備の機能の改善のための期限（5年程度）を区切った、力強い緊急支援をすべきである。

- 一 大学病院の施設整備について、例えば、耐用年数を大きく超えて使用し続けているものなど、**老朽化した施設の更新等を緊急的に進めるため、特別な財政措置により集中的に支援**すること。
- 二 地域の高度医療の最後の砦である大学病院には、最先端の高度医療機器の導入が必要であるが、それが十分に行えず診療や教育研究に支障を来している状況にある。このような中、**必要な医療機器の整備を進めるため、特別な財政措置により集中的に支援**すること。

- これを受け、経済財政運営と改革の基本方針2026において、施設・設備の緊急的に改善するための支援を明記。

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）（抜粋）

大学病院の教育・研究・診療のバランスの在り方等を明確化しつつ、教育研究機能や経営力の強化・処遇改善、**老朽化した施設・設備を緊急的に改善するための支援**に取り組む。

老朽化した大学病院施設・設備の機能改善のための緊急的な支援を実施する。

※教育・研究に必要な医療機器（設備）については、別途、大学病院機能のリバランス促進事業（令和9年度新規要求：633億円）の内数として実施

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課、高等教育局医学教育課、高等教育局私学部私学助成課）

我が国の国際競争力強化に向けた 戦略的なグローバル人材育成の推進

令和9年度要求・要望額 1,629億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 805億円
(前年度予算額 735億円)

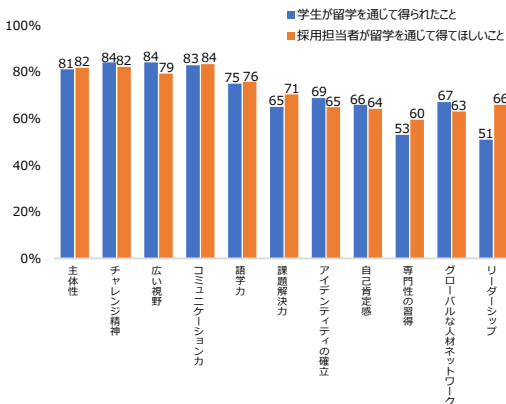


※内数を除く

現状・課題

- 我が国の国際競争力強化に向け、日本人留学生の派遣・外国人留学生の受入れなどによるグローバル人材育成を、産業界とも連携しつつ、戦略的に進める必要。
- 日本人留学生の派遣については、大学、高校ともに、回復傾向にあるものの、コロナ禍前の水準には戻っておらず、留学者数や留学機会の提供に地域差があるが、意欲のある日本人学生が、経済事情によらず留学を選択でき、多様な文化・価値観・環境の中で鍛錬できるようにする必要。
- 外国人留学生の受入れについては、特定の国に偏ることなく多様な国・地域から優秀な外国人留学生を受入れることにより、我が国の国際競争力の強化を図ることが目的であり、量ありきではなく、「質の向上」を図る視点を重視し、在籍管理や安全保障貿易管理の一層の徹底等とともに、予算措置を講じる必要。
- 加えて、これらの観点も踏まえて、多様な国・地域との戦略的連携強化と国際頭脳循環の促進や、在外教育施設の機能強化を行う必要がある。

留学経験を通じて社会に新たな価値を生み出すスキルが獲得できる



事業内容

我が国の国際競争力強化に向けて、多様な文化・価値観・環境の中で鍛錬する知的修羅場体験としての日本人留学生の派遣の推進や、量ありきではなく、「質の向上」の観点からの外国人留学生の受入れなど、戦略的なグローバル人材育成の推進

1. 産官学を挙げた高校・大学段階の日本人留学支援強化

「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージを引き続き推進しつつ、海外の大学での学位取得の支援充実等、若者の海外留学を促進するために必要な支援を強化し、高校段階からの留学や、海外留学をはじめとした知的修羅場体験を通じた高等教育の学びの質的転換等により留学へ挑戦する学生数を拡大する

- 大学等の海外留学支援制度 102億円 (97億円)
 - 初等中等教育段階からの国際交流促進事業 5億円 (1億円)
 - 高等教育の学びの質的転換による創造的人材育成事業～知的修羅場体験事業～ 165億円 (新規)
- 支援者数：2.2万人 (2026年度)→10万人(2031年度)
予算規模：165億円 (2027年度)→1,089億円 (2031年度) 以降800億円/年の支援

3. 多様な国・地域との戦略的連携強化と国際頭脳循環の促進

多様な国・地域における留学・人材交流を促進するための環境整備及び必要な支援の強化を行い、友好親善の推進、教育の国際通用性・競争力の向上及び若手研究者の海外派遣強化を図る

- 大学の世界展開力強化事業 16億円 (14億円)
- 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業 13億円 (15億円)
- アジア高校生架け橋プロジェクト+ 2億円 (2億円)
- 戦略分野を先導する大学院教育質転換事業(結晶(KESSHO)) 376億円※
- 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業 19億円 (19億円)
- 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 2億円 (2億円)
- 世界トップ研究人材育成に向けた戦略的国際研究交流推進事業(VOYAGE) 158億円 (新規)

※令和8年度までは「半導体人材育成拠点形成事業」として実施

2. 量から質への転換による多様で優秀な留学生の受入れ

我が国や我が国の大学の国際競争力の強化を図るため、量ありきではなく、在籍管理や安全保障貿易管理の一層の徹底等を通じて「質の向上」を図る視点を重視しつつ、多様な国・地域から優秀な外国人留学生を受け入れるとともに、誘致に係る情報収集・発信等の機能強化を図る

- 外国人留学生奨学金制度 217億円 (217億円)
※このうち、国費外国人留学生制度 (174億円) については、特定の分野や特に卓越した学生に限定した奨学金単価の見直しを行う
- 日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 5億円 (5億円)
- (独)日本学生支援機構運営費交付金(留学生事業分) 66億円の内数 (60億円の内数)
- (独)日本学生支援機構施設整備費補助金等 6億円

4. 在外教育施設の機能強化

将来の日本を支える「グローバル人材の原石」である在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実を推進する

- 在外教育施設の戦略的な機能の強化 222億円 (192億円)

※ () 内は前年度予算額
※この他、初等中等教育段階の英語教育の充実など、留学・国際交流関連施策に係る予算を計上

(担当：高等教育局参事官(国際担当) 付 等)

誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校・いじめ対策等の推進

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

122億円
100億円)



背景・課題

令和6年度調査結果において、不登校児童生徒数については増加率の低下等、一部傾向の変化が見られるものの、不登校児童生徒数、いじめの重大事態や暴力行為の発件数がそれぞれ過去最多となるとともに、自殺対策基本法に学校の責務が明記されるなど、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が喫緊の課題。

目標

「経済財政運営と改革の基本方針2026」(令和8年7月閣議決定)、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)等に基づき、こども家庭庁等の関係機関と連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省〈令和9年度概算要求の概要〉

※主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

11,966百万円(9,971百万円)【補助事業】

不登校児童生徒の学びの場の確保の推進【拡充】



● 校内教育支援センター支援員の配置

校内教育支援センターを拠点に、学習支援・相談支援を行う支援員を配置するための経費を補助(4,000校→7,000校)

● アウトリーチ支援等による教育支援センターの機能強化

不登校支援の一環として、不登校児童生徒等へのアウトリーチ支援の実施等に係る経費を補助(130人→300人)

● 学びの多様化学校の設置促進

設置準備(20自治体→24自治体)、設置後運営(27自治体→29自治体)

● 不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制の強化

相談支援や学習会の実施、広報提供体制の整備など、不登校児童生徒の保護者等への支援体制を強化するために必要な経費を補助(R7補正:200自治体→300自治体)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【拡充】



● SC・SSWの基礎となる配置に加えて、課題に応じた重点配置

● 不登校支援の核となる教育支援センターへの配置充実

● スーパーバイザーの指導助言によるSC・SSWの支援の質の向上等

※ 平時からSC・SSWをケース会議等に参加させる体制を整えている学校への配置促進等を通して、SC・SSWの校内の生徒指導体制への位置づけを促進

SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究

188百万円(34百万円)【委託事業】

いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある 学校づくりに関する調査研究

● いじめ・暴力行為・自殺予防の総合的な対策の推進

- ・いじめ・暴力行為の予防に向けた学習者用教育コンテンツや、教師の対応力向上のための実践的な対応ガイド等を開発。
- ・ネットいじめなど学校や教育委員会のみでの対応が困難な事案の早期発見・早期対応等に係る取組を支援し、対応力を強化。
- ・学校における自殺リスクの把握及び関係機関等との適切な連携に関し、先導的に取り組む自治体を支援し、全国における効果的な対応を促進。

● 不登校対策等の効果的な活用に向けた調査研究

不登校対策等の実施状況を調査・分析し、効果・課題を整理の上、更なる不登校対策等の充実につなげるとともに、優れた事例を収集・展開する。

● 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援 と学びの充実に関する実証研究



こども 家庭庁

※主に首長部局をお通
じ対応

- 首長部局におけるこどもの悩み相談モデル事業
- いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査を行う自治体等への助言
- 学校につながりが持てない子どもを含む、地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援
- こどもの多様な居場所づくり など

文部科学省・ こども家庭庁が連 携して対応

※非予算の取組

- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部
- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有
- 児童生徒の自殺事案の背景調査結果の共有 など

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)

校内教育支援センター支援員の配置事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

19億円
9億円


文部科学省

現状・課題

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、12年連続で増加しており、約35万4千人と過去最多の状況
- 「経済財政運営と改革の基本方針2026」にて、「校内外教育支援センターの設置促進」を明記
- 「第4期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
- 不登校傾向の児童生徒や、不登校からの段階的な復帰の途上にある児童生徒の学びの場として、校内教育支援センターが大きな役割を果たす

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと

公立小中学校の校内教育支援センター設置状況（R7.6現在）

設置校数：15,874校（設置率：58.7%）
※小学校：8,841校、中学校：7,033校

自分の学級に入りづらい児童生徒のための、**学校内の居場所を確保**することにより、**不登校を未然に防止**するとともに、**学びに向かいつつある不登校児童生徒の在籍学校での学びを支援**することが必要

事業内容

- 公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、在籍学校での学びに向かいつつある不登校児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員（校内教育支援センター支援員）を配置し、校内教育支援センターの設置を促進

対象校数	R8：4,000校 ⇒ R9：7,000校 （R8からの継続3,000校を含む）		
実施主体	学校設置者（主に市区町村）	資格要件	自治体の定めによるが、基本的には特別な資格等はなし
負担割合	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3	対象経費	報酬、期末手当・勤勉手当、交通費・旅費、補助金、委託費等 ※新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費や、校内教育支援センター支援員の研修の実施に係る経費も含む

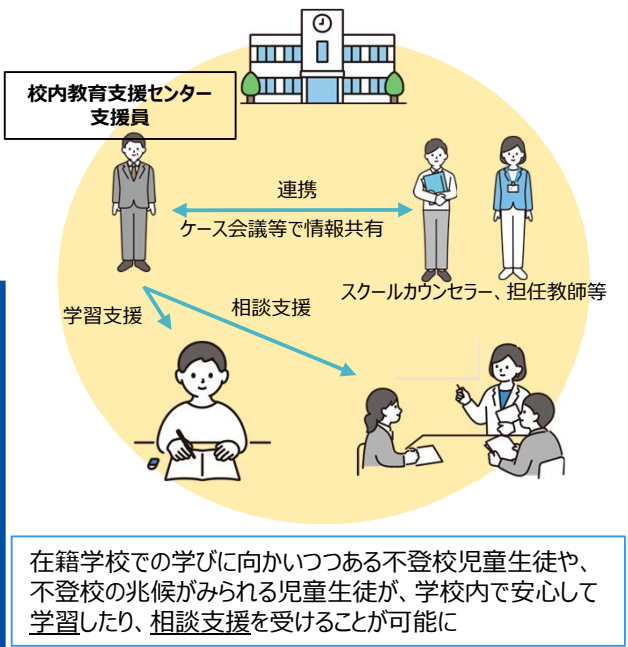
本事業による効果

- 校内教育支援センターでの成果（R7年度末時点）
 - ・ 利用児童生徒中、**71%**の児童生徒が、**不登校・不登校傾向の状況改善**
 - ・ 利用児童生徒中、**18%**の児童生徒にとって、**欠席日数の増加の防止**



	実人数	割合
通常学級への復帰	5,678	22%
不登校や不登校傾向の状況が改善	11,963	49%
学校内の居場所として機能し、欠席日数の増加を防止	4,691	18%
上記のような効果が見られなかった	3,306	13%

※「校内教育支援センターの設置促進事業」を活用して、校内教育支援センターを設置した自治体を対象に、校内教育支援センターを利用した児童生徒（通常学級や教育支援センターを併用して利用した児童生徒を含む）について、利用を通じて生じた変化を調査



（担当：初等中等教育局児童生徒課）

夜間中学の設置促進・充実

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円



背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和6年度は約35.4万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

(参考：夜間中学の設置状況) 夜間中学は全国で増えてきている。

令和2年度 33校 → 令和4年度 40校 → 令和6年度 53校
令和8年4月時点 69校

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2026」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 100百万円

◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を促進。（文部科学省直接執行予算）

補助割合

新設準備2年間：1／3 ※上限400万円 ※複数校設置する自治体には、学校数ベースで補助
開設後3年間：1／3 ※上限250万円

補助対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 12百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ✓ 不登校学齢生徒向け支援のモデル創出 など

委託先

・夜間中学を有する
都道府県、政令指定都市、市町村 ※複数校設置する自治体には、学校数ベースで補助

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

【関連施策】

- ▶ 学びの多様な学校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設の整備
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教職員の加配措置

- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実

- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業

（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

高等教育の修学支援の充実

令和9年度要求・要望額 事項要求 ※こども家庭庁計上予算含む
(前年度予算額 7,486億円)



事業概要

- ・少子化の対応に寄与するため、物価上昇下においても、社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、**高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金・授業料等減免）**により、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯、多子世帯の学生への支援を確実に実施（こども家庭庁計上）する。
- ・無利子奨学金事業について、物価上昇下においても、意欲のある者が経済的理由により進学を断念することがないように、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施**する。
- ・返還支援制度や授業料後払い制度の着実な実施により奨学金事業を推進する。

- ✓ 物価上昇により学費・生活費ともに4年間で大きく増加
- ✓ 奨学金の額について、近年調整していない

	2020年度	2024年度	増加率
学費	約104万	約109万	4.2%
生活費	約111万	約126万	13.4%

出典：（独）日本学生支援機構 学生生活調査

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日 閣議決定）（抄）

（2）公教育の再生・研究活動の活性化（略）物価上昇下においても修学支援新制度、授業料後払い制度を着実に実施する。

日本成長戦略（令和8年7月21日 閣議決定）（抄）

iii）「人材力」の基盤となる環境整備（略）物価上昇下においても経済的な理由で学生が学びを諦めることがないように、修学支援に係る制度を着実に実施することや、（略）

高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金・授業料等減免）：事項要求（6,567億円）

【対象学生】大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専門学校の学生

【事業内容】住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯（世帯年収目安600万円程度まで）の学生について、給付型奨学金と授業料等減免をセットで支援（所得に応じて上限額の満額、2/3、1/3または1/4）子どもを3人以上扶養する世帯の学生について授業料等を上限額まで所得制限なく無償化

【財源】消費税による財源を活用（少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁予算に計上、文部科学省で執行）

個人要件

○進学前は成績だけで判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認

○大学等への進学後の学修状況に一定の要件

機関要件

（国等による要件確認を受けた大学等が対象）

○学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等

○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生に支給】

○ 学生生活を送るのに必要な費用を賄えるよう措置。
（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

【例：R8年度大学・短期大学・専門学校の場合】

国公立		私立	
自宅生	自宅外生	自宅生	自宅外生
35万円	80万円	46万円	91万円

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

【例：R8年度大学の場合】

国公立		私立	
入学金	授業料	入学金	授業料
28万円	54万円	26万円	70万円

貸与型奨学金・授業料後払い制度 無利子奨学金：事項要求（919億円）

区分	無利子奨学金 （第一種奨学金）	授業料後払い制度	有利子奨学金 （第二種奨学金）
貸与人員	※（48万人）		70万4千人
事業規模	※（2,599億円）		6,449億円
うち一般会計等	※（政府貸付金919億円（一般会計））		財政融資資金 5,471億円
貸与額 （R8年度 私立大学 の場合）	学生が選択 （自宅通学の場合） 月額2、3、4、5.4万円	授業料支援金 最大 776,000円 及び学生が選択する 生活費奨学金 月額 最大4万円	学生が選択 月額2～12万円の1万円単位
家計基準 （令和8年度 採用者）	私大自宅・給与所得・4人世帯の場合（目安） ※家計基準は家族構成等による		
	約800万円以下	約300万円以下 ※本人年収	約1,250万円以下
返還	定額 （卒業後20年以内） ※所得連動返還方式を 選択した場合、卒業後の 所得に応じて変動	卒業後の所得に 応じて変動	定額 （卒業後20年以内） （元利均等返還）

返還期限猶予制度：（収入基準額：年間収入300万円以下）※令和8年度収入基準額

○ 経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還が困難な場合、返還を猶予。

減額返還制度：（収入基準額：年間収入400万円以下）

○ 経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還月額を減額すれば返還を継続できる場合、月々の返還金額を一定程度まで減額。

（担当：高等教育局学生支援課）

（注）無利子奨学金は事項要求のため書きとしている。貸与人員、事業費における（）書きは前年度の予算規模

高等学校等就学支援金等

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

5,817億円
5,824億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 5,794億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 24億円



背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

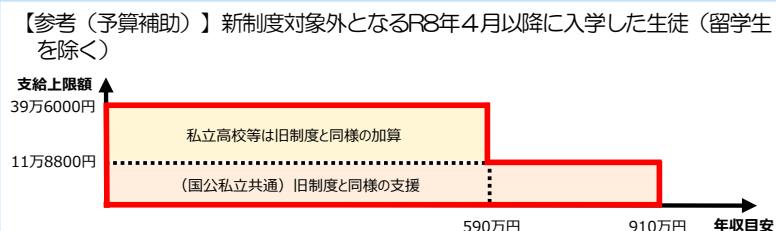
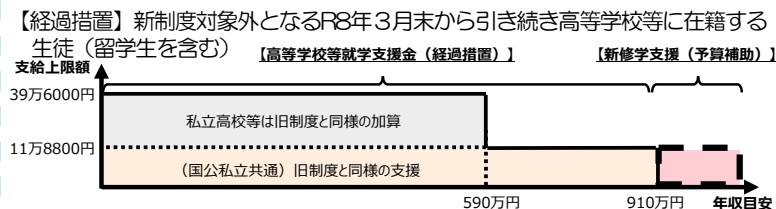
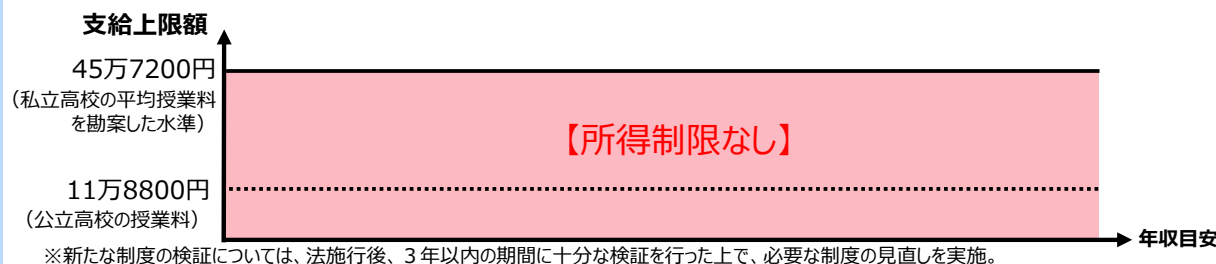
- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、教育の機会均等を図り、もって、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容（事業実施期間：平成22年度～、【新制度】令和8年度～）

- ◆ 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チームによる三党合意（令和7年10月29日、令和7年12月18日）に基づき、我が国社会を担う人材育成のため、高校生等の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度の拡充を図り、年収に関わらず、高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10/10国負担から1/4の都道府県負担を導入。（設置者が代理受領）

【新制度】所得制限：なし
支給上限額：11万8800円（公立）、45万7200円（私立）

- ※ 国立高校等についても、実質無償。
- ※ 私立高校等の通信制課程に通う生徒の支給上限額は33万7200円。



新制度対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

新制度対象者

上記の対象校種に在学し、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担割合

公・私立高校等：国3/4、都道府県1/4
国立高校等：国10/10

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和9年度要求・要望額 322億円＋事項要求
(前年度予算額 322億円)



背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

- 高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

- ◆ 高校生等への修学支援の拡充に関する三党の議論や、第221回国会での就学支援金法及び学校教育法改正の附帯決議等を踏まえ、高校生等の授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金を拡充する。

- ◆ 新たに以下の支援について検討する。

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費 など

- ・学習者用端末の購入費相当額の支援等。＜事項要求＞

- ・新入生については、4月の状況（前年度課税額）で年額を給付する仕組みに改善し、給付時期を抜本的に早期化。

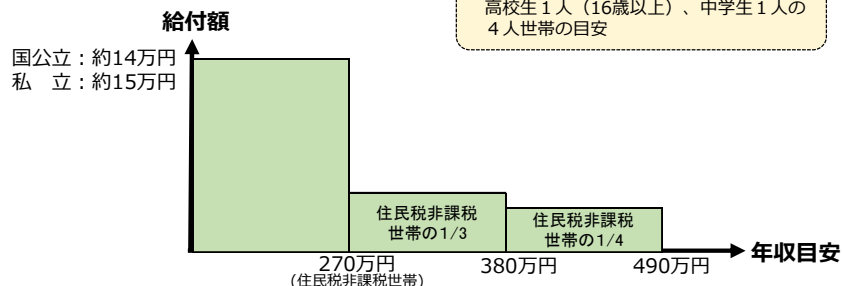
※ 4月の状況で対象外でも、7月の状況（当年度課税額）で対象となる場合は年額を給付（在校生は7月の状況のみ）。

※ 奨学給付金給付までの間の低所得世帯等の入学準備費用の負担を軽減するため、無利子の生活福祉資金貸付（教育支援資金）・母子父子寡婦福祉資金貸付（就学支度資金等）について、厚生労働省・こども家庭庁と連携して更なる周知を図る。

- ・令和8年度の対象世帯拡充により増加した都道府県事務費を支援。

【参考】

<令和8年度 支援スキーム>



<令和8年度 給付額>

	年収270万円未満				年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)		年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)	
	生活保護世帯		住民税非課税世帯		国公立	私立	国公立	私立
	国公立	私立	国公立	私立				
全日制等	32,300	52,600	143,700	152,000	47,900	50,670	35,930	38,000
通信制			50,500	52,100	16,830	17,370	12,630	13,030

対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、海上技術学校
※令和8年度改正前の旧制度であれば対象となる高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ支援対象（給付額はR7と同額）

対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。

- ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※令和8年度改正前の旧制度であれば対象となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8.4以降に入学した留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ支援対象（給付額はR7と同額）

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費（事務費を含む）

実施主体

都道府県

補助割合

国 1/2 都道府県 1/2
※事務費は定額補助

(担当：初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室)

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1,656億円
1,649億円)



子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等に基づき、給食費負担軽減交付金を都道府県に交付。
自治体を通じて、月額基準額までの保護者負担を軽減（個人ではなく自治体向けの支援策）

交付の流れ

給食費負担軽減交付金（1/2）

配分

国

都道府県

市町村

1/2の都道府県負担分は地方財政措置

※都道府県の事務費は国費で措置

対象・算定

- 小学校段階（公立）の学校給食に係る食材費を支援
(国1/2、都道府県1/2)

支援額 = 給食実施校の在籍児童数 × 月額基準額 × 11か月 × 1/2

- ※1 特別支援学校小学部は、特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、基準額との差額を支援
- ※2 毎年5月1日現在。生活保護の教育扶助、要保護児童に該当する児童等を除く
- ※3 都道府県の申請額が右記の基準額を下回る場合は、その申請額

- 基準額を超える部分は、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収可能
(特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能)
- 非喫食者の取扱いは学校設置者の判断
(交付金は、非喫食者を含む在籍児童数で算定)

月額基準額(案)（令和9年度）

食料の消費者物価指数の伸び約3.4%を加味
(令和8年4～6月平均と前年同月平均との比較)

[] 内は令和8年度における基準額

給食区分	小学校・義務教育学校 前期課程	特別支援学校 小学部
完全給食	5,400円 [5,200円]	6,400円 [6,200円]
補食給食	5,000円 [4,800円]	6,000円 [5,800円]
ミルク給食	1,250円 [1,200円]	1,250円 [1,200円]

完全給食：パン又は米飯等＋ミルク＋おかず
補食給食：ミルク＋おかず ミルク給食：ミルクのみ

各般の合意等

- 『自由民主党、公明党、日本維新の会 合意』（令和7年2月25日）
- 『学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について』（令和7年12月18日）
自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム
- 『三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について』（令和7年12月19日 文部科学省・総務省・財務省）

(担当：総合教育政策局健康教育・食育課)

特別支援教育の充実

令和9年度要求・要望額 195億円
(前年度予算額 175億円)



障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置 5,346百万円(4,642百万円) (拡充)

「改正医療的ケア児支援法（R8.7.24成立）」を踏まえ、
・学校への医療的ケア看護職員の配置（登下校時の対応を含む）に加えて、
修学旅行等への学校行事への対応に係る経費を支援（第10条関係）

◆学校における医療的ケア実施体制構築支援事業 24百万円(新規)

「改正医療的ケア児支援法（R8.7.24成立）」を踏まえ、
・学校における医療的ケアの実施体制構築支援に関する調査研究（第22条関係）と、
・学校における医療的ケアの提供の在り方に関する調査研究（第20条の2関係）を実施

発達障害のある児童生徒等への支援

◆発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 61百万円(57百万円)

①幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

・幼児への適切な支援、小学校等への引継ぎ、教員の専門性向上等、
幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築

②学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

・就学前の診断が困難とされている学習障害児に対する1人1台端末を
含むICT機器を活用した効果的な支援について実践研究を実施

③高等学校における特別支援教育充実事業 (拡充)

・合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との
連携、通級による指導の質的・量的充実等、高等学校における特別支援教育体制のモデルを構築

④ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業

・ICTを活用した学校と障害児支援施設等との効果的かつ効率的な情報共有の在り方について
モデルを構築

インクルーシブ教育システムの更なる推進

◆包摂的・重層的なインクルーシブ教育システム地域共創推進事業 80百万円 ※国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の一部

小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実を図るための都道府県等と市区町村の連携体制の構築、特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な運営を通じた交流及び共同学習の更なる深化、協働的に専門性を高め合える教職員組織の形成等について実践研究を実施

特別支援教育の指導体制等の充実

◆聴覚障害教育の充実 9百万円

①聴覚障害教育の一層の充実に向けて、教師や教員を目指す学生等が活用できる、手話習得支援のために開発したコンテンツの活用事例の創出
②各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実

◆次期学習指導要領を見据えた調査研究 30百万円

・次期学習指導要領の実施に向けた先行実践や著作教科書のデジタル化を見据えた検討 等

◆外部専門家の活用等 195百万円(180百万円) (拡充)

①専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の活用を支援
②特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援 ※災害時の非常用電源等の整備については、「医療的ケア看護職員配置事業」の中で支援。

特別支援教育就学奨励費 12,169百万円(11,321百万円)

・特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、
保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費を支援

国立特別支援教育総合研究所 1,371百万円(1,111百万円)

・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実を図ることを目的とし、
国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応するための運営費を支援

生涯を通じた障害者の学びの推進

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

197億円
177億円)
※内数を除く



文部科学省

令和7年度補正予算額

2億円

背景・課題

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行など、合理的配慮を含む共生社会への意識の高まりがある。また近年では、読書バリアフリー法や医療的ケア児等支援法が公布されるなど、障害者の生涯を通じた学びの機会の確保が社会から求められている。

▶「**障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現**」を目指し、特別支援学校や大学等の学校における取組を拡充するとともに、学校卒業後の学びやスポーツ、文化芸術等の取組を充実させ、**障害者の生涯を通じた学びを支援**する。

1. 特別支援学校等



(1)特別支援教育の充実

19,476百万円 (17,498百万円)

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る。



(2)パラスポーツ推進プロジェクト

237百万円の内数

- 特別支援学校・民間企業・競技団体等における先進性の高いパラスポーツへの支援
- 社会福祉施設等における障害のある子供等の運動・スポーツ活動の促進
- 総合型地域スポーツクラブ等における障害のない子供とともにするパラスポーツの振興

(3)障害者の文化芸術活動の充実

- 特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供 106百万円の内数
- 特別支援学校等における質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会の提供 5,804百万円の内数



全国の特別支援学校等に文化芸術団体による実演芸術の公演や、芸術家を派遣。また、障害のある芸術家等を派遣し、障がいへの理解を深める鑑賞・体験の機会を併せて提供。

(4)地域と学校の連携・協働体制構築事業

8,122百万円の内数

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、障害の有無にかかわらず、すべての子供たちの放課後等の学習・体験活動等を充実

2. 大学等



(1)障害のある学生の修学・就職支援促進事業

60百万円 (60百万円)

複数の大学や関係機関等が連携するプラットフォームを形成し、専門的知識を有する人材の育成等、高等教育機関全体における障害のある学生への支援を推進

(2)国立大学における障害のある学生に対する支援

253百万円 (253百万円)

※国立大学法人運営費交付金の内数

(3)放送大学における障害者の学習支援体制の推進

7,746百万円の内数

3. 学校卒業後

(1)学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業 144百万円(116百万円)

- 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究
地方公共団体における連携体制の構築、社会教育施設や大学等による学習機会の提供 など
- 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究
自治体・社会教育施設、高等教育機関等に対する定期的な調査の実施
- 障害者の生涯学習推進に係る普及啓発活動の強化
コンファレンスの開催やアドバイザー派遣、障害者参加型フォーラムの実施



(2)日本パラスポーツ協会補助

- 地域における障害のある人に対するスポーツの振興、実施環境の整備事業
537百万円の内数
地域の拠点となる各地のパラスポーツセンター等に対して、日本パラスポーツ協会を通じて支援。



(3)障害者の文化芸術活動の充実

- 障害者等による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の提供などに
対する総合的な支援 605百万円 (431百万円)
- 障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくり 1,307百万円の内数
- 地域文化共創基盤の構築 1,916百万円の内数
- 障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対する支援 9,032百万円の内数
- 障害者が実演芸術を鑑賞できる機会の拡大 3,669百万円の内数

(4)図書館における障害者利用の促進

24百万円 (11百万円)

視覚障害者等の読書環境の整備を推進するため、ピアサポート人材の育成や、公立図書館、点字図書館、学校図書館、大学図書館等が連携したネットワークの構築等を行う。

各担当：

1. (1)初等中等教育局特別支援教育課 (2)スポーツ庁健康スポーツ課 (3)文化庁政策課
(4)総合教育政策局地域学習推進課
2. (1)、(2)高等教育局学生支援課、(3)総合教育政策局生涯学習推進課
3. (1)総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 (2)スポーツ庁健康スポーツ課
(3)文化庁政策課 (4)総合教育政策局地域学習推進課、男女共同参画共生社会学習・安全課

ポイント版掲載事業

「障害者活躍推進プラン」関連事業

秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ

- 日本語教育は、我が国において全ての人が共に生きるための共通の基盤であり、日本で生活する外国人の子供や大人の教育環境を整えることは、学校現場の負担軽減や全ての子供の教育の質の確保、秩序ある共生社会の実現にもつながる。
- このため、国が主導し、在留許可手数料の見直し等により確保した財源も最大限活用して、①子供から大人までの切れ目ない総合的な支援により、②同時進行する「集住化」「散在化」「母語の多様化」それぞれに対処する。

来日前

集 住 化 | 散 在 化 | 母 語 の 多 様 化

就学促進の支援強化

R9概算要求額(前年度予算額)

278百万円(95百万円)

就学促進に向けた自治体の取組を支援、就学促進等の指針の改訂・周知

学校への就学を促進

プレスクール・プレクラス※の支援強化

5,498百万円【新規】

プレスクール・プレクラス※の全国展開に向けた支援、教材等の作成

※ プレスクール:主に学齢期以前の外国人幼児に対する支援を行う取組、プレクラス:主に学齢期の外国人児童生徒に対する初期日本語指導等の支援を行う取組

学校における日本語指導体制の充実

3,183百万円(1,408百万円)

日本語指導員等の拡充、教員の定数改善、外部の専門人材の積極的な活用

学校における日本語指導内容の充実

※教員定数は、1兆7,251億円の内数(1兆7,118億円の内数)

生成AIやオンラインの活用を含む、指導内容・方法に関するガイドライン

特別の教育課程の活用推進／個別の指導計画の改善／情報検索サイトの機能強化や教材等の充実

教師等の養成・採用・研修による指導力の向上

教員養成課程における内容の充実／日本語指導経験者の採用／リーダー養成に向けた研修の普及

進学・就職へのきめ細かい支援の促進

キャリア教育・支援の取組方法や実践事例の普及 等

地域日本語教育の質の向上と機会の拡充

1,267百万円(747百万円)

地域日本語教育の実施に関するガイドラインの策定

空白地域解消に向けた体制整備 等

質の高い日本語教育体制の強化

1,030百万円(840百万円)

登録日本語教員向けの研修の充実や日本語教員試験の受験機会の拡大(CBT化)

自治体における
日本語教育
センター機能
整備への支援
1,267百万円
の内数【新規】

総合調整
会議の設置

基本方針の
作成

コーディネー
ターの配置

人材の発
掘・研修・
マッチング

広域的な
指導体制
整備

日本語・生活学習
プログラム(仮称)
の創設 入管庁と連携

【事項要求】

来日前・入国後の
日本語学習のため
のカリキュラム・教
材の作成 等

子供の就学状況等を
親の在留審査におけ
る考慮要素とするこ
とについて、入管庁
等において検討

「日本語・生活学習プログラム(仮)」
の創設に向けた検討課題と留意事
項について(令和8年7月 法務大
臣政務官PT)【抜粋】

受入れ機関の役割については、外
国人の受入れによる裨益の観点を
踏まえ、より踏み込んだ検討をす
べきである。

※ 今後、外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討内容も踏まえて検討。

(担当:大臣官房国際課、総合教育政策局国際教育課、総合教育政策局日本語教育課等)

外国人児童生徒等への教育の充実

令和9年度要求・要望額 90億円
 (前年度予算額 15億円)
 令和7年度補正予算額 0.2億円



施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前

- ・約9千2百人が不就学の可能性
- ・新規入国者による年度途中の転・編入増

義務教育段階

- ・日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人
- ・うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・年間で6.4%が中退
- ・大学等進学率は41.2%

進学・就職へ

外国人の子供の就学促進事業（H27年度～）278百万円（95百万円）（拡充）

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
 ・就学状況等の把握、就学ガイダンス等
 ⇒（本事業により達成される成果）
 不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（H25年度～）3,007百万円（1,396百万円）（拡充）

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
 ・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導員、母語支援員派遣
 ・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
 ・高校生に対する包括的な支援 等
 ⇒（本事業により達成される成果）
 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業 5,498百万円（新規）

＜支援メニュー＞
 ・就学直前や就学初期段階において、入学後の学校生活への円滑な適応や、初期の日本語指導等を集中的に行うため、外部機関等と連携し、デジタル技術や教材等の効果的な活用を含む初期日本語指導等に取り組む自治体の運営を支援。（定額補助）
 ・国において、自治体の実施手法・成果等の分析やオンライン等を活用した広域展開等の効果的な実施手法の開発等をするともに、プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）の設置に必要な運用マニュアルや標準教材等を開発・整備し普及することで、全国の自治体において一定基準を満たした初期日本語指導等が実現できるよう、質保証を図る。（委託事業）
 ⇒（本事業により達成される成果）外国人児童生徒の在籍学校への円滑な移行、学校の負担軽減が実現される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業（H30年度～）115百万円（12百万円）（拡充）

・ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化
 外国人児童生徒等の自律的な学びを促進するとともに、学校における児童生徒および保護者への支援の充実を図るため、外国人児童生徒等教育に関する資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行うとともに、コンテンツの拡充等を行う。（委託事業）
 ・アドバイザーによる指導・助言 ・外国人の子供の就学状況等調査等
 ⇒（本事業により達成される成果）
 教員等の必要情報への迅速なアクセスにより指導の質の向上がなされ、全ての地域で外国人児童生徒等が自律的に学ぶことができる環境が整備される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等（H25年度～） 0.8百万円（0.7百万円）

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業にかかる体制強化 60百万円（新規）

体制整備・指導内容構築

プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業

令和9年度要求・要望額

55億円

（新規）



現状・課題

- ✓ 在留外国人数はR7末で413万人となり過去最高。そのうち、**家族滞在が約35.2万人（R6から新規入国者4.7万人増加）**。
- ✓ 併せて、公立学校で**日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人（R5から1.6万人増加）**し、集住化・散在化・母語の多様化が進行
- ✓ 新規入国者の**年度途中の転・編入**により、**学校における初期段階の指導体制の整備が追い付かない**

⇒ **学校における学習への円滑な接続及び学校の負担軽減のため、集中的な日本語初期指導環境の整備が不可欠**

事業内容

就学直前や就学初期段階において、入学後の学校生活への円滑な適応や、初期の日本語指導等を集中的に行うため、外部機関等と連携し、デジタル技術や教材等の効果的な活用を含む**初期日本語指導等に取り組む自治体の運営を支援**。また、国において、**自治体の実施手法・成果等の分析やオンライン等を活用した広域展開等の効果的な実施手法の開発等**をするとともに、**プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）（以下、プレクラス等という）の設置に必要な運用マニュアルや標準教材等を開発・整備**し普及することで、全国の自治体において一定基準を満たした初期日本語指導等が実現できるよう、質保証を図る。

1. プレクラス等設置促進

全国の自治体におけるプレクラス等の設置促進（5,178百万円）

全国の自治体において、就学前の日本語指導が必要な児童生徒を対象とした、教育課程外の取組みとして**プレクラス等**を設置し、**集中的に日本語や学校生活を学ぶプログラム**を実施する。

取組内容

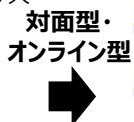
- **日本語指導**：サバイバル日本語、日本語基礎
- **生活適応指導**：持ち物・朝の会・休み時間・給食・防災・安全に係る指導
- **保護者ガイダンス** 等

<取組例>

自治体への支援（約40自治体）

標準プレクラス等の展開

- ・1クラス当たりの指導人数：5人
- ・指導期間：8週間
- ・1クラス当たりの指導員等
日本語指導員：2名※
母語支援員：2名※
※オンラインの場合1名



その他

- ・プレクラス等の取組を実施する自治体に対する支援
- ・施設長や外国人児童等教育相談員の派遣
- ・日本語指導員（拠点におけるオンライン指導）の派遣
- ・スクールバスの運行 等

2. プレクラス等の普及促進及び効果的な実施手法開発等（320百万円）

国主導による運用マニュアルや標準教材等の開発・普及

取組内容

自治体の取組状況を分析し、プレクラス等に必要な**標準教材等**を開発、全国に展開

- 運用マニュアル、教材開発、事例の分析、効果的な実施手法の開発、指導者研修教材の開発、全国フォーラム等の実施による自治体への普及

件数・単価 交付先

【補助事業（定額補助）】

- 都道府県・市町村
約40自治体を対象
大規模集住地域 14自治体×170百万円
その他集住地域 27自治体×103.5百万円

【委託事業】

- 民間（事業総括・調査分析・教材等開発 等）
1団体×306百万円



【事業の流れ】



初期支援体制の整備・実施

- ・初期支援体制の構築を支援し、集中的に日本語や生活について学ぶ環境を整備促進。
- ・プレクラス等運用マニュアルや教材等を開発

学校における学習への円滑な接続・成果まとめ

- ・学校における教科の学び、日本語指導へ接続させるとともに、実施手法や成果を全国に共有
- ・プレクラス等運用マニュアルや標準教材等を整備・普及

更なる全国展開へ

- ・初期支援の充実を図る自治体の導入を支援
- ・プレクラス等の質的保障の実現

（担当：総合教育政策局国際教育課）

外国人等に対する日本語教育の推進

令和9年度要求・要望額

23億円＋事項要求

(前年度予算額

16億円)

令和7年度補正予算額

4億円



文部科学省

現状・課題

我が国の在留外国人は令和7年末で約413万人。過去30年で約3.03倍に増加し、日本語学習者も令和6年で約29万人である。令和9年度には就労等を通じた人材育成及び人材確保を目的とする育成就労制度が施行されるなど、我が国の状況も急速に変化している。新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化した。今後更に外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月決定）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

1

習機会
の確
保
全
国
展
開
・
学
校
の
日
本
語
教
育

①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)

1,205百万円(615百万円)

地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や日本語教育機関・多様な取組を行う関係機関等と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援するため以下を実施。

- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】
 - －大人・子供の日本語教育に対応するセンター機能の整備（総合調整会議の設置等）、地域日本語教育を推進するコーディネーターの配置
 - －域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施
- ・自治体向け会議・研修等の開催、優良事例の全国的な普及

②日本語教室空白地域解消の推進強化

62百万円(131百万円)

日本語教室がない市区町村（日本語教室空白地域）に対し、地域日本語教育スタートアッププログラム・セミナー等を実施。

（日本語教室の立ち上げを目的とした専門家チームの派遣、日本語教室の開設・安定化に向けた支援等）

日本語学習機会のない外国人のために、生活場面に応じた日本語を自習できる日本語学習教材（ICT教材）を提供。

（「日本語教育の参照枠」に基づくB1レベルの動画コンテンツ等）

2

質
の
向
上
等
の
日
本
語
教
育

①日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充)

227百万円(212百万円)

日本語教育人材の資質・能力の向上を図るため、日本語教師の資格取得後のキャリア形成、及び養成・研修への高度かつ専門的な教育研究・手法の反映に向け、以下を実施。

- ・日本語教師の養成に必要な研修の改善・実施、及び新規研修の開発・試行
- ・地域の日本語教育関係者のネットワーク構築、登録日本語教員養成・実践研修の担当教員向け研修の継続実施、各地域の課題・ニーズ等を踏まえた特色ある取組の展開

②日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(拡充)

543百万円(369百万円)

日本語教育機関認定法等に基づき、以下を実施。

- ・日本語教育機関の審査等、
- ・日本語教員試験の実施、
- ・日本語教育機関認定法ポータル運用保守等

③日本語教育に関する調査及び調査研究

16百万円(16百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究（登録日本語教員等の処遇改善に関する調査研究を含む）を実施。

④省庁連携日本語教育基盤整備事業等

8百万円(8百万円)

日本語教育を推進するため、以下を実施。
日本語教育推進関係者会議の開催、日本語教育大会の開催、日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の運用保守

3

称の
創設
活
学
習
日
本
語
・
生
活
学
習
プ
ロ
グ
ラ
ム
（
仮
称
）

①秩序ある共生社会に向けた日本語学習プログラム構築事業(新規)

事項要求(新規)

我が国に在留する外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習する「日本語・生活学習プログラム（仮称）」の創設のため、日本語学習に係る以下の取組を実施。

- ・入国前及び入国直後、在留中期以降の生活に必要な日本語能力を習得するための日本語学習プログラムの作成
- ・認定日本語教育機関や登録日本語教員を活用した日本語学習プログラムの実施に向けた体制整備や実施方法に関する実証研究

条約難民等に対する日本語教育

236百万円(236百万円)

条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育の人材の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増
（日本語教育環境の整備）

中期アウトカム(成果目標)

日本語学習者の増
（日本語教育環境の整備）

長期アウトカム(成果目標)

・日本語教育の質の維持及び向上
・外国人との共生社会への寄与

(担当：総合教育政策局日本語教育課) 49

在外教育施設の戦略的な機能の強化

【在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和4年法律第73号）に基づく総合的な施策の推進】

令和9年度要求・要望額

222億円

（前年度予算額

192億円）

令和7年度補正予算額

5億円



理念

- 1 在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること
- 2 在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることを確保されることを旨とすること
- 3 在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進を図られるようにすること

基本方針

- ①在留邦人の子の学びの保障
- ②国内同等の学びの環境整備
- ③在外教育施設ならではの教育の充実

1. 国内同等の学びを確保するための教育指導の充実等

（1）在外教育施設への教師派遣等 21,553百万円（R8年度予算：19,040百万円）

◆在外教育施設教員派遣事業等（S53～）

派遣教師に対し、赴任・帰国旅費及び在勤手当等、都道府県等に対し、教師派遣に係る経費を交付

☞ 世界的な物価高騰に対応するための在勤手当の引上げ等

◆派遣教師の選考・研修（H1～）/校長研究協議会の実施（H8～）/派遣教員事務処理（S56～）

（2）海外子女教育活動の助成 400百万円（R8年度予算：133百万円）

◆在外教育施設のエデュケーション整備事業（一人一台端末の整備）（R7補正予算：311百万円）

◆教材整備費（S42～）/通信教育事業費補助（S47～）等

（3）海外子女教育推進体制の整備 234百万円（R8年度予算：62百万円）

◆在外教育アドバイザーの設置（R4～）/スクールカウンセラー派遣（R1～）/派遣教師の安全対策（H22～）等

＜政府の方針等＞

①経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（2）公教育の再生、研究活動の活性化

「在外教育施設の特徴を活かした機能強化を図る。」

＜関連法、基本方針＞

①「在外教育施設における教育の振興に関する法律」（令和4年法律第73号）

②「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和5年4月18日決定）

2. 在外教育施設の特徴ある教育の充実・強化等（在外ならではの教育の実現のための支援）

新規

（1）特色化実現のための在外教育支援センターによる伴走機能の強化事業 207百万円（R7補正予算額：145百万円）※1.（3）から再掲抜粋

◆在外教育支援センター（PF）の運用

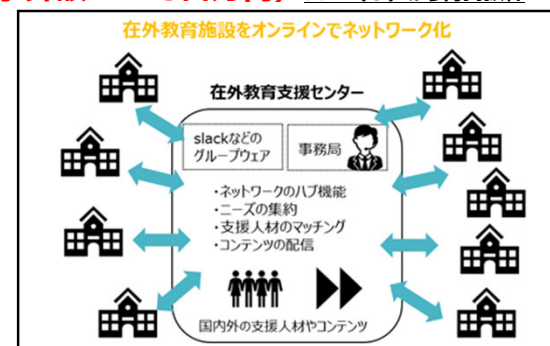
☞ 心のケア、在外教育施設ネットワーク化、オンライン授業や教員研修用コンテンツ制作、

メタバースを活用した学習支援 等

◆在外教育施設におけるMEXCBT（メグビット）への接続支援

◆在外教育振興法に基づく基本方針改定に向けた調査 等

（2）在外教育施設教育支援事業 15百万円（R8年度予算：13百万円）※1.（3）から再掲抜粋



（担当：総合教育政策局国際教育課）

学校を核とした地域力強化プラン

令和9年度要求・要望額 95億円
 (前年度予算額 75億円)
 令和7年度補正予算額 1億円



背景・課題

- ▶ 少子高齢化や人口減少社会の加速化、地域のつながりの希薄化等により、子供を取り巻く地域の教育力が衰退している。また、学校における働き方改革への対応、いじめ・不登校対策、放課後児童対策、児童虐待の増加等、学校や家庭が抱える課題も複雑化・困難化しており、学校・家庭・地域それぞれだけでの対応では限界が生じている。
- ▶ 学校のみならず、家庭や地域住民、地域産業界等が相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ・地域産業を実現する必要がある。
- ▶ 自治体が、それぞれの課題やニーズに応じた効果的な取組を実施できるよう、複数の事業を組み合わせた総合的な支援を実施する。

事業内容

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築
- 地域の多様な関係者の参画による地域の特色を生かした教育活動の充実

学校と地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題等を解決できる環境の醸成

地域全体で子供たちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ、地域産業の実現

事業概要： 下記①～⑦のメニューを組み合わせる自治体の取組を総合的に支援する補助事業

対象（交付先）： 都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）、市区町村

補助率： 国 1/3、都道府県等 1/3、市区町村 1/3
※③「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」のうちクマ出没地域における通学路の安全対策にかかる取組については、国の補助率1/2

件数・単価： 各メニューによって補助対象となる件数・単価は異なる

1 地域と学校の連携・協働体制構築事業 8,122百万円（7,052百万円）

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組を支援。地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した放課後や夏季休業期間等における学習支援・体験活動、働き方改革に資する取組など多様な活動を推進。

2 地域における家庭教育支援基盤構築事業 175百万円（68百万円）

家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化について支援。

3 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 812百万円（212百万円）

スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）等の活用や養成・資質向上の促進にかかる取り組みを支援。また、クマ出没地域における通学路の安全対策にかかる取り組みを支援し、学校や通学路における子供の安全確保をより一層強化。

4 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業 10百万円（9百万円）

就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する自治体の取組を支援。

5 図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業 30百万円【新規】

自治体・教育委員会、図書館や学校図書館、書店、NPO等の関係機関が参画する「協議会」を設置し、絵本専門士等の読書推進人材の活用を図るなど、読書環境の整備・改善に向けた連携協働体制の構築により、誰も取り残すことのない読書環境の整備を支援。

6 健全育成のための体験活動推進事業 171百万円（99百万円）

自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験など様々な体験活動を通じて、不登校児童生徒も含め、自らの役割を意識し、一人一人の児童生徒が自己有用感や自己肯定感を体得できるよう、学校における宿泊体験活動等を支援する。

7 固定的なキャリア観の刷新に向けた義務教育段階からのキャリア教育推進事業 67百万円（7百万円）

地域に根差した人材育成を進めるとともに、義務教育段階から、固定的なキャリア観の刷新や、AI・デジタルなどの先端分野等も含めた幅広い人材育成にも資する体系的なキャリア教育を推進するため、先端分野等も含めた多様な体験プログラムや職業人との交流等を実施し、もって児童生徒の多様で主体的な進路選択を支援する。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

81億円
71億円)



現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要。**
- **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現**を目指す。
- コミュニティ・スクールの導入率上昇を受け、**コミュニティ・スクールの活動の質向上、地域学校協働活動を通じた課題解決の推進**等に向け、**地域学校協働活動推進員の配置促進、教育委員会の伴走支援体制の強化**を図る。
※コミュニティ・スクール導入率：R7.5時点:22,009校、64.9%

関連文書等

- ・経済財政運営と改革の基本方針2026 (R8.7.21閣議決定)
- ・地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について(審議経過報告) (R8.8.21中央教育審議会)
- ・放課後児童対策パッケージ2026 (R7.12こども家庭庁・文部科学省)

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

(事業実施期間：平成27年度～)

交 付 先	都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)
要 件	①コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること等
補 助 率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支 援 内 容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等

▶ 体制の整備・強化

- 体制整備のために必要な人員配置を支援
 - ・地域学校協働活動推進員(統括的な役割を担う者も含む)
 - ・CSアドバイザー
 - ・地域学校協働活動を担う者(活動のリーダー、安全管理や特別な配慮が必要な児童生徒等のサポートを行う者、特別な知識や経験等を有する学習支援員等)
- コミュニティ・スクール関係者や上記の人員に対する研修を促進

▶ 地域学校協働活動の実施

- 放課後等における学習や体験活動の提供に関する取組(放課後子供教室や地域未来塾等)を支援
※夏季休業期間等における学校施設等を活用した放課後子供教室の体験活動の充実(探究活動の実施等)
- 学校における働き方改革に資する取組を支援(朝の見守り、授業・部活動の補助等)



アウトプット(活動目標)

- ・すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
- ・地域学校協働活動推進員等の数の増加
- ・コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体の増加

短期アウトカム(成果目標)

子供を取り巻く課題(学校運営上・地域・家庭)を改善・解決した自治体の増加

中期アウトカム(成果目標)

学校・家庭・地域の連携が進み、全ての公立学校において、様々な課題に対して協働して取り組む体制の整備

長期アウトカム(成果目標)

学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境が整っている地域の増加

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

2億円
1億円)



背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、予算の確保が課題となっている。

事業内容

- 事業開始：平成27年度～

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [77百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R9目標： **1,000チーム**

②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

- 相談対応や情報提供を実施。[95百万円] **【拡充】**
- 地域人材の資質向上のための研修の実施。[3百万円] **【拡充】**

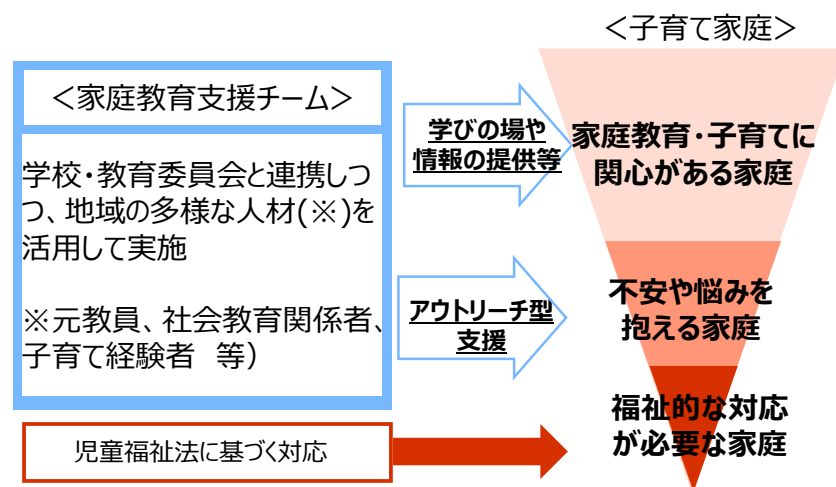
→ R9目標： **500チーム**

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による
地域の教育力の向上

○家庭教育支援の充実

子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がいない状況にある保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、家庭教育支援チームの普及を図るとともに、訪問型など保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R6:35.6%)

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円)



現状・課題

- デジタル社会が進展する中であっても、リアルな体験活動は自立心や主体性、協調性等の非認知能力の育成のために重要であり、青少年に対して意図的・計画的・継続的に提供することが求められている。
- 一方で、体験活動の充実を進めるにあたっては下記の課題が生じており、対応の必要がある。

【体験活動の参加率減少、体験への理解不足】

- 小学生の自然体験への参加率の減少 50.0%→36.7% (R1→R4)
- 参加しなかった主な理由 (保護者からの回答)
 - 子どもが関心を示さない、保護者などの時間的負担、団体や行事などがあることを知らない
- (出典) (独) 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」

【多様な背景・特性の子供たちへの配慮】

- 障害や発達障害を理由に体験活動に参加できない事例の存在
- 多様な背景や特性を持った子供たちが体験活動に参加できるようなサポートの必要性

【経済財政運営と改革の基本方針2026 (令和8年7月21日閣議決定)】

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

- (1) 少子化対策と日本の未来を担うこども・若者のための政策の推進
(略) 全てのこどもの豊かな体験機会の充実に取り組む。(略)
- (2) 公教育の再生、研究活動の活性化
(略) 体験活動が読書活動、栄養教諭を中核とした食育や歯科保健教育、近視予防を推進する。(略)

【こどもまんなか実行計画 2026 (令和8年6月9日こども政策推進会議決定)】

2 具体的施策 (1) 健やかで質の高い育成環境の提供

⑥ こどものための体験機会の提供

こどもたちが多様な経験を通じて成長することは、健全な発達に不可欠であるが、近年、こどもにとっての様々な体験活動の機会が減少傾向となっている。こどもたちが、多様な背景・特性や経済状況等の家庭環境、住んでいる地域等に左右されず、学校や児童館等、地域で日常的に過ごす場所で、安心できるつながりを構築し、また、日常を離れた自然環境等の中で主体的に試行錯誤を繰り返すことができる環境の整備が必要である。(略) 自然・文化芸術・職業体験等の機会の提供等を拡充する。

事業内容

青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、多様な背景・特性を有する子供等を対象とした自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する。



	事業名	詳細	件数・単価	対象
1	全国的なリアル体験活動の普及啓発事業 【委託：拡充】	青少年の体験活動の必要性・重要性を青少年や保護者に発信するイベントを全国で開催するとともに、体験活動等を持続的に定着させるためのコンソーシアムを構築する。	1 か所×約20百万円	青少年団体、企業、自治体等
2	多様な背景・特性を有する子供等を対象とした自然体験活動の構築事業 【委託：新規】	多様な背景・特性を有する子供等を対象とした新たなモデルを開発し、その教育的効果を明らかにするとともに、事業のパッケージ化と全国展開に用いるマニュアルを制作する。	【モデル開発】 10か所×約6百万円 【マニュアル制作】 1か所×約11百万円	
3	教育的効果の高い長期自然体験活動の構築事業 【委託：継続 R3～】	長期(4泊5日程度)の自然体験活動プログラムを構築し、その教育的効果を明らかにする。また、事業をパッケージ化し、全国展開を図る。	継続1か所×約4百万円	
4	青少年の体験活動推進企業表彰 【直轄：継続 H25～】	社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国に紹介する。	—	—

アウトプット (活動目標)

- 体験活動を定着させるための普及啓発事業の実施。
- 教育的効果の高い長期自然体験活動の実施。
- 体験活動を実施した企業等に対する表彰の実施。

短期アウトカム (成果目標)

- 体験活動に関心を示さない子供の減少。
- 当事業に参加する子供の参加意欲の増加。
- 応募企業数が直近3年の平均を上回る。

長期アウトカム (成果目標)

学校以外の自然体験活動に参加する子供の増加。

インパクト (国民・社会への影響)

体験活動の機会が充実し、子供たちに「社会を生き抜く力」として必要な非認知能力 (自己肯定感、自律性、協調性、積極性等) が育成される。

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

読書活動総合推進事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
0.4億円)



現状・課題

○国の計画への対応

・第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5.3.28閣議決定)

R5年度からの5か年計画を踏まえ、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」のための方策、取組等の検討が必要。

・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(R4～R8)

R4年度からの第6次計画を踏まえた国の支援策が必要。学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新等が課題。

○取り巻く情勢の変化—デジタル社会への対応—

- ・GIGAによる一人一台端末の整備を踏まえた学校図書館の利活用が課題。
- ・子供たちの情報活用能力の育成とともに、多様な子供たちの読書機会の確保等のために、電子書籍の利用、学校図書館や図書館のDXを進める必要がある。

○読書活動の総合的推進

- ・多様な子供の読書活動を推進するためには、図書館、学校、民間団体など関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組を促す必要がある。
- ・骨太の方針2026(令和8年7月21日閣議決定)
体験活動や読書活動を推進する。

事業内容(令和4年度～)

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等への対応のため、図書館や学校図書館等を活用した読書活動を総合的に推進するための以下の取組を行う。

図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 18百万円(9百万円)

子ども読書基本計画等に対応した読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化に向け、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、読書活動推進モデル事業を実施する。**<委託事業：教育委員会等>**

1 発達段階などに応じた読書活動推進事業

不読率低減に向けた読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様な子供のニーズ、デジタル社会等に対応した効果的な取組を行う。
(委託先：4箇所(小・中・高等学校、公立図書館等)×0.8百万円)



2 学校図書館図書の整備促進事業

新しいトピックに関連する書籍、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモデル授業の実施などの取組を行う。
(委託先：2箇所(小・中・高等学校、特別支援学校等)×1百万円)

「子ども読書の日」(4月23日)の理解推進 5百万円(5百万円)

「子ども読書の日」(4月23日)を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている図書館・学校・団体等を表彰する。**<直轄事業>**

司書教諭養成講習の実施 24百万円(21百万円)

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「司書教諭」の養成のため、全国のエデュケーション機関が講習を実施するための経費を措置する。

<委託事業：47箇所×0.5百万円/2箇所×0.5百万円(大学及び教育委員会)>



読書活動の推進等に関する調査研究 23百万円(8百万円)

1 基礎調査

子供の読書活動の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るための調査分析等を行う。

<委託事業：1団体(民間団体)×8百万円>

2 図書館・関係機関等の連携促進に向けた調査研究【新規】

読書活動に関する専門的知識を有する読書推進人材(絵本専門士・朗読指導者・読書アドバイザー)の活躍機会の拡大や育成の強化、周知・広報に向けた実証調査を行う。

<委託事業：1箇所(民間団体)×15百万円>

アウトプット (活動目標)

- ・新たな読書、授業モデルの構築
- ・司書教諭講習を実施する機関の増加

短期アウトカム (成果目標)

- ・読書に興味が高まった子供の増加
- ・学校図書館の活用に理解が高まった教職員の増加
- ・司書教諭講習の修了者数の増加

長期アウトカム (成果目標)

- ・不読率の低減



社会教育デジタル活用等推進事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

1億円
1億円)



背景・課題

- 公共施設のより効率的・効果的な整備・運営等に向けて、老朽化等が進む公民館等の**社会教育施設においても、民間の資金と創意工夫を活用するPPP/PFI等の活用を進めていく必要がある**
 - PPP/PFIアクションプランにおける具体化目標を達成するため、**自治体への伴走支援を強化**
- 社会の急速なデジタル化の中で、**社会教育分野におけるデジタル化の遅れが顕在化し**、公民館等の**社会教育施設のデジタル機能を強化し**、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な教育活動により、**地域の教育力の向上を図る必要がある**
- 地域コミュニティの基盤となる社会教育施設を活性化し**、地方創生2.0を推進

事業内容 (令和5年度より実施)

○ 社会教育施設のPPP/PFI等の活用・デジタル機能強化への支援 (民間団体向け委託 × 1か所)

社会教育施設の整備や運営におけるPPP/PFI等の活用、デジタル環境の整備やその効果的な活用を促進するため、全国をカバーする支援体制を構築し、地方公共団体等からの相談対応や専門家派遣、導入可能性調査等の検討支援、情報発信などの伴走支援を実施

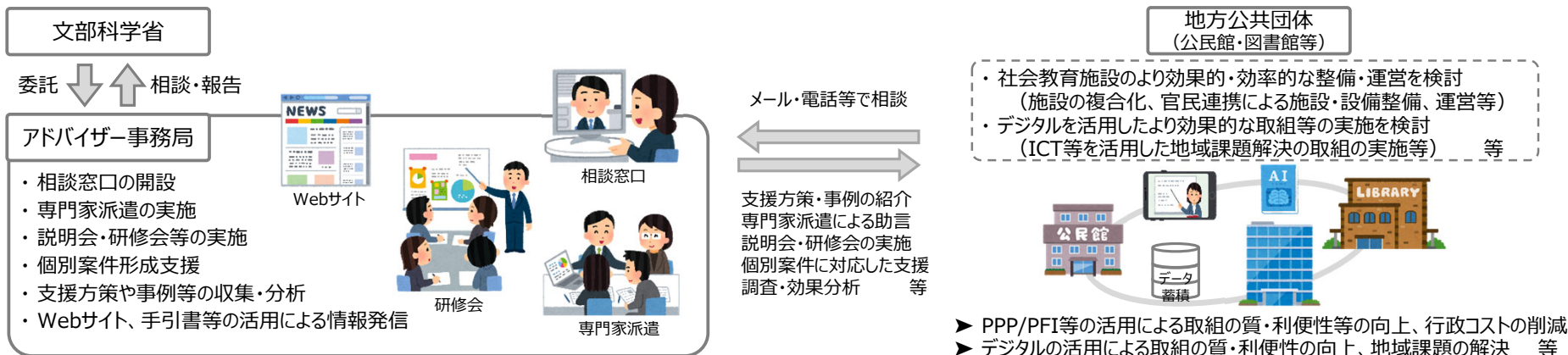
経済財政運営と改革の基本方針2026 (令和8年7月21日閣議決定)

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 (3) 戦略的な社会資本整備の推進
「**PPP/PFI推進アクションプラン (令和8年改定版)**」に基づき官民連携投資等を促進する。

PPP/PFI推進アクションプラン (令和8年改定版) (令和8年6月11日民間資金等活用事業推進会議決定)

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標
(2) 重点分野と目標 ii) 各重点分野における取組
⑥文化・**社会教育施設**
令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、**10年ターゲット目標 (35件)**の達成に向け、(略)取り組む。



アウトプット (活動目標)

- 地方公共団体の伴走支援を行う事務局の設置
- PPP/PFI等の活用に向けた伴走支援の実施
- デジタル機能強化に向けた伴走支援の実施

アウトカム (成果目標)

- 社会教育施設におけるデジタルの効果的な活用やPPP/PFIの導入を検討する自治体数の増加
- PPP/PFIの活用やデジタル環境の整備等を行う施設の増加

インパクト (国民・社会への影響)、目指すべき姿

社会教育施設を拠点とした、地域住民が主体的に学べる教育環境の実現 (地域課題解決に向けた取組の充実、効果的・効率的な施設運営、社会教育施設が地域コミュニティの基盤として機能)

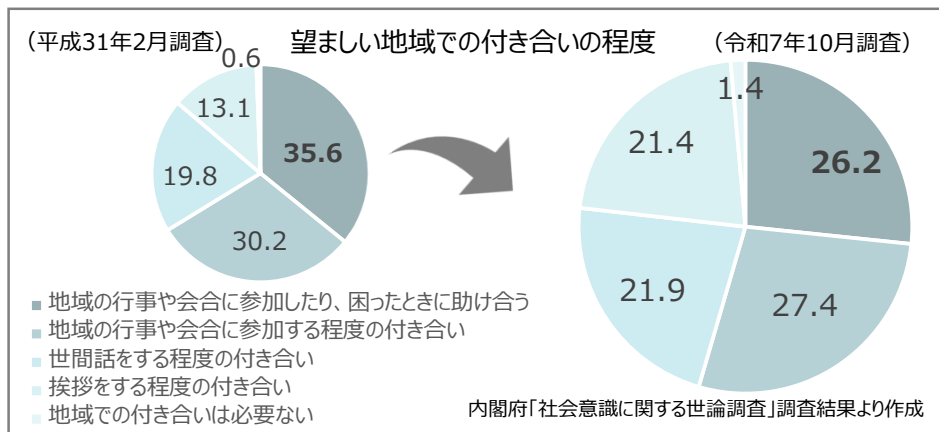
(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

子供の豊かな学びと地域の支え合いを育む新たな社会教育の推進

現状・課題

子供から大人まで人と人とのつながりが希薄化。周囲との良好な関係性が重要な日本型ウェルビーイングの実現も困難に。

- 過疎化や少子化による近所の同世代の子供の減少、デジタル化の進展による直接的なコミュニケーションの減少、習い事や学習塾による多忙化
 - ⇒ 子供同士が直接的な触れ合いをする場面が減少し、また大人との交流も保護者や学校の教師など限られた範囲にとどまっており、将来大人になったときに不可欠なコミュニケーション能力や多様な者への配慮、価値観や考えの異なる他者を尊重し、折り合いをつける力などが育まれる機会が限定的
- 地域を支える若者の減少、災害時における地域住民の共助体制の脆弱性、在留外国人の増加に伴うコミュニケーション不足とそれによる軋轢の顕在化
 - ⇒ 多様化・複雑化する地域課題に対し、行政のみによる対応では、財源や人員の制約があり、個別のケースごとの実情に応じたきめ細かな支援を十分に行うことや、その発生・深刻化を未然に防いでいくことは限界



事業内容

件数・単価

447百万円

委託先

委託先事業者

子供の安全・安心な居場所づくりや、学校教育と連携した地域での学び、デジタル社会での体験活動の充実など**子供の豊かな学びを地域で支える取組**や、地域課題解決に向けた活動を担う地域住民や公益的活動を行う民間団体等との連携を図り、**地域の支え合いを育み持続可能な社会を実現する取組**について、その在り方や、それを支える組織体制の試行・検証等を行う。

<事業スキーム>

①子供の豊かな学びと地域の支え合いを育む新たな社会教育モデルの構築

(内訳) 実施件数・単価

47箇所×8百万円

放課後等の子供の学びの場の整備

小学生の放課後等の安全・安心な活動場所を確保する観点から、児童や保護者のニーズを把握した上で、地域の取組・資源（学校施設開放、放課後子供教室、放課後児童クラブ、公民館、図書館、児童館等）を活用した全児童に対する学習・体験機会の提供の在り方と、それを支える組織体制の試行・検証等を行い、持続可能なモデルを構築

NPOやRMO等の地域団体との相互連携を図った地域の価値創造

若者や地域住民を提供された学習サービスを「消費」する主体から地域への「参画」「共助」の主体へと関わり方を変える観点で、公民館等とNPOやRMO等の地域団体との相互連携を図る取組と、それを支える組織体制の試行・検証等を行い、地域の新たな価値を創造するモデルを構築

②事業の効果検証等の実施

(内訳) 実施件数・単価

51百万円

事業実施自治体に対する助言、モデル事業の効果検証等

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

学校安全体制の整備

令和9年度要求・要望額 12億円
(前年度予算額 5億円)



背景・課題

学校における安全は学校教育の大前提であり、また事件・事故、火災、自然災害は学校教育のあらゆる場面で発生し得ることを念頭に、児童生徒等の安全を着実に守るために、校外学習・部活動なども含めた全ての教育活動において、現場における学校安全の確保を徹底し、実効的で持続的なものとするのが不可欠。

▶ 各学校における**実効性のある危機管理マニュアルの整備・運用**や、**セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の取組の充実**、**学校と家庭・地域、警察・消防等の関係機関等の連携促進**が必要。

学校安全の取組の充実

学校安全総合支援・高度化事業

(279百万円(241百万円))

- 「第4次学校安全の推進に関する計画(令和8年度策定予定)」に基づき取組を推進・深化
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた組織的な学校安全推進体制の構築
- DXや先端技術等の活用による学校安全の高度化に向けた実証研究(新規)
- 学校安全に係る専門性向上支援
- 学校安全フェスタの開催

学校安全教室の推進(33百万円(33百万円))

- 学校安全(生活安全、交通安全、災害安全)教室の講師となる教職員に対する講習会の実施
- 教職員や管理職等の安全対応能力向上のための事故防止・事故対応に関する講習会、心肺蘇生法実技講習会等を実施
- 新1年生向けリーフレットの作成・配付

スクールバス等の公共交通機関と連携した通学時の安全確保

(25百万円(25百万円))

- 地域の公共交通機関と連携し、スクールバス等を活用した通学支援モデル事業を実施

学校安全の推進に関する調査研究(45百万円(23百万円))

- 第4次学校安全の推進に関する計画に係る調査研究のほか、通学路の安全確保に関する取組実態の調査や事故情報等の分析を実施

関係機関等の連携促進

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(812百万円(212百万円))

- スクールガード・リーダー(SGL)に対する活動支援
 - ・SGLによる指導助言、各学校を定期的に巡回するために必要な謝金、旅費等の補助
 - ・SGL連絡協議会等の開催支援、装備品の充実
- スクールガード・リーダーの育成支援、スクールガード等(学校安全ボランティア)の養成支援
 - ・SGLの資質を備えた人材に対する育成講習会や、スクールガード等学校安全ボランティアの養成講習会を実施
- スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援
 - ・子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品、ボランティア保険料等の補助
- クマ出没地域におけるスクールバス等の運行等にかかる支援
 - ・スクールバス等の運行委託費、通学路におけるクマ出没危険個所の安全確保に要する経費、クマ対策に必要な消耗品又は携行品等



(担当: 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)

成長分野等に関するリ・スキリングの推進や 専門学校の教育の質の高度化など社会人の学び直しの機会の拡充

令和9年度要求・要望額 784億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 702億円
(前年度予算額 78億円)
令和7年度補正予算額 22億円



現状・課題

人口減少やAIの進展、産業構造の変化に伴う人材需要の大きな変化が見込まれる中、将来の人材需要とのミスマッチを解消するため、17の戦略分野における課題を踏まえた人材や、それを支える人材を戦略的に育成することが求められている。また、地域ごとの人材需給ギャップの状況等も踏まえ、地域を支える必要な人材を確保していくことが必要。（「日本成長戦略2026」令和8年7月21日閣議決定）

事業内容

成長分野等におけるリ・スキリングの戦略的推進

【社会のニーズ】

新たな
技術・知識・技能
への対応

地域基盤を支える
実践的職業人材
の育成

（日本成長戦略に
おける講ずべき
施策）

GRIT (Growth-sector Reskilling and Innovative Training) ※厚労省・経産省等と連携した一気通貫の支援により人材育成を加速化

プログラム
の開発・提供 ○成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発事業 33,703百万円（新規）
大学等における産学官連携による短期実践型のリ・スキリングプログラムの開発・提供を支援

持続可能な
環境整備 ○学び続ける社会の実現に向けた大学の全学的体制整備支援 21,008百万円（新規）
リ・スキリングによる持続的な人材輩出に向けて体制整備を行う大学を支援

社会人
高度人材育成 ○産学連携リ・スキリングによる社会人修士・博士育成事業 5,306百万円（新規）
高度人材の育成に向け社会人が働きながら修士・博士課程を修了できる環境整備を支援

支える人材の
質向上 ○専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化 10,178百万円（新規）
各地域の産業等を支える職業人材の高度化を図る専門学校を支援

○学びの情報プラットフォーム活用促進事業 57百万円（57百万円）
情報サイトにより、リ・スキリングプログラムや各種講座、活用可能な支援策の情報を提供

○プログラムに対する文科大臣認定（BP等）（非予算）
「職業実践力育成プログラム」や「キャリア形成促進プログラム」の認定により学習費用を軽減等

○地域活性化人材育成事業 326百万円（598百万円）
学部等の再編や高度な大学間連携を通じ、地域資源を結集したプログラムの構築を支援

【目指す成果】

「学び続ける社会」の
実現に向けて、
リ・スキリングが
個々人のキャリア
アップ・処遇向上や
企業の成長に確実に
つながる
システムを構築

2030年までに
大学等における
リ・スキリング人口

60万人

（日本成長戦略に
おけるKPI）

学び続ける社会の実現に向けた学習基盤の充実

幅広い学びの 機会充実

○放送大学学園補助金 7,746百万円（7,100百万円）
放送やインターネット等を活用して広く生涯学習の機会を提供

女性の 学び直し支援

○女性の多様なチャレンジに寄り添う 27百万円（12百万円）
学びと社会支援事業
女性の学び直しやキャリア形成の総合的支援等

※このほか、国立大学や私立大学等の基盤的経費の算定において、社会人の受入れ状況や組織的な受入れ促進の取組状況が考慮されている。

（担当：総合教育政策局生涯学習推進課）

専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化

令和9年度要求・要望額 102億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 102億円
(新規)



背景・課題

我が国は既に人手不足の状況にあり、今後も労働力人口の減少が見込まれている。このため、AIやデジタル技術等を活用し、従来より少ない人数でも生産性を維持できる人材育成が不可欠。

地域に必要な不可欠であっても需要規模が小さい職種（例：歯科技工士、助産師等）などは、教育機関や事業者による人材供給の維持が困難となる場合があるほか、人口減少や若年層流出により人材需要を満たすことができないケースも生じている。

また、「量子、航空・宇宙、コンテンツ、創薬などの17の戦略分野については、大胆な投資促進、国際展開支援、人材育成、研究開発、産学連携、国際標準化、防衛調達を含む官公庁による調達、規制・制度改革といった、供給及び需要の両面にアプローチする多角的な観点からの総合支援策を講じ」ることとしている。【第221回国会における高市内閣総理大臣施政方針演説（令和8年2月20日）】。

このため、各地域（都道府県単位）が将来の産業構造や地域ニーズを見据え、将来にわたり質の高い職業人材を継続的かつ安定的に育成できるよう、これを地域任せにせず、国として全国的な視点から専門学校教育の高度化を推進することが必要である。

事業内容

地域構想推進プラットフォーム等による地域の人材需要の分析も踏まえ、都道府県が作成する専門学校教育の高度化の方針に基づき、戦略17分野を中心に、専門学校における教育プログラムの開発・実施や教育内容・カリキュラムの高度化等の取組を実施するために必要な経費を国が補助する。

(想定される取組)

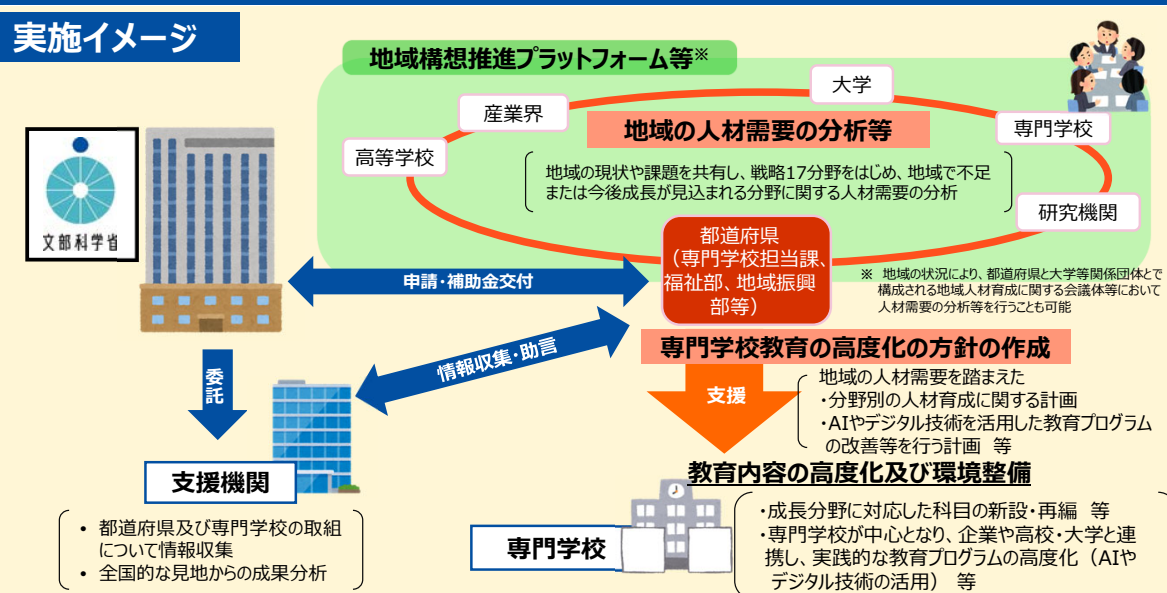
- 17の戦略分野等を支える人材育成に向けた取組
- 専門高校等との接続を意識した専門学校のカリキュラム改革
- AIやデジタル技術の活用を前提とした学科・カリキュラムの転換・高度化

(補助率・単価等)

- 補助率：定額
- 件数・単価：47箇所×約2億円（予定）
※ 5年間の継続支援を予定
- 補助対象経費：
 - ・都道府県における専門学校教育高度化の方針を作成するための経費
 - ・都道府県から専門学校への支援経費のうち、外部人材への人件費、教育プログラム・カリキュラムの高度化に必要な設備経費等

※ 都道府県への補助のほか、各都道府県の取組の情報収集及び成果分析のための取組を実施

実施イメージ



戦略17分野やAI・デジタル技術等の活用を前提とした教育内容・カリキュラムへの転換、地域産業との連携強化など、専門学校教育の高度化に係る取組

アウトプット（活動目標）

- ◆ 関係機関による連携体制の構築
- ◆ 専門学校教育の高度化の方針に基づくプログラムの開発・実施

アウトカム（成果目標）

- ◆ 戦略17分野及びエッセンシャル分野における人材育成プログラムの改善数／修了者数（輩出数）の増加
- ◆ 地元就職率の向上

インパクト（国民・社会への影響）

- ◆ 地域における人材供給体制の維持・強化による持続的な地域経済・生活基盤の確保

(担当：総合教育政策局生涯学習推進課)

運動・スポーツを活用した 企業人材等の健康インフラ整備支援事業

令和9年度要求・要望額 20億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 20億円
(新規)



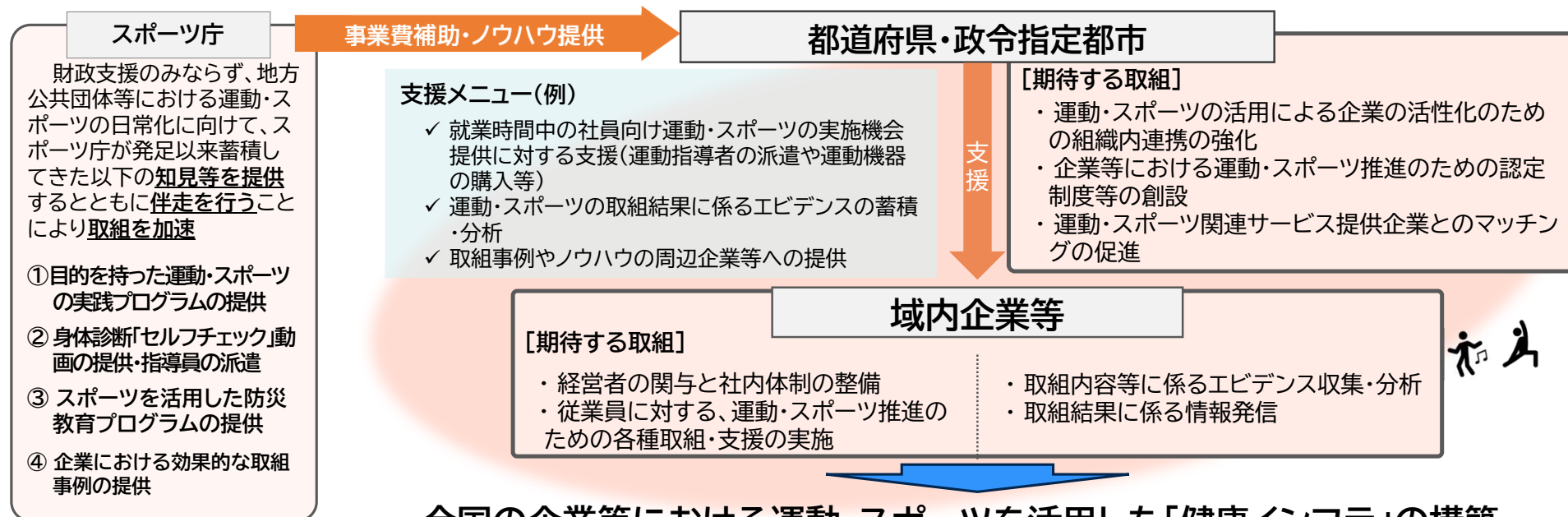
現状・課題

- 少子高齢化が進展する我が国においては、女性や高齢者の労働参加の推進とともに、多様な従業員等の心身の健康の保持・増進を図りつつ、労働生産性を高めていくことが必要な一方で、現在は、若年層の「心の病」や中高年齢層の自身や家族の健康上の理由、高齢者の労働災害等により、自らの意思に反して労働市場から撤退を余儀なくされている者の割合が増加傾向にある。
- 日本の経済成長を支えるためには、成長分野の人材の育成や適正配置のみならず、そうした人材が健康で元気に働ける状態を長く維持しつつ、持てる能力を最大限発揮するための環境整備が重要であり、その実現に運動・スポーツは効果的なツールであるものの十分に活用されていない。

事業内容

- 運動・スポーツが持つ心身の健康増進や生産性向上という効果・価値を生かし、成長分野を支える人材の定着、継続的な能力発揮と生産性の維持向上、就労期間の延伸を図るため、スポーツ庁がこれまでに蓄積してきた知見やノウハウ等も活用しつつ、都道府県等を通じて各地域の企業等における運動・スポーツの取組を支援し、心身の健康の保持・増進の基盤である人材の「健康インフラ」(*)の構築を図る。

事業イメージ



※運動・スポーツが持つ「心身の健康増進」という効果・価値を生かした、「人材の定着」、「継続的な能力発揮」、「生産性の維持向上」、「就労期間の延伸」等を図るための基盤。

(担当：スポーツ庁健康スポーツ課)

学校施設等を活用した生涯スポーツ推進のための 先進モデル構築事業



令和9年度要望・要求額
うち「強く豊かな日本」投資枠
(前年度予算額)

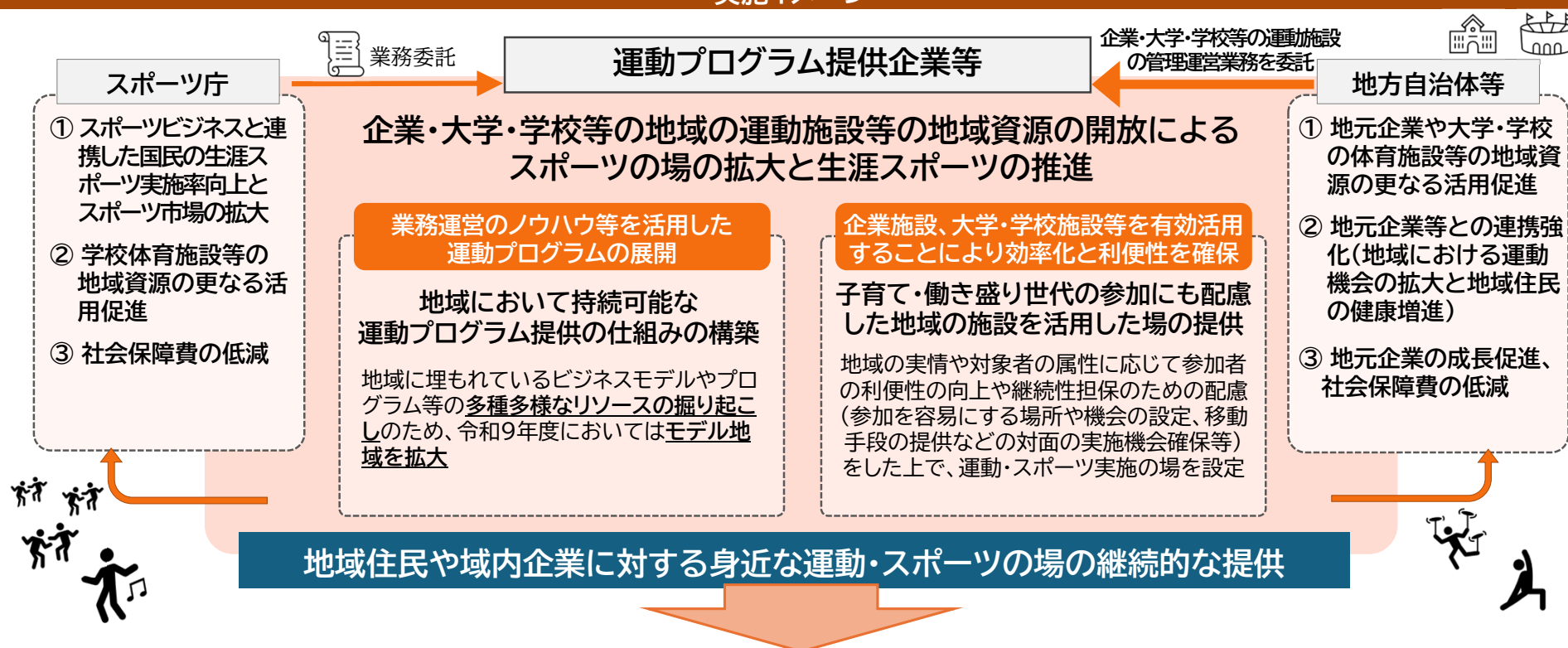
10億円
10億円
1億円)



- 働き盛り層を中心にスポーツの実施促進を図り、生涯を通じた運動・スポーツの継続を実現するうえで、**運動・スポーツを行う場所の確保**が大きな課題となっている。
- そこで、地域に所在する**企業や大学・学校等が所有する運動施設等の様々な地域資源を開放**することで「コミュニティ・ジム」化を図るとともに、民間企業等のノウハウを活用した**管理運営からプログラム提供までを一体的に行うモデルの構築**により、地域に拠点を構えるあらゆる者が身近な場所で運動・スポーツができる場の確保を推進する。

事業期間	3～5年程度
件数・単価	1件×1,000百万円

～ 実施イメージ ～



子育て・働き盛り世代を中心とする地域住民が運動・スポーツを継続できる場の確保

Sport in Life推進プロジェクト

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠
(前年予算額)

2億円
2億円
1億円)



現状・課題

- Sport in Lifeコンソーシアム加盟団体は約5,600団体（令和7年度末時点）であるところ、従業員・大学生等の健康増進のために、積極的に運動・スポーツの取組を実施している、スポーツエールカンパニー認定数はコンソーシアム加盟数の約3割にとどまっている。
- 昨年度、加盟団体を対象に実施したアンケート調査等の結果から、職場における運動・スポーツの取組を推進し成果が出ている団体は、他社や自治体、保険者、大学等と連携することで、取組の低コスト化や質の向上、幅の拡大を図っていることが分かった。
- 上記を踏まえて、企業向けに運動・スポーツ関連サービスを提供する企業と、サービスの提供を受けたい企業とのマッチング支援を推進する。また、他自治体の成功事例や失敗事例を共有できるような、サブ・コンソーシアムを新設し、地域ごとの実施率の差異の解消を図っていく。

事業内容

【拡充部分】



① BtoBマッチング機能の強化

- 加盟企業を対象に、提供可能なサービスや連携ニーズ、関心テーマ等を体系的に整理し、協業テーマ別に検索・把握可能なマッチングプラットフォームを構築する。
- 当該プラットフォーム上で、企業が自らの関心分野や課題に応じて、他社事例や連携候補を把握できる環境を整備し、企業間の自発的な連携を常時創出できる仕組みとする。
- 事務局は、マッチング件数、連携件数、具体的取組への進捗状況等の成果指標を整理し、定量・定性の両面から効果を把握・検証する。
- 創出された連携事例はプラットフォーム上で可視化するとともに、成功事例を起点とした横展開を促進し、連携実績を有する企業が他の加盟団体に助言・伴走する循環型の仕組みを構築する。



② 自治体対象のサブ・コンソーシアムの創設

- 加盟自治体の課題やニーズについてアンケート等を実施し、共通課題を把握・類型化する。
- 類型化した課題ごとに、人口規模や地域特性（都市部や地方都市など）を考慮しながらグルーピングを行い、自治体同士がオンライン上で常時相談・情報共有できる仕組みを構築することで、各自治体が個別に試行錯誤する負担を軽減する。
- さらに、自治体の先進事例や成功事例をデータベース化し、横断的に活用可能な形で蓄積・共有することにより、施策の効率的な横展開を図る。



(担当: スポーツ庁健康スポーツ課)

幼児期からの運動習慣形成・体力向上 (次期学習指導要領への対応含む)

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

10億円
8億円)



子供の時期に運動を習慣化することは、基礎的な体力を培うだけでなく、成人以降の運動習慣や高齢期以降の健康の保持にも影響を及ぼすものである。このため、幼児期からの運動習慣形成のための取組、小・中学校における体力調査や研修会等の実施及び体育授業等の充実・高度化の促進や大学スポーツ振興を通して、幼児期から大学生までの体力向上や望ましい運動習慣形成に取り組む。

○楽しさと学びが好循環する体育授業推進事業【新規】

690百万円

①子供たちの「やりたい」を豊かに育む体育授業アップデート実証事業

次期学習指導要領の施行を見据え、幼児教育段階との接続を踏まえた体育授業や、誰もが安心して運動に豊かに取り組む機会が確保される体育授業等についてモデル開発を行い、全国的な実装に向けた普及を推進する。

③武道授業の指導力向上・多様化推進事業

武道関係団体による他領域や団体間で連携した授業研究・合同研修会の実施、外部指導者の養成等により、学校における指導の充実のための取組を推進する。

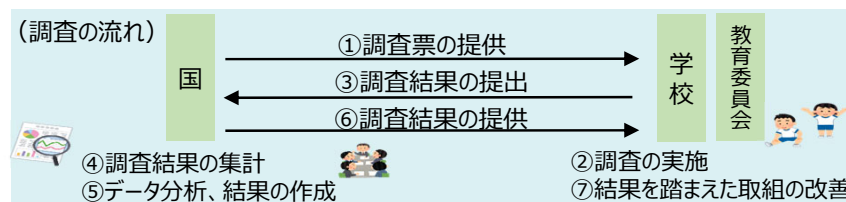
②アスリートの知見を子供の学びにつなぐ派遣型実証事業

アスリートが体育授業に参画するうえで共通的に調整を要する事項や指導を一層充実するうえで留意すべきこと、また、各運動領域の指導の特性等を踏まえたより良い連携の在り方等について、実践を通して整理し、そのノウハウ等の全国展開を図る。

○全国体力・運動能力、運動習慣等調査

163百万円

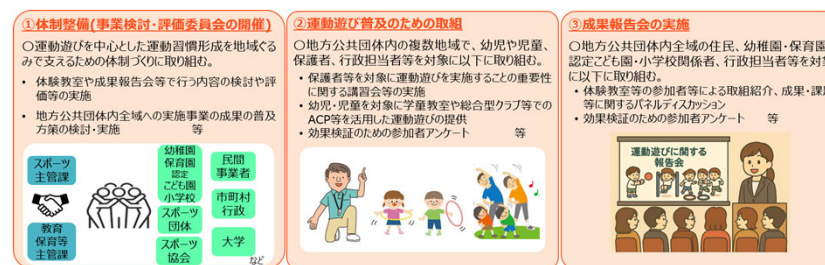
小学校5年生・中学校2年生の全児童生徒を対象に実技調査と運動習慣等のアンケート調査を実施し、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣の状況等について詳細に把握・分析し、施策の検証、改善を図るための継続的なPDCAサイクルを確立する。



○幼児期からの運動習慣形成プロジェクト

41百万円

地域における幼児期からの子供の運動習慣形成に関する推進体制の整備をするともに、地域において、保護者等を対象に、幼児期からの運動習慣形成や「遊び」を通じた運動の重要性及び地域や家庭の役割等について理解を深める普及・啓発を行う。あわせて、幼児・児童を対象として、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）等を活用した、運動習慣形成のきっかけとなる、体を動かすことや運動に対する前向きな気持ちを育む実践を実施する。



○体育が苦手な児童生徒のための授業づくり研究大会の開催等

31百万円

スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、体育が苦手な児童生徒のための授業づくりを通して、運動やスポーツに親しむ資質・能力及び健康な生活を実践するための資質・能力を育成するなど、調和の取れた体力向上を図るための教師の資質及び指導力の向上を図る。

○大学スポーツ総合支援事業

118百万円

①大学スポーツ振興事業 大学が有するスポーツ資源（人材、施設、知識）を活用し、地域の組織と連携・協力した地域振興の取組をモデル的に実施し、成果を全国に横展開する。

また、大学が部活動の地域展開に貢献する取組や学生の企画・運営によるホームゲームの実施促進等を図る。

②大学スポーツ統括団体活動支援事業 (一社) 大学スポーツ協会（UNIVAS）が実施する大学スポーツ振興の活動（コンプライアンス研修等）の一部を補助。

③大学スポーツの実態に関する調査研究事業 大学スポーツの更なる発展に向けた効果的な戦略立案のため、基礎的なデータやガバナンス体制の整備状況など最新のデータを収集し、分析を行う。

(担当：スポーツ庁地域スポーツ課、政策課)

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

令和9年度要求・要望額	80億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	26億円
(前年度予算額)	28億円)
令和7年度補正予算額	22億円



事業開始年度 平成23年度～

- ▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。
- 屋内プールを含む地域のスポーツ環境の充実
 - 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）
 - 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備

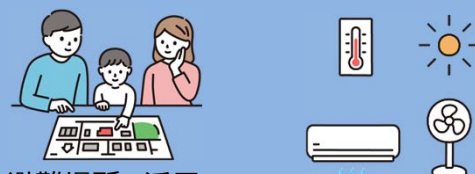
スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO₂排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3 補助 ※空調新設、社会体育施設の複合化・集約化等は1/2

R9制度改正

- 学校利用を前提とした社会体育施設の屋内プールを新改築する場合、補助率を2/3に引上げ

事業開始年度 令和5年度～

- ▶ 地域スポーツクラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（80.0億円の内0.6億円）を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1/3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

(担当：スポーツ庁参事官（地域振興担当）付)

パラスポーツの振興

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

9億円
6億円)



背景

- 改正スポーツ基本法の理念を実現していくためには、パラスポーツの振興を通じた社会的インパクトを戦略的に創出していくことが不可欠であり、世界的潮流でもある。
- スポーツ実施率等のデータ収集体制の構築や「人への投資」を充実し、「共生社会の実現」に向けた取組を着実に進めていく。

事業内容

パラスポーツ推進プロジェクト 237百万円(237百万円)

障害者のスポーツ実施率の低い自治体を中心とした公募事業を展開するとともに、継続的な調査研究を通じて、地域における取組の一層の見える化を図る。
(下線が新規テーマ)

(1)公募事業の実施

実施率の低い自治体・民間企業・大学・特別支援学校等を主たる対象として、パラスポーツに係るテーマ別の実証事業を展開【個別テーマ例】

- ①企業と競技団体等によるパラスポーツイベント開催
- ②eパラスポーツ等の重度障害のある者のスポーツ実施
- ③障害の無い者とともにするスポーツ実施
- ④国立大学等の教員養成課程における人材派遣、用具整備、パラスポーツ実践カリキュラムの創出
- ⑤個別の教育支援計画等の共有を通じたパラスポーツ実施

(2)スポーツ実施状況調査研究

障害のある者のスポーツ実施率等に関する調査研究を実施。調査対象者数の増・調査項目の改善等による調査精度の向上とエビデンスの充実を図る。また、各都道府県・政令指定都市に対する情報発信・共有を適切に行うことで、全国的な取組の推進に資するものとする。

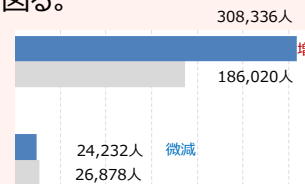
日本パラスポーツ協会補助 537百万円(251百万円)

地域のパラスポーツ振興に向けた体制整備を図る必要があることから、パラスポーツ指導員等の量的・質的拡充やパラスポーツセンター間の連携強化等を図る。

(1)パラスポーツ人材の育成・確保

①パラスポーツ指導員の育成・確保

- ・初級者オンデマンド化の推進
- ・中上級者の地方研修機会の増
- ・JSPO更新講習との共同開催



JSPO公認指導者認定者数とJPSA公認スポーツ指導者認定数
(上: JSPO 下: JPSA
青: 2025年 グレー: 2019年)

②JSPOスポーツ指導員更新講習との連携

- ・共通動画教材におけるパラスポーツ導入
- ・講習におけるパラスポーツ講師招聘
- ・指導者手帳へのパラスポーツ関係教材掲載

(2)パラスポーツセンターの機能強化・地域への重点支援

①低実施率の自治体へ重点支援、総合型SCとの連携、GP紹介等の医療機関等と連携

②パラスポーツセンターの職員の能力向上に加え、連携促進に関するインセンティブ創設

③オリパラ・デフなど、主要国際大会レガシーの継承・パラスポーツ普及啓発 等

全スポ補助 85百万円(85百万円)

全スポを開催する自治体における所要の経費に対し、一定額を支援する。

第26回障害者スポーツ大会

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

【会期】
令和9年 10月23日～25日

【主催者】
文部科学省、日本パラスポーツ協会、宮崎県

【競技種目】
個人競技(7競技)
団体競技(7競技)

法令改正

●スポーツ基本法(令和7年改正後)(抜粋)

第2条第5項 スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない。

全スポの開催に伴う知事要望(スポーツ庁に対する開催県共同要望書:抜粋)

1. 開催年度に開催県に対して交付されている国庫補助金等があるものの、依然として開催県の財政負担は大きく、近年の著しい物価上昇及び人件費や資材価格の高騰への対応等により、開催経費や会場整備が増大し、開催県の負担が増していることから、開催経費について少なくとも1/2以上負担すること

2027-2029

【推進体制の強化】

■データ収集・分析体制構築

- ◆各自治体での計画策定・モニタリング

■施策の効率化

- ◆非効率施策の統廃合を通じた効率化等

■「人への投資」の充実

- ◆パラセンター機能集約、パラ指導員増 等

<期待される主な成果例>

全都道府県等計画策定率 **100%**

2030-

【社会的インパクト創出】

■実施率の大幅向上

- ◆身体・精神・社会性の増進

■地域経済の活性化

- ◆経済社会への人材供給増

■持続可能性の向上

- ◆人材・知見等の集約と多様性確保

<期待される主な成果例>

共生社会の実現へ

(担当: スポーツ庁健康スポーツ課パラスポーツ振興室)

スポーツ産業の成長促進事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

7億円
4億円)



<目的>

スポーツの成長産業化を図るため、地域活性化の核となるスタジアム・アリーナと他の施設等をまちづくりとして総合的・複合的に整備・活用するスポーツコンプレックスの推進、スポーツ事業運営人材の獲得・育成、テクノロジー等を活用した地域創生や収益拡大への支援等を行う。

① スポーツコンプレックス推進事業

221百万円

【事業概要】

スポーツを活用したまちづくりとしてのスポーツコンプレックスやその核となるスタジアム・アリーナの整備・活用を推進するため、スポーツコンプレックス等によるまちづくりに資する構想・計画の策定の支援、スポーツコンプレックスの実現に向けた取組を促進するための普及活動等を行う。

【具体的な取組】

- まちづくりに資するスポーツコンプレックス構想・計画の策定等支援
- モデルとなる事例の表彰及び相談窓口の運営、シンポジウムやワークショップ（スポーツ施設・タリティ、スポーツプレゼンテーションの活用促進含む）等の開催
- スポーツコンプレックスがもたらす経済波及効果等の調査



② スポーツ・ビジネス人材越境活性化事業【新規】

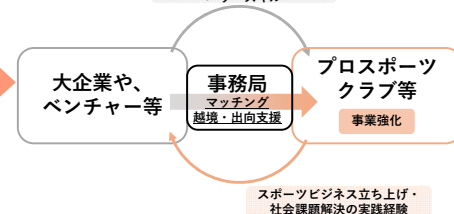
240百万円

【事業概要】

プロスポーツ等のスポーツ団体の収益拡大に向けて、民間企業のビジネス人材をプロスポーツクラブ等へ越境（出向等）させることにより、ビジネス視点からのプロスポーツクラブの事業等の見直しや、事業構造・運営組織の構造改革等を促進する。

【具体的な取組】

- 民間企業からスポーツ団体への人材越境支援等
- プロスポーツ業界等の人事制度調査・改革実践支援



③ テクノロジー等を活用した地方創生・スポーツ収益拡大事業

238百万円

【事業概要】

自治体との連携を図りながら、スポーツにおけるテクノロジー活用・DXを推進し、顧客体験価値を向上することでスポーツ消費の拡大を図るとともに、スポーツと他産業との連携を促進し、スポーツに関心のなかった層にもスポーツに触れる機会を創出し、スポーツ産業の裾野を広げ、成長産業化および経済・地方活性化を一層推し進める。

【具体的な取組】

- スポーツの顧客体験価値及び社会的価値向上のため、スポーツ団体等のテクノロジー活用・実装支援
- スポーツ団体と他産業の連携による事業の創出・拡大支援、情報発信等によるプラットフォーム機能の強化
- スポーツを活用した地方創生モデルを創出し、地域の自律的な成長を促進



(担当：スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付)

スポーツツーリズム等を含めた スポーツ・健康まちづくりの一層の推進

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

5億円
3億円



「スポーツ・健康まちづくり」をより一層推進するため、武道、アウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムのコンテンツ創出の推進や、まちづくりの担い手育成の支援により、スポーツの振興と地方創生との好循環を実現する。

スポーツツーリズムのコンテンツの創出

○スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業 208百万円

スポーツツーリズムについては、スポーツと地域固有の資源を融合させることにより、地方誘客や地域経済の活性化の効果が期待される。

このため、スポーツをめぐる環境の変化を踏まえた、

1. 地域ならではの魅力的なコンテンツの造成を一層進めるとともに、
2. スポーツツーリズムに関するより効果的な情報発信や商流構築を推進することにより、
その効果の最大化を図る。

①スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業（拡充）

従来の重点テーマである「武道」「アウトドア」に加え、**スタジアム・アリーナにおけるプロスポーツ観戦等を軸とした高付加価値なコンテンツや、デジタル技術等の活用、環境保全等への配慮**をとりいれつつ、ターゲットに応じて最適化した観光・食・文化体験等を掛け合わせたコンテンツ創出を推進する。

②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業（拡充）

DXによる情報基盤の強化、戦略的プロモーション・事業者ネットワーク形成及び担い手育成を

一体的に推進することで、スポーツツーリズムの認知拡大と、販売につながる商流構築を促進する。



まちづくりの担い手育成支援

○スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業 280百万円

スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」の担い手である地域スポーツコミッション（地域SC）が中長期的な計画・戦略を持ちつつ、取組を一過性のものでなく、将来も継続的に実施できるよう、環境整備・体制整備に向けた支援として

1. 分析ツールを用いた自己診断結果を踏まえた課題に対応し、地域SCが組織運営基盤を強化するために必要と考えられる取組を支援するとともに
2. 上記取組が着実に進むよう、第三者機関によるアドバイザーや横展開に向けたガイドライン作成等による伴走支援、
3. スポーツによる地域活性化の担い手の確保等が円滑に行われるようなバックアップを行う。

（1）地域SC組織運営基盤向上支援事業

令和8年度事業において作成したツールを用いた診断結果を踏まえて実施される、下記例のような新たな取組等に対して支援を行うことで、地域SCの組織運営基盤強化を図る。

＜取組例＞

- ・中長期的な計画・戦略の策定
- ・地域SCの法人化に向けたロードマップの作成
- ・他団体との連携（人材の共有等）
- ・業務効率化に向けたAI等のデジタル技術の活用 等



（2）地域SCアドバイザー事業

①の取組が着実に進むよう、第三者機関によるアドバイザーを実施するほか、取組実施にあたっての地域SCに対する必要な助言・改善案の提案等地域SCに対する伴走支援、横展開に向けたガイドラインの作成等を行う。

（3）スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成等サポート事業

中長期的な計画・戦略の下で、デジタル技術の活用等も図りつつ、幅広い地域の関係者との連携により取組を進める組織・人材の育成等を行う者への支援を行う。

- ①地域SC向け研修講座等の人材の育成支援を実施
- ②地域SCの実情に合わせた外部人材マッチング
○地域おこし協力隊 ○副業・兼業人材
- ③各地方での地域SC間の相互交流を深めて広域連携の取組を広げるため、全国・エリア別協議会の開催を支援する
- ④首長など自治体トップ層へのスポーツの価値に対する理解を広げるため、自治体表彰等を実施

スポーツによる地方創生・まちづくりへ

（担当：スポーツ庁参事官（地域振興担当）付）

現状・課題

- 少子化等の社会構造もふまえ、持続的にオリンピック・パラリンピック大会を含む主要国際競技大会等で活躍するアスリートを輩出し続けるためには、トップアスリートの強化のみならず、トップアスリートとなりうるタレントの発掘・育成・強化が必要不可欠である。そのため、中央競技団体（以下、NF）は持続的な競技力向上を目指した中長期の強化戦略プランの策定・実効化に取り組んでいる。
- また、地域と一体となった競技力向上サイクルを確立することも課題であり、アスリート育成パスウェイの構築と併せて、ハイパフォーマンススポーツセンター（以下、HPSC）のサポート内容を居住地域に関わらず活用できる環境の整備など、NFと地域が連携したアスリートの発掘・育成・強化の体制構築への支援も不可欠である。

事業内容

事業開始年度

平成27年度～

第3期スポーツ基本計画に基づき、中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムを確立すべく、日常的・継続的な選手強化活動の支援と併せて、中長期の強化戦略プランの実効化支援、及びアスリートの発掘・育成・強化に資する、地域における競技力向上を支える体制の構築支援に取り組む。

基盤的強化 97億円（89億円）

選手強化事業

- ・ 国内外での合宿、国外大会への派遣、国内大会への海外チーム招待（海外派遣事業の支援拡充）
- ・ 優秀な海外コーチの招聘、コーチ・強化スタッフの国内外派遣
- ・ デジタル技術を用いた指導・トレーニング環境の整備等の推進

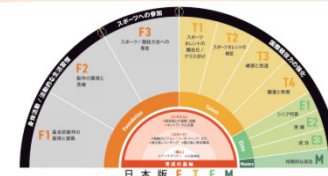
コーチ等設置事業

- ・ 中長期的な強化戦略プランの計画・立案・策定・統括を行うハイパフォーマンスディレクター等の設置支援
- ・ 中長期的な強化戦略プラン策定の補佐やナショナルチームの選手強化活動を統括するコーチに加え、合宿等の現場で指導を行うコーチの設置支援
- ・ スポーツ医・科学、情報（データ収集・分析、心理、競技用具を含む）の専門的な知識・技能を生かしてサポートを行うスタッフや、パラリンピック競技において共に競技に取り組む競技パートナー等の設置支援

戦略的強化 18億円（16億円）

アスリート育成パスウェイの構築支援

- ・ NFにおけるパスウェイモデルの構築や、課題解決の支援
- ・ データベースや測定会を活用した発掘システムの構築支援
- ・ 地方公共団体が行うパラアスリート発掘の取組支援



ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークを通じた医・科学、情報サポートの展開

- ・ HPSCのスポーツ医・科学、情報サポート内容パッケージの拡充、地域での提供人材養成
- ・ 大学や外部機関との連携強化、研究推進のためのリサーチアドミニストレーション機能充実
- ・ 居住地域を問わずアスリートが医・科学、情報サポートが受けられる体制の整備

中央競技団体の中長期強化戦略実効化支援

- ・ 協働チームによるコンサルテーション等、NFの強化戦略プランの策定支援
- ・ 強化戦略プラン実行における課題解決のための個別支援
- ・ 競技力向上に向けた調査研究・分析に係る体制整備



写真：日本スポーツ振興センター

アウトプット（活動目標）

- NFが実施する日常的な強化活動の支援
- 競技特性に合わせた専門・高度人材の設置支援
- アスリート育成パスウェイの構築に資する地域ネットワーク機能強化推進
- HPSCが実施するサポートのパッケージ化・提供
- NFにおける中長期での強化戦略プランの実効化支援

短期アウトカム（成果目標）

- 国際大会での入賞、メダル獲得
- 地域とNFとの間で、発掘・育成・強化に資する連携体制のモデルケースの創出
- HPSCパッケージの分野拡大、提携先の増加
- NFのPDCAサイクル促進

長期アウトカム（成果目標）

- オリンピック・パラリンピック大会並びに主要国際競技大会等におけるメダルの獲得
- 医・科学、情報サポートの提供を主とした地域における競技力向上のための支援体制の整備
- 中長期での強化戦略の考え方が地域レベルに普及

(担当：スポーツ庁競技スポーツ課)

スポーツDXの活用を含むハイパフォーマンス・サポート等の充実

令和9年度要求・要望額	33億円
(前年度予算額	19億円)
令和7年度補正予算額	6億円



○ハイパフォーマンス・サポート事業 1,501百万円 (1,239百万円)

- メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、スポーツ医・科学、情報を活用したアスリート支援を実施するとともに、2028年ロサンゼルス大会の現地サポート拠点の設置に向けた準備を進める。

○先端技術を活用したHPSC基盤強化事業 548百万円 (518百万円)

- 今後の国際競技大会に向けて、先端技術を活用したコンディショニングサポートの実証研究等を行う。

①先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究

- ・ トータルコンディショニング※のための支援モデルの構築
- ・ 先端技術を活用したトータルコンディショニング支援手法の高度化

②eスポーツ選手に対する医・科学支援に関する実証研究

- ・ eスポーツの最新の国内外動向調査
- ・ eスポーツ選手の支援手法の研究

③競技力向上ツールの開発研究

- ・ 高精度なセンサーフュージョン技術、動作解析技術の開発
- ・ 戦略解析に関するAI技術の開発
- ・ センシング技術を活用した競技用具開発研究

※アスリートを支える各専門家が協力・協調してアスリートのコンディショニングに包括的に取組むこと。



○パラアスリートの医・科学支援強化事業 121百万円 (50百万円)

- パラアスリートへの支援に向けて、トータルコンディショニングを実施するためのJISSクリニックの体制整備、「JPCクラス分け情報・研究拠点」との連携強化等を実施する。

○女性アスリート育成・支援プロジェクト 150百万円 (127百万円)

- 女性トップアスリートが健康に競技を継続できるための環境整備や相談窓口の設置、妊娠・出産・育児等のライフイベントに左右されずに競技を継続するための支援プログラムの実施の他、これまでの研究成果やノウハウなどの情報を広く現場に還元するための実用化と情報発信の強化に取り組む。

○(独) 日本スポーツ振興センター研究設備整備費補助金 981百万円 (0百万円)

- トップアスリートへの支援を通じて得られたエビデンスをライフパフォーマンス向上に活用する「スポーツDXデータバンク構想」に向けて、ハイパフォーマンススポーツセンターのデータ統合プラットフォーム（クラウドサーバー）とAI分析基盤構築への支援等を行う。

(担当：スポーツ庁競技スポーツ課)



国際大会の招致・開催支援や国際人材の育成、 ドーピング防止活動の推進

令和9年度要求・要望額 9億円
(前年度予算額 5億円)



○国際競技大会の戦略的・継続的な招致・開催支援パッケージ 511百万円（新規）

国際競技大会の開催は、我が国の国際的プレゼンスの向上、スポーツ振興、地域経済の活性化等に大きく寄与するものである。しかし、2026年のアジア・アジアパラ大会、2027年のワールドマスターズゲームズ、2028年のオリンピックQシリーズの後の大規模国際競技大会が決まっていない状況にある。現在、2035年ラグビーワールドカップ、サッカーアジアカップなどの大会招致を目指して活動が行われており、それらを含めた新たな国際競技大会の招致活動についても国として積極的に支援を行う必要がある。

（1）国際競技大会招致のための国内プラットフォーム整備 132百万円（新規）

国際競技大会の招致を巡っては、国際競技団体（IF）との関係性構築、招致情報の早期把握、競技特性を踏まえた開催構想の構築等、戦略的かつ継続的な取組が求められている。

戦略的な国際競技大会招致に向けた恒常的なプラットフォーム整備



（3）戦略的スポーツ国際交流・協力推進事業 159百万円（新規）

東京2020大会に向けた国際公約として実施された「スポーツ・フォー・トゥモロー：SFT」事業を通じて培った官民連携の枠組みや国際ネットワークを活用し、**事業相手国・地域との関係者の派遣・招へいを通じて、競技団体の競技力向上と、草の根の国際交流・協力活動を一体的に実施**することで、具体的な協力実績を積み上げ、国際的な信頼関係を強化し、国際競技大会の招致・開催やIF等役員ポストの獲得に資する基盤を構築する。

（4）IF等役員ポスト獲得支援 等 130百万円（89百万円）【拡充】

IF等役員ポスト獲得及びIFの各種委員会レベルの情報収集体制構築を目指し、国際競技大会等の機会を活用した**選挙活動に必要なサポート**を戦略的に実施する。また、国際スポーツ界の役員となるためのスキルや国際戦略等を習得するための**国際人材育成に係る教育プログラムを開発し、次世代候補者への支援**を実施する。

（5）国際大会運営人材育成支援事業 70百万円（28百万円）【拡充】

国内で開催される**国際大会の運営や大会の招致活動において地方自治体やスポーツ団体等のなかで中心的な立場を担うことができる人材の育成等**を支援するため、動画教材の作成、講座の開発・実施、研修派遣等を行う。

（2）複数都市による共同開催の招致等に向けた調査研究 20百万円（新規）

近年、国際競技大会は、大会規模の拡大や開催コストの増大、持続可能性への要請の高まり等を背景として、単一都市による開催から、複数都市・複数地域による共同開催へと開催形態が多様化している。

このような**国際的動向・先行事例の調査を通じて、成功要因及び課題を分析し、我が国として複数都市による国際競技大会招致・開催を現実的な政策オプションとして確立するための基礎的知見を整備**する。

○ドーピング防止活動推進事業 369百万円（369百万円）

スポーツにおける公平性・公正性を確保するため、アスリート等へのドーピング防止教育・啓発活動の充実、最新の国際基準に対応できるドーピング検査員やドーピング紛争に係る専門人材の育成を促進するとともに、巧妙化・高度化するドーピングに対する検査・分析技術の開発等に取り組み、ドーピング防止活動推進体制の強化を図る。



(担当：スポーツ庁参事官（国際担当）付)

「文化財の匠プロジェクト」等の充実・推進による 文化資源の保存・活用

令和9年度要求・要望額	936億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 (前年度予算額)	218億円 574億円)
令和7年度補正予算額	217億円



1. 「文化財の匠プロジェクト」による保存・継承等 51,712百万円 (24,801百万円) 【令和7年度補正 19,099百万円】

国宝・重要文化財等の強靱化として、**修理・整備の緊急強化、防火対策、耐震対策の推進**を図るとともに、**文化財保存技術の伝承**のため、「**文化財の匠プロジェクト**」を推進する。

○国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	19,498百万円
○国宝・重要文化財美術工芸品保存修理 抜本強化事業	1,342百万円
○歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業	12,075百万円
○重要文化財等防災施設整備事業	10,741百万円
○文化財保存技術の伝承・伝統技術継承等	787百万円

等



檜皮葺の様子
【重要文化財・妙心寺（京都府京都市）】



防災施設整備事業（放水銃等の整備）
【国宝・霧島神宮（鹿児島県霧島市）】

2. 各地の魅力ある文化資源の公開活用の促進等 20,119百万円 (18,228百万円) 【令和7年度補正 1,583百万円】

伝統芸能や伝統工芸等の重要無形文化財の伝承者養成等を推進するとともに、**地域の伝統行事や日本遺産等の多様な文化資源を公開活用する取組**を推進する。

○無形文化財の伝承・公開	817百万円
○地域伝統行事・民俗芸能等支援	1,100百万円
○日本遺産活性化推進事業	230百万円
○国宝・重要文化財美術工芸品の公開活用支援	36百万円
○高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称） の整備	126百万円

等



重要無形文化財「津軽塗」
保持団体：津軽塗技術保存会



重要無形民俗文化財
「箱根の湯獅子舞」

3. 文化資源の保存・活用を支える拠点の機能強化

我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核となり、更には文化観光の拠点として世界に向け発信する**国立文化施設の機能強化・充実**を図る。

博物館資料のデジタルアーカイブ化や、持続可能な経営につながる機能強化を支援するとともに、**専門的人材の確保を支援**することで**博物館の発展に寄与**する。また、「**文化振興・観光振興・地域活性化**」の好循環を創出する拠点を形成する。

21,810百万円 (14,382百万円) 【令和7年度補正 994百万円】

○国立文化施設の老朽化対策・機能強化	20,085百万円
◆独立行政法人国立科学博物館 ・特別展等自主開催に向けた展示運営体制の構築 など	
◆独立行政法人国立文化財機構 ・京都国立博物館本館（明治古都館）耐震改修調査 など	
○博物館機能強化推進事業	477百万円
○文化観光拠点施設を中核とした 地域における文化観光推進事業	1,118百万円



京都国立博物館本館（明治古都館）

等

※上記の他、宗務行政の推進

（担当：文化庁政策課等） 72

コンテンツをはじめとした世界に誇る 文化芸術の創造・発信と人材育成

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠
(前年度予算額)
令和7年度補正予算額

1,342億円+事項要求
672億円
450億円
214億円



1. コンテンツ関連分野の人材育成の推進や文化芸術の創造活動の振興等による国際プレゼンスの強化

83,159百万円(16,266百万円)
【令和7年度補正 17,880百万円】

クリエイター等の人材育成の推進、文化芸術の創造活動の振興、劇場・音楽堂等の機能強化等により、文化芸術を通じた**国家ブランド形成・経済活性化、あらゆる人に文化芸術に触れる機会を提供する。**

○クリエイター等育成支援	64,893百万円
○舞台芸術等総合支援事業	9,032百万円
○日本映画の創造・振興プラン	1,719百万円
○メディア芸術の創造・発信プラン	1,042百万円
○現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進	5,700百万円
○新進芸術家の海外研修等	354百万円



「海外映画祭併設マーケットのイベントに登壇する映画監督」

2. 多様な文化芸術による社会・経済的価値の醸成

17,165百万円(11,984百万円) ※一部再掲
【令和7年度補正 2,428百万円】

障害者等の文化芸術活動の推進、子供たちの鑑賞・体験活動の充実、食文化等の生活文化の振興、京都移転を契機とした地域文化の共創基盤の構築に取組み、これらを強力に発信することにより、**多様で活力ある社会の形成を推進する。**

○障害者等による文化芸術活動推進事業	605百万円
○地域文化共創基盤の構築	1,916百万円
○文化庁活動改革	3,434百万円
○学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業等(※)	5,803百万円
○劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業(※)	2,000百万円
○伝統文化親子教室事業等	2,412百万円



「子供たちのバレエ鑑賞」

※1.「舞台芸術等総合支援事業」「現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進」計上分を含む

3. CBXの推進や活動環境の向上等による創造的循環の創出

1,322百万円(1,118百万円)

芸術家等の活動基盤の強化、文化芸術団体の自律的・持続的運営促進、グローバル展開、市場の活性化等により、継続的に資金投入され文化芸術活動が一層促進するなど、**文化と経済の好循環を実現**する。

○文化芸術の持続的な発展のための基盤強化	252百万円
・芸術家等の活動基盤強化	
・文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業	
○文化芸術のグローバル展開・CBXの推進	1,070百万円
・我が国アートのグローバル展開推進事業	
・世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進事業	
・未来のトップアーティスト等の国際的活動支援事業	
・活字文化のグローバル展開推進事業	



Courtesy Art Week Tokyo
「アートウィーク東京の様子」

等

4. 文化芸術の振興を支える基盤の機能強化

38,900百万円(21,878百万円)
【令和7年度補正1,060百万円】

我が国の文化芸術の創造及び発展等の中核となり、更には文化観光の拠点として世界に向け発信する**国立文化施設の機能強化・充実**を図る。

文字・活字文化振興、方言継承等の国語施策の充実、インターネット上の海賊版対策(※)など、**DX時代の著作権施策の充実**を図る。

○国立文化施設の老朽化対策・機能強化 37,306百万円

- ◆独立行政法人国立美術館
 - ・戦略的経営の強化に向けた本部機能の充実、各施設の照明LED化改修工事 など
- ◆独立行政法人日本芸術文化振興会
 - ・国立劇場再整備、舞台芸術グローバル拠点事業 など

○国語施策の充実	572百万円
○DX時代の著作権施策の推進	326百万円



「新国立劇場」

※1.「クリエイター等育成支援」の中で一体的に実施

等

(担当：文化庁政策課等)

科研費による知の基盤強化

令和9年度要求・要望額	4,552億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	2,042億円
(前年度予算額)	2,479億円)
令和7年度補正予算額	300億円



文部科学省

背景・課題

- 世界の研究論文数は量的拡大傾向にあり、諸外国が研究力を上げる中、我が国の研究論文数・Top10%論文数等の指標から我が国の研究力の相対的な低下傾向が明らかとなっている。課題として研究トピックの後追いや、研究活動の国際性の低さ、若手研究者数の伸び悩み、研究時間の減少等が指摘されている。
- 我が国の研究力強化のため、**科研費を大幅拡充**する。「ゼロ」から「イチ」を生み出し、国際競争力を抜本的に強化し、次世代が魅力に感じる環境を構築するとともに、しなやかで強い社会を実現するため、**若手研究者が取り組む研究、新興・融合領域への挑戦的な研究、国際性の高い研究を強力に後押しするとともに、多様な研究の深化・発展や、全面基金化の達成による研究時間確保**により、「強い経済」に資する知の基盤を強化する。

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）

- ・国立大学法人運営費交付金や科研費の大幅な拡充を図る
- ・科研費の全面基金化に向けた取組を速やかに推進し、研究者の煩雑な事務負担を軽減し、研究時間を確保する。

日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）

- ・国立大学法人運営費交付金・科研費の大幅拡充等、基盤的経費と多様な競争的研究費の充実・強化を図る

統合イノベーション戦略2026（令和8年7月14日閣議決定）

- ・科研費において、多様な学術研究を支援しつつ、若手研究者が取り組む研究、既存の学問体系の変革を目指す研究、国際性の高い研究等への支援を強化し、分野硬直性の打破などの改革を強力に推進しながら、既存の研究費の改革を行いつつ、他の取組とも連携し、科研費を大幅に拡充するとともに、研究時間の確保のため、全面基金化に向けて取り組む。

令和9年度概算要求の骨子

科研費 科学研究費助成事業（科研費） **4,552億円（前年度予算額 2,479億円）**

全分野の「学術研究」を支援する研究者の自由な発想に基づくボトムアップ型の競争的研究費

- ピア・レビュー（※）による厳正な審査を行い、採択率約27%（応募件数10万件）の競争を経て独創的・先駆的な研究を採択

（※ 年齢構成や研究機関のバランスを考慮して選ばれた当該分野に精通する研究者による審査。毎年審査委員の3分の1を改選）

① 新領域種目の支援強化

- ・「挑戦的研究（開拓）」を拡充するとともに**若手支援強化枠**を設定し、若手研究者の積極的な挑戦を後押し
- ・「学術変革領域研究（B）」の**期間延伸・拡充**を行い、次代を担う研究者がリーダーシップを発揮し新領域を開拓
- ・「学術変革領域研究（A）」を**拡充**し、次代を担う研究者が開拓した新領域を発展

▶ 若手研究者を中心とした新興・融合領域研究の活性化

③ 若手研究者への支援強化

- ・「研究活動スタート支援」「若手研究」「特別研究員奨励費」の拡充
- ▶ 研究者の魅力を向上するとともに、学術研究の裾野を拡大し多様な研究の芽を創出

⑤ 全面基金化による研究時間確保

- ・「基盤研究（A）」「学術変革領域研究（A）」「特別推進研究」の基金化推進
- ▶ 研究者の研究時間を確保するとともに、研究の進展や国際化、ライフイベントに合わせた柔軟な執行を可能とし、研究活動に集中できる環境を実現

② 国際的な研究の支援強化

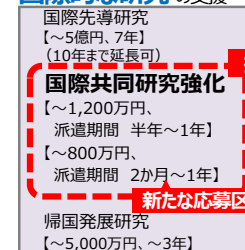
- ・日本の研究者を海外に派遣する「国際共同研究強化」を拡充するとともに、「若手研究」採択者、特別研究員向けの**新たな応募区分**を設定
- ・「基盤研究（A）」において、**国際性を発揮することが期待できる研究に対する研究費の重点配分を拡充**

▶ 国際ネットワークへの参入促進、国際的に波及効果の高い研究の活性化

④ 多様な研究の深化・発展

- ・「基盤研究（S）（A）（B）（C）」の拡充
- ▶ 若手・新領域・国際性強化により得られた多様な研究を深化・発展させるとともに、中長期的な視点からの研究を推進

国際的な研究の支援

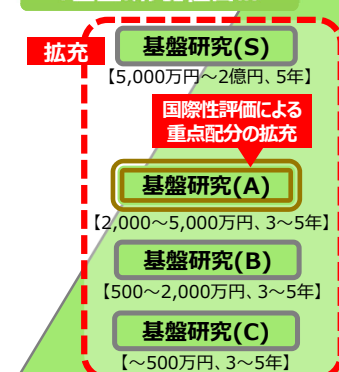


全面基金化による研究時間確保

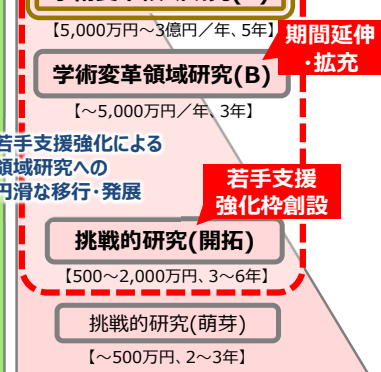
特別推進研究
【～5億円、3～5年】

新領域開拓の支援
「学術変革研究」種目群

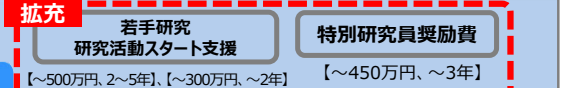
学問分野の深化・発展の支援 「基盤研究」種目群



学術変革領域研究（A）



若手研究者の支援
「若手研究」種目群



（担当：研究振興局学術研究推進課）

戦略的な科学技術外交・国際頭脳循環の強化

令和9年度要求・要望額	494億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	337億円
(前年度予算額)	139億円)
※運営費交付金中の推計額含む	
令和7年度補正予算額	500億円



文部科学省

第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月閣議決定）等に基づき、日本人研究者の海外派遣や世界トップ人材の招へい・受入れ、進化した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」への貢献をはじめとする国際共同研究の推進に取り組み、国際頭脳循環の強化を図る。

◆ 第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月閣議決定）（抄）

- 国際競争力のある研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者・学生の海外送出しを積極的に増加させる。次世代のリーダーとなる若手研究者の育成や国際研究者ネットワークの拡大・強化を図るために、十分な支援の下で新進気鋭の若手研究者が国際経験を積む機会を提供する。【指標：日本人研究者の長期海外派遣数 目標：累計3万人（2026～2030年度）現状：3,623人（2023年度）】
- 重要技術領域に関する同盟国・同志国との戦略的な連携（国際共同研究等を含む。）と、社会課題解決等に係るグローバル・サウス諸国を含む各国との国際的な連携の両方を同時に進める「デュアルトラック・アプローチ」により関連の取組を進めていく。

※ホライズン・ヨーロッパへの準参加は内閣府において関係省庁分を一括して要求

優れた若手研究者の海外派遣・海外研究者の招へい等

世界トップ研究人材育成に向けた戦略的国際研究交流推進事業（VOYAGE）

158億円（新規）

- 大学が勝ち筋と考える分野における海外大学等との戦略的なネットワーク形成を通じて、重要技術分野においてアカデミア・企業等でグローバルに活躍するトップ人材を育成する。
- 大学における研究者の採用・評価制度の見直しや人事システムの改革により大学の研究環境をグローバル化し、国際頭脳循環を促進する持続的なシステムを実現する。

※この他、JSPS海外研究連絡センターの機能強化により、海外大学等との戦略的なネットワーク形成に向けた情報提供・現地での研究者サポートを実施。

国際青少年サイエンス交流事業

20億円（18億円）

- 海外の優秀な人材の獲得、国際頭脳循環、及び海外の国・地域との友好関係強化や科学技術外交への貢献を目的として、科学技術分野における海外との青少年交流を促進する。
- 科学技術分野におけるインドとの人的交流を強化するため、支援金の増額を行う。

海外特別研究員事業

35億円（28億円）

- 博士の学位を有する優れた若手研究者を海外に派遣し、大学等研究機関において長期間（2年間）研究に専念できるよう支援する。
- 物価上昇が著しい地域について区分新設により支援額を増額するほか、家族を帯同する場合に単身者より費用が多く必要となるため、家族帯同支援を強化する。

科研費における若手研究者の海外派遣の充実

73億円（新規）

- 優秀な若手研究者が国際的な研究コミュニティに入る機会を拡充するため、若手研究者の海外渡航を支援する新規メニューを創設する。

外国人研究者招へい事業

35億円（34億円）

- 優秀な外国人若手研究者等を大学等研究機関に招へいし、我が国の研究者と外国人若手研究者等との研究協力関係を通じ、国際化の進展を図る。外国人特別研究員（一般）の令和8年度採用増に伴い、継続的な支援に必要な額を措置する。

戦略的な科学技術外交に向けた国際共同研究

自由で開かれたインド太平洋における

日オセアニア連携・イノベーション推進パートナーシップ（PACIFIC）106億円（新規）

- 令和8年5月、進化した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」が発表され、先端科学技術分野における共同研究や人材育成の推進による貢献が期待されている。
- FOIP構想の要衝地域であるオセアニア各国・地域との間で、資源・防災等の共通重点分野を対象に、二国間・多国間の国際共同研究、双方向の人材交流を一体的に実施する。

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）21億円（19億円）

- 国際協力と連携したSTI for SDGsを体現するプログラム。開発途上国のニーズに基づき地球規模課題の解決と将来的な社会実装に向けた国際共同研究を推進する。
- 協力基盤に乏しいが政策的に重要な地域との共同研究や、次世代研究者の参画促進のため、将来的な発展を見据えたフィージビリティスタディを実施する。

戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）

13億円（10億円）

- 多様な分野・協力形態により、相手国との合意に基づく国際共同研究を推進するとともに、科学技術外交に資する新興国や多国間との協力を強化する。

日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）

令和5年度補正予算額 [146億円]（基金）



- ASEAN諸国との長年にわたる科学技術分野での交流実績を基盤としつつ、共同研究、人材交流・育成など、幅広い取組を通じ、持続可能な研究協力関係を強化する。

先端国際共同研究推進事業（ASPIRE）

令和7年度補正予算額 [500億円]（基金）



- 既に高い科学技術水準を有する欧米等同志国を対象として、大型国際共同研究を戦略的・機動的に実施する。また、同志国として将来のポテンシャルを有するインドを対象として、若手人材の招へいを通じた国際共同研究を実施する。

※ASPIRE、SATREPSは医療分野における経費を除く。

（担当：科学技術・学術政策局国際研究開発政策課）76

科学技術人材の育成・活躍促進

令和9年度要求・要望額	375億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	85億円
(前年度予算額)	254億円
※運営費交付金中の推計額含む	
令和7年度補正予算額	277億円



- ◇ 科学技術や人材に係る政策は、産業競争力や総合的安全保障、地球規模の課題解決に直結するものとして、国家間の競争が一層激化。我が国としても、**科学技術や人材の力こそが国の存立・発展の礎**であると認識することが必要。
- ◇ 科学技術・イノベーション政策の推進を担う中核的基盤である「**科学技術人材**」に関わる政策・施策等を**一体的・体系的・総合的に推進**。

優れた博士課程学生・女性研究者・高度専門人材の活躍促進

29,291百万円（18,236百万円）

◆ 産業・科学革新人材事業（INSIGHT） 8,525百万円（－） 令和7年度補正予算により、基金措置【26,992百万円】

先端技術分野において、大学と産業界が連携して、研究開発を通じた人材育成を推進。大学の人事・給与マネジメント改革を一体的に実施。人的資本への投資拡充に向けた好循環の実現を目指す。

◆ ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ 1,419百万円（1,158百万円）

女性研究者の研究活動の充実とライフイベント等との両立支援及び、好事例の普及展開を推進する大学等の取組を支援。

◆ 研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業 1,009百万円（620百万円）

我が国全体の研究開発マネジメント人材の量的不足の解消及び質の向上を図るとともに、適切な処遇・キャリアパスの確立を推進するため、研究開発マネジメント人材の確保・育成等に取り組む意欲のある機関を支援。

◆ 特別研究員制度 18,308百万円（16,426百万円）

- DC：優れた研究能力を有する博士後期課程学生に対し、経済的に不安を感じることなく、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念できるよう支援。（全採用者の単価増、支援人数の増）
- PD：優れた研究能力を有する者が、研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援。（新規採用者の単価増）
- RPD：優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰して、研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援。（新規採用者の単価増）

◆ 博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保 32百万円（31百万円） ※別途、大学ファンドの運用益も充当

大学ファンドの運用益を活用し、優秀で志のある博士後期課程学生が研究に専念するための経済的支援及び博士人材が産業界等を含め幅広く活躍するためのキャリアパス整備を一体として行う実力と意欲のある大学を支援。また、ジョブ型研究インターンシップの実施に必要なマッチング支援等を担う事務局機能を構築。



小中高段階からの科学技術人材育成の強化

4,671百万円（4,004百万円）

◆ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業 2,405百万円（2,290百万円）

先進的な理数系教育に関する研究開発を実施する高等学校等を指定。類型に応じた重点支援の実施など、各指定校の取組の高度化・深化を促すための事業改善を本格的に実施。



◆ 科学技術コンテストの推進 726百万円（695百万円）

理数系への高い意欲・能力を有する中高生に対し、国内外の他の生徒と切磋琢磨・交流する機会を提供。

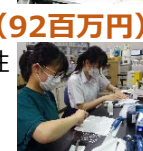
◆ 次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLAプログラム） 1,418百万円（926百万円）

理数分野で卓越した才能を持つ小中高校の児童生徒を対象とした、大学等の育成活動を支援。小中高大院一貫の取組が、大学等を中心とした組織間連携の下で継続的に実施されるよう事業改善・支援を強化。



◆ 女子中高生の理系進路選択支援プログラム 122百万円（92百万円）

理数分野へ進む女子生徒を増やすため、出前授業、理系ロールモデルとしての女性研究者等との交流、保護者・教員の理系キャリアへの理解増進等、地域で継続的に行われる取組を推進。



次世代人材育成に向けた科学技術コミュニケーション展開

◆ 未来共創推進事業 3,505百万円（3,163百万円）

日本科学未来館の新たな来館者層の開拓や、「サイエンスポータル」「サイエンスティム」等を活用したSTEAM教育機能強化を実施。



（担当：科学技術・学術政策局人材政策課）

AI for Scienceによる科学研究の革新

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠
(前年度予算額)

3,789億円
2,984億円
563億円

※運営費交付金中の推計額含む



文部科学省

現状・課題・事業目的

- AI for Scienceは、AIを研究プロセスの全工程に組み込み、科学研究の全過程を変革し、従来到達困難だった科学的発見や社会実装の加速・実現を図る取組。
- 第7期科学技術・イノベーション基本計画においても「[AI for Scienceによる科学研究の革新](#)」が掲げられており、AIは国家戦略技術領域に位置づけられている。
- AI for Scienceをめぐる国際競争は急速に激化しており、強い切迫感と危機感をもって取り組む必要があり、文部科学省において本年3月に「[AI for Scienceの推進に向けた基本的な戦略方針](#)」を策定。戦略方針等に基づき、「[研究力・人材](#)」、「[計算資源](#)」、「[データ](#)」の一体的かつ戦略的な推進が必要不可欠。
- AI for Scienceは「[科学の再興](#)」の要であり、AI for Scienceの波及・振興による科学研究力の底上げと[世界を先導する科学研究成果の創出](#)、それを支える[次世代研究インフラの構築](#)により、[自律性と信頼性を備えたAI for Science先進国の地位確立](#)を目指す。

主な事業

※ () 内は令和8年度当初予算額、【】内は令和7年度補正予算額

◆ AI駆動型研究開発の強化 1,932億円 (81億円)

産学含むあらゆる分野へのAI for Scienceの波及・振興による科学研究力の底上げ及び、日本の強みを活かした最先端研究開発へのAI利活用の加速により世界を先導する研究成果を創出。

- ・AI for Science革新的研究推進事業 (ARiSE) 1,420億円【320億円】 科学研究基盤モデルの開発・共用 (TRIP-AGIS) 203億円 (26億円)【28億円】
- ・AI for Science萌芽的挑戦研究創出事業 (SPReAD) 233億円【50億円】 ※理化学研究所運営費交付金中の内数

◆ 革新的なAI基盤技術の研究開発 146億円 (56億円)

生成AIの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発や理研AIPセンター等での革新的なAI研究開発及び、AIの基盤技術である情報通信科学に関する研究開発・人材育成の取組を推進。

- ・生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発拠点形成 83億円 (8億円)【47億円】
- ・革新知能統合研究事業 (AIP) 28億円 (28億円) ※理化学研究所運営費交付金中の内数
- ・情報通信科学・イノベーション基盤創出 (CRONOS) 35億円 (20億円)

◆ AI for Scienceを支える次世代研究インフラの構築 1,711億円 (427億円)

研究活動において「世界で最もAIの開発・活用がしやすい国」を実現し、「科学の再興」を果たすため、我が国の実験・データ・計算基盤を統合的かつ戦略的に強化・接続するとともに、研究プロセスの蓄積により試行錯誤を効率化し、AIEージェントによる自律的・横断的な運用を可能とするパイプラインを開発・整備することで、AI for Science時代の「次世代研究インフラ」を構築する。

・計算基盤の高度化

- ・AI for Scienceに不可欠な計算基盤の環境整備 495億円
- ・「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの開発・整備 279億円 (10億円)【373億円】
- ・スーパーコンピュータ「富岳」及び革新的ハイパフォーマンスタウン・コンピューティング・インフラ (HPCI) の運営 208億円 (167億円)【87億円】



・データ基盤の高度化

- ・AI for Scienceに即した各研究分野DB等の一体的高度化 399億円 (131億円)【60億円】
- ・AI for Science実装のための我が国の研究データ空間の構築 11億円

分野特性に応じたDB最適化とAI-Ready化

・実験基盤の高度化

- ・共同利用・共同研究システム形成事業 84億円 (2億円)【42億円】
- ・大規模集積研究システム形成先導プログラム 20億円【10億円】
- ・大学の枠を超えた研究基盤設備強化・充実プログラム 20億円【10億円】



・パイプラインの構築

- ・認証システムの高度化 6億円
- ・AIEージェント駆動型パイプラインの構築 76億円
- ・学術情報ネットワーク (SINET) の運用・高度化 472億円の内数 (340億円の内数)



(担当：研究振興局研究振興戦略官 (人工知能活用担当) 付、研究振興局参事官 (情報担当) 付)

世界最高水準の大型研究施設の整備・共用・高度化

令和9年度要求・要望額

うち「強く豊かな日本」投資枠

(前年度予算額)

1,042億円

295億円

492億円) 文部科学省



令和7年度補正予算額

681億円

共用促進法※に基づく**特定先端大型研究施設(SPring-8、NanoTerasu、J-PARC、富岳等)の戦略的な整備・共用**を図るとともに、**世界最先端の研究が可能となるように継続的に高度化**し、日本全体の研究力の向上を戦略的かつ総合的に推進する。

※「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年法律第78号)」において、特に重要な大規模研究施設を「特定先端大型研究施設」と位置付け。

① 3GeV高輝度放射光施設「NanoTerasu」

10,053百万円 (4,503百万円)

※令和7年度補正予算額 2,696百万円

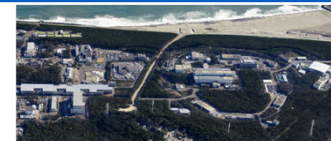


官民地域パートナーシップの下、2024年度に運用開始した世界最高水準の性能を誇る施設。最大28本のビームラインを整備可能であるにも関わらず、未だ10本しか運用できていないため、ビームラインの増設やセキュアな利用環境の整備等を通じて、半導体等の戦略17分野における成果創出を促進する。

② 大強度陽子加速器施設「J-PARC」

16,316百万円 (11,114百万円)

※令和7年度補正予算額 1,833百万円



光速近くまで加速した陽子を原子核に衝突させることで発生する中性子を用いて、物質内部の水素やリチウムといった軽元素等を詳細に観察できる施設。戦略17分野への貢献の観点から、次世代電池や燃料電池の開発に不可欠なビームラインを新たに整備するとともに、施設の老朽化対策等を実施する。

③-1 大型放射光施設「SPring-8」/ X線自由電子レーザー施設「SACLA」

20,124百万円 (15,903百万円)

※令和7年度補正予算額 2,118百万円



強力なX線(放射光)を用いて、肉眼では見えない小さなものを観察できる施設。北川進博士(2025年ノーベル化学賞)の金属有機構造体(MOF)の解析等、産学の利用者に幅広く活用され、これまでも多くの成果を輩出。硬X線領域での計測に強みがあり、物質を構成する原子や分子の構造や物体の内部の様子を可視化できる。

④-1 スーパーコンピュータ「富岳」

・HPCIの運営

20,804百万円 (16,703百万円)

※令和7年度補正予算額 8,704百万円



スーパーコンピュータ「富岳」を中核とし、多様な利用者のニーズに応える革新的な計算環境(HPCI:革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ)を構築し、その利用を推進することで、我が国の科学技術の発展、産業競争力の強化、安全・安心な社会の構築に貢献。

③-2 SPring-8の高度化(SPring-8-II)

9,039百万円

※令和7年度補正予算額 15,400百万円

現行の約100倍の最高輝度を誇る世界最高水準の性能を目指し、SPring-8を高度化する。約1年間の停止期間(2027年度後半～)を含む5年間でSPring-8-IIを整備し、2029年度中に共用を開始する。



④-2 「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの開発・整備

27,911百万円 (1,008百万円)

※令和7年度補正予算額 37,318百万円

2030年頃までの運転開始に向けて、「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの開発・整備に着手。AI for Scienceをはじめとする新たな時代を先導し、あらゆる分野で世界最高水準の計算能力を提供するとともに、「富岳」から端境期なく移行して利用環境を維持することを目指す。

①、②、③ - 1、④ - 1の令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

673億円
482億円)

(担当：科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当) 付
研究振興局参事官(情報担当) 付計算科学技術推進室)

産業競争力・研究力中核大学群形成推進事業

令和9年度要求・要望額 2,732億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 2,732億円
(新規)



現状・背景

- 第7期科学技術・イノベーション基本計画における「科学とビジネスの近接化」の文脈を踏まえ、我が国の産業競争力強化に貢献し、「新技術立国」の核となる、世界で存在感を示す研究大学群の形成を一層強力に推進することが必要とされている。
- これまでの産学連携関連施策の推進により、我が国においては、大型共同研究費、知財収入等が増加傾向にあるものの、国際競争が激化する中、経済圏とのより深い連携に向けた体制整備を図り、研究シーズの社会実装を一気通貫で支えることが一層求められている。
- 以上の状況を踏まえると、これまでの施策に加え、大学の経営層の強いコミットメントの下で産学連携機能を強化しつつ、その研究力をもって特定分野を中心に経済圏を牽引する新たな研究大学を認定し、産学による研究基盤・体制の構築を大規模・中長期的に支援することで、我が国の研究力の抜本的強化、ひいては産業競争力の強化を実現していく必要がある。

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）

新たな研究大学群に係る制度新設や産学連携した学位プログラムの支援、国立研究開発法人の機能強化によって、先端科学環境と産業競争力強化を実現する。

※その際、国際卓越研究大学制度や地域中核・特色ある研究大学強化促進事業も含めた、3つの制度の体系化（適切な役割分担や制度間連携）についても検討する。

日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）

17の戦略分野を中心とする産業競争力強化に貢献する、新技術立国の核となる新たな大学群の形成に向け、特定分野において特に高い研究力を有し高度な経営を行う大学を認定し、当該分野での研究開発及び社会実装（研究環境の整備を含む。）を中長期的に支援する新たな制度の創設について検討し、2026年度中を目途に結論を得る。

支援内容

- ✓ 17の戦略分野を中心に、経済圏と密に連携し将来ビジョンを共有の上、産業競争力の強化、そしてそれに向けた研究力の強化や産学連携体制整備を強く志向する大学を認定。
- ✓ 認定された大学に対し、経済圏との強固な連携関係構築のためのインターフェース機能の集約・強化などの産学連携体制の整備・強化や、経済圏と連携の上、17の戦略分野を中心に基礎研究段階から社会実装までを一気通貫に推進する研究開発体制の整備、博士課程学生を含む若手研究者等の育成・確保の取組に対する支援を、柔軟かつ機動的な体制の下で実施。

産業競争力・研究力中核大学に求める要件の例・方向性

【支援規模等】

- 支援規模：1年当たり平均100億円程度
※その他事業実施経費を計上。
※令和9年度は当初3年間分を計上。
- 採択件数：最大10件程度
- 支援期間：15年程度

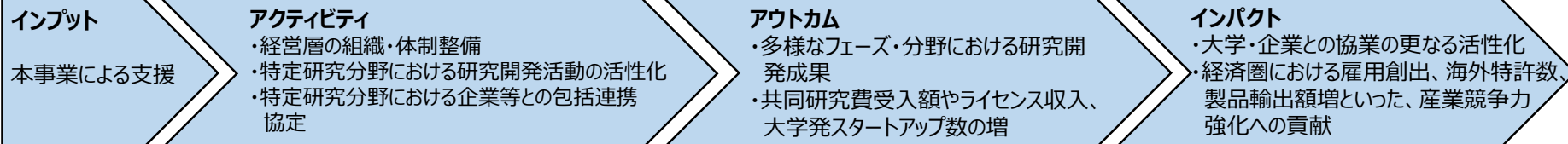
① 産業競争力強化へのビジョン

② ガバナンス・経営力

③ 研究力・人材

④ 経済圏への深い貢献

【資金の流れ】



(担当：科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課)

科学技術イノベーション・エコシステムの構築

令和9年度要求・要望額 242億円
(前年度予算額 226億円)
※運営費交付金中の推計額含む



文部科学省

令和7年度補正予算額 25億円

背景・目的

第7期科学技術・イノベーション基本計画において「科学とビジネスの近接化」が掲げられるとおり、基礎研究から事業化・社会実装までが時間・距離ともに加速度的に短縮しているところ、この状況変化に対応しつつ、未来を先導するイノベーション・エコシステムの構築・強化が不可欠。特に、我が国全体の研究力の底上げを図るためには、令和6年2月に改定された「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」も踏まえ、全国に存在する様々な機能を担う多様な大学が、戦略的な経営の展開を通じて自身の強みや特色を発揮し、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップを実現する環境を整備することが求められている。さらに、経済成長や社会課題解決の鍵となる「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月策定）の実現に向け、大学等発スタートアップの創出・創業後間もない段階における成長支援や、その基盤となる人材育成の強化が求められている。

大学発スタートアップ創出・成長支援とアントレプレナーシップ教育の推進

25億円 (24億円)

- 研究シーズの事業化を支援するギャップファンドや事業化人材育成を含む一体的なスタートアップ支援により、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムの形成を推進する。アントレプレナーシップ教育について、学校現場への起業家等の派遣や海外派遣等の実践的な教育プログラムの開発・提供など、小中高から大学院（博士等）まで全国の幅広い層へ教育プログラムを提供し、人材育成の質・量の充実を図る。さらに、大学をハブとしたスタートアップと大企業の協働による次世代型のオープンイノベーションを通じ、創業後間もないスタートアップの成長を支援する。

・大学発新産業創出プログラム（START）	20億円（20億円）
・全国アントレプレナーシップ醸成促進事業	2億円（2億円）
・次世代オープンイノベーションの構築	3億円（2億円）

※別途令和4年度第2次補正予算により、大学発スタートアップ創出の抜本的強化の基金を措置（JST）[988億円]



本格的産学官連携によるイノベーション創出や地域振興の推進

217億円 (202億円)

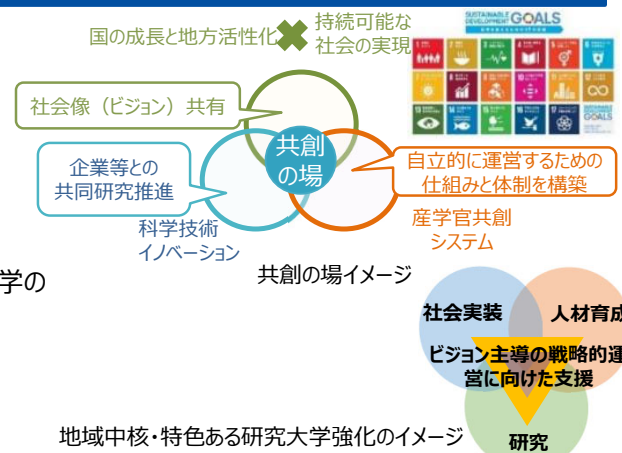
- 企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的マネジメント体制の構築、政策的重要性が高い領域や地域発のイノベーションの創出につながる独自性や新規性のある産学官共創拠点の形成など、産学官連携による新たな価値の共創を推進する。

・共創の場形成支援（COI-NEXT）	141億円（134億円）
・研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）	52億円（46億円）

- 「知と人材の集積拠点」である多様な大学の力を最大限活用して社会変革を推進していくため、地域の中核となる大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的運営に向けて、強み・特色を生かした核となる先端的な取組の形成を支援する。

・地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）	2億円（2億円）
-------------------------------	----------

※別途令和4年度第2次補正予算により、地域中核研究大学等強化促進基金を措置（JSPS）[1,498億円]



地域中核・特色ある研究大学強化のイメージ

(担当：科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課)

光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

45億円
45億円



現状・課題

令和7年度補正予算額

9億円

- ✓ 量子技術は、**将来の経済・社会に大きな変革をもたらす源泉・革新技術**。そのため、米国、欧州、中国等を中心に、**【量子エコシステム構築に向けた推進方策（令和7年5月30日）】**
諸外国においては「量子技術」を戦略的な重要技術として明確に設定し投資が大幅に拡大。我が国は、量子技術の発展において諸外国に大きな後れを取り、**将来の国の成長や国民の安全・安心の基盤が脅かされかねない状況**。
量子技術をいち早くイノベーションにつなげることが必要。
- ✓ 「量子産業の創出・発展に向けた推進方策」等に基づき、研究開発及び人材育成を強力に推進。

現下の状況変化を鑑み、量子技術に関する既存3戦略を補完するものとして、量子エコシステム構築を目指すための諸課題を整理し、早急に対応の強化、具体化や追加が必要な方策を取りまとめたもの。

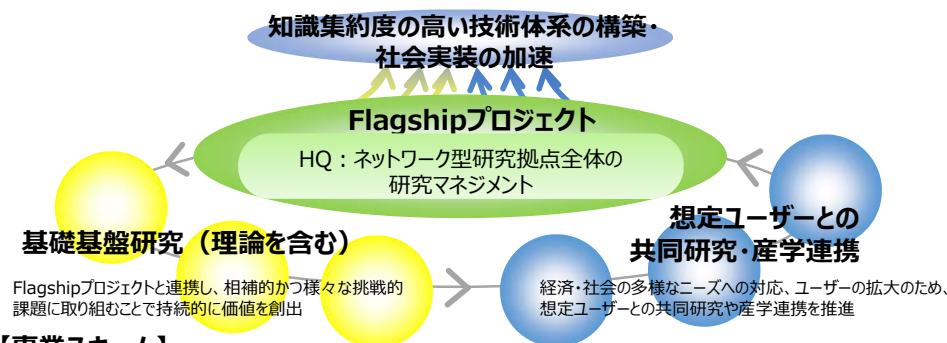
事業内容

【事業の目的】

- ✓ **経済・社会的な重要課題に対し**、量子科学技術を駆使して、**非連続的な解決（Quantum leap）を目指す**

【事業概要・イメージ】

- ✓ 技術領域毎に**PDを任命し**、**適確なベンチマーク**のもと、実施方針策定、予算配分等、**きめ細かな進捗管理**を実施
- ✓ **Flagshipプロジェクト**は、**HQ（Head Quarter）**を置き**研究拠点全体の研究開発マネジメント**を行い、事業期間を通じて**TRL6（プロトタイプによる実証）**まで行い、企業（ベンチャー含む）等へ**橋渡し**
- ✓ **基礎基盤研究**はFlagshipプロジェクトと**相補的かつ挑戦的な研究課題**を選定



【事業スキーム】

- ✓ 事業規模：8～15億円程度／技術領域・年
- ✓ 事業期間（H30～）：**最大10年間**、ステージゲート評価の結果を踏まえ研究開発を変更又は中止



【対象技術領域】

(各領域の実施機関は令和8年7月現在)

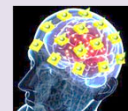
技術領域1 量子情報処理（主に量子シミュレータ・量子コンピュータ）

- ◆ **Flagshipプロジェクト（2件：理研、大阪大）**
 - ・ 初の国産量子コンピュータの開発、クラウド公開の実現
 - ・ 画像診断、材料開発、創薬等に応用可能な量子AI技術を実現
- ◆ **基礎基盤研究（5件：分子研、慶應大、大阪大、産総研、NII）**
 - ・ 量子シミュレータ、量子ソフトウェア等の研究



技術領域2 量子計測・センシング

- ◆ **Flagshipプロジェクト（2件：東京科学大、QST）**
 - ・ **ダイヤモンドNVセンタ**を用いて**脳磁等の計測システムを開発**し、室温で磁場等の高感度計測
 - ・ 代謝のリアルタイムイメージング等による**量子生命技術を実現**
- ◆ **基礎基盤研究（5件：京大、東大、電通大＜2件＞、NIMS）**
 - ・ 量子もつれ光センサ、量子原子磁力計、量子慣性センサ等の研究



技術領域3 次世代レーザー

- ◆ **Flagshipプロジェクト（1件：東大）**
 - ・ ①**アト（10⁻¹⁸）秒スケールの極短パルスレーザー光源等の開発**及び②**CPS型レーザー加工にむけた加工学理等を活用したシミュレータの開発**
- ◆ **基礎基盤研究（4件：大阪大、京大、東北大、QST）**
 - ・ 強相関量子物質のアト秒ダイナミクス解明、先端ビームオペランド計測等の研究



領域4 人材育成プログラムの開発（5件：東北大、高専＜3件＞、ほか1件）

- ・ **次世代を担う量子人材や量子エンジニアリング人材、分野融合的な研究開発を促進する人材の育成を強化**するため、高校生・大学生・高専生向けの量子技術カリキュラムの開発や、量子人材向けのキャリア支援プログラムを実施

(担当：研究振興局基礎・基盤研究課量子研究推進室)

量子の有用性実現に向けた基盤の構築

令和9年度要求・要望額	265億円	 文部科学省
うち「強く豊かな日本」投資枠	256億円 (新規)	
※運営費交付金中の推計額含む		
令和7年度補正予算額	44億円	

現状・課題

- 17の戦略分野の一つである量子は、次世代の産業基盤として早期の社会実装等への期待が高まっている。
- 研究開発・産業の両面で世界的に興隆を見せており、「科学とビジネスの近接化」が顕著。国家主導の量子エコシステム構築に向けた競争が本格化し、研究開発・人材獲得の競争が激化。
- そこで、量子科学技術の有用性実現に向けて必要となる**科学技術基盤をアカデミアを中心に共創するための支援**と、量子科学技術分野を支える国立研究開発法人の**プラットフォーム機能を強化**することで、我が国の**量子科学技術の発展と社会実装を促進**する。

事業内容

量子の有用性実現に向けた 科学技術基盤共創プログラム

令和9年度要求・要望額 105億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 105億円

量子科学技術の実現に必要な研究開発と、人材育成・研究教育環境整備を一体的に支援

● 量子基盤技術/工学学理のための研究開発支援

- ・ 量子科学技術の利活用のため、技術課題解決に向けた工学的学理の構築や新たな要素技術の研究開発を支援
- ・ 工学分野の研究者の参入を促進し、協調のための研究開発環境を整備することで、研究の多様性を拡大し人材供給基盤も強化

● 量子科学技術のユースケース共創支援

- ・ 具体的ユースケースの創出・実証、そのために必要なテストベッド機の研究開発等を支援
- ・ 量子科学技術分野の人材とユーザー企業・異分野の研究者との共創を重視。利用と研究開発の循環を通じて、量子の有用性を示し、量子が当たり前に使われる社会の実現を目指す



理化学研究所における セキュアな研究拠点整備

令和9年度要求・要望額 77億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 77億円
令和7年度補正予算額 30億円

量子コンピュータなど、世界最先端の研究を推進する理化学研究所において、産学官の関係者が安心して研究ができる最先端の研究拠点を整備

● 量子・AI等超先端の重要技術研究拠点の整備

- ・ 量子・AI等の様々な分野を融合した研究開発、国際連携・産業連携等を本格的に展開する環境を構築するため、着実に整備を実施



QSTにおける量子科学技術分野を支えるプラットフォーム機能の強化

令和9年度要求・要望額 83億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 74億円
令和7年度補正予算額 14億円

QSTのプラットフォーム機能を一体的に強化し、量子センシングを中心に、量子科学技術の社会実装を推進

● 社会実装の中核施設の整備

- ・ 社会実装に向けた実証やマッチングを行う産学連携推進棟（仮称）を整備。産学連携を担うソフト機能（知財相談、社会実装支援等）を強化
- ・ クリアランスの適切な実施を含む管理体制を拡充
- ・ 量子医療・バイオ分野を融合した技術開発を主とした共同研究を推進

● 量子センサの社会実装基盤強化

- ・ 量子センサの実用化に向けて、材料の作成からデバイス評価まで、一貫して支える基盤を強化（評価・実証環境の整備）
- ・ レーザー技術活用による省スペース・低コストなセンサ作成技術を開発
- ・ ダイヤモンドNVの作製を担う大型施設を整備



（担当：研究振興局基礎・基盤研究課量子研究推進室）

マテリアル・イノベーション創出に向けた マテリアル革新力の強化

令和9年度要求・要望額	307億円
（前年度予算額	181億円）
うち「強く豊かな日本」投資枠	59億円
※運営費交付金中の推計額含む	
令和7年度補正予算額	45億円

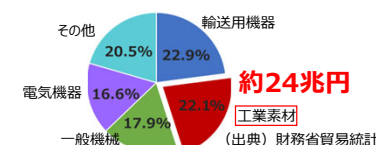


現状・課題

- 産業課題・社会課題を解決に導く分野横断的な基盤であるマテリアル分野は、量子・AI・バイオ・半導体・フュージョンといった**先端技術の発展に必須**であるとともに、我が国が**高い技術力や産業シェア**を有するなど、**産学で世界的に優位性**を保持する分野。
- 一方、近年では我が国を取り巻く国際情勢が激変し、経済安全保障の確保等の新たな対応が必要となっている中で、アカデミアの研究力は相対的に低下しているところ、世界で勝ち続けるためには、我が国の強みである良質な実験データ、高度な研究施設・設備、多様な人材を生かし、データやAIを活用した**研究のデジタルトランスフォーメーション（DX）**による**研究開発の効率化・高速化・高度化**を実現するとともに、マテリアル・イノベーションを絶えず生み出す源泉となる**卓越したサイエンスやテクノロジーを創出する体制づくり**が急務である。

○輸出総額の2割以上がマテリアル

<2024年輸出総額（109兆円）内訳>



【日本成長戦略】（令和8年7月21日閣議決定）

- 同業の素材企業や下流のユーザー企業にもたがり、複数者で協調して複合新素材を開発するため、秘匿計算技術等を用いたA I駆動型の素材開発プロジェクトを推進するとともに、研究開発設備の転換や、アカデミアを含む研究開発能力の維持・強化に向けたデータセット構築、人材育成等の周辺環境の整備を支援する。
- 17 の戦略分野に対応した大学院や国研のプラットフォーム機能の強化に取り組む。

【統合イノベーション戦略2026】（令和8年7月14日閣議決定）

- 従来比 10 倍のマテリアル開発速度の実現を目指し、A I駆動マテリアル開発拠点形成、異次元のマテリアルA I人材育成、A I駆動マテリアル先進国ブランドの形成等を促進し、AI for Materials を加速する。
- マテリアルデータのエコシステムであるマテリアルDXプラットフォームを発展させるとともに、A I駆動マテリアル開発システムの構築やマテリアルA I人材の育成・確保等を通じてAI for Materials を加速する。
- 国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）において、国のニーズに基づく重要技術シーズを生み出し続ける人材輩出や重要技術シーズの社会実装を加速する産学官連携のハブ強化に向けて、セキュアな環境を確保したオフキャンパス・オフサイト機能の整備を推進する。

事業内容

- マテリアル分野の研究DXに向けて、研究データの①**創出**、②**統合・管理**、③**利活用**までを一体的に推進する**マテリアルDXプラットフォーム**を構築。「マテリアル革新力強化戦略」や「日本成長戦略」を踏まえ、**AI for Materialsによる従来比10倍の開発速度の実現**に向け、研究開発設備の転換や、研究開発能力の維持・強化に向けたデータセット構築、人材育成等の周辺環境の整備を支援する。これらを通じ、AI等を活用した**次世代のデータ駆動型研究方法を確立・普及**することで、革新的なマテリアルの創出を図る。

①データ創出

●マテリアル先端リサーチインフラ（ARIM）

実施機関：R3～R12、採択件数：大学・国研等（26件）

45.4億円（21.9億円）

※半導体基盤プラットフォームの構築を含む

全国26の大学等において**先端設備の全国的な共用体制を整備**しながら、創出したデータを収集・蓄積することで、**データの共用・利活用を推進**。世界に勝ち続ける高品質なデータ基盤の維持・向上に必要な装置の更新を行い、データ創出機能の高度化を図る。

③データ利活用

●データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト（DxMT） 16.3億円（13.9億円）

実施機関：R4～R12、採択件数：大学・国研（5件）

従来の試行・経験型の研究開発手法に**AI・データ活用によるデータ駆動型研究**を取り入れた次世代の研究手法を開発。研究成果の社会実装を見据え、産学の連携体制を構築し、**革新的なマテリアルの創出**を目指すとともに、マテリアルAI人材の育成を行う。

●NIMSにおけるデータ駆動型研究の推進

41.4億円（34.9億円）

※NIMS運営費交付金中の推計額

国際競争力の源泉となる技術基盤の構築に向け、中長期計画に基づく拠点研究プロジェクトや政府課題に対応する重点研究プロジェクトを通じて、**AI・データの活用による革新的マテリアルの研究開発**を拡充し、更なる深化と加速を図る。

②データ統合・管理

●NIMSにおけるデータ中核拠点の形成

8.2億円（8.2億円）

※NIMS運営費交付金中の推計額

ARIM等で創出されたデータをセキュアな環境で蓄積・共用し、**AI解析が可能なシステムを実現**。令和7年度から当該システムやツール群を用いたデータ共用・利活用の運用を開始しており、**データやAIを駆使した材料開発の効率化・高速化**を引き続き推進。

④人材育成・研究拠点整備等

●NIMSの機能強化に向けた取組等

195.6億円（102.3億円）

※NIMS運営費交付金中の推計額含む

マテリアル分野において我が国が世界を先導すべく、国内外の優秀な人材を惹きつけるため、**研究環境整備や処遇改善、若手研究者等の獲得・育成**を図る。また、国のニーズに基づく重要技術シーズを生み出し続ける人材輩出、産学官連携のハブ強化に向け、**セキュアな環境を確保したオフキャンパス・オフサイト機能を構築**。老朽化した施設・設備の戦略的整備・更新により研究基盤を更に強化する。

（担当：研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付）

サイエンスによる資源リスク克服プロジェクト

経済産業省及び
環境省連携事業

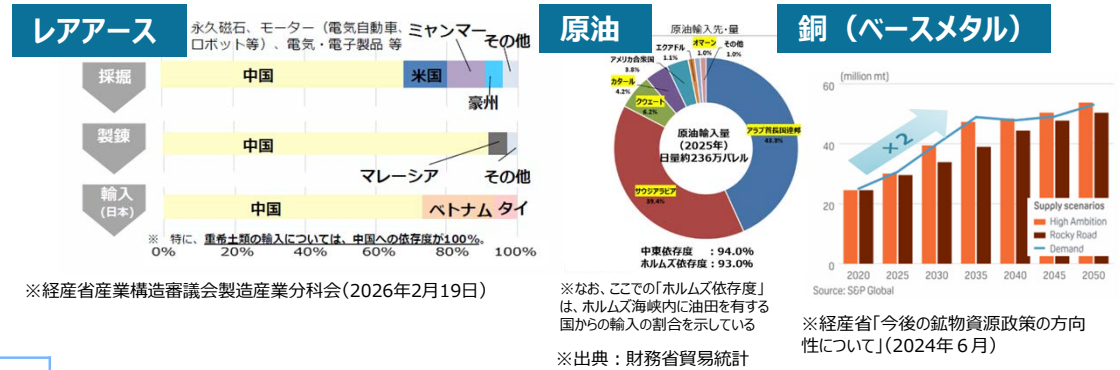
令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠

104億円
104億円
(新規)



背景・課題

- ◆ 我が国は、**産業活動に不可欠なレアアースや石油化学原料等の資源の多くを特定国・地域に依存**。さらに、AI・データセンター等による需要増により、銅等のありふれたベースメタルも供給リスク化する可能性がある。
- ◆ **戦略分野を支える危機管理投資**として、先手を打つべくシーズの源泉であるゼロからイチを生み出す基礎・基盤研究にも投資することで、**我が国の“技術”と“人材”の基盤を確保し、サイエンスの力で我が国の構造的な資源リスクの克服**と産業競争力強化の両立を図る。



事業内容

事業実施期間 令和9年～令和15年（予定）

- ◆ 各省連携の下、サプライチェーンリスク、国際的な規制・政策動向、人材確保ニーズ等企業単独で取り組むことが困難な課題及び成長戦略分野・産業ニーズを踏まえ、文部科学省がサイエンスの課題として落とし込みつつ戦略ターゲットを設定する。
- ◆ 各戦略ターゲットなどに応じて、複数のプログラムを束ねた適切なポートフォリオを組成し、ステージゲートを設けながら進捗管理を行う。
- ◆ 原子レベルの現象解明・理論構築とAI・ロボティクス等を活用し、**重要資源の代替・削減、製錬・分離・精製等を可能にする革新的技術シーズを創出し、関係省庁の実証・実装施策への接続を目指す**。必要に応じて、**同盟国・同志国である資源国等との戦略的な国際共同研究を通じて連携強化を図る**。

【各省連携】



【5つのポイント】



【事業規模】※直接経費（間接経費等28億円を除く）

プログラムA:拠点形成 50億円

産学の研究者を分野横断で結集し、中長期的に我が国として必要な研究開発拠点を形成

- 単価・件数：10億円程度/件・年、5件程度
- 支援期間：最大7年（2回のステージゲート評価）
- 対象機関：大学・国立研究開発法人等

プログラムB:要素技術育成 16億円

戦略ターゲットの達成上重要な要素技術を育成し、ステージゲートを経てプログラムA参画などを旨す

- 単価・件数：2億円程度/件・年、8件程度
- 支援期間：最大7年（2回のステージゲート評価）
- 対象機関：大学・国立研究開発法人等

プログラムC:萌芽・挑戦研究 10億円

新原理・新発想に基づく革新的シーズを幅広く発掘し、終了後プログラムBへの移行を目指す

- 単価・件数：2千万円程度/件・年、50件程度
- 支援期間：原則3年
- 対象機関：大学・国立研究開発法人等

（担当：研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付）

健康・医療・バイオ分野の研究開発の推進

令和9年度要求・要望額 1,365億円
 うち「強く豊かな日本」投資枠 425億円
 (前年度予算額 852億円)
 ※運営費交付金中の推計額含む
 (うちAMED予算 993億円 (前年度予算 583億円))
 令和7年度補正予算額 176億円



背景・概要

- 「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」(令和8年7月閣議決定)等に基づき、**免疫・再生医療等の我が国が強みを有する基礎研究の更なる充実及び橋渡し等による実用化の促進**や、**AI for Scienceを支えるライフサイエンス分野のデータ基盤整備、感染症危機対応医薬品等の基礎研究の強化**を推進。

成長戦略を踏まえた免疫・再生医療等の研究開発の推進・基盤強化

★は、「強く豊かな日本」投資枠を活用した事業



橋渡し研究プログラム★ (免疫等の重要技術特化型を新設)

118億円
(54億円)

免疫等の我が国が基礎研究力の強みを持つ分野について、臨床研究開発・治験への対応等の出口を見据えた橋渡し機能を強化。

再生・細胞医療・遺伝子治療 実現加速化プログラム★

153億円
(92億円)

現行のiPS細胞よりも幅広い細胞を効率よく作製可能な次世代iPS細胞の研究開発を強化し、臨床応用に向けた作製手法を確立することで、再生医療の社会実装を加速。

合成生物学・バイオ 革新的基盤技術創出事業★ (新規)

51億円
(新規)

拠点型の研究体制を構築し、人工細胞構築技術等の革新的基盤技術の開発を強化。



生命科学・創薬研究支援基盤事業(BINDS)

68億円
(37億円)

AI for Scienceの観点も含めた先端研究のための機器整備及び研究支援技術の高度化を図り、生命科学・創薬研究成果の実用化を促進。

ライフサイエンス研究基盤整備事業★

68億円(18億円)

【令和7年度補正予算額 1億円】

ライフサイエンスデータベースの機能的な連携・統合化や、良質なデータの基盤となるバイオリソースの質の維持・向上を図り、AI for Scienceを支える「AI-ready」な研究基盤の整備を推進。

感染症有事に備えた研究開発・基盤整備の推進

★は、「強く豊かな日本」投資枠を活用した事業



感染症危機対応医薬品等の研究開発プラットフォーム★

218億円
(新規)

世界トップレベルの研究開発拠点を構築し、平時から研究開発を行い感染症有事に即応できる研究基盤を確保するとともに、必要な人材を確保。

感染症研究のすそ野を広げるための基盤強化推進事業

25億円
(20億円)

感染症の流行状況が異なる海外研究拠点における研究活動、当該拠点を活用した研究や、多分野融合研究への支援等を通じて、幅広く感染症を対象とした基礎研究・人材育成・モニタリングを推進。

第3期健康・医療戦略に基づく研究開発の推進



医療機器等研究成果 展開事業

13億円
(11億円)

医療機器開発の基礎研究から応用研究に取り組むアカデミア等の研究者を支援し、幅広い独創的なシーズを発掘することで、革新的な医療機器等の開発に繋げる。

次世代がん医療 加速化研究事業

40億円
(36億円)

免疫学や遺伝子工学、核医学などの多様な分野の先端技術を融合させることで、革新的な医薬品の創成に資する基礎的研究を戦略的に推進。

スマートバイオ創薬等 研究支援事業

15億円
(15億円)

アカデミアの技術シーズを活用し、基盤技術の開発と疾患への応用を推進するとともに、アカデミア発の革新的な高機能バイオ医薬品の臨床ステージへの移行を支援。

次世代医療実現バイオバンク 利活用プログラム (B-cure NEXT)

54億円
(41億円)

【令和7年度補正予算額 43億円】

バイオバンクを維持・発展させ、利活用をより一層進めることで、試料・情報等を利用した複合的なデータ駆動型研究の加速や、「攻めの予防医療」を推進。

ライフサイエンスを支える基礎研究・国際展開等



脳神経科学統合 プログラム 【令和7年度補正予算額 2億円】

71億円(67億円)

革新的先端研究 開発支援事業

113億円
(111億円)

ヒューマン・フロンティア・ サイエンス・プログラム

18億円
(18億円)

医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業

6億円(8億円)

うち、先端国際共同研究推進プログラム (ASPIRE) 【令和7年度補正予算額 59億円】

インハウス研究機関経費等

【理研、QST、JST】インハウス研究機関経費

254億円(251億円)※理研、QST、JST運営費交付金推計額

【AMED】運営費交付金

75億円(67億円)

研究セキュリティの確保に向けた体制整備や業務DX化の更なる推進を図る。

(担当：研究振興局ライフサイエンス課)

フュージョンエネルギー実現に向けた研究開発・基盤整備

令和9年度要求・要望額 うち「強く豊かな日本」投資枠 (前年度予算額)	1,056億円 725億円 208億円	文部科学省
令和7年度補正予算額	421億円	

概要

- フュージョンエネルギーは、我が国のエネルギー安全保障等に資する技術であり、「**日本成長戦略**」の**戦略17分野の一つに位置づけ**られている。「**フュージョンエネルギー・イノベーション戦略**」や「**官民投資ロードマップ**」に基づき、**2030年代の発電実証の実現を目指す**とともに、競争力のあるフュージョン発電システムを世界に先駆けて確立する。
- 文部科学省としては、フュージョンエネルギーに向けて残された技術課題の解決を図るため、国際約束に基づき核融合実験炉の建設・運転を行う**ITER計画**、ITER計画を補完・支援する研究開発を行う**BA(幅広いアプローチ)活動**、**DONES(核融合中性子源)計画**、**フュージョンエネルギーに共通的に必要な要素技術の開発・基盤整備等**の取組を実施する。

(参考)「日本成長戦略」(令和8年7月21日閣議決定)

- ・残された技術課題の解決に向け、**共通的に必要な要素技術の開発・確立・基盤整備**を、民間の力も活用しながら、**国等※が中心となって強力に推進する**。
- ・**実績のある方法で実現を目指す技術開発 (ITER・JT-60SA・原型炉開発等) をQSTを中心に進める**とともに、スタートアップ等が進める様々な野心的な発電システムの実現に向けた技術開発についても、これと並ぶ重要な取組として支援する。NEDOを念頭に資金供給機能を強化する。
- ・**確実な安全確保と迅速な開発の両立、ITER計画を通じた人材育成等を推進する**。

※ 量子科学技術研究開発機構 (QST)、核融合科学研究所 (NIFS)、大阪大学レーザー科学研究所 (ILE)

ITER(国際熱核融合実験炉)計画

48,071百万円(14,782百万円)

- 協 定：2007年10月発効
- 参加極：日、欧、米、露、中、韓、印
- 各極の費用分担(建設期)：欧州(ホスト極) 45.5% 日本他6極 9.1%
※各極が分担する機器を調達・製造し、ITER機構が全体の組立・据付を実施(南仏でITERを建設中)。
- 進 捗：トロイダル磁場(TF)コイルの全機納入や、6つ目のセクターモジュールの設置完了など、各極及びITER機構において、機器の製造や組立・据付等が進展。
※2025年6月に開催されたITER理事会では、ITER計画の日程・コスト等を定める基本文書「ベースライン」について、段階的アプローチが検討された。ITER機構は、2028年末までを対象とするベースライン2024のフェーズ1に基づき、今後も着実に活動を推進する方針。

➢ ITER機構の活動	16,373百万円(9,735百万円)
➢ 機器の調達・製造等	31,013百万円(5,048百万円)
➢ ITERを活用したフュージョン分野の人材育成事業	684百万円(新 規)



ITERサイトの建設状況



6つ目のセクターモジュール設置完了(2026年7月)

先進的核融合研究開発

57,504百万円(5,937百万円)

BA(幅広いアプローチ)活動

- 協 定：2007年6月発効
- 参加極：日、欧(青森県六ヶ所村、茨城県那珂市で実施)
- 進 捗：将来のフュージョン発電実証プラントのコスト削減に向けた知見を得るため、現在世界で稼働している唯一の大型の核融合装置であるJT-60SAの高圧カプラズマ運転(高ベータ運転)に向けて増強整備を実施等。



JT-60SA

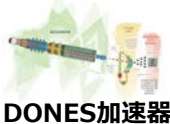
フュージョンエネルギーに共通的に必要な要素技術の開発・基盤整備

- フュージョンエネルギー実現に向けて残された技術課題の克服に向けて、共通的に必要な技術開発を推進するとともに、イノベーション拠点に必要となる施設・設備の整備を推進。

➢ BA活動	11,581百万円(5,120百万円)
①国際核融合材料照射施設に関する工学実証・工学設計活動	
	1,028百万円(551百万円)
②国際核融合エネルギー研究センター等	1,653百万円(1,786百万円)
③サテライト・トカマク計画	8,901百万円(2,784百万円)
➢ 共通的に必要な要素技術の開発・基盤整備	45,034百万円(358百万円)
➢ DONES計画	73百万円(73百万円)
➢ その他(人材育成、アウトリーチ等)	816百万円(386百万円)

DONES(核融合中性子源)計画

- 欧州の核融合中性子源計画において核融合炉等の構造材料の開発に必要な中性子照射試験を実施。



DONES加速器

※その他、核融合科学研究所の「超高温プラズマの「マイクロ集団現象」を中核とした核融合科学の学術研究基盤計画」事業に係る経費を国立大学法人運営費交付金に別途計上。

(担当：研究開発局研究開発戦略官(フュージョン・原子力国際協力担当) 付)87

カーボンニュートラルの実現に貢献する研究開発

令和9年度要求・要望額	228億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	104億円
(前年度予算額)	96億円)
※運営費交付金中の推計額含む	
令和7年度補正予算額	10億円



文部科学省

概要

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月閣議決定)、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(令和5年7月閣議決定)、「地球温暖化対策計画」(令和7年2月閣議決定)等も踏まえつつ、エネルギー制約の克服・エネルギー転換への挑戦や、温室効果ガスの大幅な排出削減と経済成長の両立を図るとともに、気候変動の影響への適応策等に貢献するため、グリーントランスフォーメーション(GX)に向けた環境エネルギー分野の研究開発を推進する。

カーボンニュートラル実現に貢献する革新的GX技術等の研究開発力強化

省エネルギー・高性能な次世代半導体の研究開発の推進

次世代X-nics半導体創生拠点形成事業 1,247百万円(900百万円)

省エネ・高性能な半導体集積回路の創生に向けた新たな切り口による研究開発と将来の半導体産業を牽引する人材育成を推進するため、アカデミアにおける中核的な拠点形成を推進。

DX/GX両立に向けたパワーエレクトロニクス次世代化加速事業(COPELNIX) 1,055百万円(1,055百万円)

喫緊の課題であるDXとGXが両立した社会の実現に向け、次世代パワー半導体の力を引き出し社会全体の省エネ化を図るため、我が国発のGaNパワーデバイス作り込み技術の高度化と次世代GaNパワーエレクトロニクスの実現に向けた研究開発を推進。

次世代の蓄エネルギーシステムの創出に向けた基盤研究開発の推進

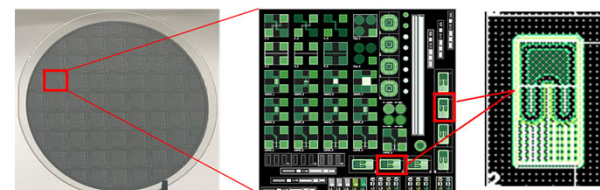
AIエコシステムの高度化を支える次世代蓄エネルギーシステム基盤創出事業 4,057百万円(新規)

需要が急拡大するAIデータセンターの安定的かつ持続的な運用に資するため、我が国の強みであるアカデミア等の研究開発力を生かし、高安全・長寿命、省レアメタルを軸とした、自律的かつ持続可能な次世代蓄エネルギーシステムの基盤的研究開発を統合的に推進。

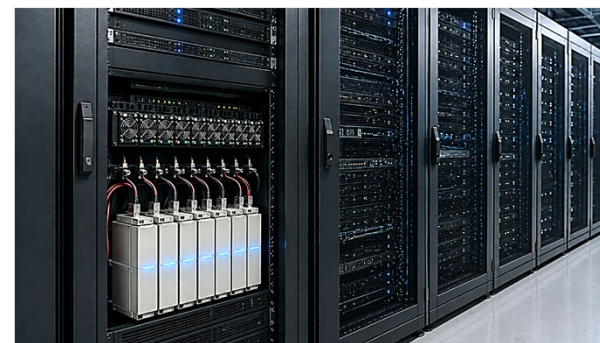
革新的技術の創出に向けた基盤研究開発の推進

JST 戦略的創造研究推進事業 先端的カーボンニュートラル技術開発(ALCA-Next) 3,301百万円(2,590百万円)

従来の延長線上にない、非連続なイノベーションをもたらす革新的技術に係る基礎研究を推進。重要な技術領域へチャレンジングな提案を募りつつ、厳格なステージゲート評価等により技術的成熟度の向上を図り技術シーズを育成。



窒化ガリウム(GaN)基板上に作製したデバイスチップ



サーバーラックに付帯する蓄電デバイス(イメージ)

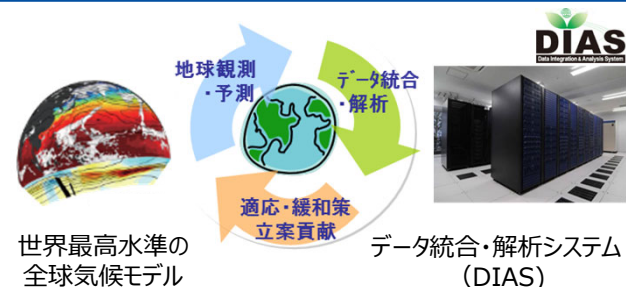
気候変動対策の基盤となる科学的知見の充実・利活用強化

次世代気候変動予測研究プログラム 657百万円(新規)

全球気候モデル・地球システムモデルの高度化から日本域の気候予測、ハザード予測までを一体的に実施し、気候科学のさらなる発展を通じた気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等への国際貢献及び社会実装に直結する研究成果の創出を両輪で促進。気候研究の一層の高度化及び成果展開を図るため、AIの活用可能性の検証やデータ連携等技術の開発を推進。

地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業 8,154百万円(379百万円)

観測・気候予測データからなる地球環境データを蓄積・統合・解析・提供するデータプラットフォーム「データ統合・解析システム(DIAS)」の長期的・安定的な運用を推進。多様なデータを相互接続し、AIも活用した横断的な解析や適応に向けた利活用を実現するための環境を構築することにより、気候変動・防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発や社会実装を加速。



宇宙・航空分野の研究開発に関する取組

令和9年度要求・要望額 3,801億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 1,684億円
(前年度予算額 1,552億円)
※ 運営費交付金中の推計額含む。



JAXA予算の要求・要望額：3,240億円（1,548億円）

令和7年度補正予算額 1,550億円

令和5年6月に閣議決定された「宇宙基本計画」等を踏まえ、以下の各領域における取組を推進。令和8年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」等において、宇宙・航空分野が重要分野として位置付けられているところ、**基幹ロケットの開発・高度化や打上げの高頻度化、JAXAの技術基盤や人的資源の強化、与圧ローバ開発、月や火星以遠への探査、宇宙戦略基金による支援等**に取り組み、必要な研究開発を強力に推進。

宇宙基本計画に基づく宇宙分野の研究開発 375,024百万円(151,283百万円)

◆宇宙活動を支える総合的基盤の強化

○ 基幹ロケットの打上げ能力の強化 23,473百万円(2,927百万円)

信頼性を確保しつつ、国内外の衛星の打上げを実施できるよう開発・高度化を推進。また、増加する国内外の打上げ需要に対応するため、射場・射点の設備整備やロケット機体等の製造能力強化を進め、基幹ロケットの打上げを高頻度化。

- 基幹ロケットの開発・高度化：18,999百万円(2,833百万円)

- 基幹ロケットの打上げ高頻度化：4,474百万円(95百万円)

○ 将来宇宙輸送システムに向けた研究開発 7,875百万円(2,112百万円)

抜本的な低コスト化等を目指す将来宇宙輸送の実現に向け、要素技術開発を官民共同で実施するとともに、産学官共創体制の構築等、開発を支える環境を整備。

○ 宇宙戦略基金による民間企業・大学等の技術開発支援 55,620百万円

我が国における自立・自律的な取組の維持のため、既存テーマの加速・拡充による我が国の勝ち筋となる技術開発への集中支援も含め、民間投資や宇宙実証の加速、国際競争力につながる特色ある技術の獲得・活用、産業の集積等を促進する観点から支援を拡充。

◆宇宙安全保障の確保／国土強靱化・地球規模課題への対応とイノベーションの実現

○ 衛星地球観測重点テーマに基づく技術開発 2,846百万円(1,335百万円)

宇宙安全保障の確保、国土強靱化、地球規模課題への対応、イノベーションの創出など、地球観測が貢献すべき領域において、目指す便益（リターン）を着実に具現化するため、特に重点的に推進すべきテーマを定め、その推進に必要な新規技術開発等を実施。

○ 技術試験衛星9号機（ETS-9） 7,010百万円(700百万円)

次世代静止通信衛星における産業競争力強化に向け、大電力化、高排熱技術、オール電化、通信サービスを柔軟に機能変更できるフルデジタル化技術に必要な静止衛星バス技術を開発・実証。

○ 官民連携光学ミッションの開発 3,800百万円(300百万円)

災害時の被災状況把握や国土・森林管理等での活用を目指し、民間主体で小型光学衛星による観測システムを開発するとともに、JAXA主体でこれと協調観測する高度計ライダー衛星の技術開発を実施。

次世代航空科学技術の研究開発

5,057百万円(3,954百万円)

航空科学技術分野における未来社会デザイン・シナリオの実現に向け、脱炭素社会に向けた航空機電動化技術等のCO₂排出低減技術、新市場を開く静粛超音速旅客機、次世代モビリティシステムに関する研究開発等を実施。また、航空機開発等の試験・認証基盤となる、次世代風洞等の基盤設備群の検討を速やかに実施。

◆宇宙科学・探査における新たな知と産業の創造

【国際宇宙探査（アルテミス計画）に向けた研究開発等】

90,411百万円(18,467百万円)

主な取組

○ 月探査にかかる研究開発等（有人と与圧ローバ等）

25,996百万円(3,015百万円)

月面での居住機能と移動機能を併せ持つ世界初のシステムである有人と与圧ローバを開発。また、我が国として優位性や波及効果が大きく見込まれる技術（有人滞在技術等）を提供。

○ 新型宇宙ステーション補給機（HTV-X） 47,791百万円(386百万円)

様々なミッションに応用可能な基盤技術の獲得など将来への波及性を持たせた新型宇宙ステーション補給機を開発。

○ 月面機器開発・実証 800百万円(新規)

将来の月面有人活動に資するインフラ構築に向け、企業による月面機器開発への支援と実証機会の提供をJAXA主導で実施（宇宙戦略基金での取組とも連動。）。

○ 火星衛星探査計画（MMX） 1,557百万円(13,456百万円)

火星衛星の由来や、原始太陽系の形成過程の解明に貢献するため、火星衛星のリモート観測と火星衛星からのサンプルリターンを実施。

○ 高感度太陽紫外線分光観測衛星（SOLAR-C） 5,537百万円(309百万円)

宇宙を満たす高温プラズマの形成や太陽が地球や太陽系に及ぼす影響の解明のための太陽大気の色層から太陽コロナにわたる極端紫外線分光観測に向けた開発を実施。

○ 地球接近小惑星アポフィス探査計画（RAMSES） 7,508百万円

国際的なプラネタリーディフェンス活動への貢献を見据え、プラネタリーディフェンスにおける国際的な重要現象である、2029年4月に地球に接近する小惑星「アポフィス」の接近観測を欧州と共同で実施。なお、深宇宙探査技術実証機（DESTINY+）*と相乗りで打上げ。

* 6,401百万円(796百万円)

原子力分野の研究開発・人材育成に関する取組

令和9年度要求・要望額 2,180億円
うち「強く豊かな日本」投資枠 314億円
うちエネルギー対策特別会計繰入額 1,612億円
(前年度予算額 1,474億円)



文部科学省

※復興特別会計に別途33億円(36億円)計上 ※運営費交付金中の推計額含む

※令和7年度補正予算額 300億円、うちエネルギー対策特別会計繰入額 236億円

概要

令和7年2月に閣議決定した「第7次エネルギー基本計画」においては、原子力を脱炭素電源の一つとして最大限活用することが必要不可欠とされた。また、令和8年7月に閣議決定された「日本成長戦略」においては、次世代革新炉開発の重要性や主な施策として原子力人材育成の司令塔整備、原子力機構の研究基盤強化等についても取り組むことが明示されている。

文部科学省としては、我が国の原子力利用を支える中核的基盤の構築・発展や、社会との共創による課題対応に向けた取組の強化のため、①次世代革新炉の開発及び安全性向上に資する技術基盤等の整備・強化、②新試験研究炉の開発・整備の推進、③原子力科学技術に関する研究・人材基盤の強化、④廃止措置を含むバックエンド対策の抜本的強化、⑤東京電力福島第一原子力発電所事故への対応等、安全確保を大前提に幅広い原子力科学技術に関する取組を推進する。

①次世代革新炉の開発及び安全性向上に資する技術基盤等の整備・強化 12,810百万円(8,696百万円)

次世代革新炉(革新軽水炉・SMR(小型モジュール炉)・高速炉・高温ガス炉)の社会実装等に向け、研究開発体制や施設の戦略的な整備・高度化・利活用を促進する。

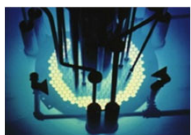
また、安全性の向上等に資する研究開発の推進や次世代革新炉の規制基準の基盤となる技術的検討を推進する。



高速実験炉「常陽」



HTTR
(高温工学試験研究炉)



NSRR
(原子炉安全性研究炉)

②新試験研究炉の開発・整備の推進 6,078百万円(2,322百万円)

「もんじゅ」サイトを活用した新たな試験研究炉について、安全性の確保を最優先に推定活断層の調査を含む地質調査や原子炉の設計等を進める。

また、JRR-3の利活用促進のために利用者ニーズの高い実験装置の高度化等に取り組むとともに、原子力委員会のアクションプランに基づき、医療用RI製造に関する研究開発等を進める。



新試験研究炉の完成イメージ



JRR-3

③原子力科学技術に関する研究・人材基盤の強化 21,153百万円(10,755百万円)

国の公募事業において、新たな原子力の利活用を目指した新規性・独創性・革新性・挑戦性の高い研究を支援する。また、原子力機構の持つ技術基盤を活用した新たな研究開発を推進する。

次世代の原子力人材育成のため、関係省庁や産業界とも連携し、「国際原子力人材育成イニシアティブ事業」の後継事業において、ANEC(未来社会に向けた先進的原子力教育コンソーシアム)の枠組みを活用しつつ、原子力に関する専門人材や、裾野を広げる多様な人材の育成に取り組むとともに、原子力機構における産学官をつなぐ人材育成ハブ機能を強化する。

④廃止措置を含むバックエンド対策の抜本的強化 83,441百万円(47,661百万円)

「もんじゅ」は、ナトリウム機器の解体やナトリウム搬出に向けた準備にかかる対応等を実施する。「ふげん」は、使用済燃料の搬出にかかる対応や原子炉周辺設備の解体等を実施する。東海再処理施設は、高放射性廃液のガラス固化処理を最優先に行うため、必要な設備整備等を進める。

また、施設中長期計画に基づき、その他の原子力施設の廃止措置を進めるとともに、研究施設等廃棄物埋設事業等のバックエンド対策を促進する。

⑤東京電力福島第一原子力発電所事故への対応 3,314百万円(4,055百万円) ※復興特別会計に別途3,320百万円(3,622百万円)計上

東京電力福島第一原子力発電所の安全かつ確実な廃止措置に資するため、原子力機構廃炉環境国際共同研究センター(CLADS)を中核とし、廃炉現場のニーズを踏まえた国内外の研究機関等との研究開発・人材育成の取組を推進する。取組にあたっては、他省庁等の事業と協力しながら進める。

また、公平かつ適正な原子力損害賠償の円滑な実施等、被害者保護・原子力事業の健全発達に係る取組を推進する。

自然災害に対する強靱な社会に向けた研究開発の推進

令和9年度要求・要望額	278億円
うち「強く豊かな日本」投資枠	87億円
(前年度予算額)	121億円
※運営費交付金中の推計額含む	
令和7年度補正予算額	103億円



概要

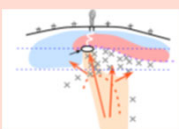
- ◆ 活火山法に基づき火山調査研究推進本部の運営、一元的な火山調査研究、火山噴出物分析センターの整備、火山専門家の育成等を推進。
- ◆ 令和8年熊本地震への対応や海底地震津波観測網の運用、観測データ等を活用した地震調査研究を推進。
- ◆ 防災科学技術研究所の第5期中長期目標に基づき、あらゆる自然災害を対象とした基礎・基盤的な防災科学技術の研究開発を推進。

火山調査研究の推進に関する取組

4,662百万円（1,325百万円）

◆火山調査研究推進本部の運営 107百万円（107百万円）

火山調査研究推進本部の運営を着実に実施。



火山内部構造・状態推定

◆一元的な火山調査研究の推進 1,678百万円（399百万円）

基礎情報の収集のための調査研究を推進するとともに、観測点を強化・運用。



火山調査研究の実施

◆火山の機動観測体制の構築 100百万円（100百万円）

火山噴火時など機動的・重点的な観測が必要な火山の観測を行うため、平時からの観測、調査体制を強化。

◆火山噴出物分析センターの整備 1,913百万円 ※防災科研、国庫債務負担行為

火山本部による火山活動推移評価に資するため、平時・噴火発生時に火山噴出物（火山灰・噴石・火山ガス等）の分析を一元的かつ継続的に実施する拠点を防災科研に整備。

◆火山ハザード対策に向けた研究・人材育成プロジェクト（V-LEAD）

621百万円（536百万円）

火山本部の総合基本施策に基づき、火山ハザード対策に向けた研究開発と火山研究者の育成を強化。

◆即戦力となる火山人材育成プログラム 136百万円（106百万円）

社会人の学び直しの機会提供など、即戦力となる火山研究・実務人材を育成。

◆火山調査研究推進本部との連携のための防災科学技術研究所における人員体制の継続確保 107百万円（78百万円）※防災科研

基礎・基盤的な防災科学技術の研究開発の推進 国立研究開発法人防災科学技術研究所

第5期中長期目標に基づき、あらゆる自然災害を対象とした基礎・基盤的な防災科学技術の研究開発を推進。デジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発や自然災害の基礎・基盤的な研究開発等を実施。また、研究施設等の老朽化対策・機能強化を着実に実施。

地震調査研究の推進に関する取組

8,615百万円（2,656百万円）

◆地震調査研究推進本部の運営

1,021百万円（643百万円）

地震調査研究推進本部の運営を着実に実施。

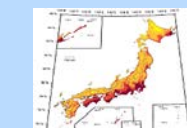
令和8年熊本地震を踏まえた活断層調査等の地震発生予測に資する調査観測研究等を推進。



活断層調査



活断層の長期評価

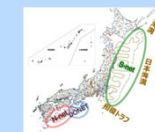


全国地震動予測地図

◆海底地震津波観測網の構築・運用

3,824百万円（1,549百万円）

南海トラフ海底地震津波観測網(N-net; 令和7年度運用開始)・DONET・S-net等を安定的に運用。



◆地震・火山観測網の更新

3,243百万円 ※防災科研

緊急地震速報や震度情報等の適切な発信のため、老朽化・経年劣化した観測施設の旧型地震計等を新型の地震計等に更新。

◆情報科学を活用した地震活動・地震動評価技術の高度化(STAR-E NEXT)

243百万円（182百万円）

生成AIを含む最先端の情報科学を活用し、我が国の信頼性の高い地震関連データ群を基に、地震本部での地震活動や地震動の評価技術を高度化。

◆南海トラフ地震等巨大地震災害の被害最小化及び迅速な復旧・復興に資する地震防災研究プロジェクト 278百万円（278百万円）

N-netの運用開始を踏まえた南海トラフ地震等の評価手法高度化と、広域連鎖災害への事前対策の加速を柱とした地震防災研究を推進。

運営費交付金：9,393百万円（8,161百万円）
施設整備費補助金：10,390百万円



実大三次元震動破壊実験施設等の先端的研究施設

※上述の「火山調査研究の推進に関する取組」及び「地震調査研究の推進に関する取組」に一部予算を重複計上している。

（担当：研究開発局地震火山防災研究課）91

海洋・極域分野の研究開発に関する取組

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠
(前年度予算額)

623億円
134億円
400億円)

※運営費交付金中の推計額含む



文部科学省

令和7年度補正予算額

62億円

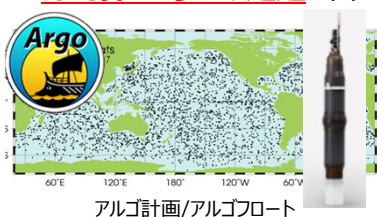
概要

海洋科学技術が、地球環境問題をはじめ、災害への対応を含めた安全・安心の確保、資源開発、経済安全保障の確保といった我が国が直面する課題と密接な関連があることを踏まえ、関係省庁や研究機関、産業界等と連携を図りながら、海洋・極域分野の研究開発に関する取組を推進。

地球環境の状況把握と観測データによる付加価値情報の創生

36,925百万円 (21,161百万円)
うち「強く豊かな日本」投資枠 11,270百万円
超深海探査母船の建造11,270百万円を含む

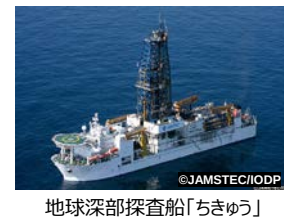
- 研究船等による全球観測を実施し、高精度・多項目の海洋データを取得。
- 上記観測データ等を活用して、海洋デジタルツインの構築や精緻な予測技術の開発に着手し、気候変動や異常気象等に対応するための付加価値情報を創生。
- 世界をリードする研究開発を実施するため、各種探査機の効率的な運用を実現する超深海探査母船の建造を含め、深海・海溝域の探査・採取プラットフォームを構築する。



海洋科学技術の発展による国民の安全・安心への貢献

6,879百万円 (3,094百万円)
うち「強く豊かな日本」投資枠 1,794百万円

- 巨大地震発生前に観測されている「スロースリップ (ゆっくり滑り)」等の海底地殻変動のリアルタイム観測など、海域地震・火山活動の現状評価と推移予測の高度化のための観測・技術開発等を実施。
- フルデプス対応試料採取探査システムをはじめとする海洋観測技術の開発を進め、我が国の海洋状況把握 (MDA) 機能の強化等に貢献。



北極域研究の戦略的推進

6,565百万円 (5,724百万円)

- 令和8年度中に完工予定の北極域研究船「みらいⅡ」について、船体の各設備・機器の保守・整備・運用や、慣熟航海実施を通して、国際研究プラットフォームとしての活用に向けた準備等を進める。
- 北極域研究強化プロジェクト (ArCSⅢ)において、我が国初の北極域研究船である「みらいⅡ」を活用し、これまで自国船で到達できなかった海域において調査・観測を行うことで、気候変動や北極域の変動が人間社会に与える影響等の解明を目指すとともに、人材育成や国際ルール形成への参画など国際協力も推進。



南極地域観測事業

7,508百万円 (5,872百万円)
うち「強く豊かな日本」投資枠 320百万円

- 南極地域観測計画に基づき、地球環境変動の解明に向け、地球の諸現象に関する多様な研究・観測を推進する。
- 南極観測船「しらせ」による南極地域 (昭和基地) への観測隊員・物資等の輸送及び「しらせ」や南極輸送支援ヘリコプターの保守・管理等を実施する。また、「しらせ」退役等を見据えた次期輸送体制構築のための調査検討を行う。





ムーンショット型研究開発制度

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠
(前年度予算額)

577億円
561億円
16億円)



現状・課題

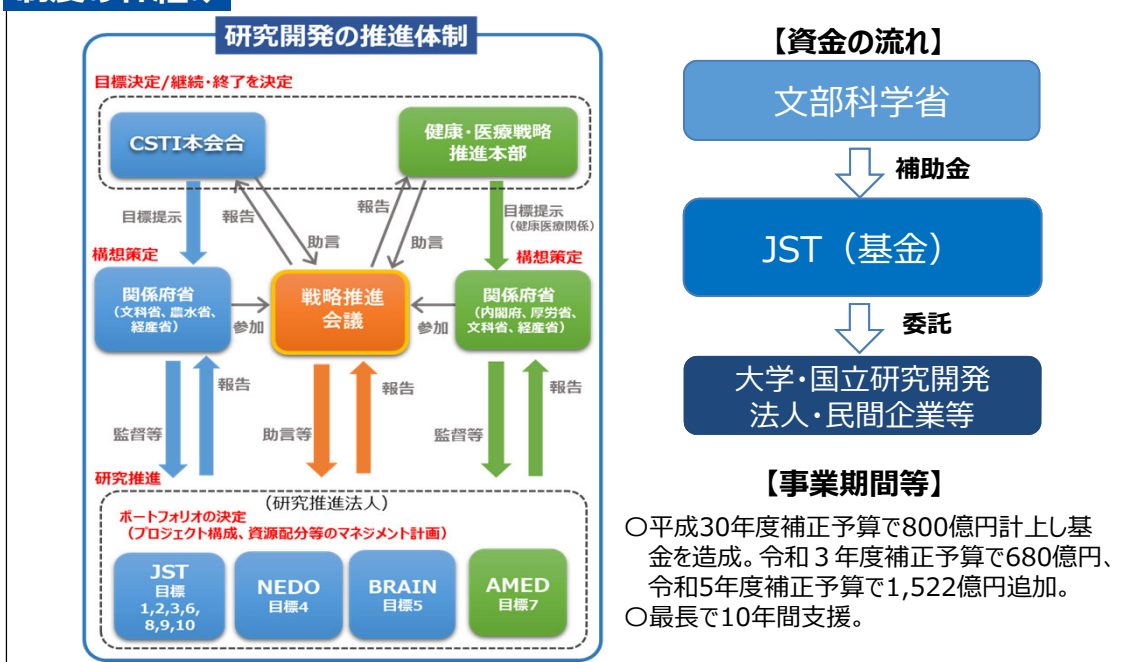
- 超高齢化社会や地球温暖化問題など重要な社会課題に対し、人々を魅了する野心的な目標（ムーンショット目標）を国が設定し、挑戦的な研究を推進する制度。プログラムを統括するプログラムディレクター（PD）の下に、プロジェクトマネージャー（PM）が集結。
- 総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)※が目標を決定するとともに、研究開始5年目の評価においてプログラムの継続・終了を決定。※ 目標7は健康・医療戦略推進本部
- 特に、研究開始5年目のCSTI評価を受ける目標8（気象制御による極端風水害の軽減）及び目標9（こころの安らぎや活力を増大）、また、昨年受けた同評価の付帯事項への対応の承認でプログラム加速等の必要性の指摘を受けた目標3（自ら学習・行動し人と共生するAIロボット）といった重要技術領域の支援を充実。

＜政策文書における記載＞

【経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）】「ムーンショット型研究開発（より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発）の推進による重要技術領域への支援の充実に図る。」

【統合イノベーション戦略2026（令和8年7月14日閣議決定）】「我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指すムーンショット型研究開発制度について、目標達成に向けて計画等を柔軟に見直しながら研究を推進するとともに、制度全体の統一的なマネジメントを強化する制度改革を検討しつつ、17の戦略分野への貢献も目指して重要技術領域における支援の充実に図る。具体的には、目標1（身体、脳、空間、時間の制約からの解放）、目標3（自ら学習・行動し人と共生するAIロボット）はAI・先端ロボット関連技術、目標2（疾患の超早期予測・予防）、目標7（健康不安なく100歳まで）、目標9（こころの安らぎや活力を増大）は先端医療関連技術やバイオ・ヘルスケア関連技術、目標4（地球環境の再生）は資源・エネルギー 安全保障・GX関連技術、目標5（2050年の食と農）は農業・林業・水産関連技術、目標6（誤り耐性汎用量子コンピュータ）は量子関連技術、目標8（気象制御による極端風水害の軽減）は防災・国土強靱化関連技術、目標10（フュージョンエネルギーの多面的な活用）はフュージョンエネルギー関連技術の研究開発を主に支援している。また、研究開始から5年目となる目標8及び9について、2026年度中に5年目評価を行い、評価結果等を踏まえて支援を充実する。【府、文、農、経】」

制度の枠組み



ムーンショット目標

※赤囲みが文部科学省・JST 担当目標

目標1：2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現

目標2：2050年までに、超早期に疾患の予測・予防をすることができる社会を実現

目標3：2050年までに、AIとロボットの共進化により、自ら学習・行動し人と共生するロボットを実現

目標4：2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現

目標5：2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出

目標6：2050年までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性汎用量子コンピュータを実現

目標7：2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむための持続可能な医療・介護システムを実現

目標8：2050年までに、激甚化しつつある台風や豪雨を制御し極端風水害の脅威から解放された安全安心な社会を実現

目標9：2050年までに、こころの安らぎや活力を増大することで、精神的に豊かで躍動的な社会を実現

目標10：2050年までに、フュージョンエネルギーの多面的な活用により、地球環境と調和し、資源制約から解放された活力ある社会を実現

“Moonshot for Human Well-being”
(人々の幸福に向けたムーンショット型研究開発)

(担当：(制度全体)科学技術・学術政策局研究開発戦略課戦略研究推進室
(フュージョンエネルギー)研究開発局研究開発戦略官 (フュージョン・原子力国際協力担当) 付)

経済安全保障重要技術育成プログラム

令和9年度要求・要望額

事項要求

うち「強く豊かな日本」投資枠

事項要求

※内閣府、経済産業省とともに事項要求

(令和3年度補正予算額・令和4年度第2次補正予算額 計2,500億円)



文部科学省

事業目的

- 経済安全保障上の重要技術の育成に向け取り組む**経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）**について、科学技術・イノベーションが国家安全保障を左右する昨今の潮流や、事業の中間評価の結果等を踏まえ、研究者をより幅広く呼び込み、変化の速い技術動向に機動的に対応しつつ、新たな重要技術への対応を進めるため、**対象技術ごとの特性に応じた支援プロセスを構築し、事業の強化・拡充**を図る。

【経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）】2. 強い外交・安全保障の確立 （2）経済安全保障の強化
特定重要技術の研究開発を促進すべく「経済安全保障重要技術育成プログラム」の強化に向けた制度設計を進めるとともに、国際共同研究を推進する。

【日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）】1. 新技術立国・競争力強化 iii - 2) グローバル市場の獲得・経済安全保障の強化（経済安全保障の強化）
デュアルユースの技術・生産基盤等の育成・強化や、**経済安全保障重要技術育成プログラムの強化**のほか、技術流出対策の強化、貿易救済措置の執行強化を行う。

【統合イノベーション戦略2026（令和8年7月14日閣議決定）】4. 科学技術と国家安全保障との有機的連携 （2）経済安全保障の観点を重視した技術力の強化
K Program を推進するとともに、**経済安全保障上重要となる先端的な技術の研究開発を通じて国家安全保障を支える技術基盤を構築**する視点から、**後継プログラムの制度設計について、中間評価結果等を踏まえた具体化を進める**。

事業概要

- 国家安全保障全体を支える技術基盤を構築・強化する観点から、我が国の技術開発の取組の全体像を俯瞰した上で、**自律性、優位性・不可欠性の確保・維持といった経済安全保障の観点から技術の探索・選定**を行い、研究提案を広く募る。採択課題は、経済安全保障推進法に基づき守秘義務機能を備えた指定基金協議会を通じ、**成果の出口となる関係省庁の伴走支援の下で研究開発を強力に推進**する。
- 内閣府主導の下で関係府省が連携し**、経済安全保障上の重要技術について資金配分機関が公募・採択を行う。**大規模に取り組むべきシステム技術や、変化の速い技術、技術成熟度が低くともゲームチェンジに資する技術など、技術の特性に応じた支援プロセスの下で研究開発を推進**する。

【期待される効果】

- サプライチェーン維持等に必要な先端技術や、民生のみならず公的にも利用される技術、デジタル基盤の自律性・安定性に必要な技術などの重要技術を育成し、**国家安全保障全体を支える技術基盤の構築・強化**につなげる。
- より幅広い研究者の継続的な関与を得つつ、**経済安全保障に関わる研究人材の育成による研究力向上を推進**。

【資金の流れ】



(担当：科学技術・学術政策局国際研究開発政策課)

文部科学省におけるA I人材の育成・確保

令和9年度要求・要望額 3,143億円の内数



「A I法」（令和7年5月成立、9月全面施行）及び改定「人工知能基本計画」（令和8年7月閣議決定）に基づき、人とA Iが協働する社会の実現に向けて、現場にAIを実装していく人材をはじめとしたAI人材の育成・確保や、人とA Iの役割分担を模索しながら、A I社会を生き抜く「人間力」を向上できる環境を構築する。

人工知能基本計画 ～日本AX、より強く、より豊かに～（令和8年7月14日閣議決定）

A Iの利活用や開発を担う人材として、全ての国民がA I適正活用人材を目指すとともに、A Xを進める上で中核となるA I実装人材、さらに研究開発やガバナンスの担い手など、人材像を整理し、産学官で質・量の両面から育成・確保に取り組む。（第3章第4節「A I社会に向けた継続的変革」より）

AI基本計画の5つの人材像

AIガバナンス人材

AI研究開発人材

AIに関する深い理解・洞察を有する高度な専門人材

AIイノベーション人材

経済・社会構造の変革や付加価値の創出を行い、課題解決を先導する人材

AI実装人材

現場に適合したAIソリューションを提供できる、産業とAIの双方を理解した人材

AI適正活用人材

基礎的な知見・知識を有し適切にAIを活用できる人材

A Iの研究開発等に係るエンジニアや研究者などの育成・確保等

- ▶ **生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発拠点形成 83億円**
次世代生成AIモデル構築の確立に向けた一連の知見と経験をAI研究者、エンジニア等に広く共有。
- ▶ **AI for Scienceによる科学研究革新プログラム 1,653億円**
AI for Scienceの波及・振興、国際連携・産学連携を通じた先導的研究の推進により、AIを科学研究に高度に活用できる人材を育成。
- ▶ **AIPプロジェクトにおける人材育成・ネットワーク機能の強化 28億円** ※理研運営費交付金の推計額
理研AIPセンターにおいて国内外の研究機関等の連携・人材育成を強化し、我が国のAI研究を牽引。

A Xを進める上で中核となるA I人材の育成

- ▶ **高度統計人材育成強化拠点形成事業 2億円**
データサイエンス(DS)・AIの基盤となる統計学について、大学等における教育・研究の中核となる統計人材の育成に係る取組を支援。
- ▶ **デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 3億円**
人文・社会科学系等の分野を専攻する研究科等において、専門分野に数理・DS・AI教育を掛け合わせた学位プログラムの構築を支援。
- ▶ **専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化 102億円（新規）**
地域の人材需要を踏まえ、AIの活用を前提とした教育内容・カリキュラムへの転換などを含む、専門学校の教育の高度化を支援。
- ▶ **AX実装人材育成拠点形成事業 35億円（新規）**
大学や高専において、文理を問わず、AIを実践的に活用する教育を強化し、実践的なAXを推進する人材を養成する先進的な取組を支援。
- ▶ **成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発事業 337億円の内数（新規）**
中小企業AX人材を含む、成長分野等のニーズに応じた人材育成を推進するため、大学・専門学校等において、産学官連携によるリ・スキリングプログラムを開発・提供することを支援。

情報活用能力の向上を図るなど、A I時代にふさわしい教育の推進

- ▶ **安全かつ主体的なAI活用に向けた環境整備や実証研究 884億円**
学校現場におけるAIの適切な利活用ができるような研修や教育課題に特化した生成AIの利活用に関する実証研究の実施。また、その基盤となる公共性の高い教育データの整備や安全にAIを利活用するためのセキュリティの確保されたクラウドベースのインフラの整備を行う。
- ▶ **学習指導要領改訂を見据えた情報活用能力の抜本的な向上 13億円**
AIを使いこなす力を含む情報活用能力の抜本的向上に向け、教材開発や研修をはじめ必要な条件整備を実施。
- ▶ **AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業 4億円**
会話練習量の増加や学ぶ動機付けの強化等に繋がる、英語の授業等における効果的なAI活用モデルを構築。

**AI研究開発
能力の強化
(若手研究者等)**

**AXの推進
AIスキル獲得
(高等教育)**

**AIリテラシー向上
(初等中等教育)**

※ AI人材の育成・確保に資する主な施策を掲載。その他の関連施策として、高校段階における文理の双方の素養を有する人材の育成等を支援するとともに、大学における理系転換等を推進。

(担当：大臣官房政策課等)

高校・大学・大学院等を通じた人材育成システム改革パッケージ

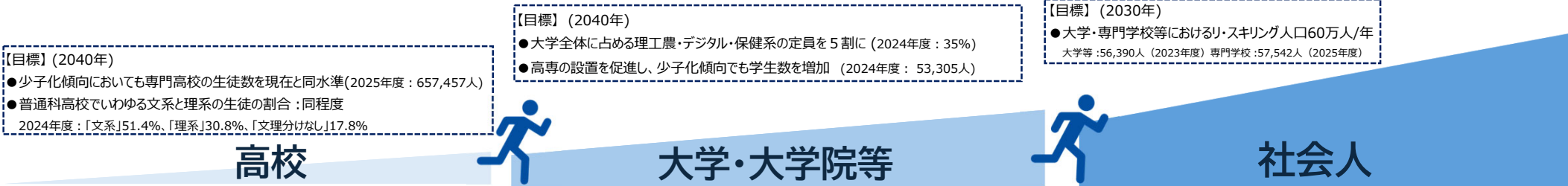
令和9年度要求・要望額

2,589億円＋事項要求

このほか、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費を要求

AX時代の人材需要の変化も踏まえ、一人ひとりの意思に基づき能力を最大限伸ばし、予測困難な時代に対応する人材を育成することが重要。
高校・大学・大学院等や**リスキリング**を通じた一貫性のある予算により、**人材育成システム改革**を推進。

(高校から大学・大学院等を通じた人材育成システム改革ビジョン (R8.4.28日本成長戦略会議人材育成分科会))



産業界や地域のニーズを踏まえた人材育成への改革

(人材の例)

- ・各産業を支える理工・デジタル系人材や現場人材
- ・新たな価値を生み出すイノベーション人材、技術とビジネスを繋ぐ人材や、経営判断力も併せ持つ人材
- ・地方での、医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な人材

実効性ある地域構想推進プラットフォームの構築・拡充【80億円】

ニーズに応じた人材を厚生労働省・経済産業省等と協働して育成

社会の変化に応じた高校教育改革

「N-E.X.T.(ネクスト)ハイスクール構想」の実現

- ・専門高校の機能強化・高度化
- ・文理横断等の普通科改革
- ・地理的アクセス・多様な学びの確保

- 「高等学校教育改革交付金(仮称)」等の新たな財政支援の構築【事項要求】

国による抜本的な支援により、地域の就業構造の変化等を踏まえて高等学校教育改革実行計画を策定する各都道府県の取組を後押し。

- 交付金等を活用して改革に取り組む高校への教員定数の加配配置【地方財政措置】等

高校教育改革と連動した大学等の改革

- ・大都市圏の大学も含めた成長分野への学部転換等や文理分断からの脱却
- ・地域の大学等の機能の最大化・最適化と規模の適正化
- ・高専の新設を強力に推進

- 大学・高専機能強化支援事業(成長分野転換基金)【1,100億円】
- 人口減少における規模の適正化と持続可能な高等教育システムの再構築【80億円】
- 高等教育の学びの質的転換による創造的人材育成事業～知的修羅場体験事業～【165億円】
- 戦略分野を先導する大学院教育質転換事業(結晶(KESSHO))【376億円】等

リ・スキリングや専門学校による実践的職業人材の育成

- ・リ・スキリングプログラムの開発
- ・大学の18歳中心主義からの脱却
- ・社会人高度人材の育成
- ・地域を支える人材の質向上を強力に推進

- 成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発事業【337億円】
- 「学び続ける社会」の実現に向けた大学の全学的体制整備支援【210億円】
- 産学官連携リ・スキリングによる社会人修士・博士育成事業【53億円】
- 専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化【102億円】等

※このほか、大学等の取組を支える国立大学法人運営費交付金や国立高専機構運営費交付金・施設整備費・私学助成の基盤的経費を要求

(担当：総合教育政策局政策課等) 96

「経済財政運営と改革の基本方針2026」における 主な文部科学省関連記載（初等中等教育局関係）

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

3. 国民の安全・安心の確保

（1）防災・減災・国土強靱化の推進

（令和の国土強靱化対策、防災対策の推進）

（略）被災者の心のケア、避難所等の耐災害性の強化や有事の際の機能発揮にも取り組む。（略）

（2）東日本大震災・能登半島地震への対応

（東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興・再生）

（略）地震・津波被災地域の心のケア等の課題に政府全体の施策も活用して対応する。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（1）少子化対策と日本の未来を担うこども・若者のための政策の推進

少子化対策とこども・若者・子育て支援は、相互に関連するため、「こども未来戦略」等¹に基づき、一体的かつ総合的に、力強く推進する。こども家庭センターにおける相談支援の一元的な対応や、産後ケアをはじめとした母子保健政策を含む妊娠から子育てまでの切れ目のない支援、不妊症等への支援を進める。保育料負担軽減をはじめ、幼児教育・保育の支援について、人材や財源の確保の課題を踏まえつつ検討し、取組を進める。保育士、幼稚園教諭等の処遇改善や地域区分を含む公定価格の見直し、幼児教育・保育に係る要領等の共通化、こども政策DXを進める。仕事と家庭の両立支援のため、質の高いベビーシッター・家事支援サービスの利用促進、企業等の活力も活かした放課後の居場所や病児保育などの充実、子育て世帯向けの住宅供給の促進など、子育てしやすい社会・居住環境の整備を行う。企業の支援と成長の好循環を創出するため、「こどもとともに成長する企業構想」²を推進する。

こども・若者の命と安全を守り抜くため、地方公共団体との連携の下、協議会³の設置促進やICT・AI活用の在り方の検討など、抜本的な支援体制の強化を主導し、こども・若者の自殺対策のギアを一段上げる⁴。また、こどもを性暴力から守る措置を着実に講ずる。多様なリスクからこどもを守るため、G7の合意等も踏まえ、関係省庁が連携し、青少年インターネット環境整備法⁵改正案の次期通常国会への提出等を目指す。

若者が希望を持ち選択できる環境の整備のため、大規模調査を踏まえた若者政策の基本設計を行い、地域での包括的なモデル事業の創設や全てのこどもの豊かな体験機会の充実に取

1 令和5年12月22日閣議決定。なお、あわせて、「こどもまんなか実行計画2026」（令和8年6月9日こども政策推進会議決定）に盛り込まれた各種施策を推進する。

2 民間企業が「こども若者まんなか」という社会的価値と企業価値の向上に一体的に取り組めるよう支援と環境整備を行う構想。

3 自殺対策基本法の一部を改正する法律（令和7年法律第64号）により法定化（令和8年4月1日施行）。

4 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月2日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議取りまとめ）の早期の見直しを含む。

5 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）。

り組む。「強い経済」の実現により子育て世代の所得を増やす。審議会委員への登用等、若者が参画した政策実施を推し進める。

逆境からこどもを守り抜くための支援を強化する。潜在的に支援が必要なこども等の情報を早期に把握できるようにするとともに、居場所づくりを進め、こどものいる貧困世帯、ひとり親家庭や離婚前後の家庭⁶、ヤングケアラー、困難な状況にある妊産婦の支援、児童相談所の体制強化等の児童虐待防止対策、里親委託を含む社会的養護や特別養子縁組、発達障害児・医療的ケア児等の障害児支援やインクルージョン、多様な背景の児童への取組、こどもの死亡検証を推進する。

国と地方の連携、財政力の低い地方公共団体への支援を強化する。研究機能を強化し、予算執行を「全部見える化」し、国民の理解を得ながら政策を進めるよう努める。

（２）公教育の再生、研究活動の活性化

人づくりをおろそかにして良い社会は招来しない。高市内閣は人づくりの礎である公教育を再生し、教育の質を抜本的に高める。

A I の社会実装が目前に迫る中、児童生徒の発達段階に応じたA I 活用の指導を後押しし、不確実で変化の速い社会を生き抜ける人材を育てる。学校向けA I 指針を速やかに改定する。国策としてG I G Aスクール構想を推進し、安全かつ主体的なA I 活用に向けた環境整備や実証研究等を進め、先進事例の創出・横展開を図る。

高校から大学・大学院等までの人材育成システムを一体的に改革し、産業構造の変化に対応した人材基盤を強化する。2030年までを第１期とし、大学等の機能強化と18歳人口の減少⁷を踏まえた規模適正化を総合的に推進し、高等教育の分野・地域のリバランスや18歳中心主義からの脱却を図る。理工・デジタル人材育成を含む大学・大学院等の機能強化のため、成長分野への学部再編、17の戦略分野の高度人材育成や実需に応じたり・スキリング、高専の新設・機能強化、文理分断の傾向が強い大都市圏の大学を始めとする成長分野の重視や人社系のダウンサイジング及び理数分野併修を通じた質の向上、大学生・高校生での海外留学の一層の推進など多様性の中で価値を創造する人材育成を進める。教育成果や質に係る情報提供を強化する。規模適正化と地域を支える人材育成のため、大学の経営体力がある段階での撤退を進めつつ、各地域の医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な質の高い人材養成、専門高校・短大等の一貫課程編成、専修学校教育の高度化を進める。高等学校教育改革促進基金による支援のほか、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築を通じ、社会の変化に応じた高校教育改革を推進する。また、引き続き教育費負担の軽減に取り組む。

教師の働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教員免許改革等の育成支援を一体的に進め、喫緊の教師不足対応を含め、教師のなり手を確保する。2029年度までの時間外在校等時間の月30時間程度への縮減を目標とし、教師・学校の業務の適正化や校務D X等を進める。教職調整額を2030年度までに10%に引き上げる。定数改善計画を着実に推進するとともに、働き方改革に資する外部人材を拡充する。奨学金返還支援の学部段階を含む更なる検討を行う。学校と地域の連携・協働、部活動の地域展開等⁸を全国的に進める。

多様性の包摂、情報活用能力の抜本的向上や興味・関心を踏まえた質の高い探究等、次期学習指導要領等が目指す学びの環境を整備⁹する。幼児教育・保育の質向上を図る。いじ

6 共同養育計画の作成の促進や養育費・親子交流の履行確保等の支援を含む。

7 18歳人口は令和8年の約111万人から2040年に約74万人へと約3割の減少が見込まれている（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）（出生低位・死亡低位）」に基づく）。なお、令和7年度の大学数は812校。

8 地域展開に係る指導者や生徒の移動手段の確保等を含む。

9 A I の活用を含む英語教育、特定分野に特異な才能のある児童生徒の資質・能力を伸ばす教育の充実を含む。

め・不登校等の対策を総合的に進める¹⁰とともに、特別支援教育の充実、学校安全の取組¹¹を進め、安心して通える学校づくりを進める。学校の教育環境向上と老朽化対策を地方公共団体等が一体的・計画的に進められるよう着実に支援し、創造的な学習環境を整える。体験活動や読書活動、栄養教諭を中核とした食育や歯科保健教育、近視予防を推進する。在外教育施設の特色を活かした機能強化を図る。

物価上昇下においても修学支援新制度、授業料後払い制度を着実に実施する。

新たに策定された「科学技術・イノベーション基本計画」¹²を着実に推進するとともに、科学技術政策のEBPMを強化する。大学改革を進めるとともに、大学における研究活動を安定的、継続的に支える国立大学法人運営費交付金や科研費の大幅な拡充を図ることや、施設の計画的整備への着実な支援、私学助成の成長分野や地域を支える人材育成等への重点化・充実など¹³、基礎研究を含めた科学技術研究の基盤を強化し、また、日本を国際頭脳循環の主要なハブとし、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する。あわせて、運営費交付金の拡充等により国研の研究開発基盤の強化を図る。また、ムーンショット型研究開発（より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発）の推進による重要技術領域への支援の充実を図る。

科研費の全面基金化に向けた取組を速やかに推進し、研究者の煩雑な事務負担を軽減し、研究時間を確保する。先端研究施設¹⁴・設備等の整備・共用・高度化を促進する。AIを科学研究に適用し、新たな発見や理解を加速する「AI for Science」を推進する。

大学病院の教育・研究・診療のバランスの在り方等を明確化しつつ、教育研究機能や経営力の強化・処遇改善、老朽化した施設・設備を緊急的に改善するための支援に取り組む。

AI等の最先端の科学技術を学ぶ機会の継続的な提供等、女子中高生の理工系進路選択に向けた産学官・地域一体での取組や、ライフイベントに関わらず研究が継続できるよう若手女性研究者への支援等を促進する。

10 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに相談できる環境の整備や、校内外教育支援センターの設置促進等、教育機会の確保を進めることを含む。また、夜間中学の全国的な設置等を促進する。

11 修学旅行や部活動を含む、学校外で行われる学校教育活動に係る安全の推進を含む。また、当該活動における政治的中立性の確保の重要性について学校設置者や学校等に引き続き周知する。さらに、地域住民や保護者、地域の関係機関等と連携した持続可能な学校安全を確保するセーフティプロモーションスクールの取組を推進する。スクールバスの活用を含む通学時の安全対策を推進する。

12 令和12年度までの研究開発投資目標（政府：60兆円、官民：180兆円）。

13 国立高等専門学校機構運営費交付金の着実な確保を含む。

14 大型放射光施設SPRING-8、NanoTerasu、富岳NEXT等を含む。

「日本成長戦略2026」における 主な文部科学省関連記載（初等中等教育局関係）

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

（1）AI・半導体

③バーティカルAI（領域特化型AI）

i）重要性

バーティカルA Iの国内市場は2030年に約3兆円との予測もある。現場知見をデータとして集積しA Iに活用することで独自の価値創出が可能であり、エージェント型A Iの浸透や経営改革による付加価値創出も期待される。

ii）勝ち筋・方向性

重点領域³の領域別戦略を策定し、人材を含めA I基盤や研究開発・実証への集中投資と、政府調達や制度改革による初期需要創出を一体的に推進する。各領域でのA X推進、A Iの導入と開発の好循環を進め、バーティカルA Iの中核拠点となる。

iv）主な施策

- ・バーティカルA Iの導入・開発・利用を支えるA I基盤の整備、研究開発、実証、データ創出を進める。AI for Scienceの推進⁴、研究開発の担い手や実装人材の育成・確保、世界から優秀な「知」が集まる機能の創設に取り組む。
- ・AISI⁵の機能強化や偽・誤情報対策などA Iリスクへの包括的対応を強化する。

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

2. スタートアップ

（2）対応の方向性

③講じるべき施策パッケージ

i）スタートアップのスケールアップ

また、機関投資家からの資金供給拡大に向け、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）等の公的機関、企業年金、大学基金等においてV Cファンドを含めオルタナティブ投資を促進するための投資環境整備⁸⁶等を進める（略）

3 市場性の観点からは製造、物流・交通、情報通信、金融、創業を、公共性の観点からは医療・介護・福祉、農林水産、建設、教育、行政、エネルギーを、戦略性の観点からは防衛、警察、防災、消防、サイバー、海洋、宇宙、科学研究を領域として選定した

4 「AI for Scienceの推進に向けた基本的な戦略方針」（2026年3月文部科学省決定）を踏まえ、研究プロセスのあらゆる段階においてA Iを利活用することにより、研究の効率性・生産性を向上させ、科学研究の在り方を革新させる取組を推進。

5 A Iセーフティ・インスティテュート。

86 運用受託機関等との対話を通じて、国内V C等に対して、公正価値評価（時価評価）の導入や、投資戦略・実績などの運用状況の開示を求める。

3. 金融を通じた潜在力の解放

(2) 対応の方向性

③講じるべき施策パッケージ

iii) 国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備

経済成長の成果をアセットオーナーの受益者や家計が最大限享受できるよう、公的アセットオーナー・企業年金・大学等の機能向上に向け、以下の施策等により受益者の最善の利益を追求した資産運用を促す¹⁰⁷。(略)

また、家計における資産形成・管理の重要性が高まる中で、次期学習指導要領において金融経済教育の記載の充実を図ることを含め、各世代・地域に即した金融経済教育を推進する。

4. 人材育成

(1) 現状と課題

国力の基盤となるのは人材力である。人口減少やA Xの進展の中、不確実で非連続な変化が起こり得る未来に対応できる人材の育成が求められている。特に、A X時代の産業構造の変化に伴い、2040年にかけて、理工・デジタル系人材や現場人材の不足など人材需要の大きな変化が見込まれる¹¹⁶中、文理が分断され理系が少ない現在の学びの構造¹¹⁷のままでは、将来の人材需要とのミスマッチが生じる懸念がある。

また、人口減少と大都市圏への流出により、地方では医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な人材が不足することが懸念され、地域ごとの人材需給ギャップの状況等も踏まえ、地域を支える必要な人材を確保していくことが必要である。

さらに、17の戦略分野における人材課題¹¹⁸を踏まえた戦略的育成も必要である。

(2) 対応の方向性

①対応の方向性

17の戦略分野の課題やA X時代における人材需要の構造的変化なども踏まえ、一人一人の意思に基づき能力やスキルを最大限伸ばし、予測困難な時代においても変化を構想し、機動的に対応できる人材を育成することが重要である。

そのため、「高校から大学・大学院等を通じた人材育成システム改革ビジョン」¹¹⁹を踏まえ、関係省庁で連携し、教育機関が産業界とも協働しつつ「イノベーション」を興すことのできる人材や「現場」を支える人材を戦略的に育成する取組を強力に推進する。

107 結果として、企業の成長や市場の活性化、良質な金融商品の組成など金融機関における資産運用サービスの高度化につながっていくことも期待される。

117 義務教育段階終了時には高い数学的・科学的リテラシーを持つにもかかわらず、早期に文系生徒が理数科目から離れてしまう状況にあるとともに、理系選択をしている生徒・学生の割合は、高校で約30%、大学で約35%にとどまっている。

118 各分野の「官民投資ロードマップ」の検討過程では、「各産業を支える理工・デジタル系人材、現場人材の不足」、「高度化する技術や新しい知識・技能への対応」、「新しい価値を生み出すイノベーション人材、技術とビジネスをつなぐ人材、専門知識だけではなく経営判断力も併せ持つ人材の不足」等が課題として挙げられた。

119 2026年4月28日人材育成分科会において取りまとめ。

②目標（KPI）

- ・③ i) に記載の高校教育改革に関して、2040年時点において、専門高校¹²⁰の生徒数の現在の水準（2025年度：657,457人）を少子化傾向においても維持する。また、普通科高校のいわゆる文系と理系の生徒の割合を2040年にかけて同程度とする¹²¹。（略）

③講ずるべき施策パッケージ

- i) A X時代の産業基盤を支える人材育成に向けた高校教育と高等教育の一体改革
（社会の変化に応じた高校教育改革）

「高校教育改革に関する基本方針」として示した「N-E. X. T. ハイスクール構想」を踏まえて各都道府県が策定する高等学校教育改革実行計画の実現のため、安定財源を確保した上で、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援¹²⁶の仕組みを構築する¹²⁷。これに先立ち、高等学校教育改革促進基金を各都道府県に造成し、パイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する高校を支援する。（略）

（新たな技術・知識・技能への対応や、地域基盤を支える実践的職業人材の育成）

（略）地域産業を支える人材育成に強みを有する教育機関である専門学校の教育の質向上を図る取組を支援するとともに、遠隔授業などを柔軟に行うための制度改正に取り組む。また、地域人材育成構想会議の開催等による教育機関と産業界等の連携事例の創出や、地域の医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な質の高い人材の安定的な養成体制等の確保、産学が協力して設置・運営し学位の授与を行う「契約学科」の取組の推進、企業版ふるさと納税等の活用を通じた産業界から地域の人材育成への投資拡大に取り組む。

- ii) 「成長分野」を牽引する科学技術人材・クリエイティブ人材の育成

（新技術の研究及び社会実装を担う科学技術人材育成のための施策の強化）

先端技術領域での競争力を強化するため、産学協働の研究開発を通じた研究者・技術者の育成¹²⁹支援や若手研究者を中心とした新興・融合研究の促進、博士課程学生・高度専門人材の処遇向上・活躍促進¹³⁰、優れた科学技術人材の育成に向けた小中高段階からの先進的な理数系教育¹³¹に取り組む。（略）

120 ここでは、全日制・定時制・通信制高校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部のうち、農業科、工業科等の職業に関する学科を設置する学校（総合学科を設置する学校を含む。）のことをいう。なお、普通科と職業に関する学科の両方を設置している学校については職業に関する学科の生徒数を計上。

121 2024年度：普通科高校（全日制・定時制課程）の最終学年の生徒のうち、「文系」51.4%、「理系」30.8%、「文理分けなし」17.8%。

126 対象となる取組は、①普通科改革を通じた文理双方の素養を有する人材等の育成、②専門高校の機能強化・高度化を通じたアドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成、③地理的アクセス・多様な学びの確保の実現、を基本とする。

127 高等学校教育改革促進基金の執行状況等を踏まえ、2027年度予算の編成過程で検討する。

129 リ・スキリングの取組も含む。

130 優秀な博士後期課程学生の実研究者としての雇用の促進や、より実践的で多様なキャリアにつながるインターンシップの推進や次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）によるキャリア開発・育成コンテンツの提供、民間企業・大学等向けのガイドブックの周知等の就職率の向上に向けた取組を含む。

131 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業、次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLA）等。

iii) 「人材力」の基盤となる環境整備

固定的なキャリア観の刷新やアンコンシャス・バイアスの払拭に向け、キャリア教育等を推進する。

「文理の壁」を越えてイノベーション等を担う女性人材を育成するべく、「理工系女子人材の倍増」に向け、省庁横断で計画を持って取り組むこととし、とりわけ、大学の工学系学部の女子学生数の割合について、直近の状況から2040年に倍増を目指す。それに向けて、女子児童・生徒、保護者及び教員を対象とした、理工系分野に対する興味・関心を産学官・地域一体で喚起することによる女子小中高生の理系進路選択支援の強化¹³²や、女子を始め児童・生徒の意欲・能力を伸長するため、高等教育機関と初等中等教育機関による組織対組織での取組¹³³等を推進する。

(略) 次期学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びの実装や、「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」の早期改訂と先進事例の創出・横展開等、AX時代に向けた教育・研究環境の整備¹³⁵を進めることに加え、特定分野に特異な才能のある児童生徒の資質・能力を最大限伸ばす教育の充実に向けた相談支援体制の構築を図るなど多様性の包摂の実現に向けて取り組む。(略)

7. 賃上げ環境整備

(2) 対応の方向性

③講ずるべき施策パッケージ

vi) 医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応

令和7年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和8年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。(略)

132 女子中高生の理系進路選択支援プログラム等を推進。

133 次世代科学技術チャレンジプログラム(STELLA)等。

135 質の高い教師の養成・確保、徹底した伴走支援、情報活用能力の抜本的な向上に向けた取組、創造的な学習環境・教材・研究施設・設備の計画的な整備。

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書

令和8年6月

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議

目次

はじめに.....	2
I 総論	
1. 現状と課題.....	3
2. 基本的な考え方.....	4
II 各論	
1. 小学校就学前・来日直後の取組について.....	6
2. 小・中・高等学校段階での取組と支援策.....	9
2-1 指導内容の深化・充実について.....	9
2-2 指導体制の確保・充実について.....	14
2-3 教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修について.....	19
3. 進学・就職へのきめ細かい支援の促進について.....	23
参考資料.....	26

はじめに

- 我が国に在留する外国人の増加に伴い、学校に在籍する外国人児童生徒も急激に増加し、公立学校に在籍する外国人児童生徒は約15.1万人(令和7年度)となっている。加えて、日本語指導が必要な児童生徒¹も増加しており、文部科学省が令和7年度に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(以下「受入状況等調査」という。)では、約8.5万人と過去最高の人数となっている²。
- これまで、令和3年1月の中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」や、令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画において、外国人児童生徒等の教育の重要性が指摘されてきた。また、令和7年9月に改定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」においても、外国人の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずることが示されている。
- さらに、令和7年11月、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、新たに関係閣僚会議が設置され、今年1月に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(以下「総合的対応策」という。)が取りまとめられた。
- こうした状況の中、本有識者会議では、少子高齢化、人口減少時代における我が国において、外国人児童生徒等を含めた全ての子供に質の高い学びを提供できるよう、関係者からのヒアリングを交えつつ13回にわたり議論を重ねてきた。この度、その成果を取りまとめ、国、地方公共団体、学校、その他の関係者が今後取り組むべき施策の具体的な方向性について以下のとおり提言を行うものである。
- 今後、本報告書を踏まえつつ、地方公共団体、学校、その他の関係者において、外国人児童生徒等に対する教育への取組が着実に推進されることを期待する。
- 国においては、本報告書に盛り込まれた内容について、地方公共団体、学校、その他の関係者に対する周知を図るとともに、関係省庁が緊密に連携しつつ、スピード感を持って関係施策に取り組んでいくことを求める。

¹ 日本語指導が必要な児童生徒の中には日本国籍の子供も存在する。このため、本報告書ではこれらを総称して「外国人児童生徒等」と呼ぶ。

² 外国人の子供については、国際人権規約や児童の権利に関する条約を踏まえ、義務教育諸学校への入学を希望する場合は、無償で受入れている。

国際人権規約：1966年の国連総会において採択され、1976年に発効。日本は1979年に批准。世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。このうち、社会権規約において、教育に関する権利が定められている。

児童の権利条約：1989年の国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定している。

I 総論

I. 現状と課題

- 受入状況等調査の結果では、日本語指導が必要な児童生徒はこの9年間で約2倍に急増しているが、日本語指導が必要と判断された児童生徒のうち、約1割が学校において特別な配慮に基づく指導を受けていない。また、義務教育段階において、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒のうち、特別の教育課程³による指導を受けている児童生徒は約8割に留まっており、その実施状況は令和5年度から令和7年度にかけて概ね横ばいで推移している。
- また、文部科学省が令和7年度に実施した「外国人の子供の就学状況等調査」（以下「就学状況等調査」という。）によると、約9千人が不就学の可能性があることが示されている⁴。「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2年7月1日。以下「就学促進等の指針」という。）を踏まえた教育委員会等の取組により、その割合は近年減少傾向にあるものの、依然として一定の不就学の子供が存在している。
- また、大都市圏を中心に外国人児童生徒等が集住する地域がある一方、学校に数人程度のみ在籍する、いわゆる散在地域も増加している。外国人児童生徒等が日常的に使用している言語については、従前から多くを占める中国語やポルトガル語、フィリピン語以外にも様々な言語⁵が使用されており、母語の多様化が進んでいる。こうした現状の詳細は、「II 各論」で取り扱う。
- これまで、国は、日本語指導が必要な児童生徒に関する特別の教育課程の制度化、日本語指導に必要な教員定数の改善、日本語指導補助者等の配置や就学促進等を行う地方公共団体に対する補助事業等に取り組んできた。これらを受けて、外国人児童生徒等を学校につなぐ仕組みや就学後の支援の取組は一定程度進んできていると考えられる。
- しかし、これらの取組が追い付かないほどに、外国人児童生徒等は増加している。さらに、今後、在留外国人の一層の増加とそれに伴う外国人児童生徒等の増加も想定する必要がある。加えて、散在化の進行や母語の多様化により、集住地域で確立してきた指導モデルだけでは対応が困難となることや、学校現場だけの対応では限界があること等も認識すべきである。こうした現状や将来を見据え、これまでの延長線のみならず、新たな解決策を含め総合的な対応を検討し、提示する必要がある。

³ 平成 26(2014)年1月に学校教育法施行規則を改正し、外国人児童生徒等の在籍学級以外の教室で行われる指導について、特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備した(同年4月1日施行)。また、高等学校等(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)についても、同様に制度を整備(令和4年3月に公布・令和5年4月1日施行)。

⁴ 就学状況等調査によると、令和7(2025)年度の不就学の可能性のある子供の数は 9,153 人。令和元(2019)年度は、19,420 人であり、6 年間で 10,267 人減少している。

⁵ インドネシア語、ウルドゥ語、タイ語、ネパール語、ベンガル語等

2. 基本的な考え方

(1) 個人として、また社会の一員として、自立して生きる力を育む

- 外国人児童生徒等は、将来にわたり日本社会を構成する一員となる可能性のある存在であり、個人としてその能力を存分に開花させるとともに、社会の構成員として自立し責任を果たしていくことができるよう、日本語能力をはじめ、必要な資質・能力を身に付けていくことが求められる。詳細については、「2-1 指導内容の深化・充実について」で取り扱う。
- 外国人児童生徒等が、将来、責任ある日本社会の一員として生活を営むことができるよう、国及び地方公共団体において必要な環境整備を行うことは、日本社会にとって極めて重要な基盤的投資⁶と言える。むしろ、外国人児童生徒等の不就学や学習の遅れ、学校生活への不適応等の状態を放置することは、孤立や分断を生み、将来的な社会的負担の増大につながるおそれがある。
- 支援に当たっては、支援を必要とする子供の差異を「弱み」としてのみ捉えるのではなく、そうした子供たちが持つ「長所・強み」に着目し、その可能性を引き出し、力を発揮できるようにしていくという視点（エンパワメント）が大切⁷である。特に、外国人児童生徒等が有する多言語・多文化の経験や背景についても、それを強みとして捉え、生かしていくことが重要である。日本人の子供にとっても、学齢期から様々な背景や母語等を有する子供とともに学習する機会を持つことは、多様な価値観や文化的背景を理解し、資質・能力を高めることにつながる。また、在籍学級における外国人児童生徒等にとって効果的な指導は、全ての子供にとっても有効であるという視点や、学校における多様性の包摂を進めるという視点を持つことは重要である。
- 全ての子供に対する教育の保障は、社会の統合を支える基盤である。国や地方公共団体、学校、保護者、地域の関係団体等、子供に関わる全ての者がこれを念頭に置きつつ、共生社会の実現に向け、外国人児童生徒等を含めた全ての子供を支えていくことが求められる。

(2) 全国的な取組の水準向上に向け、国がより主導的な役割を果たす

- 外国人児童生徒等の教育において、国の果たす役割は極めて重要である。外国人児童生徒等の教育は、一部の地方公共団体や学校のみでなく、全国の地方公共団体と学校現場にとって、年々大きな課題となっている。また、支援人材が不足している地域も多く、教育支援の格差につながっているとの指摘も多い。これらに鑑みれば、これまでの各学校や地方公共団体における取組の成果や課題を土台に、国において外国人児童生徒等の教育に関する取組の基本的な方向性を示し、全国的な教育水準の向上を図ることが必要である。例えば、「プレクラス」のモデルづくり、効果的・効率的な指導内容・方法に関する具体的なガイドラインの提示、効果的な指導体制の明確化、専門性を有する人材の養成・研修等において、国が主導的な役割を果たすことが有効と考えられる。

⁶ 「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議意見書」（令和8年1月14日）p.4

⁷ 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）p.16

(3) 教育の質の確保と学校現場の負担軽減を両立する

- 学校現場における持続可能な体制を整備し、教育の質の確保と負担軽減を図ることが必要である。今後、更なる外国人児童生徒等の増加により、学校の教育活動全体に過度な負担が生じれば、全体として教育の質の低下につながるおそれがある。こうした事態を防ぎ、教育の質の確保と学校現場の負担軽減を両立する観点から、必要な指導体制の整備や指導力の向上に関する取組等を進めていくことが重要である。

(4) 広域的な取組により学校現場を支える

- さらに、広域的な取組により学校現場を支える体制を構築していくことが必要である。全国で外国人児童生徒等の集住化と散在化が同時に進行する現状を踏まえると、学校のみでの取組では限界があり、知見を広域的に展開し、受入れ経験の少ない教育委員会や学校も含め支援していくことが必要になる。そのため、広域の地方公共団体である都道府県教育委員会がハブとなり、域内の市町村や学校現場に対する知見や先進事例に関する情報の提供、研修の実施、日本語指導補助者や母語支援員等の専門人材の確保及び市町村への派遣、多様な機関との連携構築に関する支援を行うなど、広域的な取組を進めていくことが求められる。
- 以上の基本的な考え方を踏まえつつ、「Ⅱ各論」において、1. 小学校就学前・来日直後の取組、2. 小・中・高等学校段階の取組、3. 進学・就職への取組の順に沿って、具体的な取組を記載する。

Ⅱ 各論

Ⅰ. 小学校就学前・来日直後の取組について

(現状と課題)

- 幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼児教育施設」という。）における外国人の幼児や海外から帰国した幼児等も増加しており、その受入れ及び小学校教育への円滑な接続については課題がある。例えば、幼児が特に支障なく生活を送っているように見えても、他の幼児の様子を見て行動しているだけで日本語の理解に課題がある場合もある。また、学齢期以前の幼児の保護者に対する十分な情報提供や支援も重要である。
- 学齢期以前の幼児や保護者を対象として、入学後の円滑な学校生活につなげるための支援を行う取組であるプレスクール⁸に取り組む地方公共団体も出てきているが、依然として一部に留まる。また、その実施主体についても、教育委員会や首長部局など、状況も様々である。
- さらに、来日直後などに、学齢期の外国人児童生徒等が、学校生活や教科学習等に移行していくために必要な、初期の日本語等を学ぶことを主な目的として、地方公共団体を中心に実施されているプレクラスは、外国人児童生徒等の学校生活への円滑な適応を促進する上で重要な役割を果たしている。さらに、外国人児童生徒等の緊張を和らげ、安心感を与えるとともに、受入れに十分な知見を有していない学校や教師にとっても、その負担を軽減するなどの効果が期待され、実施する地方公共団体も増えつつある。一方で、現状においては参照可能なモデルが確立されておらず、教育課程における扱いや、体制、指導内容、実施期間、対象者等も地方公共団体によって多様である。
- また、散在地域や、初めて外国人児童生徒等を受入れる地域、さらには交通アクセスの利便性が低い地域等においては、小学校就学前・来日直後の支援について、十分な整備や検討が進んでいるとは言い難い状況である。

(取組の方向性と具体的な施策)

【幼児教育施設等における取組】

- 幼児教育施設においては、幼児の発達を踏まえ、外国人幼児等が安心して自己を発揮できる環境の下、日常的な関わりや言葉掛けにおいて、日本語の力を育む視点を持ち、一人一人の実態に応じた指導の工夫を行うことを重視すべきである。また、こうした工夫は、他の幼児にとっても言葉を豊かに育むことにつながる観点から重要であるとともに、言葉を用いて考える力の基礎の育成等も必要である。こうした幼児教育施設における指導の工夫等については、引き続き中央教育審議会に

⁸ 「プレスクール」「プレクラス」については、法令等における定義がなく、各地で様々な名称・形態で取り組まれているところであるが、本報告書では、主に学齢期以前の外国人幼児を対象として、入学後の円滑な学校生活につなげるための支援を行う取組を「プレスクール」、主に学齢期の外国人児童生徒を対象として、学校就学前や就学後初期段階に、円滑な学校生活につなげるための初期日本語指導等の支援を行う取組を「プレクラス」として記載する。

おける次期学習指導要領等に向けた審議の中で検討を行う必要がある。

- 加えて、国は、地方公共団体及び幼児教育施設に対して、小学校就学に向けた相談等で得られた情報や要録等を小学校に引き継ぐよう周知する、地域の日本語教室等に親子で参加することを促す、指導の参考となる資料や動画等について一覧性のある分かりやすい形で情報提供するなどの対応を行うべきである。
- 小学校へ引き継ぐ情報としては、例えば、言語の発達に関する事項や習得状況、日本語の理解度等に関する配慮事項、子供が円滑に学校生活を送る上で必要な日本語に関する支援などが考えられる。なお、引き継ぐ内容や方法については、個人情報適切な取扱いと保護に十分留意するとともに、小学校においては、引き継いだ情報に過度にとらわれるのではなく、入学後の子供の様子の観察等も交えつつ、総合的に子供の理解を深めるための情報の一つとして扱うことが必要である。

【就学促進のための方策】

- 外国籍の子供の就学促進に向けて、教育委員会が首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等）と連携し、就学状況の把握や就学案内等の取組を推進することが重要である。そのため、国は補助事業⁹を充実させるとともに、就学状況等調査等を活用し、それらの子供たちの実態把握に努め、引き続き、就学促進に関する好事例の収集や周知に努めるべきである。

【プレスクール（主に学齢期以前の外国人幼児に対する支援を行う取組）】

- 学齢期以前の幼児やその保護者を対象としたプレスクールについて、地方公共団体の取組が更に進むよう、引き続き、優良事例や補助事業¹⁰等の積極的な活用について周知・啓発を行う。

【プレクラス（主に学齢期の外国人児童生徒に対する初期日本語指導等の支援を行う取組）】

- プレクラスについては、学校生活への円滑な適応、語彙力の着実な向上や初期の日本語指導のみならず、来日直後初めての日本の学校生活に不安な外国人児童生徒等にとって、安心できる居場所としても機能している。このような取組と併せて、就学案内等を丁寧に行うことで、不就学の児童生徒がなくなる地方公共団体も見られる。
- 本有識者会議の議論においても、プレクラスは子供たちの日本語力を伸ばすことに関して、非常に効果的であったと前向きに評価する意見が示された。また、プレクラスにおける学習の中で、子供たちの特性や強み、家庭状況を把握することが重要であるとの意見や、専門性を持ってプレクラスで指導するためには、指導経験や専門性を有する人材を配置する必要があるとの意見、登録日本語教員がその専門性を活かしてプレクラスで活躍できるよう、必要な知識を習得するための研修等の機会を確保すべきであるといった意見もあった。このように、プレクラスは、外国人児童生徒等の実態把握や保護者・関係機関との連携を通じて、円滑な就学と継続

⁹ 外国人の子供の就学促進事業。

¹⁰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業。

的な支援につなげる役割も期待できる。さらに、プレクラスを教育課程内で行う場合は、学校の教育活動として位置付けられるため教科学習との連動が図りやすい・継続的かつ安定的に実施しやすい・各学校の居場所づくりや教師間の連携、在籍学級との連携が図りやすいなどのメリットがあるとの意見や、教育課程外で行う場合は、初期支援に特化しやすい・学校の負担を軽減しやすい・来日時期や日本語の習得度合い等に応じて集中的な支援を実施しやすいといった意見も示されており、学校教育との接続を意識した設計が重要である。

- 「総合的対応策」¹¹でも、プレスクールやプレクラスについて、方策を検討・提示することや抜本的な強化を図ること、地域の実情に応じた全国展開を図ることが盛り込まれているところである。
- 今後、各地域の実情に応じたプレクラス等の全国展開に向け、国が主導的な役割を果たしつつ、プレクラス等のモデルをつくり、財源の確保も含め、取組を推進する必要がある。なお、プレクラス等については、現状の取組において、教育課程内と外のいずれで行うかや、体制や指導内容、実施期間、対象者、教材、通学方法への対応、終日実施した場合の昼食の扱い、保護者への支援等は様々である。今後、こうした論点を整理し、学校への円滑な接続の在り方などについて十分に検討し、基本的な考え方を整理し、地域の実情に応じて弾力的かつ柔軟な運用が可能な複数のモデルを構築する必要がある。
- また、プレクラス等を実施した場合でも、学校で児童生徒の状況に応じた日本語指導を引き続き行い、教科指導等を通じて資質・能力の育成につなげていくことが必要である。このため、地域の実情に応じた日本語指導体制を、見通しを持って計画的かつ効率的に整備する際の参考となるよう、国において基本的な考え方や目安を示す必要がある。この点については「2-2指導体制の確保・充実について」で後述する。

¹¹以下、該当箇所抜粋。

iii 速やかに実施する施策

- ・外国人の子供が日本の学校教育を受ける前に、日本語や学習習慣の習得を目的とする地域における「プレスクール(仮称)」(初期支援)の方策を検討・提示する。〔文部科学省〕《施策番号 173》
- ・外国人の子供が適切に教育を受けられるよう、令和9年度から、初期支援(「プレスクール(仮称)」)の抜本的な強化を図る。〔文部科学省〕《施策番号 177》

iv 今後の課題

- ・地域の実情や各地域の教育の取組状況等を把握した上で、全国的に教育水準の維持・向上を図る。例えば、プレスクールや学校におけるプレクラス(初期指導)の地域の実情に応じた全国展開(略)を実施する。〔文部科学省〕《施策番号 179》

2. 小・中・高等学校段階での取組と支援策

2-1 指導内容の深化・充実について

(現状と課題)

- これまで国においては、来日直後の学校生活への適応から在籍学級の授業への参加までを視野に入れた基本的な指導内容・指導方法を、「日本語指導プログラム」¹²として提示するとともに、日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成を目指した JSL カリキュラム¹³を示し、学校現場ではこれらも踏まえ、工夫を重ねて指導が行われてきた。しかし、以下のような課題が指摘されている。
- 基本的な考え方に関する課題としては、以下の点が挙げられる。
 - ・ 児童生徒の語彙・文法・文字等に関する「できないこと」に指導者の意識が焦点化され、それらの指導に偏ってしまう実態もあること
 - ・ 教科の内容を理解し考える力、自分の考えを表現する力、他者と協働する力、多文化・多言語の経験を生かして学ぶ力などの資質・能力の育成までを視野に入れた教育の重要性が十分に伝わっていないことまた、外国人児童生徒等が有する多言語・多文化の経験や、母語による学習経験等を、指導に当たり効果的に生かす視点が十分浸透していないとの指摘もある。
- 指導・支援の具体に関する課題としては、以下の点が挙げられる。
 - ・ 初期段階の指導・支援の具体や、教科指導等において、各教科の内容の概念的な理解を図りながら、資質・能力を育む発達段階に応じた指導内容・指導方法を分かりやすく示せていない
 - ・ 子供の言語発達と日本語習得状況をアセスメントする「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（以下「ことばの力のものさし」という。）」¹⁴の活用が道半ばで、アセスメントを踏まえた指導上の工夫が明確でない
 - ・ 在籍学級における教育課程と特別の教育課程それぞれの役割分担や連携方策が明確でない
 - ・ 日本語指導担当教師など一部の者のみが担うと認識されがちで、担任や教科担当、支援員の各々が実践可能な日本語指導の方法が十分示せていない
 - ・ 受入れ経験の少ない教師が担当する場合でも実施可能な指導内容・方法が十分示せていない
 - ・ 生成 AI やオンラインを含む ICT の効果的な活用や、母語も活用した指導・支援方法、教科の学習に必要な語彙や表現等（いわゆる学習言語¹⁵）に配慮した指導の方法が明確でない

¹² 文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引 改訂版」（平成31年（2019）3月改訂）に各プログラムの概略が示されている。

¹³ JSL (Japanese as a Second Language) とは、第二言語としての日本語を指す。文部科学省において、平成15（2003）年7月に小学校編を、平成19（2007）年3月に中学校編を公表した。

¹⁴ 令和7（2025）年4月に文部科学省が公表した、義務教育段階から高等学校段階までの外国人児童生徒等のことばの力を多角的かつ包括的に捉えるための評価の枠組み。

¹⁵ 本有識者会議において、学習言語について具体的に何を指すかに関しては異なる見解が存在すると、学習言語という概念そのものを批判する研究者もいることについて指摘されている。

- 外国人児童生徒等の指導に当たっては、在籍学級担任と日本語指導担当教師等が連携し、日本語指導を含む教育課程全体を通じて児童生徒の資質・能力を育成することが重要である。併せて、学校全体として多様性を尊重し、外国人児童生徒等に限らず、誰もが安心して参加しやすい学習環境を形成していく視点が重要である。しかし、先述のように、在籍学級における教育課程と日本語指導のための特別の教育課程の連携方策や、それぞれの場で実践可能な具体的な指導の内容・方法がこれまで十分示されていたとは言い難い。JSL カリキュラムについても、現場で実践が重ねられる一方で、十分に根付いていないとの指摘や、担当者の力量への依存度が大きく、専門性を有する者がいない場合は実施が難しいとの指摘も見られる。
- また、児童生徒に日本語指導を行う際には、それぞれの児童生徒の状況を把握し、個々に適した指導を行うことが重要である。しかしながら、受入状況等調査によると、日本語指導が必要な児童生徒の判断に際して、「DLA¹⁶や類似の日本語能力測定方法により、判定している」と回答した学校は約24%に留まっている。
- 特別の教育課程を実施する場合、日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校は、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこととされている。
- しかしながら、日本語指導が必要な児童生徒のうち個別の指導計画を作成している割合は、約70%に留まる。また、「個別の指導計画」については、日本語指導担当教師を中心に作成・活用されてきた一方で、在籍学級における学習との連携が十分図られず、学校全体で児童生徒の状況を共有しながら支援することにつながっていない場合があるとの指摘がある。
- 各学校では、日本語指導が必要な児童生徒のほか、障害のある児童生徒や不登校児童生徒への支援等のために、「個別の指導計画」や「児童生徒理解・支援シート」等が作成・活用されており、それぞれの計画等で相互に重複する記載があったり、計画等を相互に連携して機能させることが困難であったりするといった課題もある。
- 「個別の指導計画」等の扱いについては、次期学習指導要領に向けて、教師の過度な負担・負担感を生じさせず、児童生徒をできる限り包括的に支援し、教育の質の向上につなげるために、これらの計画等を一つの電子ファイルで一体的に運用することができる様式（「2階シート」（仮称））を国として示し、「2階」¹⁷における複数の特例に重複しても俯瞰的に当該児童生徒への支援ができるよう改善すべく、

¹⁶ 外国人児童生徒等のことばの力を対話を通して捉えるアセスメントツール。（DLA: Dialogic Language Assessment）文部科学省は、平成26（2014）年1月に「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」を発行。令和7（2025）年4月には、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等の対話型アセスメントDLA」として改訂している。

¹⁷ 中央教育審議会における検討では、便宜的に、学校として編成する共通の教育課程を「1階」、個々の児童生徒に着目した特別の教育課程を「2階」として表記している。

中央教育審議会において議論が進められている。先述の課題を改善するためにも、「2階シート」（仮称）により、日本語指導を含む支援を学校全体で共有し、在籍学級での学びとも関連付けながら、切れ目のない支援につなげることが期待される。

（取組の方向性と具体的な施策）

【外国人児童生徒等の教育の基本的な在り方】

- 外国人児童生徒等への教育は、児童生徒一人一人が有する多言語・多文化の経験や学習の背景を踏まえながら、学校教育全体を通して、主体的に学び、多様な他者と協働しながら社会に参画するための資質・能力を育成する営みとして捉えることが重要である。その中で、日本語能力の習得は、外国人児童生徒等が自己実現を図るとともに、将来、自立的に社会生活を送るために不可欠のものである。
- このような、「単に日本語能力の補充として捉えるのではなく、教育課程全体を通じて、日々の学習や、多様な人々との個性を生かした協働に必要な資質・能力を育成する」という外国人児童生徒等の教育の在り方に関する基本的な考え方を、学習指導要領総則等にも記載していく方向で検討することが必要である。併せて、特別の教育課程に係る学校教育法施行規則や告示についても、このような基本的な考え方に照らして改めて検討することが必要であり、詳細については、法令的観点等から国において検討することが望ましい。

また、現在、学習指導要領総則では「海外から帰国した児童生徒など」「日本語の習得に困難のある児童生徒」という2つの分類で記述されているが、単に日本語能力の補充として捉えるのではなく、積極的な意識を持って教師が取り組むことができるよう、分類の仕方も含め、適切な記載を検討すべきである。

【具体的な指導・支援の在り方について（ガイドライン等）】

- どの教師が担当する場合でも、全国において一定水準以上の日本語指導が実施されることが重要である。外国人児童生徒等に対する教育に初めて携わる教師を含め、全ての教師や支援員等が連携して指導を実施することができるよう、国は指導内容・方法等をガイドラインとして具体的に示す¹⁸ことが求められる。その際、在籍学級と特別の教育課程それぞれの場での指導の具体や連携方策を示すことが重要である。また、生成 AI やオンラインを含むデジタル技術の効果的な活用方法、学習言語への配慮、外国人児童生徒等の母語での学習経験や知識・理解の活用方策などにも留意する必要がある。
- ガイドラインにおいては、初期段階における指導について、学習項目やトピック型の授業シラバスを明示することにより、教師が指導の見通しを持ちやすくし、より質の高い指導につなげていくことなどが期待される。また、プレクラス等で初期日本語指導を実施した場合において、入学後も在籍学級と特別の教育課程における指導・支援を連携させながら継続的に実施されるものであることを、明確に示すことも必要である。併せて、日本語と教科を統合した学習を推進する観点から、JSL カリキュラムの活用方法についても、簡潔で分かりやすく示すことが期待される。

¹⁸ 文部科学省において、高等学校については、令和5（2023）年3月に「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」を公表した。

- 児童生徒の多様な言語・文化的背景、発達段階等を把握した上で個々の実態に応じた指導の充実を図ることが重要である。ガイドラインにおいては、学校が、「ことばの力のものさし」等を用いて児童生徒の言語発達や日本語習得の状況を的確に把握した上で指導できるよう、指導方法等について、分かりやすく示すべきである¹⁹。なお、障害のある外国人児童生徒等への対応に当たっては、教育制度や文化的背景が異なることにも留意し、本人及び保護者に丁寧に説明し十分な理解を得ながら、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を丁寧に把握・整理し、必要な支援について総合的な観点から判断することが重要であることに留意すべきである。
- 夜間中学については、令和7年度に、日本語指導に関する既存の資料を夜間中学で活用する際の留意点等を整理した「夜間中学における日本語指導ガイドライン」が作成されたことから、これらを周知することが重要である。

【個別の指導計画】

- 外国人児童生徒等の教育に関する「個別の指導計画」については、先述の次期学習指導要領に向けた検討に留意しつつ、まず現在の参考様式の活用状況や課題について、現場の声を把握した上で、文部科学省が作成した「ことばの力のものさし」を踏まえたものとする、プレスクール・プレクラス等におけるアセスメント結果を引き継ぐ、来日前までの教科学習の実施状況を記載するとともに、本人及び保護者の希望や将来の目標等を記載できるようにするなど、改善に向けて、実務的な検討を進めることが必要である。
- その際、各学校段階を通じて必要な情報を引き継いでいくこと、様々な特例が重複しても包括的かつ効果的に支援ができるよう留意すること、関係者間で検討し、共通理解を図り、シートを作成するまでのプロセスが重要であること、在籍学級と特別の教育課程の接続が円滑になり学校全体での共有が進むよう留意すること、作成する教員の負担も考慮した簡素な様式とすること等が必要である。

【生成 AI やオンラインを含むデジタル技術の活用】

- 外国人児童生徒等が増加し、全国の多くの学校で指導が必要になる中、デジタル技術の効果的な活用は一層重要である。先述のガイドラインにおいて、生成 AI やオンラインを含むデジタル技術の効果的な活用方法についても示すことが必要である。その際、発達段階や活用方法により効果が異なることや、対面指導と組み合わせること、児童生徒が主体的に取り組めるよう工夫すること等が重要との声も踏まえつつ、具体化していくことが望ましい。

また、ポータルサイト「かすたねっと」²⁰に掲載されている教材の充実や機能面の改善、活用の促進を図るべきである。

¹⁹ 「ことばの力のものさし」等を用いて指導をするに当たっては、高等学校卒業時までに、高等教育機関への進学や就職時に求められる「日本語教育の参照枠」（令和3年10月文化審議会国語分科会）における B2 相当レベルの日本語能力を身に付けることを意識して対応することが重要。

²⁰ 各都道府県・市町村教育委員会等が作成・公開している、多言語による文書や日本語指導・教科指導のための教材等を文部科学省が収集し、登録した情報検索サイトを指す。

- 加えて、対面でのアセスメントが難しい散在地域等においてもアセスメントができるよう、文部科学省で「オンライン・アセスメントマニュアル」²¹を作成しているが、国はその一層の周知に取り組むべきである。
- なお、文部科学省において、「学びの充実など生成 AI の活用を通じた教育課題の解決・教育 DX の加速事業」として、外国人児童生徒等の教育や多言語化の支援を含め生成 AI の活用に関する実証研究が行われている。生成 AI は技術の進展も早く、急速に社会実装が進んでいるところであり、このような実証的な取組を通じ、成果・課題の検証を進め今後も事例を蓄積するとともに、補助事業等を通じて事例普及に向けた取組を進めていくことが必要である²²。

²¹ 令和7(2025)年4月に文部科学省が公表した「多文化多言語の子どもの「ことばの力」をはかるオンライン・アセスメントマニュアル」を指す。

²² 令和6(2024)年度補正予算において実証研究事業を実施し、「ことばの力のものさし」や、個別の指導計画案等のデータを活用し、生成 AI が教員向け「見取と指導のアドバイスシート」の一部を生成する可能性について検証を行った。

2-2 指導体制の確保・充実について

（現状と課題）

- これまでの調査から、日本語指導が必要とされているものの特別な配慮に基づく指導を受けられていない児童生徒が一定数いることが明らかとなっている。理由について、教育委員会からは、以下のような回答が多く寄せられている。
 - ・ 年度途中からの転入であったため、学校体制として日本語指導担当教師を配置できなかった
 - ・ 日本語指導補助員を1名配置しているが、1名では対応できない状況にある
 - ・ 日本語指導の専門性を持った指導者がいない
 - ・ 在籍校に日本語指導の体制が整っていないため、日本語指導教室設置校への指定学校変更を勧めているが、保護者の送迎が基本となるため転校が難しい全国的に専門的な人材の確保・配置に困難を抱える実態が浮き彫りとなっており、指導体制の整備・充実は急務である。
- また、先述したとおり、外国人児童生徒等の受入れが急激に増加している集住地域と、地域内に外国人が少数のみ居住する散在地域があり、日本語指導に必要な教師の基礎定数化²³をしている現状でも、特に集住地域では、なお指導体制が逼迫している。また、散在地域では、学校として支援経験の蓄積が乏しいこと、そもそも地域内に専門性を有した支援人材が不足していること等の理由から、教育の質の確保が難しく、教育支援の地域格差が生まれている現状があると指摘されている²⁴。
- 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」（平成28年6月）²⁵で、「「拠点校」等を中心とした指導体制の構築」について4つの類型（教師の拠点校、児童生徒の拠点校、指導ノウハウの拠点機能、支援人材の拠点機能）が示された。
また、「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」（令和2年3月）²⁶において、学校における日本語指導の体制構築について、「特に散在地域においては、外国人児童生徒等が1～2名在籍する学校が点在するような状況が想定されることから、複数地方公共団体による広域的な対応の実施や教育委員会の主導による教師・支援員等の配置の工夫、ICT の活用等を通じ、適切な指導体制の構築を図ることが望ましい」とされている。
- 地方公共団体への個別の支援として、国においては、令和元年度に「外国人児童生徒等教育アドバイザリーボード」を設置し、地方公共団体からの要請による外国

²³ 平成29（2017）年3月に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「義務標準法」という。）を改正し、それまで加配定数であった日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員定数を令和8年度までの10年間で計画的に基礎定数化した。

²⁴ 令和6（2024）年度文部科学省委託事業「児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究」参照。

²⁵ 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」（平成27（2015）年11月設置）。

²⁶ 「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」（令和元（2019）年5月設置）。

人児童生徒等教育アドバイザー²⁷（以下「アドバイザー」という。）の派遣を通じて、地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築や、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上を支援してきた²⁸。

- しかしながら、これまで、学校における指導体制については、目安となる考え方やモデルが示されておらず、各地方公共団体・学校現場の判断に委ねられている。支援に取り組んでいる地方公共団体においても、単一の基礎自治体のみの取組に止まっているケースが多い。

その結果、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する場合に、どのような体制を構築すべきか等について、地方公共団体間・学校間で対応に大きな差が生じている。また、受入れ経験の少ない地方公共団体・学校にとっては、どのような体制を構築するかモデルづくりから検討することになる。これらの実態を踏まえると、学校や地方公共団体にとって参考となる共通の基本モデルの構築が重要な課題と考えられる。

- また、学校において、日本語指導に専門性を有する者が限られることと、日本語指導担当教師の異動により、それまで当該教師が研修や実践的経験を通して蓄積してきた日本語指導等に関するノウハウ等が引き継がれないこと等により、外国人児童生徒等の教育に関する持続的な校内体制の構築に至らないという声もある。
- なお、児童生徒を含む帯同外国人に対する生活支援等については、主に各地方公共団体の首長部局で行われているが、児童生徒・保護者と近い立場にいる教師が、自発的に、あるいはやむを得ず対応するケースもあり、結果として学校現場の負担になっているケースもある。また、学校教育活動の効果的な実施のためには、学校と保護者が円滑にコミュニケーションをとれることが不可欠であり、そのためには教育委員会、首長部局、地域日本語教育担当部局、福祉部局、NPO 等との連携の下で進める必要がある。

（取組の方向性と具体的な施策）

【指導体制の基本モデルの策定】

- 先述のように、これまで外国人児童生徒等の教育については、各学校・地方公共団体において、国の支援も踏まえながら様々な取組や工夫が行われてきた。一方で、外国人児童生徒等の人数や在籍の状況に応じて、
 - ・ 日本語指導担当教師、日本語指導補助者、母語支援員、教科担任、在籍学級担任等が、どのような役割分担・人数構成でチームとして対応し、
 - ・ 先述のプレクラスや特別の教育課程も含め、学校の教育活動においてどのような体制で指導・支援を行うことが効果的であるのか、
 - ・ 散在地域における指導体制の在り方や、ICT を活用した遠隔指導と対面指導をどのように組み合わせることが望ましいのか、といった点について、全国の学校や地方公共団体が参考にできる基本モデルは示されておらず、各学校現場の努力に委ねられている状態である。

²⁷文部科学省が委嘱し、教育委員会等への助言や研修等を実施。

²⁸ 令和7（2025）年度は、29 の地方公共団体等に派遣を実施。

- 国は、地方公共団体が集住・散在地域いずれにおいても、地域の実情に応じた指導体制を、見通しを持って計画的かつ効果的に整備する際の参考となるよう、平成28年6月の報告書にある「拠点」に係る4つの類型を更に発展させ、学校における日本語指導体制の構築に関する基本的な考え方や目安を示すべきである。その上で、最終的には、在籍学級担任、管理職、日本語指導担当教師、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、日本語指導補助者、母語支援員等が連携しながら、学校全体で支える体制を構築することが重要である。なお、その際、画一的な基準を示すのではなく、各学校・地域の実情や児童生徒の多様な実態や文化的背景、地域特性を踏まえ、柔軟な運用が可能となる内容とすることが重要である。
- 必要な人材や支援を適時適切に確保するためには、都道府県や複数市町村、知見のある地域の中核となる民間団体、大学等が、お互いに責任を持ちつつ連携し、広域的な観点から人材・支援のコーディネート機能を発揮することなども有効である。専門人材が不足する散在地域において、都道府県がコーディネーターを域内の市町村に派遣し、各学校の体制づくりを後押ししている事例や、研修の実施等により都道府県内の指導の水準を向上に取り組む事例²⁹もある。地域の登録日本語教員を活用していくことや、デジタル技術等を活用し、ノウハウを持つ集住地域の取組を散在地域の支援に効果的に活かしていくことも、体制の充実にとって重要である。
こうした都道府県等が広域的に支援を行う「拠点」を整備する取組を、国が後押ししていくことが重要である。
- また、散在地域の教育委員会等が、各々の取組について情報交換し、好事例について学び合う機会を設ける取組がある³⁰が、情報や知見、人材に限りがある散在地域にとって有意義である。こうした取組が継続的かつ全国的なものとなるよう、広域でのネットワークの構築について、関係機関と連携して国が取り組むべきである。

【特別の教育課程とそれを支える教師等の指導体制】

- 日本語指導が必要な児童生徒等に対する特別の教育課程は、学校生活に適應するために必要な日本語能力の向上や、在籍学級において日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の養成を正規の教育課程に位置付けて行うものである。日本語能力の不足による学習機会の喪失を防ぐとともに、児童生徒等が有する多言語・多文化の経験や学習の背景を尊重し、それらを教育活動に生かしながら、授業や学校生活への円滑な参加を支え、主体的に学ぶ力を育成する上で有効な取組である。
- 実際に特別の教育課程を実施している地方公共団体からは、該当児童生徒の日本語理解が向上し、多くの児童生徒が「学校に来るのが楽しい」「授業が分かるので楽しい」と答えるなど、適切な支援が日本語能力の向上や学校生活の充実に

²⁹ 本有識者会議第4回【資料2】平田委員発表資料。

³⁰ 文部科学省委託事業「児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究」（令和5年度～6年度）において、散在地域教育委員会会議を実施。

つながる等の効果が報告されている。しかし、これらの教育効果がある一方で、地方公共団体においては、日本語指導を担う教師の必要性が増しているものの、配置が追いついておらず、また、専門性を有する人材の確保も困難な状況となっており、引き続き指導体制の在り方を検討していく必要がある。さらに、日本語指導補助者等についても、地方公共団体の取組を効果的に推進するため、一層の配置の充実を図る必要がある。

【日本語指導補助者等】

- 「総合的対応策」では、地方公共団体が速やかに実施する施策について、「令和8年度から、日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援等を拡充する。」と盛り込まれている。国の補助事業についても財源の確保を含め、抜本的な拡充を図る必要がある。
- そのためにも、先述のとおり、地方公共団体が、各学校における日本語指導体制を、地域の実情も踏まえつつ、見通しを持って計画的かつ効率的に整備する際の参考となるよう、基本的な考え方や目安を示す必要がある。また、日本語指導補助者及び母語支援員の役割や求められる専門性、効果的な参画方法等も示す必要がある。こうした措置を講じた上で、日本語指導補助者及び母語支援員について、学校における職として法令上の位置付けを明確にすることも含め、外国人児童生徒等の教育の質の向上につながる人材確保策を検討していくべきである。

【登録日本語教員等の積極的な活用】

- 指導体制の充実に当たっては、その前提として、日本語指導に一定の専門性を有する人材を確保することが必要である。このため、令和6年度に創設された国家資格である「登録日本語教員」³¹をはじめ、日本語指導の専門性を有する者の知見が適切に発揮されるよう、後述する点に留意しつつ、学校における活用を推進すべきである。このことは、「総合的対応策」に記載された、登録日本語教員が有する日本語指導に関する専門性が適切な社会的評価を受ける環境を整備し、処遇の改善を推進する上でも有効と考えられる。

具体的には、登録日本語教員等を特別非常勤講師や日本語指導補助者として活用することが考えられる。その際、教育職員免許法施行規則等の関係法令の改正を要する可能性があること、現在中央教育審議会において検討が進められている教師の養成・研修・採用の在り方に関する議論も踏まえることに留意が必要である。

また、登録日本語教員等の日本語指導に専門性を有する外部人材の活用に当たっては、こうした人材が必ずしも児童生徒の教育に専門性を有するとは限らないことに留意が必要である。そのため、運用に当たっては在籍学級担任等との連携や、児童生徒の教育において求められる資質・能力を向上することなどが必要であり、子供への理解が進み、発達段階に応じた指導が可能となるよう、外部人材に対する動画教材の活用や研修の充実などを計画的に進める必要がある³²。なお、登録

³¹ 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）に基づき創設された国家資格で、文部科学大臣の登録を受け、認定日本語教育機関において日本語教育を行う教員をいう。

³² 例えば、令和4（2022）年度に公益社団法人日本語教育学会が文化庁委託「日本語教育人材の研修プログラム普及事業」において作成したプラットフォーム「ひまわり」の活用等が考えられる。

日本語教員と教員免許については「2-3教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修について」で取り扱う。

- また、登録日本語教員の活用のためには、任用する都道府県・市町村教育委員会が、どの地域や学校種等に勤務可能な者がいるかについて、把握できることが重要である。この点については、文部科学省が運営する「日本語教育機関認定法ポータル」³³に、希望勤務地・希望勤務機関・希望雇用形態・日本語教育に関する経験（教育課程編成・クラス担任・進路指導等）等の情報が掲載されているところであり、国において、登録日本語教員が円滑に任用されるよう積極的に周知すべきである。

【アドバイザーの戦略的な派遣】

- 初めて外国人児童生徒等を受入れる地域など体制が整備されていない地域や新たな指導体制を立ち上げる地域については、個別に重点的な支援を行うことが重要である。そのため、国はアドバイザーの派遣をより一層充実させ、体制の整っていない地方公共団体に対し、単発ではなく継続的に関与（伴走支援）することにより、現状分析や課題整理、支援体制の構築・改善に向けた指導・助言を行い、持続可能な体制づくりを支援することが必要である。

【首長部局との効果的な連携】

- 児童生徒・保護者への学習面以外の支援や、保護者との日本語によるコミュニケーションをめぐる学校現場の負担を軽減し、学校と家庭が円滑に連携して教育活動を実施するためには、首長部局における必要な財政措置、保護者が通う地域の日本語教室の運営支援³⁴など、首長部局と教育委員会との効果的な連携が重要である。

³³ 文部科学省が日本語教育機関認定法に基づき、認定日本語教育機関の情報公開を行うとともに、登録日本語教員に関する情報提供や各種手続のための公式ポータルサイト。

³⁴ 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（前出）p.38、39

2-3 教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修について

（現状と課題）

- 外国人児童生徒等に対する教育を担う教師等の資質・能力の向上を図るため、文部科学省において指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラム³⁵を開発し、周知を行ってきた。
- 現行の教員養成課程においては、外国人児童生徒等教育に関する内容は、普通免許状の取得に当たって修得を要する単位のうち、「教育の基礎的理解に関する科目」の「各科目に含めることが必要な事項」の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の一部として教育職員免許法施行規則に位置付けられている。
- また、これまで、「教職課程コアカリキュラム」で、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」として、母国語の問題等により特別な教育的ニーズのある子供への対応について定めたほか、先述のモデルプログラムを定め、大学に対して、教師や支援者に必要な資質・能力を具体的に示し、学ぶべき内容を示してきた。
- 全国的に外国人児童生徒等が増加している現状を踏まえると、各大学の教員養成課程における外国人児童生徒等の教育に関する内容の一層の充実を望む声もある。その一方で、日本語指導に関する科目を必修として履修する時間的余裕がない学生も多いという点や、現在は科目のうち「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に位置付けているものの、特別支援に詳しい者と外国人児童生徒等への支援に詳しい者は異なるなど、指導しづらいといった点も指摘されている。
- 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループでは、今後の教職課程や教員免許制度の在り方について、免許状取得に必要な事項として共通で学ぶべき内容の再構造化・体系化、学びの最適化を目指したコアカリキュラムの見直し等に向けた議論が行われている。
- また、研修については外国人児童生徒等の教育に携わる教師等が、基礎的な知識を学べるようにするため、文部科学省において研修用動画コンテンツ³⁶を令和2年度に作成し、文部科学省ホームページやポータルサイト「かすたねっと」において公開している。
- 外国人児童生徒等の増加により、初めて外国人児童生徒等を受け持つ教師も増加しているため、各地方公共団体において研修の場を整えることが一層重要となっ

³⁵ 文部科学省委託「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）により開発。

³⁶ 外国人児童生徒等の受入れ、支援体制づくりや日本語指導の具体的な指導方法など、5つの研修用動画を作成。

ているが、実施状況は十分とはいえない³⁷。加えて、教師と日本語指導補助者や母語支援員とが連携して取り組むためには、日本語指導補助者や母語支援員に対する研修も必要である。さらに、各地方公共団体の支援体制の構築を図るためには、教育委員会の指導主事等の指導力を強化することが求められる。

○ 教師の採用について、国は「教師の採用等の改善に係る取組について（通知）」（令和5年1月10日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）において、学校現場における今日的な教育課題に対応した特定分野に強みや専門性を持った人材の採用に努めることや、日本語教育に関する学習歴・資格、指導に従事した経験等や専門性を考慮した一部試験免除や特別の選考などの実施を求めている。

○ しかしながら、「令和7年度（令和6年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況等」の調査結果によると、公立学校教員採用選考試験において日本語指導の資格など専門性がある者について加点するなどの確保策を講じている教育委員会は、2府県に留まっている。

（取組の方向性と具体的な施策）

【教員養成】

○ 外国人児童生徒等が増加している状況においては、外国人児童生徒等の教育について、全ての教師が一定の知識を学修しておくことが重要である。養成段階においては、多文化共生・包摂の視点を身に付けるとともに、必要に応じて日本語指導や言語発達支援等に関する専門知識についても学ぶことができるようにすることが望ましい。

○ 本有識者会議の議論も踏まえつつ、このような点について、教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループでは、「共通で学ぶべき内容」として、現行の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」ではなく、「幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂」として位置づけられる方向で検討が進められている。併せて、専門的な学習に基づく「強み専門性」の一環として、外国人児童生徒等の教育についても、専門科目を通じて修得する方向が「中間まとめ」³⁸に盛り込まれている。

○ 今後、コアカリキュラム等も含めた、より具体的な検討が中央教育審議会において進むことになるが、①教師となる者の全てが学ぶ基礎的な内容、②「強み専門性」として学ぶ応用的内容、③教師としての経験を積んだ者が更に専門性を高めるための内容を分けて具体化していくことが期待される。

その際、子供の日本語習得や言語発達の特性、多様な文化的背景等を踏まえた指導・支援の在り方について留意しながら、具体化していくことが望ましい。なお、「強み専門性」において、子供に対する日本語指導の具体的な方法、個別の指導計画の作成等の内容を含めることや、多くの大学が開設できるよう、カリキュラムの

³⁷ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和7年度）」。

³⁸ 中央教育審議会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）」（令和8（2026）年1月19日）。

考え方や例などを情報提供することなどが期待される。併せて、教員養成大学等において外国人児童生徒等教育や日本語教育を専門とする教員の確保・配置を進め、継続的に養成を担う体制を整備することが望ましい。

- さらに、教員養成大学が登録日本語教員養成課程を併設している例もある。今後の日本語指導に関する人材育成という観点からは、こうした登録日本語教員の資格と、教員免許状の両方を持つ人材を養成していくことが期待される³⁹。

【採用】

- 外国人児童生徒等に対する教育を担う人材の確保は今後ますます重要性が増すものと考えられる。そのため、大学で日本語教育や多文化共生等に関する専門的な教育を受けた者や、登録日本語教員や日本語指導補助者等、日本語指導の経験を積んだ者の採用が進むよう、国は好事例を都道府県等に提供するとともに、都道府県等は教員採用選考において考慮することを検討すべきである。なお、都道府県教育委員会等において、日本語指導経験を積んだ人材を戦略的に配置・育成し、教育委員会内で外国人児童生徒等教育の知見が中長期的に蓄積されていくことも重要である。

【研修成果の戦略的普及】

- 独立行政法人教職員支援機構（NITS）においては、これまでも「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」を実施しているところであるが、日本語指導が必要な児童生徒等の散在化等が進行している状況を踏まえると、今後研修参加者の研修成果を一層広めることが重要である。

そのため、同研修について、各都道府県教育委員会の積極的な関与の下、研修参加者が研修講師となって同研修の成果を市町村教育委員会や学校現場に展開し、日本語指導に関する知見を域内に広く浸透させていくことや、一部の研修プログラムのオンデマンド化など、研修内容の普及に向けた仕組みの強化を図るべきである。また、研修参加者の参加後の校内外での取組について集約・分析し、研修成果を効果的に広める方策を検討すべきである。

【研修パッケージ・Plant の活用】

- 文部科学省がこれまで作成した研修動画コンテンツについて、各地方公共団体での活用が一層進むよう、コンテンツを全国教員研修プラットフォーム「Plant」に集約し、国が主催する指導主事会議等の場で積極的に周知を図るべきである。その際、日本語指導担当としての経験が浅い教師や、初めて日本語指導補助者・母語支援員等となる外部人材に対する研修パッケージを体系的に分かりやすく示すことが求められる。

【アドバイザーの活用】

- 地方公共団体等において、モデルプログラムを活用した研修がより促進されるよ

³⁹ 中央教育審議会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（二次まとめ）」等では「強み専門性」に係る内容の学習には20単位を充てる案が提示されている。大学等における登録日本語教員の養成課程及び実践研修は、合計26単位以上である。なお登録日本語教員資格取得のためにはこれに加えて、日本語教員試験の応用試験の合格が必要である。

う、外国人児童生徒等教育アドバイザーを研修講師として派遣し、モデルプログラムを踏まえた研修の企画・立案、実施について助言を行う取組を進めるべきである。

3.進学・就職へのきめ細かい支援の促進について

(現状と課題)

- 外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要であり⁴⁰、これまでも、高等学校等への進学を促進する観点から、就学促進等の指針⁴¹において、教育委員会に対して以下の取組を求めている。
 - ・ 中学校等において、在籍する外国人の子供やその保護者に対し、早い時期から進路ガイダンスや進路相談等の取組を実施する
 - ・ 公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）等の取組を推進する
- また、国として、外国人生徒等を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組の推進を地方公共団体に依頼⁴²しており、令和7年度公立高等学校入学者選抜においては、20都道府県において外国人生徒の特別定員枠が設定されている。
- 受入状況等調査により、日本語指導が必要な生徒については、全体と比較した場合の中途退学率の高さや就職者における非正規就職率の高さ、大学等への進学率の低さなどの課題が明らかとなっている。中途退学率や進学率については、令和4年度から令和6年度にかけて改善が見られるものの、依然として課題がある。また、就職者における非正規就職率や、進学も就職もしていない者の割合については、全高校生との差が大きく、外国人生徒等の進路上の大きな課題となっている。
- また、文部科学省が実施した「外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究事業」（令和7年度）⁴³によると、外国人生徒等の進学については、「進学に必要な日本語の習得が十分でない」を課題に挙げた高等学校が21.0%と最も多く、次いで「費用負担が理由で進学をあきらめてしまう」（15.2%）、「日本の受験の仕組みを理解していない」（12.2%）が課題として見られた。
- 就職については、「日本の就職活動の仕組みを理解していない」を課題として挙げた高等学校が11.6%と最も多く、次いで「雇用形態の違いをよく理解していない」（9.6%）、「企業において求める日本語能力の要件が高い」（6.5%）が課題として見られた。
- これらから、日本語支援の課題、受験や雇用形態に関する本人・保護者の理解不足、進学についての費用負担などが、進路上の大きな課題の要因として考えられる。

⁴⁰ 文部科学省「高等学校における外国人生徒等の受入の手引」（令和4年度）参照。

⁴¹ 文部科学省「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2（2020）年7月1日）を指す。

⁴² 「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について（通知）」（令和7（2025）年6月27日付け文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）。

⁴³ 本調査研究事業において、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を対象に「外国人生徒のキャリア支援等に関するアンケート調査」を実施。

- 加えて、学校として外国人生徒等へのキャリア教育・支援を行う際の課題として、「十分な体制を構築するための教職員数が不足している」を課題に挙げた高等学校が最も多いほか、「情報の多言語化が十分でない」などの回答も多く見られた。
- 一部の地方公共団体では、外国人生徒等への支援を重点的に行うために拠点となる学校を設置したり、外国人生徒等の社会的自立を目指し、日本語指導やキャリア教育を体系的に行い、進学率・就職率に関する成果につなげたりしている例⁴⁴も見られる。一方、全国的には、高等学校では日本語指導が必要と判断されていても支援ができていない生徒の割合が約3割と小中学校段階に比べて高い、特別の教育課程による指導を受けている生徒の割合が少ないなど、取組は道半ば⁴⁵と言える。

（取組の方向性と具体的な施策）

- 外国人児童生徒等を含む全ての子供に対して、自身の強みを生かし、主体的に進路選択ができるよう、アイデンティティの確立や自尊感情の育成と一体的にキャリア教育⁴⁶を行うことが、いずれの学校段階においても重要であり、地域の支援団体や企業等とも連携し、学校内外で協働してキャリア教育を進めることが望まれる。
- その際、特に高等学校等における外国人生徒等の進学・就職に共通する課題として、日本語による学習や進路情報へのアクセスに困難を抱える生徒が多いことを踏まえ、日本語指導とそれを支える指導体制の充実が求められる。特に、高等学校においては、学習内容の高度化・専門化が進む中で、来日前の学習経験や知識を活用した学びがより一層期待される一方、教科学習に課題を抱える生徒も多くなるため、教科学習支援も併せて行うことが重要である。
また、進学・就職等の進路選択の支援や生徒の学習意欲の向上の観点からも、入学後すぐにアセスメントを行うこと及び継続的な日本語の能力の把握が重要である。こうした日本語の能力の把握や評価等に際しては、「ことばの力のものさし」や「日本語教育の参照枠」等を活用することが重要である。
- 生徒一人一人の背景や学習状況を踏まえ、特別の教育課程による取り出し指導や学校設定教科・科目の設置、教科学習における習熟度別指導などを、教育課程上に適切に位置づけ、実施することを一層促進すべきである。併せて、一部都道府県で取組が進みつつある、日本語指導やキャリア支援に関するセンター的機能を担う「拠点校」で、周辺の高等学校も含めて支援する仕組みの普及等が求められる。国においては、「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」（令和4年度）等で示した日本語指導の具体的な方法等を、研修や各種会議において普及に努める必要がある。

⁴⁴ 本有識者会議第7回【資料2】茨城県教育委員会発表資料、第10回発表資料【資料2】高階委員発表資料。

⁴⁵ 高等学校段階において、「学校設定教科・科目」を教育課程に位置付け、日本語指導を実施している事例もある。

⁴⁶ 「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23（2011）年1月31日））。

- こうした取組を促進することと併せて、体制について課題であると感じている高等学校も多いことから、国においては、「2-2指導体制の確保・充実について」で記載したとおり、補助事業等を通じた指導体制の充実にも努めるべきである。
- さらに、「高等学校における外国人生徒等へのキャリア支援等に関する実践ガイド」（令和7年度）（以下「実践ガイド」という）等において、外国人生徒等のキャリア教育を進めるうえで、日本人生徒と異なる配慮・支援が必要であること（例：日本語での情報が多いため関連する情報を入手することが困難、進路に関して在留資格等の法制度との関係で検討する必要があるなど）が示されている。
- 教育委員会や高等学校等においては、生徒・保護者に対して、多言語化や「やさしい日本語」⁴⁷の活用、視覚的支援等を含めた分かりやすい情報提供を行うことや受入れ時に基本的な情報を聞き取ったうえで、ガイダンスや面談等を通して丁寧に進路に関する理解を促進することなどが求められる。
- 各学校等の取組を後押しするため、国として、地方公共団体等が作成した多言語化された生徒・保護者向けの資料や法務省が作成した在留資格に関する動画等の情報を、ポータルサイト「かすたねっと」に掲載したり、各種会議で「実践ガイド」等を活用し、キャリア教育に関する実践事例を示したりするなど、分かりやすく周知すべきである。
- また、進学については、公立高等学校入学者選抜において、全ての都道府県で外国人生徒等を対象とした特別定員枠の設定がなされるとともに、受検に際しての配慮等の取組が促進されることを目指し、国は、先進的な取組事例を収集するとともに、外国人特別定員枠の設定などの取組を促すべきである。
- さらに、高等学校卒業後の進路に関連し、各大学において、国籍等に関して多様な背景等を持った者の大学入学者選抜を工夫することも期待される。

⁴⁷ 難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことであり、日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの。（「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」2020年8月出入国在留管理庁・文化庁 p.3）

參考資料

外国人児童生徒等の教育の充実に係る有識者会議 委員一覧

大 西 俊 猛（令和7年4月まで）	元大阪府立大阪わかば高等学校校長
オチャンテ 村井 ロサ メルセデス	桃山学院大学人間教育学部人間教育学科准教授
工 藤 和 志	東京都葛飾区立青葉中学校校長
小 島 祥 美	東京外国語大学グローバル・イノベーション・ デザイン・インスティテュート教授 多言語多文化共生センター長
齋 藤 ひろみ	東京学芸大学教育学部教授
佐 古 秀 一	鳴門教育大学学長
◎佐 藤 郡 衛	東京学芸大学名誉教授 国際交流基金日本語国際センター所長
高 階 章 一（令和7年5月より）	大阪府立大阪わかば高等学校校長
徳 永 智 子	筑波大学人間系准教授
野 口 晃 菜	一般社団法人 UNIVA 理事
○浜 田 麻 里	京都教育大学国文学科教授
バトラー 後藤 裕子	ペンシルバニア大学教育大学院言語教育学部教授
平 田 郁 美	群馬県教育委員会教育長
横 溝 亮	横浜市教育委員会事務局学校教育部 学校経営支援課指導主事
吉 田 美 穂	弘前大学大学院教育学研究科教授

（五十音順、敬称略）

（令和8年4月時点）

※ 座長：◎ 副座長：○

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 検討経過

令和7年4月4日 第1回会議

- 運営規則の決定について（非公開）
- 外国人児童生徒等の教育に関する現状と課題について
- 検討事項等について

令和7年4月25日 第2回会議

- 資質・能力の育成のための新たな日本語指導について
- 外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）を踏まえた進捗状況について
- 外国人児童生徒を包摂する教育、指導内容の深化・充実について（ヒアリング）
 - ① 徳永委員
 - ② 小島委員
 - ③ 齋藤委員

令和7年5月26日 第3回会議

- 外国人児童生徒等を包摂する教育、指導内容の深化・充実について（ヒアリング）
 - ① オチャンテ委員
 - ② バトラー委員
- ヒアリングを踏まえた意見交換

令和7年7月7日 第4回会議

- 指導内容の深化・充実に関するこれまでの議論の整理
- 外国人児童生徒等を包摂する教育、指導内容の深化・充実について（ヒアリング）
 - ① 平田委員

令和7年7月25日 第5回会議

- 指導内容の深化・充実に関するこれまでの議論の整理
- 指導体制の確保・充実について

令和7年8月28日 第6回会議

- 指導体制の確保・充実について（ヒアリング）
 - ① 横溝委員、公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ
- ヒアリングを踏まえた意見交換

令和7年9月24日 第7回会議

○指導体制の確保・充実について（ヒアリング）

① 吉田委員

② 茨城県教育委員会

○ヒアリングを踏まえた意見交換

令和7年11月10日 第8回会議

○日本語指導担当教師等の指導力の向上について（ヒアリング）

① 浜田委員

② 千葉大学

○ヒアリングを踏まえた意見交換

令和7年12月18日 第9回会議

○外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議におけるこれまでの議論の整理について

○外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保について

令和8年1月16日 第10回会議

○外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保について（ヒアリング）

① 高階委員

○ヒアリングを踏まえた意見交換

令和8年2月20日 第11回会議

○報告書骨子（案）について

令和8年5月25日 第12回会議

○調査結果について

○報告書（案）について

令和8年6月22日 第13回会議

○報告書（案）について

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書(概要)

令和8年6月



令和8年9月1日
第154回初等中等教育分科会
参考資料6

現状と課題

- ◆ **日本語指導が必要な児童生徒が急増**(9年間で約2倍の8.5万人) ◆ **不就学の可能性**のある外国人の子供も依然として多い(9千人)
- ◆ 日本語指導が必要だが**特別な配慮に基づく指導を受けていない**児童生徒も約1万人存在
- ◆ **全国的に集住化・散在化が同時に進行**するとともに、支援が必要な児童生徒の**母語も多様化**
- ◆ 日本語指導に係る人材確保・支援体制・知見の蓄積などの面で**地方公共団体間の格差も存在**

基本的な考え方

- ◆ 個人として、また社会の一員として、**自立して生きる力**を育む
- ◆ 教育の**質の確保**と**学校現場の負担軽減**を**両立**する
- ◆ 全国的な取組の水準向上に向け、**国がより主導的な役割を果たす**
- ◆ **広域的な取組**により学校現場を支える

主な取組

小学校就学前・来日直後の取組

- ・ **プレスクール・プレクラス(初期日本語指導等)のモデル構築と全国展開** ※本報告書では、「プレスクール」は主に学齢期以前の外国人幼児に対する支援を行う取組、「プレクラス」は主に学齢期の外国人児童生徒に対する初期日本語指導等の支援を行う取組と記載
- ・ **就学の促進**に向けた部局間連携と実態把握の推進
- ・ 幼児教育施設での指導の工夫、地域日本語教室への親子参加、**小学校への確実な引継ぎ**を推進

指導内容の深化・充実

- ・ **強みを生かし**ながら、**教育課程全体**を通じ、社会に参画するための資質・能力を育成するという基本的な考え方を、次期学習指導要領等で明示
- ・ **ガイドライン**を策定し具体的な指導内容・方法を提示
- ・ **特別の教育課程**の活用や**個別の指導計画**の作成を推進
- ・ **生成AIの活用**による**多言語対応**や散在地域等での**オンライン活用**の効果的な方法の提示

指導体制の確保・充実

- ・ 指導体制に関する**基本的なモデルづくり**
- ・ **日本語指導補助者及び母語支援員**の配置をはじめ、**地方自治体の取組への支援の強化**
- ・ **登録日本語教員**等の積極的な活用
(特別の教育課程等での活用、「日本語教育機関認定法ポータル」を活用した任用)
- ・ **アドバイザーの派遣**による伴走支援の充実

教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修

- ・ 教員養成段階における、外国人児童生徒等の教育に関する**内容の充実**を検討(中央教育審議会)
- ・ 日本語指導の**専門性を有する者の採用促進**
- ・ 教職員支援機構等の**研修の普及**

外国人児童生徒等の進学・就職機会の確保

- ・ 高等学校入学者選抜における**特別定員枠**の設定や、**受検での配慮**を収集・周知
- ・ **キャリア支援等に関する実践ガイド**の取組方法や事例を普及

第 13 期中央教育審議会 初等中等教育分科会委員

(50 音順)

◎:分科会長 ○:分科会長代理

(委員) 12 名

秋田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
今村 久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム 代表理事
桑原 悠	前新潟県津南町長
坂本 雅彦	東京都教育委員会教育長、全国都道府県教育委員会 連合会会長
◎ 貞広 斎子	千葉大学副学長・教育学研究院教授
戸ヶ崎 勤	埼玉県戸田市教育委員会教育長
○ 奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授
藤田 大輔	大阪教育大学健康安全教育系特任教授
○ 堀田 龍也	東京学芸大学副学長・教職大学院教授
吉田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等 学校校長、日本私立中学高等学校連合会会長
渡辺 弘司	公益財団法人日本学校保健会副会長、公益社団法人 日本医師会常任理事

(臨時委員) 16 名

青海 正	東京都大田区立志茂田中学校校長、全日本中学校 長会顧問
阿部 貴子	全国公立小中学校事務職員研究会顧問、盛岡市立 城西中学校主幹兼事務長
石川 悦子	こども教育宝仙大学こども教育学部教授
植阪 友理	東京大学大学院教育学研究科准教授
緒方 直彦	東京都あきる野学園統括校長、全国特別支援学校 長会会長
岡本 潤子	学校法人千葉学園千葉幼稚園園長、一般社団法人

澤田	真由美	全日本私立幼稚園連合会教育研究委員長 株式会社先生の幸せ研究所代表取締役、一般社団法人 Ami 代表理事
神野	元基	学校法人東明館中学高等学校理事長・校長
高島	峻輔	兵庫県芦屋市長
田名部	智之	一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会会長、株式会社田名部組代表取締役 CEO
田村	知子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
寺島	雅夫	東京都立国際高等学校校長、全国高等学校長協会会長
野口	晃菜	一般社団法人 UNIVA 理事
松原	修	東京都武蔵野市立第二小学校長、全国連合小学校長会会長
宮原	京子	ファイザー株式会社取締役執行役員スペシャルティケア部門長
八並	光俊	東京理科大学名誉教授、日本生徒指導学会会長

(計 28 名)